

川口市戸塚環境センター施設整備事業に
係る環境影響評価調査計画書

及び

環境に影響を及ぼす地域に関する基準に
該当すると認められる地域を記載した書類

平成30年1月

川 口 市

川口市戸塚環境センター施設整備
事業に係る環境影響評価
調査計画書

平成30年1月

川 口 市

はじめに

本調査計画書は、川口市が実施する一般廃棄物（ごみ）処理施設の整備事業に係る環境影響評価について、「埼玉県環境影響評価条例」（平成6年埼玉県条例第61号）に基づき、対象事業の実施が環境に及ぼす影響を明らかにするために一般的に必要と認められる調査、予測及び評価の項目並びに都市計画対象事業等の実施による影響を明らかにするための合理的な調査等の技術的方法をとりまとめたものである。

目 次

	頁
第 1 章 事業者の名称及び住所	1- 1
第 2 章 対象事業の目的及び概要	2- 1
2.1 対象事業の名称	2- 1
(1) 名称	2- 1
(2) 対象事業の種類	2- 1
2.2 対象事業の目的	2- 1
2.3 対象事業の概要	2- 1
(1) 対象事業実施区域の位置	2- 1
(2) 対象事業の規模	2- 2
(3) 対象事業の実施期間	2- 5
(4) 対象事業で整備する施設の概要	2- 6
(5) 工事の概要	2-32
第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	3- 1
3.1 社会的状況	3-1- 1
(1) 人口及び産業の状況	3-1- 1
(2) 土地利用の状況	3-1- 4
(3) 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況	3-1- 8
(4) 交通の状況	3-1-11
(5) 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な 施設及び住宅の分布状況	3-1-16
(6) 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況	3-1-27
(7) 環境の保全を目的とする法令、条例等により指定された地域その他 の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況及び環境保全に 係る計画の内容	3-1-31
3.2 自然的状況	3-2- 1
(1) 大気質、騒音、振動、悪臭、気象その他の大気に係る環境の状況	3-2- 1
(2) 水質、底質、水象その他の水に係る環境の状況	3-2-16
(3) 土壌及び地盤の状況	3-2-28
(4) 地形及び地質の状況	3-2-33
(5) 動物の生息、植物の生育、植生、緑の量及び生態系の状況	3-2-36

(6) 景観、自然とのふれあいの場の状況	3-2-64
(7) 文化財その他の生活環境の状況	3-2-68
(8) 一般環境中の放射性物質に係る環境の状況	3-2-71
(9) その他環境等への負荷の状況	3-2-73
第4章 調査項目	4- 1
4.1 環境影響要因の把握	4- 1
4.2 環境影響評価項目の選定	4- 1
4.3 環境影響評価項目の選定理由及び選定しない理由	4- 3
第5章 選定項目ごとの調査、予測及び評価手法	5- 1-1
5.1 大気質	5- 1-1
5.2 騒音・低周波音	5- 2-1
5.3 振動	5- 3-1
5.4 悪臭	5- 4-1
5.5 水質	5- 5-1
5.6 地下水	5- 6-1
5.7 土壌	5- 7-1
5.8 動物	5- 8-1
5.9 植物	5- 9-1
5.10 生態系	5-10-1
5.11 景観	5-11-1
5.12 自然とのふれあいの場	5-12-1
5.13 日照障害	5-13-1
5.14 電波障害	5-14-1
5.15 廃棄物等	5-15-1
5.16 温室効果ガス等	5-16-1
第6章 環境保全についての配慮事項	6- 1
6.1 公的な計画及び指針との整合	6- 1
6.2 回避または低減の配慮を図るべき地域または対象地域	6- 9
6.3 対象事業の立地の回避が困難な理由	6-13
6.4 対象事業による影響の回避または低減措置の検討	6-15

第 1 章 事業者の名称及び住所

1.1 事業者の名称及び代表者

(名 称) 川口市

(代表者) 川口市長 奥ノ木 信夫

1.2 主たる所在地

埼玉県川口市青木 2 丁目 1 番 1 号

第2章 対象事業の目的及び概要

2.1 対象事業の名称

(1) 名称

川口市戸塚環境センター施設整備事業

(2) 対象事業の種類

廃棄物処理施設の設置（埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第1 第6号）

2.2 対象事業の目的

川口市では、現在まで一般ごみを戸塚環境センター西棟（処理能力 300t/日）及び朝日環境センター（同 420t/日）の2施設で焼却処理している。このうち、戸塚環境センター西棟は、2つの焼却炉がそれぞれ平成2年及び平成6年に竣工し、平成22年度から平成24年度にかけて大規模改修工事を実施した。この工事は、施設の寿命を15年延長することを目標に実施したものであり、戸塚環境センター西棟の主要設備は、平成39年度前後に再び更新時期を迎える予定である。このため、川口市では、戸塚環境センター西棟に代わる一般ごみの処理施設として、現在廃炉となっている戸塚環境センター東棟を建て替えることにしたものである。

また、川口市のすべての粗大ごみの破碎選別処理を行っている戸塚環境センター粗大ごみ処理施設は、昭和50年に竣工してから40年以上が経過し、施設全体の老朽化が進んでいるため、戸塚環境センター粗大ごみ処理施設についても、併せて建て替えることにしたものである。

2.3 対象事業の概要

(1) 対象事業実施区域の位置

対象事業実施区域の位置は、図2-1及び図2-2に示すとおりである。

住所は以下に示す戸塚環境センターであり、既存施設を含めた敷地面積は約5.2haである。

住所：埼玉県川口市大字藤兵衛新田290番地（戸塚環境センター）

(2) 対象事業の規模

既存施設及び新施設の規模等は、表 2-1 に示すとおりである。

表 2-1 対象事業の規模等

項 目		既存施設	新施設
ごみ焼却 処理施設	規 模	300t/日 (150t/日×2 炉)	285t/日 (142.5t/日×2 炉 ^{注)})
	稼働時間	24 時間稼働	24 時間稼働
粗大ごみ 処理施設	規 模	75t/日	26t/日
	稼働時間	5 時間/日稼働	5 時間/日稼働

注) 新施設の炉数は 2 炉が有力であるが、現時点では未定であり、今後決定する予定である。

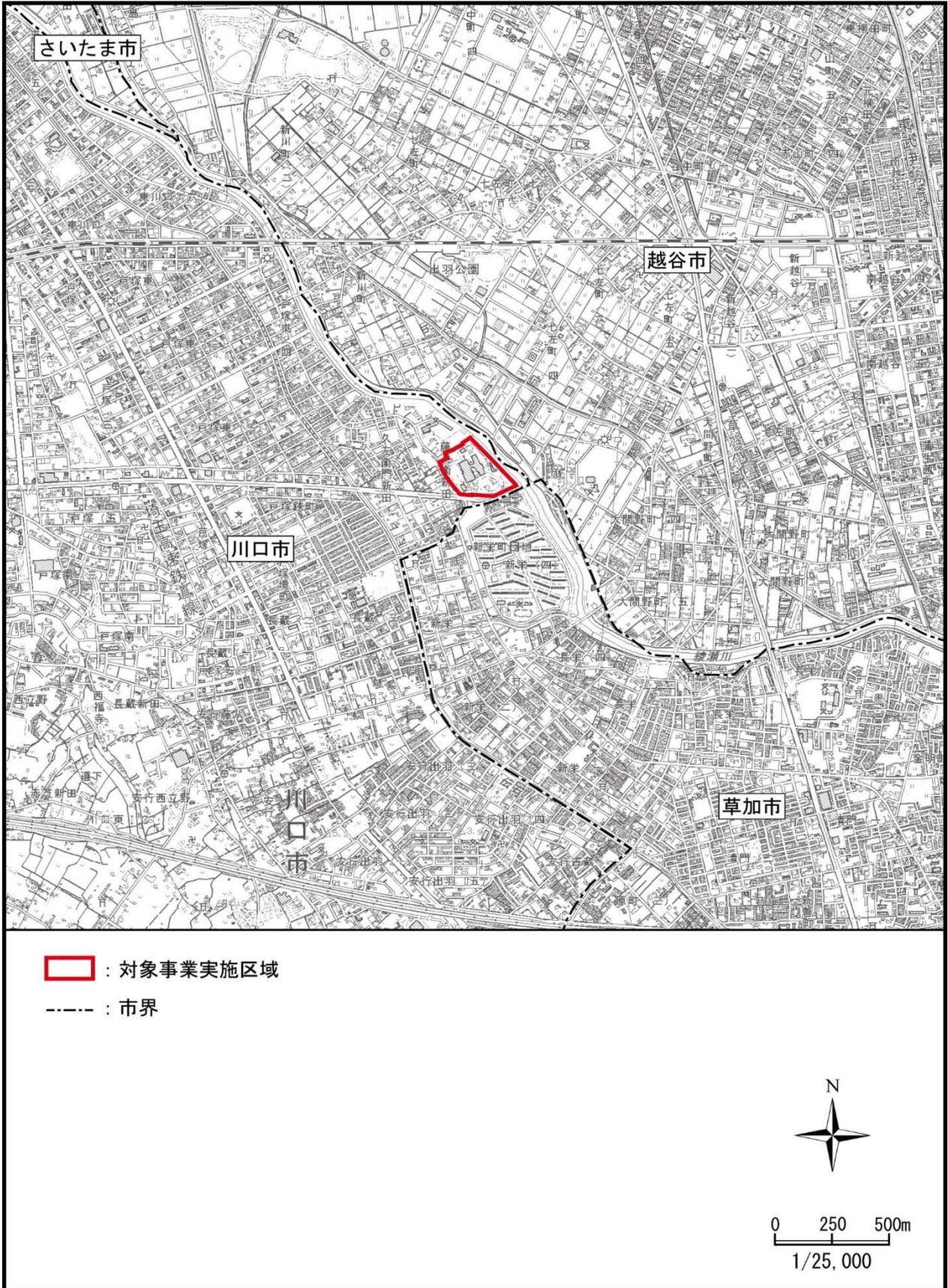


図 2-1 対象事業実施区域の位置



 : 対象事業実施区域



0 250 500m
1/25,000

注) 国土地理院撮影の空中写真 (2007年撮影)

図 2-2 対象事業実施区域の位置 (航空写真)

(3) 対象事業の実施期間

本事業に係る新施設供用までの全体工程は、表 2-2 に示すとおりである。

平成 32 年度まで環境影響評価の手続きを実施したのち、平成 33 年度～平成 34 年度に既存施設の排水処理施設及び煙突等の解体工事、平成 34 年度～平成 35 年度に新粗大ごみ処理施設の建設工事を実施し、平成 36 年度に新粗大ごみ処理施設を供用開始する計画である。

また、平成 36 年度～平成 38 年度に既存施設の東棟ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の解体工事、平成 37 年度～平成 39 年度に新ごみ焼却処理施設の建設工事を実施し、平成 40 年度に新ごみ焼却処理施設を供用開始する計画である。

なお、既存施設の西棟ごみ焼却処理施設は、川口市が有する 2 箇所のごみ焼却処理施設のうちの 1 つである朝日環境センターの大規模改修に伴い、同センターで焼却処理している一般ごみを受け入れるため、同センターの大規模改修が終了する平成 41 年度まで引き続き稼働する計画である。

表 2-2 全体工程

項目	平成 32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度
環境影響評価手続き	→										
既存施設（排水処理施設、煙突等）解体工事		←	→								
新粗大ごみ処理施設の建設工事			←	→							
新粗大ごみ処理施設の供用											→
既存施設（東棟ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設）の解体工事					←	→					
新ごみ焼却処理施設の建設工事						←	→				
新ごみ焼却処理施設の供用											→
既存施設（西棟ごみ焼却処理施設）の稼働										→	

注) 実施期間は、現在の予定であり、変更する可能性がある。

(4) 対象事業で整備する施設の概要

1) 新施設の供用開始年次

新粗大ごみ処理施設：平成 36 年度

新ごみ焼却処理施設：平成 40 年度

2) 施設配置計画

施設計画は表 2-3 に、施設配置計画は図 2-3 に示すとおりである。

本事業では、対象事業実施区域の東側に位置する既存施設の東棟ごみ焼却処理施設、東棟排水処理施設及び粗大ごみ処理施設等を解体し、新粗大ごみ処理施設及び新ごみ焼却処理施設等を建設する。

なお、平成 40 年度の新ごみ焼却処理施設の供用開始から 2 年間は、朝日環境センターの大規模改修に伴い、同センターで焼却処理している一般ごみを受け入れるため、既存施設の西棟ごみ焼却処理施設を稼働させる計画である。

表 2-3 新施設の規模と処理対象物等

新施設	新施設 施設規模等	処理対象物等
ごみ焼却処理施設	建屋面積：約 9,000m ² 処理規模：285t/日	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ ・リサイクルプラザ^{注 2)}で処理した資源物の残さ ・新粗大ごみ処理施設からの残さ ・災害廃棄物^{注 3)}
粗大ごみ処理施設	建屋面積：約 2,000m ² 処理規模：26t/日	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ
その他 整備予定の施設	管理棟、計量棟、余熱利用施設、排水処理施設、収集事務所・ごみ収集車駐車場、特高変電所棟、調整池、駐車場	—

注 1) 新施設の建屋面積は、建屋等の範囲を最大限示した図面（図 2-3）を元にして算出した数値である。

2) リサイクルプラザとは、川口市におけるびん類・かん類・ペットボトル・プラスチック類・紙類等の資源化及び啓発活動を行う総合的な処理施設である。

3) 災害廃棄物とは、「川口市災害廃棄物処理計画」（平成 27 年 3 月、川口市）に則り、以下に示すような地震災害、水害及びその他自然災害の発生により平常時と異なる対応が必要となる廃棄物をいう。これらの廃棄物のうち、ごみ焼却処理施設で処理可能なものが処理対象物となる。

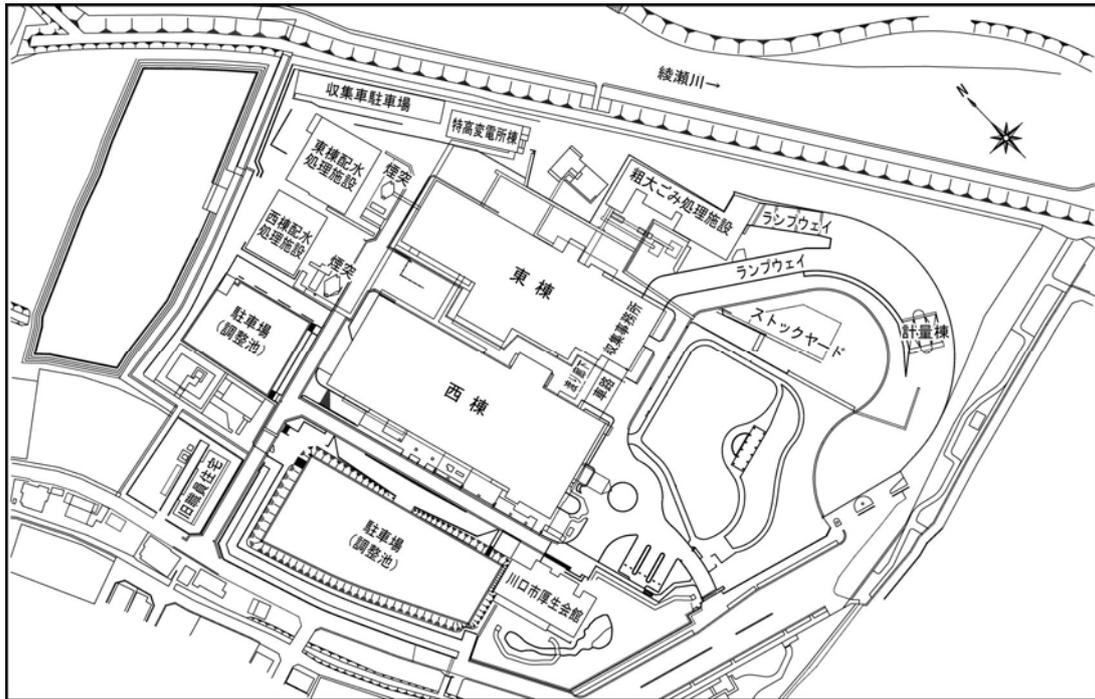
- ・一般ごみ等…災害により発生した一般ごみ、資源物等
- ・し尿…避難所等の仮設トイレ等からの汲み取りし尿

なお、災害廃棄物としては、他にがれき、アスベスト、プロパンガスボンベ、消火器、家具類、家電製品等がある。

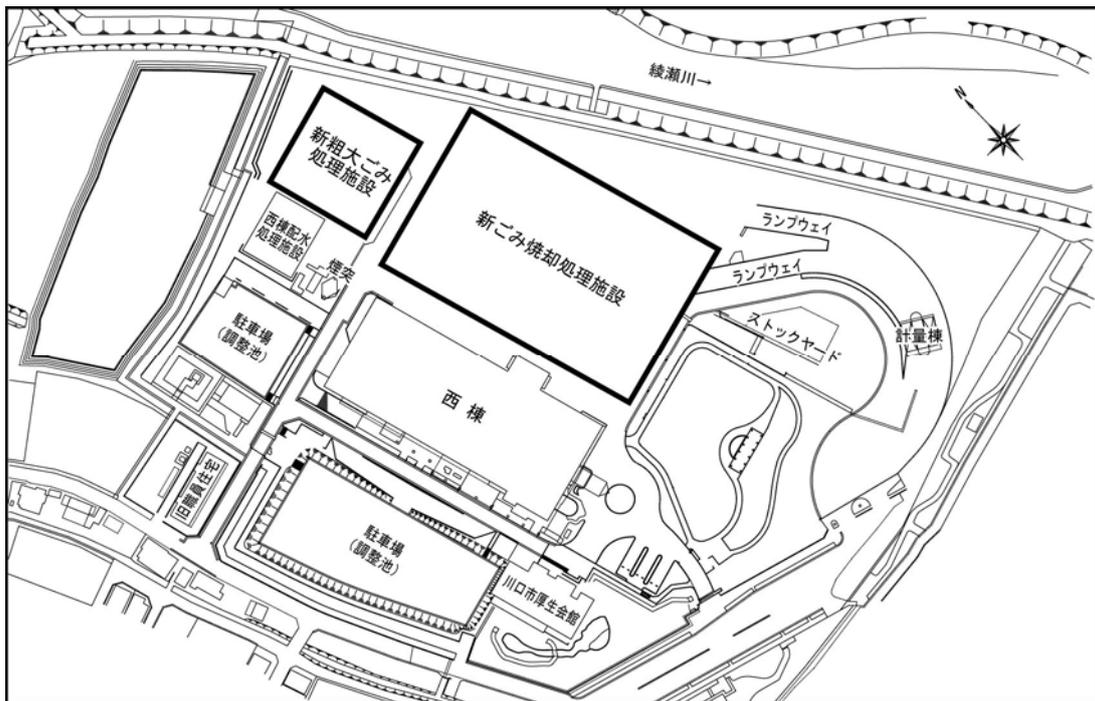
4) 朝日環境センターの大規模改修時（平成 40 年度、41 年度）に、新施設と同時稼働する既存施設（西棟ごみ焼却処理施設）の規模及び処理対象物は、現況の稼働状況と同じとし、具体的には以下に示すとおりである。

- ・西棟ごみ焼却処理施設の規模：300 t / 日（150t/日×2 炉）
- ・西棟ごみ焼却処理施設の処理対象物：新施設ごみ焼却処理施設と同じ

【現況】



【新施設完成時】



- 注 1) 新ごみ焼却処理施設及び新粗大ごみ処理施設の配置は、建屋等の範囲を最大限示したものであり、その他の整備予定の施設を含めて、具体的な施設配置は、今後決定する予定である。
- 2) 新施設と既存施設（西棟ごみ焼却処理施設）が同時稼働する際には、計量棟から西棟までのランブウェイを仮設で設置する計画とする。ランブウェイの配置等は、今後決定する予定である。

図 2-3 施設配置計画図

3) ごみ処理計画

川口市のごみ排出量（年間）は表 2-4 に、主なごみ処理体系は図 2-4(1)、(2)に示すとおりである。川口市のごみ排出量は、粗大ごみ（家庭系ごみ）が微減傾向を示す以外は、各項目ともに平成 25 年度（実績）以降、減少するものと推計される。

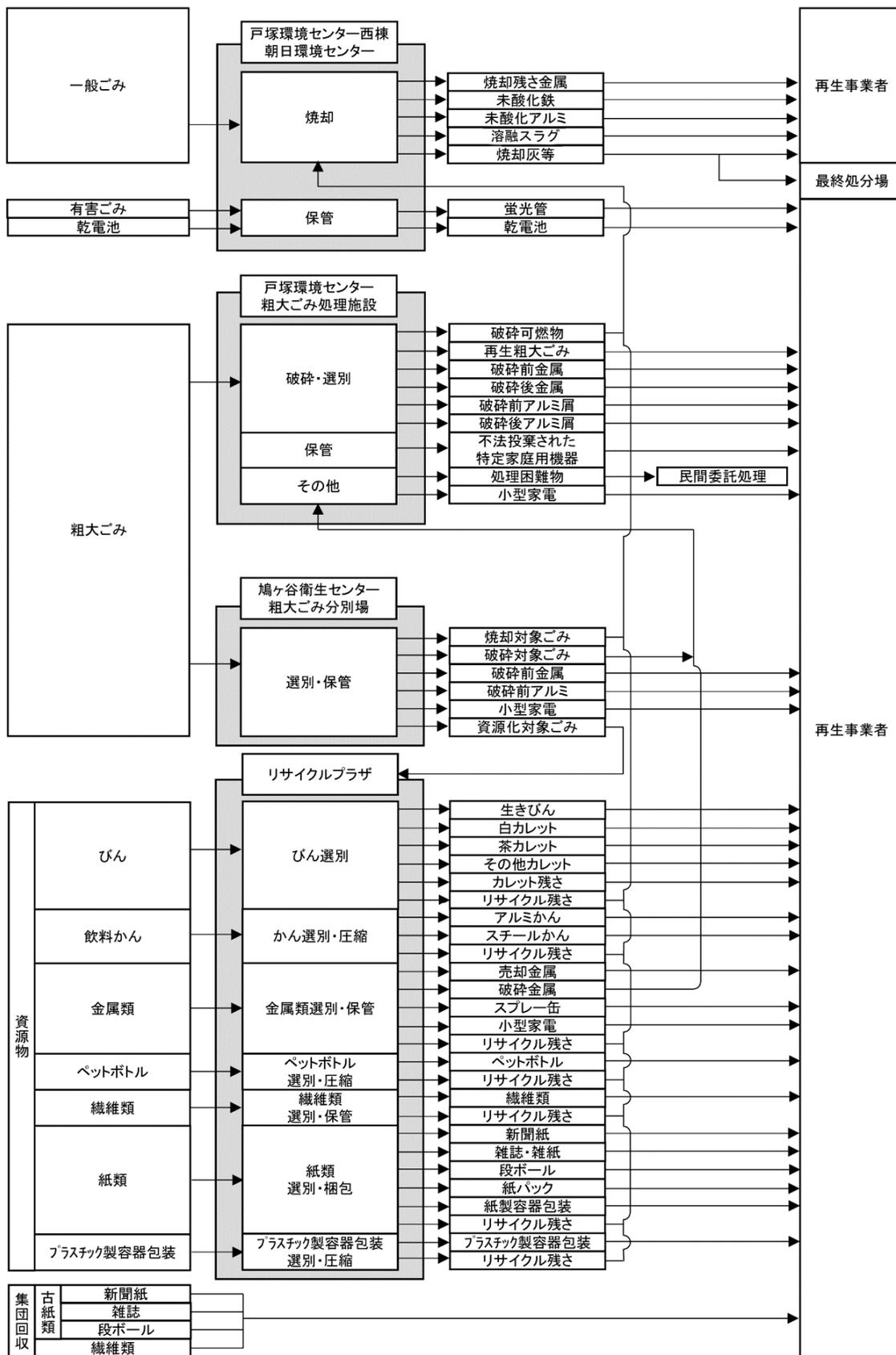
川口市では、一般ごみは、本事業の対象施設である「戸塚環境センター」及び「朝日環境センター」で処理されている。粗大ごみは、本事業の対象施設である「戸塚環境センター」及び「鳩ヶ谷衛生センター」で処理されている。資源物は、「朝日環境センター」内にある「リサイクルプラザ」で処理されている。

本事業により新たに整備する「新ごみ焼却処理施設」及び「新粗大ごみ処理施設」は、現在の川口市におけるごみ処理体系を引き継ぐものである。

表 2-4 川口市のごみ排出量（年間）

項 目		平成 25 年度 (実績)	平成 30 年度 (推計)	平成 36 年度 (推計)	平成 40 年度 (推計)
家庭系 ごみ	一般ごみ (t)	102,777	99,942	97,753	95,961
	粗大ごみ (t)	6,089	5,911	5,921	5,875
	資源物 (t)	—	—	—	—
	びん	3,897	3,747	3,657	3,587
	飲料かん	1,506	1,374	1,302	1,260
	金属類	1,448	1,363	1,327	1,300
	ペットボトル	1,979	1,947	1,918	1,889
	繊維類	1,973	1,824	1,740	1,688
	紙類	6,326	5,638	5,424	5,288
プラスチック製容器	3,493	3,331	3,230	3,159	
事業系 ごみ	一般ごみ (t)	48,184	45,334	43,441	42,251
	粗大ごみ (t)	59	40	36	34
	資源物 (t)	—	—	—	—
	びん	43	8	8	8
	飲料かん	15	7	7	7
	金属類	0	0	0	0
	ペットボトル	2	4	5	5
	繊維類	1	1	1	1
	紙類	12	6	5	4
プラスチック製容器	1	1	1	1	

注) 網掛け部分は、新施設供用開始後の処理対象を示す。



注) 新施設単独稼働時には、“戸塚環境センター西棟”は、新施設に代わる。

図 2-4(1) 主なごみ処理体系 (現在及び新施設単独稼働時)

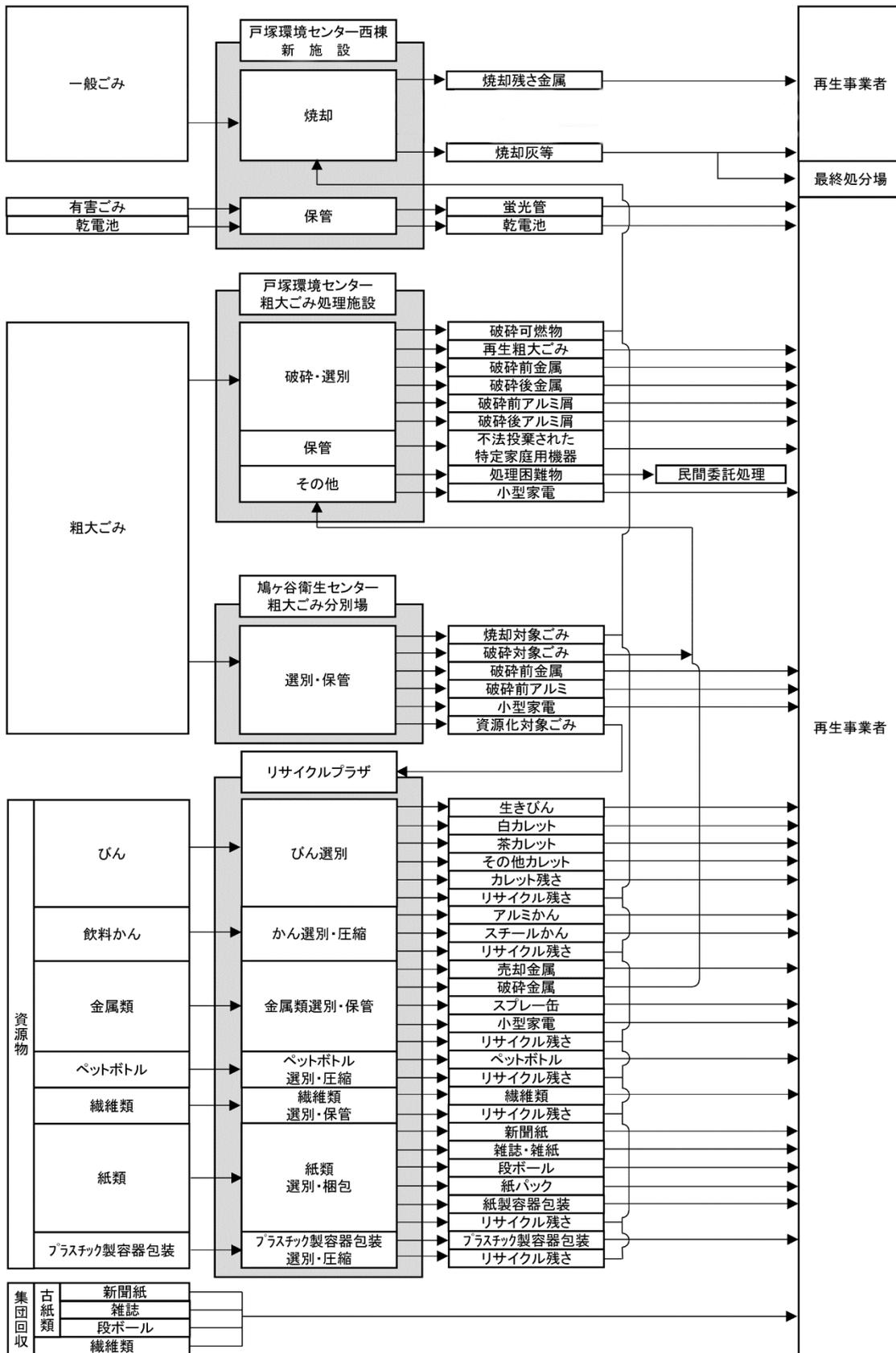


図 2-4(2) 主なごみ処理体系（新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時）

4) 新ごみ処理施設の整備の基本方針

新ごみ処理施設の整備の基本方針は、以下のとおりである。

①安全・安心に配慮した施設

事故がなく、環境負荷の少ない安全性に優れた、市民が安心して生活できる施設の整備を目指す。

②安定的にごみを処理できる施設

朝日環境センターやリサイクルプラザと連携し、日々発生するごみを長期に渡り安定的に処理することができる信頼性に優れた施設の整備を目指す。

③経済的に優れた施設

施設の整備から運営までのコストを削減し、維持管理が容易で、経済性に優れた施設の整備を目指す。

④循環型社会形成へ貢献できる施設

ごみ処理の過程で発生する資源物とエネルギーを最大限回収し、循環型社会の形成に寄与できる施設の整備を目指す。

⑤環境に優しい施設

施設周辺的生活環境や自然環境に配慮した施設の整備を目指す。

さらに、地球環境保全のため、低炭素社会の構築に寄与する施設の整備を目指す。

⑥地域に開かれた施設

環境啓発や情報発信に役立ち、市民の交流と憩いの場となる施設の整備を目指す。

⑦災害発生時に対応できる施設

地域の防災拠点として、災害発生時にも自立運転できる施設を目指す。

5) 新ごみ焼却処理施設の概要

ア 計画ごみ処理量

新ごみ焼却処理施設の計画目標年度である平成 40 年度におけるごみ処理量及び施設規模は、表 2-5 に示すとおりである。

新ごみ焼却処理施設において処理対象とする災害廃棄物以外の一般ごみの計画処理量の推計は、以下に示すとおりである。

川口市全体における一般ごみの計画処理量は 144,358t/年であり、朝日環境センター処理量を差し引いた残りの 69,094t/年（190t/日）を、新ごみ焼却処理施設の一般ごみの計画処理量とする。

なお、新ごみ焼却処理施設では、災害廃棄物を取り扱うこととしており、施設規模の 10%を見込む計画である。

表 2-5 焼却処理対象物と年間ごみ処理量（平成 40 年度推計値）

焼却処理対象物		計画処理量
川 口 市	一般ごみ（家庭系、事業系）（t/年）	138,212
	焼却対象ごみ（t/年）	951
	リサイクル残さ（t/年）	1,557
	破砕可燃物（t/年）	3,638
	合 計（t/年）	144,358
朝日環境センター処理量 ^{注3)} （t/年）		75,264
新ごみ焼却処理施設の計画処理量（t/年）		69,094 (190t/日)

注 1) 焼却対象ごみ、リサイクル残さ、破砕可燃物は、川口市内の鳩ヶ谷衛生センター、リサイクルプラザ、粗大ごみ処理施設でそれぞれ選別された量を示す。

2) 新ごみ焼却処理施設の施設規模の算定方法

① 新ごみ焼却処理施設の一般ごみの処理対象物に係る処理能力は、上表の計画処理量を元に、以下の計算式により算定した。

$$\begin{aligned} & \text{(一般ごみの処理対象物に係る処理能力 (t/日))} \\ & = \text{(計画処理量の日平均処理量 (t/日))} / \text{(実稼働率)} \\ & \quad / \text{(調整稼働率)} = 259 \text{ (t/日)} \end{aligned}$$

ここで、

$$\text{計画処理量の日平均処理量} : 69,094 \text{ (t/年)} / 365 \text{ (日)} [=190\text{t/日}]$$

$$\text{実稼働率} : 280 \text{ (日)} \text{ (年間実稼働日数)} / 365 \text{ (日)} [=0.767]$$

調整稼働率 : 0.96 (故障の修理、やむを得ない一時停止等のため、処理能力が低下することを考慮した係数)

② 施設規模としては、災害廃棄物分として計画ごみ処理量の 10%分を見込む。

$$\begin{aligned} \text{施設規模} & = \text{処理能力} \times 1.1 \\ & = 285 \text{ (t/日)} \end{aligned}$$

3) 平成 40 年度及び 41 年度には、朝日環境センターの大規模改修に伴い“朝日環境センター処理量”を含めた川口市合計 (144,358t/年) の全量了新ごみ焼却処理施設及び既存施設 (西棟ごみ焼却処理施設) において焼却処理を行う計画である。この際の西棟ごみ焼却処理施設における処理能力は以下に示すとおりである。

① 上表に示す朝日環境センター処理量 (75,264t/年) を元に、以下に示すとおり算定した。

$$\begin{aligned} & \text{(処理能力 (t/日))} \\ & = \text{(計画処理量の日平均処理量 (t/日))} / \text{(実稼働率)} \\ & \quad / \text{(調整稼働率)} = 281 \text{ (t/日)} \end{aligned}$$

ここで、

$$\text{計画処理量の日平均処理量} : 75,264 \text{ (t/年)} / 365 \text{ (日)} [=190\text{t/日}]$$

実稼働率 (0.767) 及び調整稼働率 (0.96) は、上記新ごみ焼却処理施設と同じとした。

イ 一般ごみ等の処理方式

一般ごみ等の処理方式は、これまで川口市で採用している「焼却処理方式」のほか、「廃棄物固形燃料化方式」、「メタンガス方式」、「堆肥化方式」等がある。これらの中で、川口市のごみ分別区分、施設規模、敷地条件等を前提とした場合、安全性、安定性、経済性、災害時の防災拠点としての機能面から、「焼却処理方式」が最も有利な処理方式であると判断し、新施設のごみ処理方式を「焼却処理方式」とする。

ウ 新ごみ焼却処理施設の諸元

新ごみ焼却処理施設の施設規模は 285t/日とする。

なお、炉数は 2 炉が有力であるが、今後決定する予定である。

表 2-6 ごみ焼却処理施設の処理能力等の諸元

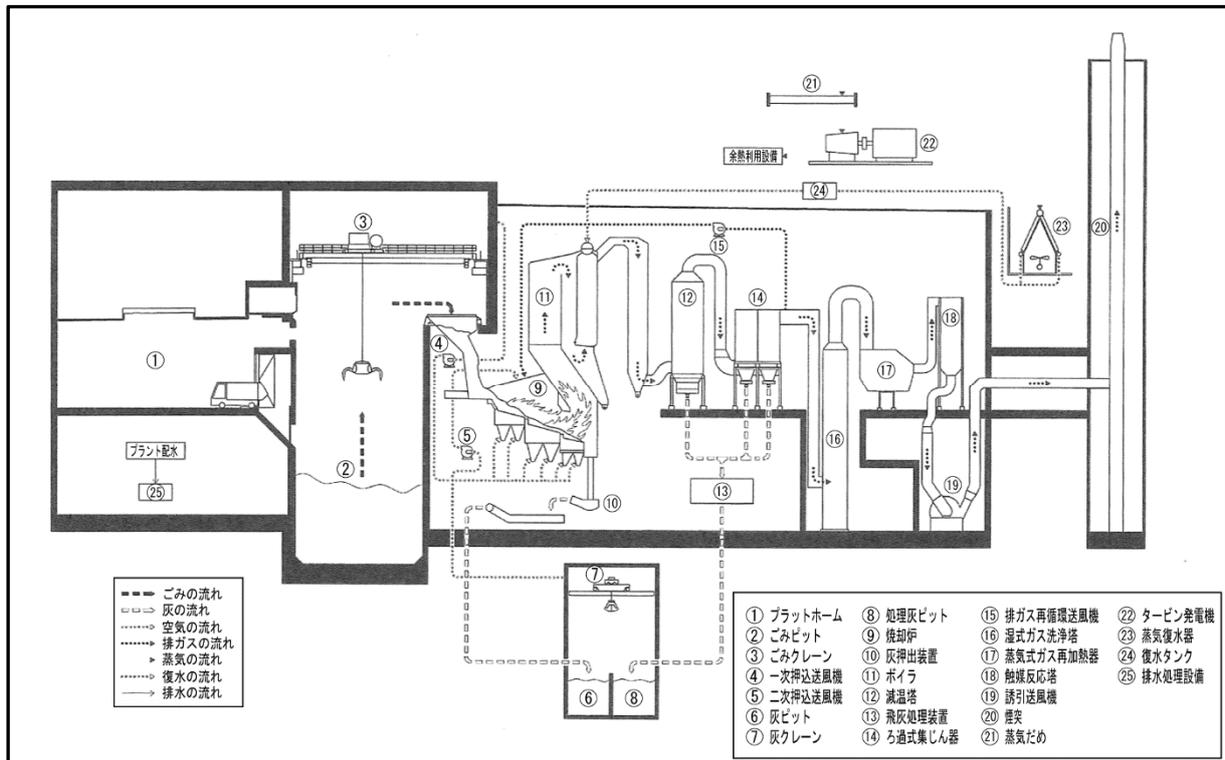
項目	既存施設（西棟）	新施設
処理方式	ストーカ方式全連続焼却式	ストーカ方式全連続焼却式 ^{注 1)}
施設規模（t/日）	300（2 炉）	285（2 炉 ^{注 2)} ）
稼働運転時間	24 時間連続運転	24 時間連続運転
年間稼働日数（日/年）	（3 号炉） 250、（4 号炉） 264	280
煙突高さ（m）	約 59	約 59
稼働（受け入れ）時期	～平成 41 年度	平成 40 年度～

注 1) 新施設の処理方式は、ストーカ方式全連続燃焼式を主体に検討中である。参考までに、ストーカ方式全連続燃焼式焼却炉の設備例を図 2-5 に示す。

2) 新施設の炉数は 2 炉が有力であるが現時点では未定であり、今後決定する予定である。

3) 既存施設（西棟）の年間稼働日数は、平成 25 年度の実績を示す。

4) 既存施設（東棟）は平成 14 年に稼働を停止している。



注) 新ごみ焼却処理施設における設備内容は、今後決定する予定である。

図 2-5 処理フロー（ストーカ方式全連続燃焼式焼却炉の設備例）

エ ごみ質

既存施設及び新施設におけるごみ質は表 2-7 に、既存施設における焼却対象ごみの組成は表 2-8 に示すとおりである。

新施設の単独稼働時と、新施設と既存施設（西棟ごみ焼却処理施設）の同時稼働時におけるごみ質は、新施設の計画ごみ質と同様のものと想定される。

焼却対象ごみの組成は、新施設の単独稼働時及び既存施設（西棟ごみ焼却処理施設）との同時稼働時ともに既存施設と同様のものと想定される。

表 2-7 ごみ質

項 目	既存施設	新施設（計画ごみ質）		
		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
総水分（％）	43.8	55.14	44.11	31.27
可燃分（％）	47.9	36.81	47.84	60.68
灰分（％）	8.3	8.05	8.05	8.05
低位発熱量（kJ/kg）	9,562	6,200	9,760	13,900

注）既存施設の値は、戸塚環境センターにおける平成 27 年度の実績を示す。

表 2-8 焼却対象ごみの組成

項 目	既存施設	
	湿り（％）	乾き（％）
紙類	32.7	38.5
プラスチック類	19.8	23.6
繊維類	5.6	7.9
木・竹・わら類	15.7	13.3
ゴム・皮革類	0.1	0.1
厨芥類・貝類・卵殻	20.9	9.3
金属類	1.5	2.4
ガラス・陶器・土砂雑物類	2.9	3.9
その他	1.0	1.0

注 1) 戸塚環境センターにおける平成 27 年度の実績を示す。

2) 新施設の計画値は未定である。

オ 主要設備の概要

既存施設及び新施設における主要設備の概要は、表 2-9 に示すとおりである。

なお、新施設の具体的な内容は、今後決定する予定である。

表 2-9 主要設備の概要（ごみ焼却処理施設）

主要設備	既存施設	新施設
受入・供給施設	ピット&クレーン方式 計量機：3基	同左
燃焼設備	全連続燃焼式ストーカ炉	同左
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ	同左
排ガス処理設備	消石灰スラリー噴霧、バグフィルタ	検討中
余熱利用設備	廃棄物発電、場内給湯・暖房、場外給湯	同左
通風設備	平衡通風方式	同左
灰出し設備	ピット&クレーン方式	同左
給水設備	上水利用	同左
排水処理設備	凝集沈殿及び生物処理（回転円板法）	検討中

カ 焼却残さの処理・処分方法

既存施設（西棟ごみ焼却処理施設）で発生する焼却残さ（焼却主灰、焼却飛灰）は、朝日環境センターにおける熔融スラグ化に加え、セメント工場においてセメント原料及び路盤材資源として再資源化を行い、これら以外で再資源化が困難なものは、市外の県営及び民間の最終処分場で処分している。

新施設と既存施設（西棟ごみ焼却処理施設）の同時稼働時には、朝日環境センターが稼働しないことから焼却残さの熔融スラグ化はできないものの、できる限りの再資源化を図った上で、再資源化困難なものについて、市外の県営及び民間の最終処分場で処分する計画である。

新ごみ焼却処理施設については、本市が最終処分場を有しておらず、また、新たに最終処分場を確保することが困難な状況であることを踏まえ、資源化技術の動向等を考慮しながら、焼却残さの処分方法を検討していく計画である。

6) 新粗大ごみ処理施設の概要

ア 計画ごみ処理量

平成 36 年度（新粗大ごみ処理施設の計画目標年度）において、本市全体で発生すると推計される粗大ごみ処理量は 5,780t/年である。このうち、新粗大ごみ処理施設で回収、受け入れする処理量は 4,391t/年（小型家電等の処理困難物を除く）であり、他施設（リサイクルプラザ及び鳩ヶ谷衛生センター）からの搬入分 131t/年を加えた合計 4,522t/年が当施設における計画ごみ処理量の合計となる。

なお、平成 36 年度の推計値は、表 2-10 に示すとおりである。

表 2-10 処理対象物と計画ごみ処理量（平成 36 年度推計値）

処理対象物	計画ごみ処理量
粗大ごみ処理量 (t/年)	4,391
他施設からの搬入分 (t/年)	131
合計 (t/年)	4,522

注 1) 他施設：鳩ヶ谷衛生センター及びリサイクルプラザをいう。

2) 施設規模の算定方法

新粗大ごみ処理施設の施設規模は、上表の計画ごみ処理量を元に、以下の計算式により算定した。

$$\begin{aligned} & \text{(新粗大ごみ処理施設の施設規模 (t/日))} \\ & = \text{(計画ごみ処理量の日平均処理量 (t/日))} / \text{(実稼働率)} \\ & \quad \times \text{(最大月変動係数)} = \underline{26 \text{ (t/日)}} \end{aligned}$$

ここで、

計画ごみ処理量の日平均処理量：4,522 (t/年) / 365 (日) [=13t/日]

実稼働率：252 (日) (年間実稼働日数) / 365 (日) [=0.690]

最大月変動係数：1.37 (5年間の月別粗大ごみ搬入量変動率の最大値)

イ 稼働時間及び年間稼働日数

- ・ 稼働運転時間：5 時間/日
- ・ 年間稼働日数：252 日

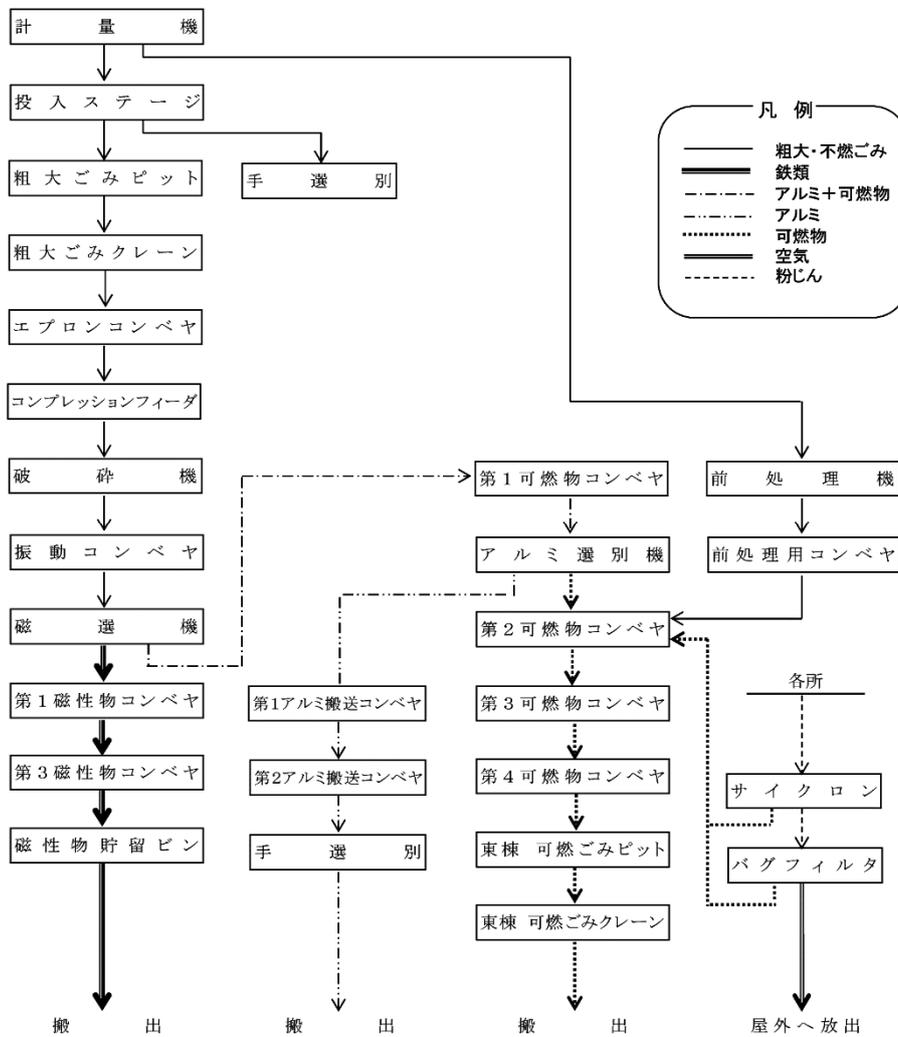
ウ 主要設備の概要

既存施設及び新施設の粗大ごみ処理施設における主要設備の概要は、表 2-11 に示すとおりである。なお、既存施設の粗大ごみ処理施設の処理フローは、図 2-6 に示すとおりである。

新施設では、既存施設と同様に、金属、アルミニウム、小型家電、処理困難物を事前に取り除き、残りの粗大ごみを破砕機で処理することを基本とし、破砕処理後の残さは、磁選機、アルミ選別機、ふるい分け選別機等を用いて選別する計画であるが、その詳細は、今後決定する予定である。

表 2-11 主要設備の概要（粗大ごみ処理施設）

主要設備	既存施設	新施設
前処理施設	投入用重機、前処理機、前処理用コンベヤ	検討中
受入供給設備	粗大ごみクレーン、エプロンコンベヤ	検討中
破碎設備	コンプレッションフィーダ、破碎機	検討中
搬送設備	振動コンベヤ、磁性物コンベヤ、可燃物コンベヤ、アルミ搬送コンベヤ	検討中
選別設備	磁選機、アルミ選別機	検討中
貯留・搬出設備	磁性物貯留ビン	検討中
集じん設備	サイクロン、バグフィルタ、排風機	検討中



注) 新施設の処理フローは、今後決定する予定である。

図 2-6 処理フロー（既存施設の粗大ごみ処理施設）

7) その他施設の概要

本事業において整備するその他の施設の概要は以下に示すとおりである。

なお、いずれの施設も、その具体的な配置については今後決定する予定である。

ア 管理棟

川口市職員による管理機能を有する施設を、新ごみ焼却処理施設と合棟又は単独で整備する計画である。設備としては、職員執務室、会議室、トイレ等を設置することを基本に検討中である。

イ 計量棟

搬入されるごみを計量するための施設として計量棟を整備する。計量棟は、新施設への搬入・搬出車両が、搬入時及び搬出時それぞれで計量を複数箇所で行うことができるような配置とする。計量機は、搬入・搬出それぞれに2機ずつを設置する予定である。

ウ 余熱利用施設

余熱利用について、既存施設では、廃棄物発電の他、施設内の給湯・暖房、施設外（厚生会館（入浴施設等））への給湯を行っている。発電した電力は場内利用し、余剰電力を電力会社に売電している。

新ごみ処理施設の稼働時には、引き続き同様の余熱利用を行っていく計画である。ただし、施設外の余熱利用施設（現厚生会館の入浴施設）は、老朽化のため施設の更新を行う計画である。

なお、現時点の整備方針としては、設備内容及び規模を川口市リサイクルプラザに設置されているサンアール朝日と同程度のものを考えている。

既存施設及び新施設における余熱利用の内容は、表 2-12 に示すとおりである。

表 2-12 余熱利用の内容

項目	既存施設	新施設
廃棄物発電	2,100kW×2基（平成25年度実績：23,865,218kWh）	検討中
施設内の利用	給湯・暖房	給湯・暖房
施設外の利用	厚生会館（入浴施設）への給湯	施設外（サンアール朝日と同程度の設備内容及び規模）への給湯

注 1) 新施設における廃棄物発電の発電量は、今後決定する予定である。

注 2) サンアール朝日の建屋面積及び設備内容は以下に示すとおりである。

- ・ 建屋面積…約 2,400m²
- ・ 設備内容…温水プール（20m×3レーン）、幼児用プール、大浴場、打たせ湯、寝湯、露天風呂、ミストサウナ、男女別浴室、休憩室等

エ 排水処理施設

新施設においてごみ処理過程で生じるプラント排水の他、職員・見学者等の生活排水、並びに余熱利用施設からの排水を一括して処理する施設を整備する。既存施設の排水処理施設では、凝集沈殿及び生物処理法（回転円板法）により排水処理を実施している。（新施設の排水処理方法については今後決定する予定である。）

なお、既存施設（西棟ごみ焼却処理施設）との同時稼働時において、既存施設から生じるプラント排水及び生活排水は、現況と同じく既存施設の西棟排水処理施設で処理を実施する計画である。

オ 収集事務所、ごみ収集車駐車場

川口市が管理・収集している直営のごみ収集車及び市職員のための収集事務所を対象事業実施区域北西角付近の旧職員住宅跡地に計画する。事務所の機能としては、職員執務室、収集業務控室、会議室、トイレ、作業員用風呂等を設置することを基本に検討中である。（具体的な内容については、今後決定する予定である。）

また、収集事務所周りに普通乗用車駐車場（2台分）、ごみ収集車駐車場（32台分）、洗車場（ごみ収集車両3台分）を整備する計画である。

カ 特高変電所棟

対象事業実施区域内で使用する電力を敷地外部の高圧鉄塔より引き込むための特高変電所を整備する。既存施設の建屋棟を活用するか、あるいは別の場所に整備するのか、その設備等の内容について検討中である。

キ 調整池

調整池は、既存の2箇所をそのまま残し、現在と同様に駐車場、又はごみ収集車駐車場棟として利用する計画である。

ク 駐車場

駐車場は、既存の場所と含めて敷地内の合計規模で表 2-13 に示すとおり計画する。（具体的な位置については、今後決定する予定である。）

表 2-13 駐車場の計画概要

利用区分	(自動車区分)	駐車スペース
来場者用及び余熱利用施設利用者用	(普通自動車)	100台分
職員及び委託業者用	(普通自動車)	120台分
団体用	(大型バス)	3台分

8) 排ガス処理計画及び大気汚染防止計画

新ごみ焼却処理施設等からの排ガスの諸元は表 2-14 に、既存施設における排ガス処理設備及びその処理方式は表 2-15 に示すとおりである。

新施設の排ガス処理設備等の大気汚染防止計画は、以下に示す事項を検討している。なお、大気汚染防止計画の具体的な内容は、今後決定する予定である。

- ・「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号) 及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成 13 年埼玉県条例第 57 号) に定める規制基準を遵守するとともに、自主規制値を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。
- ・燃焼ガス冷却設備及びバグフィルタ等により構成される排出ガス処理施設を設置し、適正な運転・管理を行う。
- ・燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により、安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止を図り、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。

表 2-14 排ガスの諸元

施設	項目	既存施設	新施設	
ごみ焼却処理施設	湿り排ガス量 (m ³ N/h)	約 35,000×2 炉	検討中	
	乾き排ガス量 (m ³ N/h)	約 27,000×2 炉	検討中	
	排ガス温度 (°C)	約 170	検討中	
	排ガス排出速度 (m/s)	約 12	検討中	
	煙突高さ (m)	59	59	
	煙突頂部の排出口の内径 (m)	1.05 (2 炉とも同じ)	検討中	
	(規制濃度)	硫黄酸化物 (ppm)	30 以下	10 以下
		窒素酸化物 (ppm)	180 以下	50 以下
		塩化水素 (ppm)	25 以下	10 以下
		ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	1.0 以下	0.05 以下
ばいじん (g/m ³ N)		0.08 以下	0.01 以下	
水銀 (μg/m ³ N)		50 以下	30 以下	

- 注 1) 既存施設における湿り排ガス量、乾き排ガス量、排ガス温度、排ガス排出速度は、平成 28 年度の実測値の平均値を示す。
- 2) 新施設と既存施設 (西棟ごみ焼却処理施設) の同時稼働時において、既存施設の排ガスの諸元は、上表の値と同程度と考えられる。
- 3) 「検討中」: 新施設の数値は、今後決定する予定である。
- 4) 新施設の湿り排ガス量等の諸元は、ごみ処理量が既存施設よりも少ないことから、同程度以下になるものと推察される。

表 2-15 既存施設における排ガス処理設備及びその処理方式

排ガス処理設備	既存施設
ばいじん	バグフィルタ
塩化水素及び硫黄酸化物	半乾式 (消石灰スラリー噴霧)
窒素酸化物	—
ダイオキシン類	活性炭 + 消石灰
水銀	同上

注) 新施設の設備の内容は、今後決定する予定である。

9) 給水計画・排水処理計画及び水質汚濁防止計画

ア 給水計画

新施設において、設備等の稼働のために使用するプラント用水、生活用水及び余熱利用施設の用水は、地下水を利用せず上水を利用する計画である。

なお、新施設の給水計画は、今後決定する予定である。

参考までに、既存施設における給水利用フローは図 2-7 に示すとおりである。

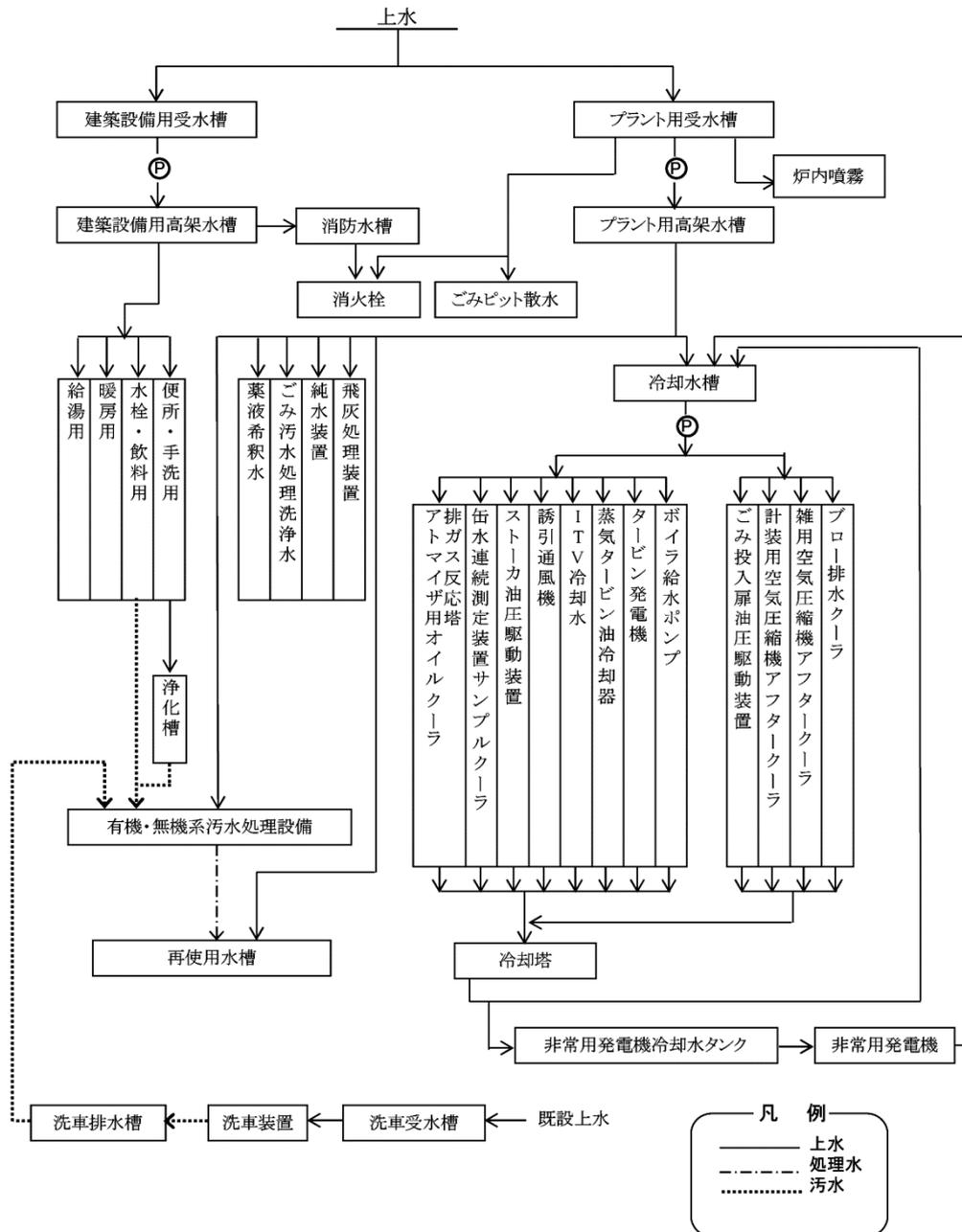


図 2-7 既存施設の給水利用フロー図

イ 排水計画

排水の排出による影響を低減するため、以下に示す防止計画を検討している。

新施設の稼働に伴い発生するプラント排水、職員及び見学者等の生活排水、余熱利用施設からの排水は、新施設の排水処理施設で処理する計画である。また、新施設と既存施設（西棟ごみ焼却処理施設）の同時稼働時において、既存施設の稼働に伴い発生するプラント排水及び生活排水は、現況と同じく既存施設の西棟排水処理施設で処理する計画である。

排水処理量については、既存施設は日平均 28m³/日以下であり、新施設は今後決定する予定である。

排水処理方式については、検討中であるが、既存施設では、凝集沈殿及び生物処理（回転円板法）方式で処理している。参考までに、既存施設における排水処理フローは図 2-8 に示すとおりである。

新施設及び既存施設からの排水処理水は、現況と同様に公共用水域（対象事業実施区域の西側から北側へと流れる排水路：図 2-9 参照）に排水する計画であり、排水路を經由して対象事業実施区域の東側を流れる綾瀬川に合流する。

また、排水の排出による影響を低減するため、以下に示す排水計画を検討している。

なお、排水計画については、今後決定する予定である。

- ・新施設の稼働時におけるプラント排水、生活排水及び余熱利用施設の排水は、排水処理施設で処理する。
- ・排水処理施設の処理水は、実行可能な範囲で再利用を図った上で、公共用水域に排水する。
- ・雨水排水は、雨水調整池に引き込んで流量調整を行い、公共用水域に排水する。
- ・処理水に係る水質の自主規制値は、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水基準を適用する。（表 2-16(1)、(2) 参照）

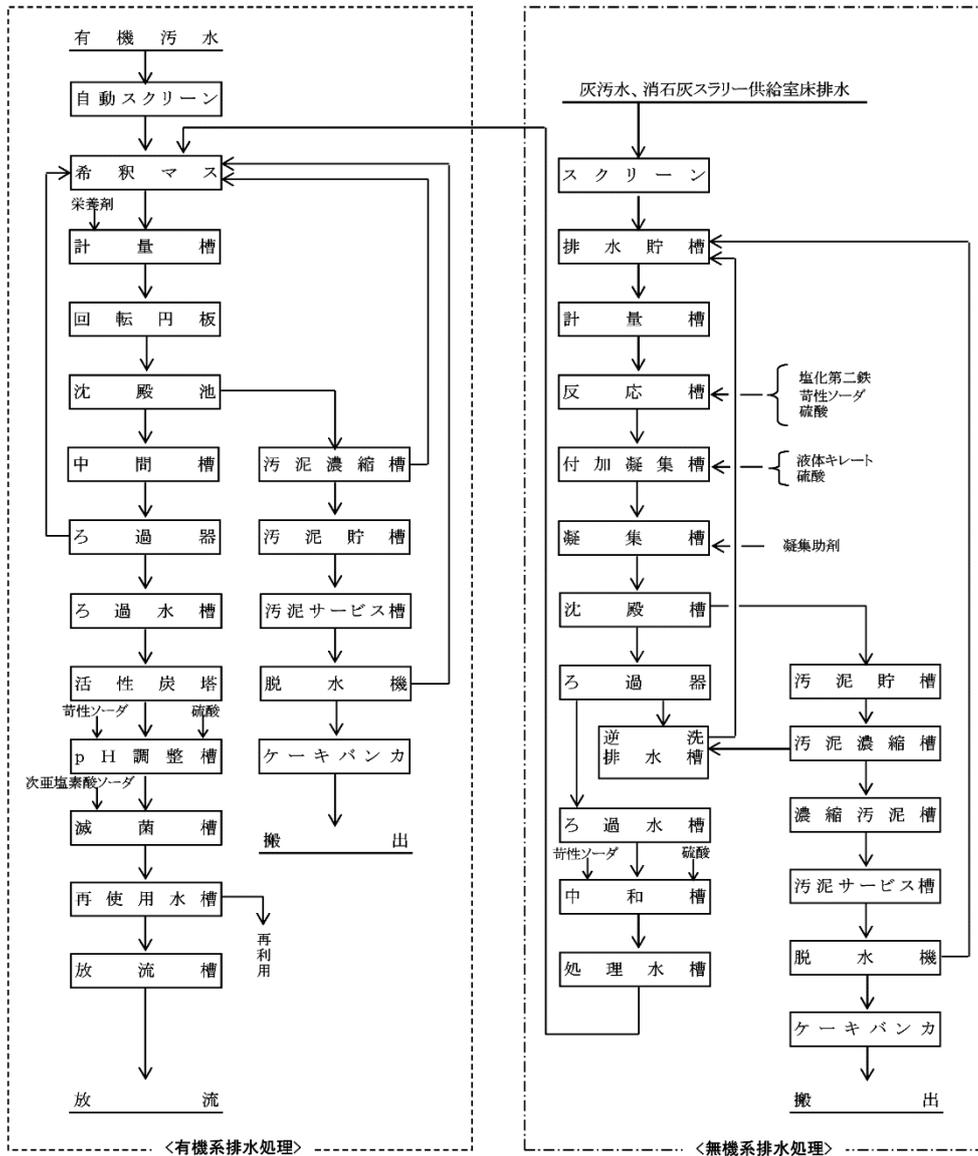


図 2-8 既存施設の排水処理フロー（凝集沈殿及び生物処理（回転円板法））

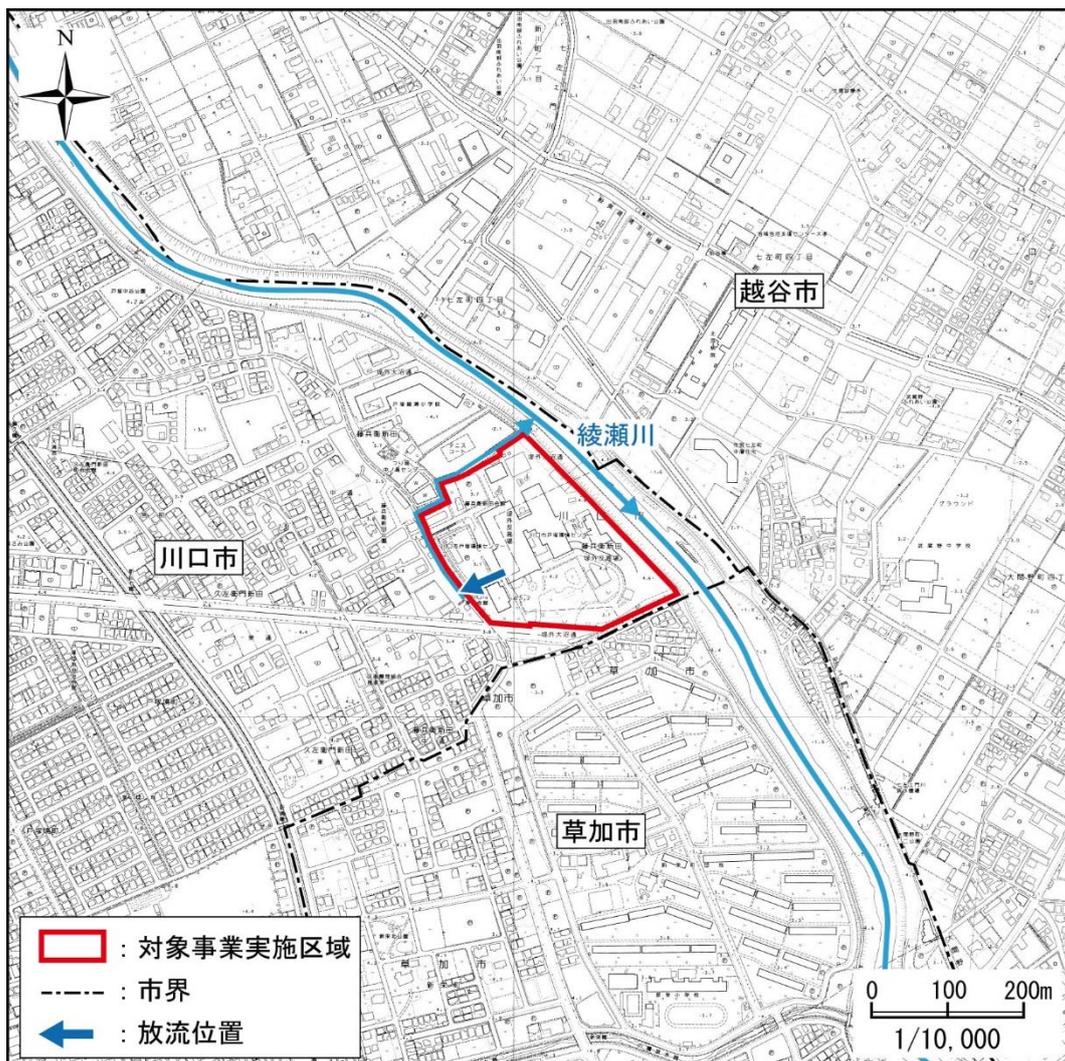


図 2-9 処理水の放流位置

表 2-16 水質に係る規制値計画（有害物質）

	項目	単位	規制値
有害物質	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03
	シアン化合物	mg/L	1
	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	mg/L	1
	鉛及びその化合物	mg/L	0.1
	六価クロム化合物	mg/L	0.5
	砒素及びその化合物	mg/L	0.1
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005
	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003
	トリクロロエチレン	mg/L	0.1
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1
	ジクロロメタン	mg/L	0.2
	四塩化炭素	mg/L	0.02
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02
	チウラム	mg/L	0.06
	シマジン	mg/L	0.03
	チオベンカルブ	mg/L	0.2
	ベンゼン	mg/L	0.1
	セレン及びその化合物	mg/L	0.1
	ほう素及びその化合物	mg/L	10
	ふっ素及びその化合物	mg/L	8
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5
生活環境項目	水素イオン濃度（海域以外の公共用水域）	—	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量	mg/L	25（日間平均20）
	浮遊物質量	mg/L	60（日間平均50）
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	30
	フェノール類含有量	mg/L	5
	銅含有量	mg/L	3
	亜鉛含有量	mg/L	2
	溶解性鉄含有量	mg/L	10
	溶解性マンガン含有量	mg/L	10
	クロム含有量	mg/L	2
	大腸菌群数	個/cm ³	日間平均3,000
窒素含有量	mg/L	120（日間平均60）	
りん含有量	mg/L	16（日間平均8）	

注）新施設と既存施設（西棟ごみ焼却処理施設）の同時稼働時においても同じ規制値を計画する。

10) 悪臭防止計画

新施設における悪臭の発生・漏洩を防止するため、以下に示す防止計画を検討している。なお、悪臭の具体的な対策内容は、今後決定する予定である。

- ・ごみピット内を密閉して負圧を維持するとともに、当該空気を炉内に送り込むことで焼却脱臭すること、また、エアーカーテンをごみピットの出入り口に設置することで、悪臭の漏えい防止に努める。
- ・臭気の強い夏季等については脱臭装置を稼働させることで、悪臭の漏えい防止に努める。
- ・プラットホーム及び敷地内道路は定期的に清掃するとともに、プラットホーム及びごみピット内への消臭剤散布により、悪臭防止に努める。
- ・既存施設に設置されている方式等を考慮に入れた脱臭装置を設置し、脱臭装置の維持管理を徹底することで、悪臭防止に努める。
- ・悪臭に係る自主規制値は、表 2-17(1)、(2)に示すとおりである。

また、同時稼働時における既存施設（西棟ごみ焼却処理施設）の悪臭防止対策は、現況の対策と同じとし、上記新施設と同様の内容である。

表 2-17(1) 悪臭に係る規制値計画（特定悪臭物質の濃度）

項目	敷地境界	排出水		気体排出口 規制の有無
	規制値 (ppm)	排出水量 (W)	規制値 (mg/L)	
アンモニア	1	—		有
メチルメルカプタン	0.002	$W \leq 0.001\text{m}^3/\text{s}$	0.03	—
		$0.001\text{m}^3/\text{s} < W \leq 0.1\text{m}^3/\text{s}$	0.007	
		$0.1\text{m}^3/\text{s} < W$	0.002	
硫化水素	0.02	$W \leq 0.001\text{m}^3/\text{s}$	0.1	有
		$0.001\text{m}^3/\text{s} < W \leq 0.1\text{m}^3/\text{s}$	0.02	
		$0.1\text{m}^3/\text{s} < W$	0.005	
硫化メチル	0.01	$W \leq 0.001\text{m}^3/\text{s}$	0.3	—
		$0.001\text{m}^3/\text{s} < W \leq 0.1\text{m}^3/\text{s}$	0.07	
		$0.1\text{m}^3/\text{s} < W$	0.01	
二硫化メチル	0.009	$W \leq 0.001\text{m}^3/\text{s}$	0.6	—
		$0.001\text{m}^3/\text{s} < W \leq 0.1\text{m}^3/\text{s}$	0.1	
		$0.1\text{m}^3/\text{s} < W$	0.03	
トリメチルアミン	0.005	—		有
アセトアルデヒド	0.05	—		—
プロピオンアルデヒド	0.05	—		有
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	—		有
イソブチルアルデヒド	0.02	—		有
ノルマルヘキシルアルデヒド	0.009	—		有
イソヘキシルアルデヒド	0.003	—		有
イソブタノール	0.9	—		有
酢酸エチル	3	—		有
メチルイソブチルケトン	1	—		有
トルエン	10	—		有
スチレン	0.4	—		—
キシレン	1	—		有
プロピオン酸	0.03	—		—
ノルマル酪酸	0.001	—		—
ノルマル吉草酸	0.0009	—		—
イソ吉草酸	0.001	—		—

注) 気体排出口の規制値は、悪臭防止法施行規則第3条に定める換算式により算出する。

表 2-17(2) 悪臭に係る規制値計画（臭気指数）

項目	規制値
敷地境界における規制値	臭気指数 10
煙突等の排出口における規制値	臭気指数 25、又は「敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出する値」のうち低い方の数値（新施設のみ適用）
排出水中の規制値	臭気指数 26、又は「敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める換算式により算出する値」のうち低い方の数値

11) 騒音・振動防止計画

新施設における騒音・振動の発生及び伝播を防止するため、以下に示す防止計画を検討している。なお、騒音・振動の具体的な対策内容は、今後決定する予定である。

- ・設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型及び低振動型の機種を採用する。
- ・設備機器は実行可能な範囲で、地下や建築物内に配置し、騒音の施設外部への伝播の防止に努める。
- ・特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝播を防止する装置等を設置する。
- ・建築物等による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸排気口の位置に留意して、設備機器の配置を検討する。
- ・特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝播を防止する装置等を設置する。
- ・各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。
- ・敷地境界における騒音及び振動の自主規制値として、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定される第 2 種区域（騒音）及び第 1 種区域（振動）の規制基準値を適用する。

表 2-18 騒音及び振動の敷地境界での自主規制値

項目	敷地境界での規制値 (dB)			
	朝 (6~8 時)	昼間 (8~19 時)	夕 (19~22 時)	夜間 (22~6 時)
騒音	50 以下	55 以下	50 以下	45 以下
振動	55 以下	60 以下	55 以下	55 以下

注) 既存施設（西棟ごみ焼却処理施設）との同時稼働時を含む新施設稼働時における自主規制値を示す。

また、既存施設（西棟ごみ焼却処理施設）における騒音・振動の防止対策としては、特に騒音・振動の影響が懸念される設備機器について、壁への防音材（グラスウール）の使用、防振ゴムの設置を実施している。

12) 低炭素化計画

新ごみ焼却処理施設では、低炭素社会への貢献を図るため、以下に示す計画を検討している。なお、低炭素化計画の具体的な内容は、今後決定する予定である。

- ・高効率の廃棄物発電を設置する等、蒸気や高温水等の有効活用を図る。
- ・既存施設における余熱利用施設の建て替えを計画する。新施設として整備する余熱利用施設は、既存施設よりも施設内容を充実させ、規模が大きい施設とする。
- ・再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入を図る。
- ・断熱性の高い外壁材等の使用に努める。

13) 車両運行計画

平成 28 年度における廃棄物運搬車両台数の実績は表 2-19 に、既存施設（戸塚環境センター）における車両の主要な運行ルートは図 2-10 に示すとおりである。

新施設の単独稼働時における廃棄物運搬車両台数は、年間のごみ処理量が現況と大きく変化しないと推計されることから、既存施設における平成 28 年度の台数と同程度になると推定される。また、主要な運行ルートは、新ごみ処理施設供用後も変更しない計画である。

なお、既存施設（西棟ごみ焼却処理施設）との同時稼働時には、朝日環境センターにおける廃棄物運搬車両台数が加わることになる。また、主要な運行ルートは、既存施設と同じとする計画である。

廃棄物運搬車両等の走行に伴う環境への影響を抑制するため、以下に示す防止計画を検討している。なお、具体的な対策内容は、今後決定する予定である。

- ・ 廃棄物運搬車両による環境負荷を低減するため、天然ガス収集車の導入を継続するとともに、ハイブリッド収集車をはじめとする次世代自動車に関する情報を収集し導入を図る。
- ・ 廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。
- ・ 廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。
- ・ 廃棄物運搬車両等の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。
- ・ 通勤車両を除く廃棄物運搬車両は、原則として土曜日・日曜日は走行せず、走行時間は午前 8 時から午後 5 時までの運行計画とする。

表 2-19 廃棄物運搬車両台数（平成 28 年度実績）

種 別		日平均台数（日最大台数） [台/日]		搬入受け時間
		戸塚環境センター	朝日環境センター	
搬入 車両	ごみ焼却処理施設関連	280 (480)	222 (627)	【直営・委託・許可】 月曜日～金曜日 8～11時30分、13～16時 【自己搬入】 月曜日～金曜日 9～11時30分、13～16時
	粗大ごみ処理施設関連	193 (466)	— (—)	
	特定処理廃棄物	7 (31)	5 (8)	
	その他	9 (28)	4 (11)	
	合 計	474 (922)	227 (638)	
搬出 車両	ごみ焼却処理施設関連	4 (8)	2 (7)	—
	粗大ごみ処理施設関連	2 (6)		
	合 計	5 (13)	2 (7)	

注) 朝日環境センターの台数は、新施設と既存施設（西棟ごみ焼却処理施設）の同時稼働時に、増加する台数分になる。(同時稼働時に戸塚環境センターに関係しないリサイクルプラザ関連の車両台数は除外している。)

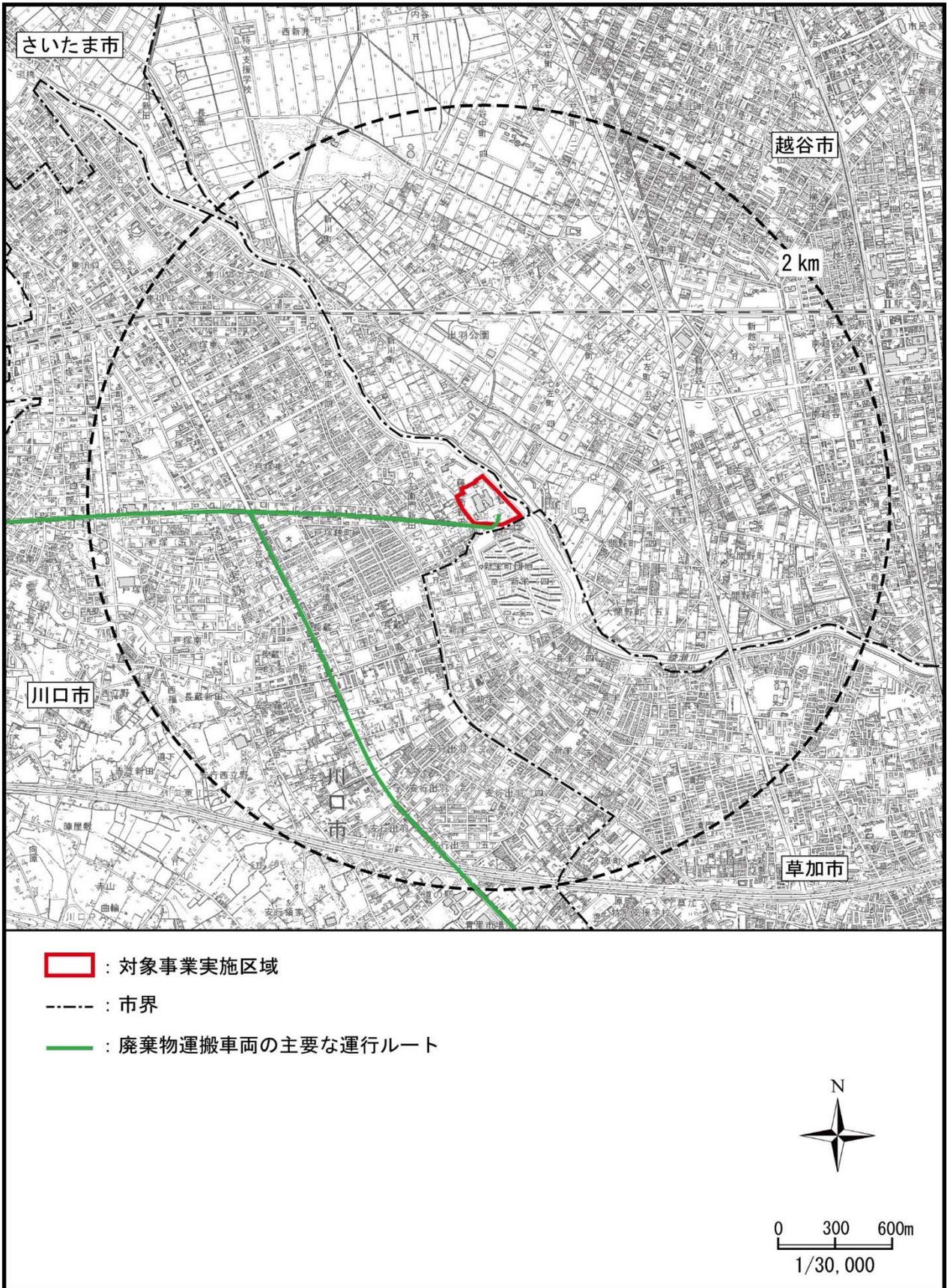


図 2-10 廃棄物運搬車両の主要な運行ルート

14) 緑化計画

対象事業実施区域内の緑地の整備については、以下の事項を元に検討を進める。

なお、緑化計画の具体的な内容は、今後決定する予定である。

- ・対象事業実施区域内の緑地整備に当たっては、周辺地域の樹林等との連続性に配慮し、樹種・草種の選定において郷土種を採用する。
- ・対象事業実施区域内の緑地整備に当たっては、人工的雰囲気緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。
- ・植樹の構成は、高木、中木、低木を組み合わせ多層構造となるよう配慮する。
- ・緑地面積は、対象事業実施区域の20%以上を確保する。
- ・整備する緑地等については、適切に維持・管理を行う。

15) その他

対象事業実施区域の地下には、広範囲に渡り、現在の戸塚環境センター建設以前の埋設廃棄物が存在していることが確認されている。既存施設の解体・撤去工事及び新施設の建設工事に際しては、施工範囲の埋設廃棄物を除去し、適正な処分を行い、区域外に廃棄物等が拡散しないよう適正な措置を実施する計画である。

また、埋設廃棄物に起因する地下水の水質汚濁又は土壌の汚染が確認された場合には、関係機関と協議の上、周辺地域に影響を拡散させないよう適切に対処する。

(5) 工事の概要

1) 工事工程

工事工程は、表 2-20 に示すとおりである。

平成 33 年度から平成 34 年度にかけて、既存施設の排水処理施設、煙突等の解体工事を実施し、平成 34 年度から平成 35 年度にかけて、新粗大ごみ処理施設の建設工事を実施する計画である。その後、平成 36 年度から平成 38 年度にかけて、既存施設の東棟ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設の解体工事を実施し、平成 37 年度から平成 39 年度にかけて新ごみ焼却処理施設の建設工事を実施する計画である。

表 2-20 工事工程の概要

項目	平成 32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
既存施設（排水処理施設、煙突等） 解体工事		←→	←→						
新粗大ごみ処理施設の 建設工事			←→	←→					
既存施設（東棟ごみ焼却処理施設、 粗大ごみ処理施設）の解体工事					←→	←→	←→		
新ごみ焼却処理施設の 建設工事						←→	←→	←→	

注 1) 実施期間は、現在の予定であり、変更する可能性がある。具体的な工事内容については今後決定する予定である。

2) 新粗大ごみ処理施設の供用開始は平成 36 年度、新ごみ焼却処理施設の供用開始は平成 40 年度を予定している。

2) 工사용車両の運行ルート

工사용資材の搬入等に使用する工사용車両の主要な運行ルートは、前掲図 2-10 (p. 2-30 参照) に示す廃棄物運搬車両と同じとする。

3) 工事に係る環境保全計画

工事計画及び工事の実施においては、環境の保全に配慮し、以下に示す環境保全計画を検討している。

[建設機械関連]

- ・ 建設機械及び資材運搬等の車両は、実行可能な範囲で、低公害機種（排出ガス対策型、低騒音型、低振動型）を使用する。
- ・ 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。
- ・ 建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。
- ・ 建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。
- ・ 建設機械及び資材運搬等の車両に使用する燃料（軽油）は、適正な品質のものを使用する。

- ・敷地境界又は工事区域の境界上に工事用仮囲い等を設置し、粉じん等の飛散防止、騒音の伝播抑制を図る。
- ・造成工事などで、粉じん等が飛散しやすい気象条件下では適宜散水等を実施し、粉じん等の飛散防止を図る。

[資材運搬等の車両関連]

- ・資材運搬等の車両は、実行可能な範囲で、最新の排出ガス規制適合車及び低燃費車、九都県市粒子状物質減少装置装着適合車等の低公害車を使用する。
- ・通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前 8 時から午後 6 時までの運行計画とする。
- ・資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。
- ・資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。
- ・資材運搬等の車両のタイヤに付着した泥・土の飛散を防止するために、工事関係車両出入口付近に水洗いを行う洗車設備を設置する。
- ・土砂の運搬作業では、必要に応じて、運搬車両に飛散防止シート掛け等を行う。
- ・工事車両の洗車に伴う排水は、油水分離、沈砂、pH 調整等の水処理設備を設置し処理する。

[その他]

- ・工事中に発生する濁水は、対象事業実施区域内に仮設沈砂設備を設置することにより、濁水の発生を抑制する。
- ・仮設沈砂設備に堆積する土砂の定期的な除去、処理水の SS の適宜測定等により、濁りの除去効果が低下しないよう適切に維持・管理を実施する。
- ・建設発生土、裸地については、防じんシート、防じんネット等で養生するなど、土砂の流出・飛散の防止に努める。
- ・造成工事時には、裸地の出現時間が実行可能な範囲で短くなるよう早期の緑化に努める。
- ・コンクリート工事等で発生する排水について、状況に応じて中和処理を実施し、アルカリ排水の排出を抑制する。
- ・工事中に発生した廃棄物等については、関係法令等を遵守し、適正処理を図るとともに分別回収を徹底し、実行可能な範囲で減量化及び再利用・再資源化に努める。
- ・再生資材及び再利用資材の活用に努める。
- ・建設残土について場内での再利用に努め、搬出量を抑制する。

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

既存資料の収集・整理により、地域特性を把握する。既存資料調査の調査範囲は、埼玉県環境影響評価条例施行規則第三条の規定における「環境に影響を及ぼす地域に関する基準」に基づき、図3-1に示す対象事業実施区域から3kmとし、川口市、さいたま市、草加市、越谷市の4市（以下「関係市」という。）を基本とする。

なお、項目及び既存資料の内容により、調査範囲は拡大または縮小することがある。

本文章における資料は、平成29年9月までに入手可能な文献とした。

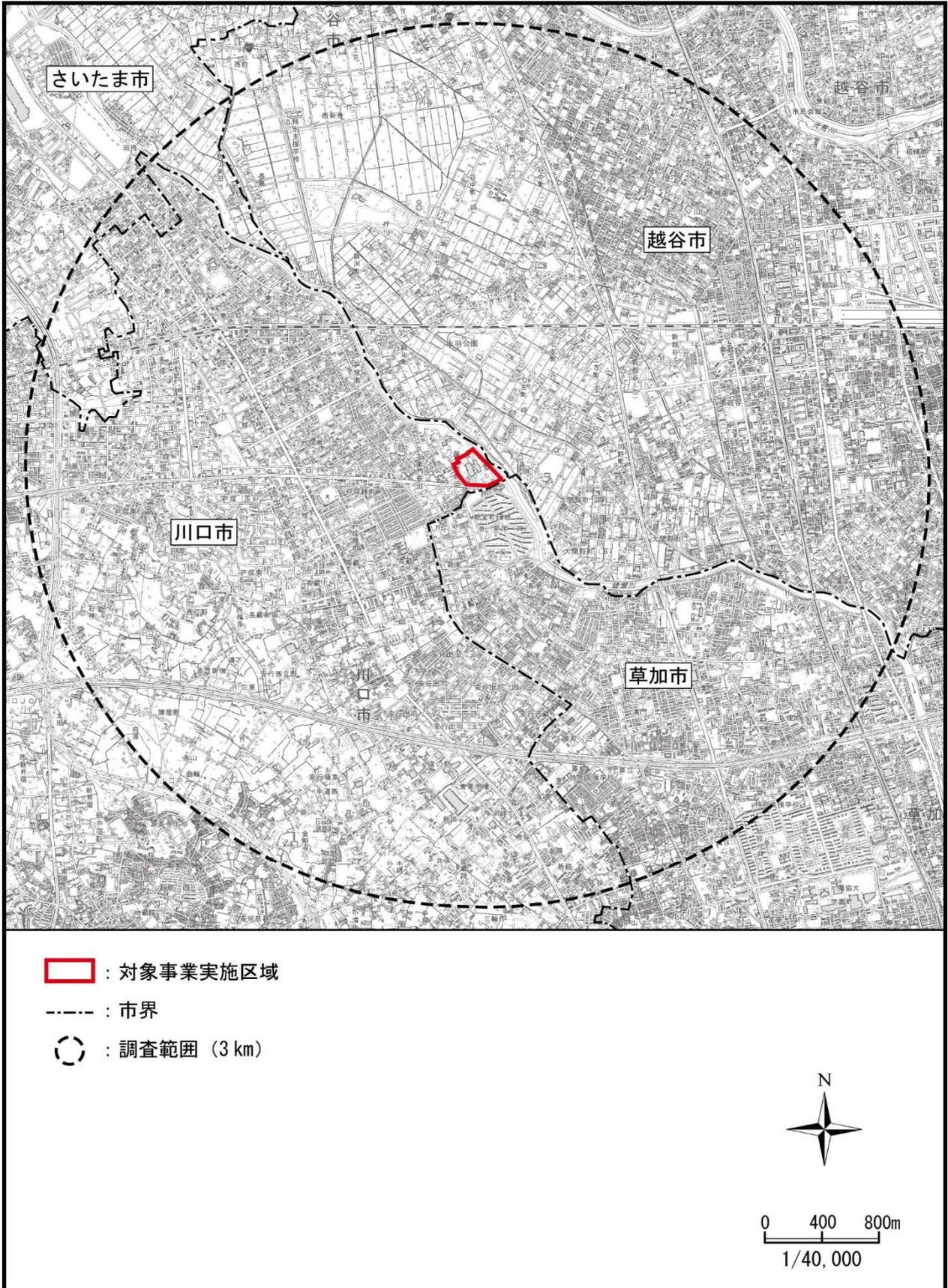


図 3-1 既存資料調査の調査範囲

3.1 社会的状況

(1) 人口及び産業の状況

1) 人口及び世帯数

関係市の人口及び世帯数は表3.1-1に、人口の推移は表3.1-1に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する川口市の人口は595,495人、世帯数は274,870世帯、人口密度は9,612.5人/km²である。関係市の人口は、いずれの市も平成2年から平成29年にかけて増加傾向を示している。

表 3.1-1 人口及び世帯数の状況

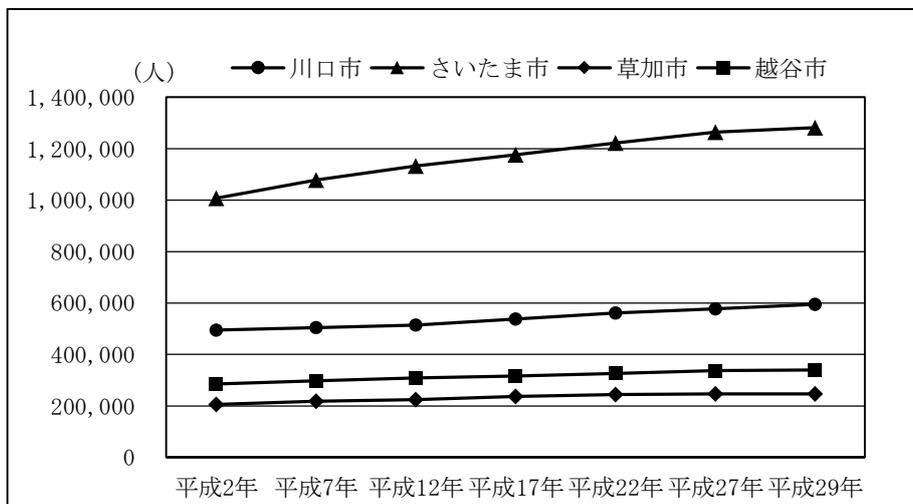
市名	面積 (km ²)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)
川口市	61.95	595,495	274,870	9,612.5
さいたま市	217.43	1,281,414	570,042	5,893.5
草加市	27.46	247,040	112,819	8,996.4
越谷市	60.24	339,156	148,148	5,630.1

注 1) 人口及び世帯数は、平成29年1月1日現在。

2) 面積は、平成26年10月1日現在。

資料：「住民基本台帳人口」(埼玉県ホームページ)

：「平成28年度 埼玉の土地」(埼玉県ホームページ)



注 1) 平成2年～平成27年は国勢調査、平成29年は住民基本台帳人口(平成29年1月1日現在)の値である。

2) 川口市の平成2年～平成22年の人口は、旧鳩ヶ谷市の値を含む。さいたま市の平成2年～平成12年の人口は、旧浦和市、旧大宮市、旧与野市、旧岩槻市の合算値である。

資料：「平成28年 埼玉県統計年鑑」(埼玉県ホームページ)

：「住民基本台帳人口」(埼玉県ホームページ)

図 3.1-1 人口の推移

2) 産業

関係市の産業別事業所数は表 3.1-2 に、産業別就業者数は表 3.1-3 に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する川口市では、卸売業、小売業の割合が事業所及び就業者ともに最も高く、次いで製造業の順である。さいたま市、草加市及び越谷市では卸売業、小売業の割合が事業所及び就業者ともに最も高くなっている。

表 3.1-2 産業別事業所数（平成 26 年）

市名	川口市		さいたま市		草加市		越谷市	
	事業所数	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)
総数	22,397	100.0	43,057	100.0	7,758	100.0	11,554	100.0
農業・林業	36	0.2	64	0.1	5	0.1	10	0.1
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業 砂利採取業	-	-	-	-	1	0.0	-	-
建設業	2,455	11.0	3,976	9.2	738	9.5	1,063	9.2
製造業	4,167	18.6	2,771	6.4	1,210	15.6	1,105	9.6
電気・ガス・ 熱供給・水道業	11	0.0	34	0.1	8	0.1	3	0.0
情報通信業	144	0.6	529	1.2	39	0.5	77	0.7
運輸業、郵便業	602	2.7	831	1.9	229	3.0	327	2.8
卸売業、小売業	4,744	21.2	10,430	24.2	1,740	22.4	2,991	25.9
金融業、保険業	234	1.0	781	1.8	89	1.1	176	1.5
不動産業 物品賃貸業	1,770	7.9	3,694	8.6	585	7.5	690	6.0
学術研究、専門・ 技術サービス業	620	2.8	2,101	4.9	213	2.7	420	3.6
宿泊業 飲食サービス業	2,417	10.8	4,969	11.5	980	12.6	1,470	12.7
生活関連サービ ス業、娯楽業	1,796	8.0	3,911	9.1	686	8.8	1,207	10.4
教育学習支援業	746	3.3	2,149	5.0	294	3.8	520	4.5
医療、福祉	1,544	6.9	3,866	9.0	586	7.6	902	7.8
複合サービス業	52	0.2	142	0.3	20	0.3	30	0.3
サービス業 (他に分類され ないもの)	1,013	4.5	2,640	6.1	314	4.0	531	4.6
公務 (他に分類され るものを除く)	46	0.2	169	0.4	21	0.3	32	0.3

注) 端数処理を行っているため、構成比の合計が 100%にならない場合がある。

資料: 「平成 28 年 埼玉県統計年鑑」(埼玉県ホームページ)

表 3.1-3 産業別就業者数（平成 26 年）

市名	川口市		さいたま市		草加市		越谷市	
	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
総数	197,215	100.0	547,354	100.0	78,680	100.0	116,916	100.0
農業・林業	259	0.1	476	0.1	25	0.0	130	0.1
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業 砂利採取業	-	-	-	-	4	0.0	-	-
建設業	16,403	8.3	34,956	6.4	4,578	5.8	8,145	7.0
製造業	36,879	18.7	40,242	7.4	15,706	20.0	12,688	10.9
電気・ガス・ 熱供給・水道業	550	0.3	1,960	0.4	188	0.2	149	0.1
情報通信業	1,399	0.7	11,516	2.1	160	0.2	460	0.4
運輸業、郵便業	13,880	7.0	26,461	4.8	4,949	6.3	9,905	8.5
卸売業、小売業	39,501	20.0	115,430	21.1	19,166	24.4	27,136	23.2
金融業、保険業	3,443	1.7	17,317	3.2	1,307	1.7	2,502	2.1
不動産業 物品賃貸業	6,038	3.1	17,041	3.1	1,932	2.5	3,059	2.6
学術研究、専門・ 技術サービス業	3,299	1.7	15,934	2.9	1,421	1.8	2,436	2.1
宿泊業 飲食サービス業	17,260	8.8	49,153	9.0	7,511	9.5	12,779	10.9
生活関連サービ ス業、娯楽業	9,216	4.7	24,257	4.4	3,442	4.4	6,166	5.3
教育学習支援業	8,019	4.1	31,169	5.7	4,370	5.6	6,443	5.5
医療、福祉	24,210	12.3	65,302	11.9	8,437	10.7	15,257	13.0
複合サービス業	1,339	0.7	5,581	1.0	658	0.8	1,014	0.9
サービス業 (他に分類され ないもの)	12,112	6.1	66,572	12.2	3,249	4.1	6,241	5.3
公務 (他に分類され るものを除く)	3,408	1.7	23,987	4.4	1,577	2.0	2,406	2.1

注) 端数処理を行っているため、構成比の合計が 100%にならない場合がある。

資料: 「平成 28 年 埼玉県統計年鑑」(埼玉県ホームページ)

(2) 土地利用の状況

1) 地目土地利用

関係市の地目別土地面積は、表 3.1-4 に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する川口市では、宅地の割合が最も高く、次いでその他の順である。また、さいたま市、草加市及び越谷市でも宅地の割合が最も高くなっている。

表 3.1-4 地目別土地面積

市名	項目	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
川口市	面積 (ha)	6,195	48	474	3,232	-	60	-	-	786	1,595
	比率 (%)	100	0.8	7.6	52.2	-	1.0	-	-	12.7	25.7
さいたま市	面積 (ha)	21,743	2,043	2,667	8,324	19	437	-	112	2,806	5,335
	比率 (%)	100	9.4	12.3	38.3	0.1	2.0	-	0.5	12.9	24.5
草加市	面積 (ha)	2,746	86	140	1,516	0	1	-	1	197	806
	比率 (%)	100	3.1	5.1	55.2	0.0	0.0	-	0.0	7.2	29.3
越谷市	面積 (ha)	6,024	941	400	2,398	42	13	-	13	445	1,773
	比率 (%)	100	15.6	6.6	39.8	0.7	0.2	-	0.2	7.4	29.4

注 1)平成 27 年 1 月 1 日現在の値である。

2)上記の値には、固定資産課税台帳に登録された地積で非課税も含まれる。

3)雑種地とは野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等である。

4)その他とは墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地をいう。

5)端数処理を行っているため、総数の値と地目別土地面積の合計が一致しない場合がある。

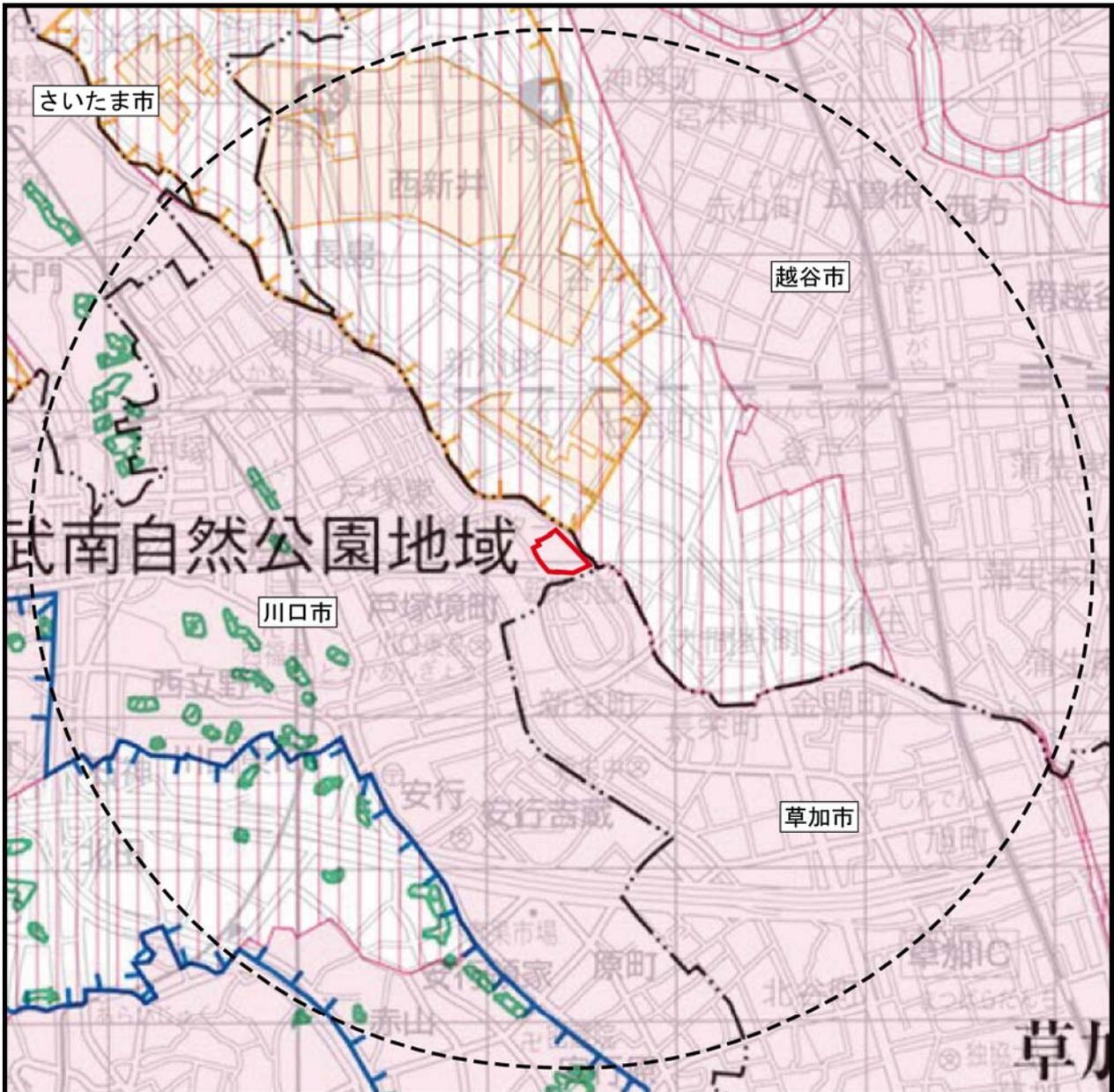
資料：「平成 28 年 埼玉県統計年鑑」(埼玉県ホームページ)

2) 土地利用計画

調査範囲及びその周辺における国土利用計画法に基づく土地利用基本計画図は、図 3.1-2 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺は全域が都市地域である。また、農業地域、森林地域及び自然公園地域の指定がある。

なお、対象事業実施区域は都市地域であり市街化区域となっている。



- : 対象事業実施区域
- : 市界
- : 調査範囲 (3 km)

5 地域	参考表示	記号
都市地域	市街化区域	
	市街化調整区域	
	その他都市計画区域における用途地域	
	農用地域	
森林地域	国有林	
	地域森林計画対象民有林	
	保安林	
自然公園地域	特別地域	
	特別保護地区	
	自然保全地域	
	特別地区	

資料：「埼玉県土地利用基本計画図（総括図）」
(埼玉県ホームページ)

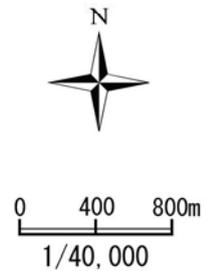


図 3.1-2 土地利用基本計画図

3) 都市計画区域

関係市の都市計画区域の面積は表 3.1-5 に、調査範囲及びその周辺の都市計画図は図 3.1-3 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺は、全て都市計画区域である。なお、対象事業実施区域の用途地域は、第 1 種住居地域及び第 2 種住居地域である。

表 3.1-5 都市計画区域面積

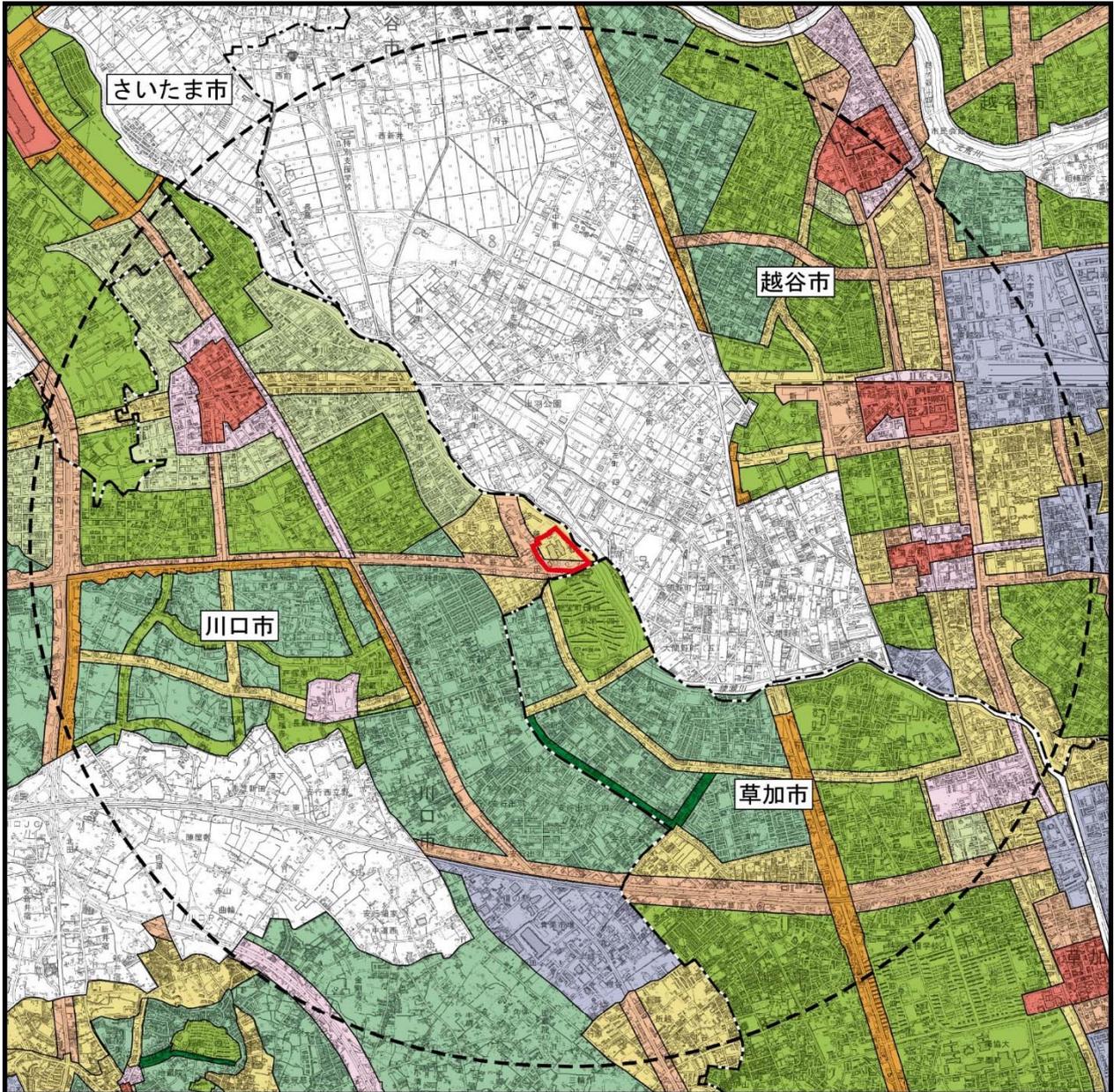
単位：ha

市名	市面積	都市計画区域			
		区域面積	市街化区域面積	用途地域面積	市街化調整区域面積
川口市	6,197	6,197	5,467	5,467	730
さいたま市	21,749	21,749	11,698	11,588	10,051
草加市	2,742	2,742	2,480	2,480	262
越谷市	6,031	6,031	2,872	2,869	3,159

注 1) 市町村面積については、国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調（平成 24 年 10 月 1 日）」による。

2) 都市計画区域面積については、平成 28 年 3 月 31 日現在の値である。

資料：「平成 28 年度 埼玉の土地」（埼玉県ホームページ）



: 対象事業実施区域
 - - - - : 市界
 ○ ○ ○ : 調査範囲 (3 km)

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> : 第1種低層住居専用地域 : 第2種低層住居専用地域 : 第1種中高層住居専用地域 : 第2種中高層住居専用地域 : 第1種住居地域 | <ul style="list-style-type: none"> : 第2種住居地域 : 準住居地域 : 商業地域 : 近隣商業地域 : 準工業地域 |
|--|--|

資料: 「都市計画情報マップ」(川口市ホームページ)
 : 「さいたま市地図情報」(さいたま市ホームページ)
 : 「地域別都市計画図」(草加市ホームページ)
 : 「越谷市都市計画情報提供システム」(越谷市ホームページ)



0 400 800m
 ───────────
 1/40,000

図 3.1-3 都市計画図

(3) 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

1) 河川及び湖沼の分布

調査範囲及びその周辺の河川等の分布状況は、図 3.1-4 に示すとおりである。

対象事業実施区域の東側には、一級河川の綾瀬川が流れている。対象事業実施区域周辺には綾瀬川のほか、伝右川、七左エ門川及び一の橋放水路等が流れている。また、多数の用水路があり耕作地への配水を行っている。

2) 上水道

関係市の上水道の状況は、表 3.1-6 に示すとおりである。

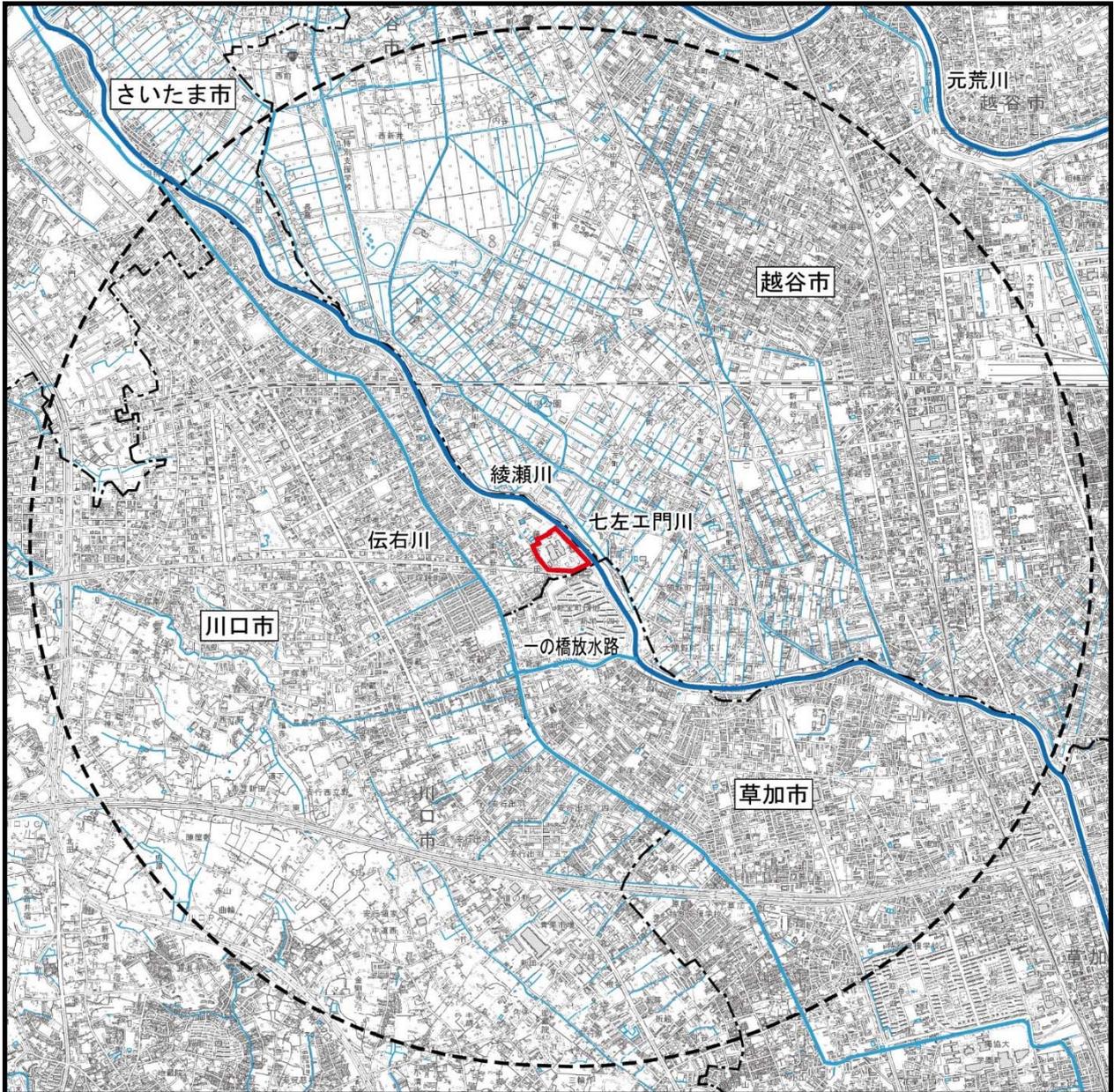
対象事業実施区域の位置する川口市は上青木浄水場、神根浄水場、新郷浄水場、横曽根浄水場、石神配水場、芝園配水場、南平配水場及び鳩ヶ谷浄水場から受水し、上水道普及率は 100% である。

表 3.1-6 上水道の状況

市名	行政区域内総人口 (人)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
川口市	579,526	592,900	579,514	100.0
さいたま市	1,269,365	1,330,000	1,268,096	99.9
草加市	247,464	255,000	247,464	100.0
越谷市	338,628	339,900	338,589	100.0

注) 普及率：現在給水人口/行政区域内人口×100

資料：「平成 28 年度 埼玉県の水道」（埼玉県ホームページ）



- : 対象事業実施区域
- : 市界
- : 調査範囲 (3 km)
- : 一級河川
- : 河川・用水路等

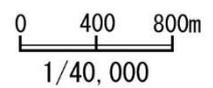


図 3.1-4 河川等図

3) 漁業権

関係市に係る漁業権の状況は、表 3.1-7 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺を流れる綾瀬川、伝右川及び一の橋放水路には、埼玉県共第 5 号第五種共同漁業権が設定されている。

表 3.1-7 埼玉県共第 2 号・共第 5 号・共第 7 号第五種共同漁業権

免許 番号	漁場の区域 (河川等名称)	漁業権 魚種	漁業権者 (漁業協同組合)	漁場の位置 (市区町村)
共 第 2 号	荒川、芝川、新芝川、新河岸川 白子川、越戸川、谷中川 黒目川、柳瀬川、東川、不老川 九十川、菖蒲川、緑川、笹目川 鴨川、鴻沼川、びん沼川 新河岸川放水路、江川、市野川 新江川、滑川、角川、粕川 新川、旧荒川（上池・中池・下池） 旧荒川、丸堀（荒川） 山王堀（荒川）、地蔵沼（荒川） 江川排水路、伊佐沼代用水路 古川排水路、灰俵沼、伊佐沼 明善谷沼、城ヶ谷沼、八反沼	あゆ うぐい おいかわ こい ふな うなぎ どじょう わかさぎ なまず	埼玉南部 武蔵 入間	川口市、さいたま市、 鴻巣市、吉見町、 北本市、川島町、 桶川市、上尾市、 川越市、富士見市、 志木市、朝霞市、 和光市、戸田市、 ふじみ野市、新座市、 三芳町、所沢市、 入間市、狭山市、 蕨市、寄居町、 小川町、嵐山町、 滑川町、東松山市
共 第 5 号	中川、綾瀬川、伝右川、古綾瀬川 一の橋放水路、深作川、大場川 第二大場川、元荒川、星川、野通川 旧忍川（さきたま調整池）、赤堀川 忍川、新方川、会之堀川、大落古利根川 隼人堀川、庄兵衛堀川、姫宮落川 備前堀川、備前前堀川、青毛堀川 倉松川、大島新田川、幸手放水路 午の堀川、手子堀川、新槐堀川 権現堂川、笠原沼落、葛西用水路 会の川、志多見落堀・上青毛北堀 上青毛南堀、江川堀、六郷堀・天王新堀 古策田落、大英寺落、八ヶ村落 五ヶ村落、油井ヶ島沼、南方用水路 松原落排水路、旧槐堀川、中谷落排水路 香林寺上流排水路、香林寺落排水路 三尺落堀排水路、導水渠、新堀排水路 開 29 排水路、沼尻落排水路 古利根排水路、十王堀排水路 稲荷木落排水路、中島用悪水路 神扇落排水路、大中落悪水路 安戸落悪水路、末田大用水路 葛西用水路（逆川用水）、東京葛西用水 八条用水路、二郷半領用水路 新田用水路、木売落悪水路 下八間堀悪水路	おいかわ こい ふな うなぎ どじょう わかさぎ なまず	埼玉東部 埼玉中央 埼玉南部 埼玉県北部	川口市、さいたま市、 草加市、越谷市、 羽生市、加須市、 久喜市、幸手市、 杉戸町、松伏町、 春日部市、吉川市、 三郷市、八潮市、 桶川市、蓮田市、 伊奈町、上尾市、 熊谷市、行田市、 鴻巣市、白岡市、 北本市、宮代町、 茨城県猿島郡五霞町、 東京都足立区、葛飾区
共 第 7 号	荒川	こい ふな うなぎ なまず	埼玉南部 東京東部	川口市、戸田市、 東京都板橋区、北区

資料：「埼玉の水産/埼玉県内の漁業権免許取得状況」（埼玉県ホームページ）

4) 地下水の利用

埼玉県における地下水採取量の推移は、表 3.1-8 に示すとおりである。

平成 27 年の地下水採取量は、水道用が最も多くなっている。また、過去 5 年間の地下水採取量は水道用及び建築物用はほぼ横ばいで推移し、工業用は減少傾向にある。

表 3.1-8 地下水採取量の推移

単位：千 m³/日

用途	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
水道用	491.7	488.5	488.2	470.9	480.6
建築物用	26.9	27.5	24.1	26.4	26.0
工業用	149.3	148.0	142.2	140.0	138.5
計	668.0	664.0	654.5	637.3	645.1

注) 端数処理を行っているため、計の値と用途の合計が一致しない場合がある。

資料：「平成 28 年版 埼玉県環境白書（資料編）」（埼玉県ホームページ）

(4) 交通の状況

1) 道路交通

調査範囲及びその周辺の道路網の状況は、図 3.1-5 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺には、高速道路の東京外環自動車道及び東北自動車道等、一般国道の 4 号及び 298 号等、主要地方道の足立越谷線及び越谷流山線等、一般県道の蒲生岩槻線、越谷鳩ヶ谷線及び東大門安行西立野線等が通っている。

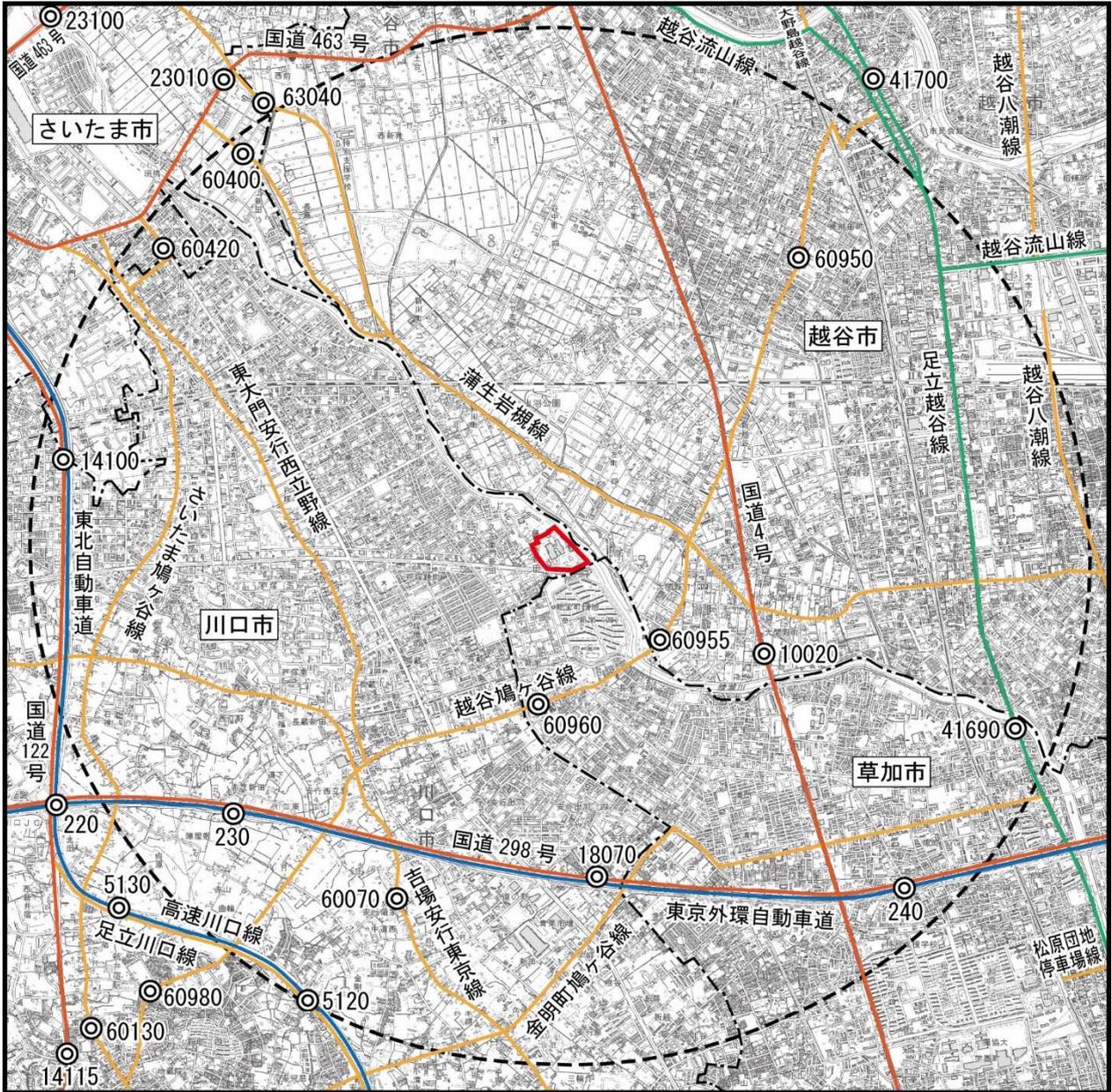
調査範囲及びその周辺の道路交通センサス一般交通量の調査結果は表 3.1-9 に、調査地点は図 3.1-5 に示すとおりである。

対象事業実施区域に最も近い調査地点である 60955 及び 60960（一般県道越谷鳩ヶ谷線）の 12 時間交通量は 11,959 台及び 10,136 台、24 時間交通量は 15,905 台及び 13,481 台である。

表 3.1-9 道路交通センサス一般交通量調査結果

No.	路線名	交通量観測地点名	昼間 12 時間自動車類 交通量 (上下合計)			24 時間自動車類 交通量 (上下合計)		
			小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)
220	東京外環自動車道	川口市大字西新宿字ト博 (川口 JCT)	38,681	15,232	53,913	54,619	23,648	78,267
230	東京外環自動車道	川口市赤芝新田字道上 (川口東 IC)	40,310	15,730	56,040	56,838	24,393	81,231
240	東京外環自動車道	草加市新善町 (草加 IC)	33,051	13,353	46,404	46,460	20,788	67,248
5120	高速川口線	新井宿出入口～ 安行出入口	41,061	16,037	57,098	57,997	28,242	86,239
5130	高速川口線	川口 JCT～新井宿出入口	36,968	13,484	50,452	51,619	23,723	75,342
10020	一般国道 4 号	越谷市大間野町 5 丁目 10 番地先	22,794	5,732	28,526	34,483	9,219	43,702
14100	一般国道 122 号	川口市差間 3 丁目 2 番地 15 先	20,386	11,060	31,446	30,957	14,325	45,282
14115	一般国道 122 号	川口市里 958 番地 1 先	19,913	4,847	24,760	28,132	7,275	35,407
18070	一般国道 298 号	川口市大字安行吉蔵 98 番地先	14,597	6,724	21,321	22,573	11,171	33,744
23100	一般国道 463 号	さいたま市岩槻区釣上新田 820 番地先	15,676	5,622	21,298	21,790	7,980	29,770
23010	一般国道 463 号	さいたま市岩槻区釣上新田 316 番地先	8,775	1,913	10,688	12,275	2,879	15,154
41690	足立越谷線	草加市金明町 83 番地 1 先	11,248	2,271	13,519	15,090	3,025	18,115
41700	足立越谷線	越谷市越ヶ谷 3 丁目 7 番地 1	10,341	2,169	12,510	13,897	2,866	16,763
60070	吉場安行東京線	川口市安行領家 324	6,759	1,033	7,792	8,813	1,395	10,208
60130	さいたま鳩ヶ谷線	川口市桜町 2 丁目 4 番地 24 先	3,231	333	3,564	4,003	452	4,455
60950	越谷鳩ヶ谷線	越谷市赤山町 3 丁目 3 番地 1	6,799	527	7,326	8,734	863	9,597
60955	越谷鳩ヶ谷線	越谷市大間野町 5 丁目 258 番地 2 先	9,387	2,572	11,959	12,694	3,211	15,905
60960	越谷鳩ヶ谷線	草加市新栄 3 丁目 14 番地 11 先	8,192	1,944	10,136	10,995	2,486	13,481
60980	越谷鳩ヶ谷線	川口市桜町 3 丁目 7 番地 1 先	3,360	404	3,764	4,206	537	4,743
63040	蒲生岩槻線	さいたま市岩槻区釣上新田 389 番地 2 先	3,503	401	3,904	4,570	467	5,037
60400	蒲生岩槻線	さいたま市岩槻区釣上新田 389 番地先	3,503	401	3,904	4,570	467	5,037
60420	東大門安行西立野線	さいたま市緑区東大門 3 丁目 15 番地 9 先	10,331	1,086	11,417	13,580	1,719	15,299

資料：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」(埼玉県ホームページ)



□ : 対象事業実施区域

----- : 市界

○ : 調査範囲 (3 km)

— : 高速道路

— : 一般国道

— : 主要地方道

— : 一般県道

◎ : 平成 27 年度道路交通センサス調査地点



注) 図中の番号は、表 3.1-9 に対応する。

資料 : 「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」
(埼玉県ホームページ)

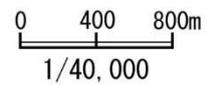


図 3.1-5 道路網及び道路交通センサス調査地点図

2) 鉄道

調査範囲及びその周辺の鉄道網の状況は、図 3.1-6 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺には、JR 東日本の武蔵野線、東武鉄道の東武伊勢崎線及び埼玉高速鉄道の埼玉高速鉄道線が通っている。

対象事業実施区域近隣の駅としては、武蔵野線の東川口駅及び南越谷駅、東武伊勢崎線の新越谷駅及び蒲生駅並びに埼玉高速鉄道線の東川口駅及び戸塚安行駅がある。

各駅の乗車人員の推移は、表 3.1-10 に示すとおりである。

平成 27 年度の乗車人員は、東武伊勢崎線の新越谷駅が最も多く、次いで武蔵野線の南越谷駅である。全駅とも平成 23 年度から平成 27 年度にかけて乗車人員は増加傾向にある。

表 3.1-10 乗車人員の推移

単位：人

路線名	駅名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
JR 東日本 武蔵野線	東川口	10,857,660	11,326,774	11,843,333	12,068,955	12,630,509
	南越谷	24,564,055	25,059,669	25,848,734	25,906,383	26,822,404
東武鉄道 東武伊勢崎線	新越谷	24,733,885	25,494,952	26,098,628	26,004,963	26,971,953
	蒲生	3,057,414	3,108,277	3,130,471	3,109,616	3,185,405
埼玉高速鉄道 埼玉高速鉄道線	東川口	4,455,630	4,651,707	4,885,527	5,057,886	5,357,404
	戸塚安行	2,181,456	2,263,641	2,350,572	2,415,046	2,522,924

資料：「平成 24 年～平成 28 年 埼玉県統計年鑑」（埼玉県ホームページ）

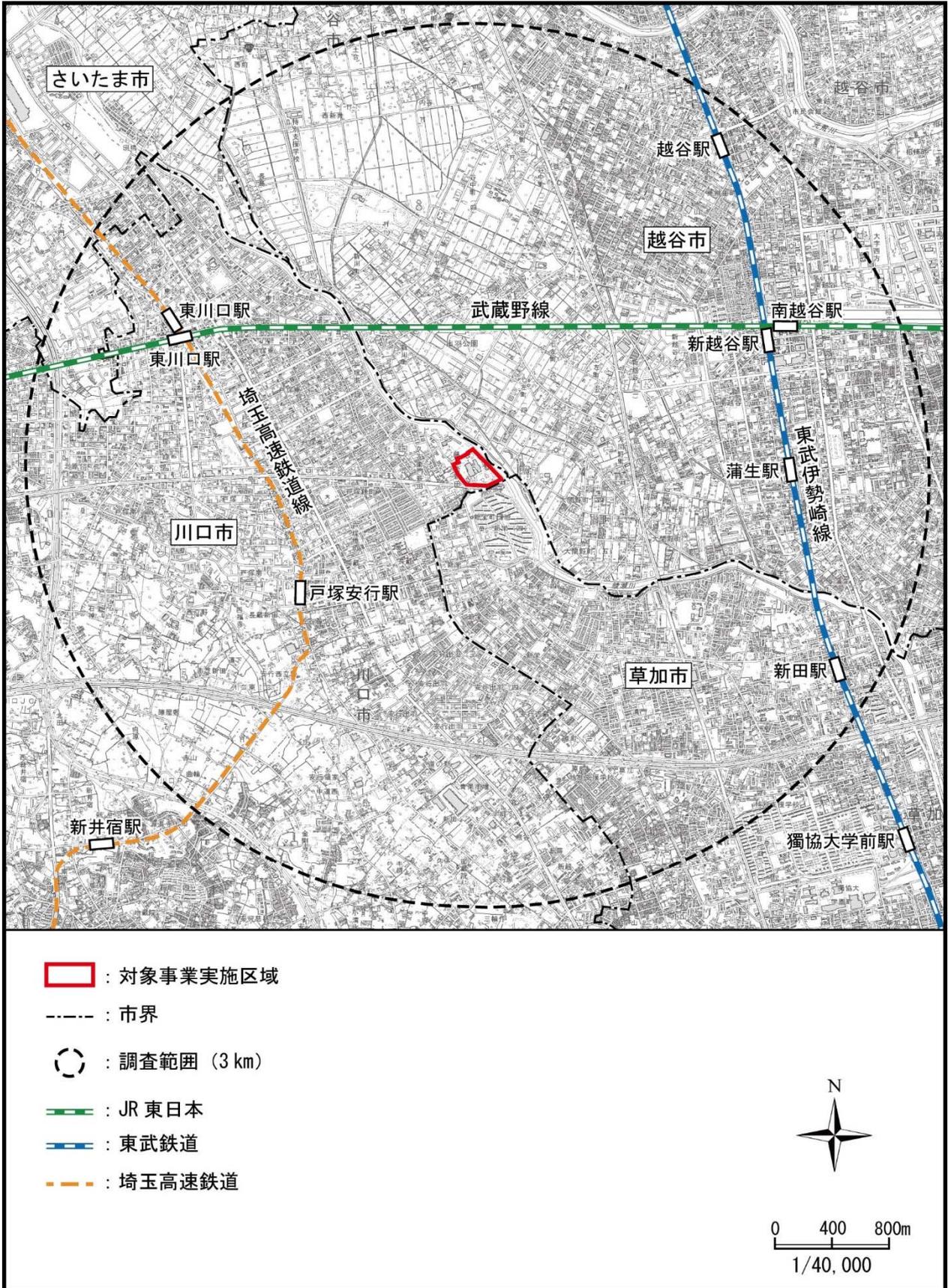


図 3.1-6 鉄道網図

(5) 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

1) 学校、病院等の状況

調査範囲及びその周辺の学校、病院等の状況は、表 3.1-11(1)～(6)及び図 3.1-7(1)～(3)に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺には、小学校が 26 箇所、中学校が 9 箇所、高等学校が 5 箇所、特別支援学校が 2 箇所、大学・短期大学が 2 箇所、専修学校が 4 箇所、幼稚園が 21 箇所、認定こども園が 3 箇所、保育所が 91 箇所、福祉施設が 45 箇所、病院・診療所が 25 箇所及び図書館が 4 箇所存在する。

なお、対象事業実施区域の北側には、戸塚綾瀬小学校が存在する。

表 3. 1-11(1) 環境保全上配慮が特に必要な施設

No.	区分	名称	所在地
1	小学校	安行小学校	川口市安行原 2020
2		戸塚小学校	川口市戸塚 3-13-55
3		神根東小学校	川口市石神 1440
4		慈林小学校	川口市安行慈林 356
5		安行東小学校	川口市安行出羽 4-1-1
6		戸塚東小学校	川口市戸塚東 2-18-20
7		戸塚北小学校	川口東川口 3-12-1
8		戸塚綾瀬小学校	川口市藤兵衛新田 239-1
9		戸塚南小学校	川口市戸塚南 4-10-1
10		桜町小学校	川口市桜町 2-12-10
11		大門小学校	さいたま市緑区大門 1189
12		新田小学校	草加市旭町 6-12-11
13		栄小学校	草加市松原 1-3-2
14		花栗南小学校	草加市花栗 4-3-1
15		新栄小学校	草加新栄 4-959
16		清門小学校	草加市清門 3-37-1
17		長栄小学校	草加市長栄 1-762
18		松原小学校	草加市松原 4-2-1
19		越ヶ谷小学校	越谷市中町 1-41
20		出羽小学校	越谷市谷中町 2-69
21		蒲生小学校	越谷市蒲生旭町 1-84
22		蒲生第二小学校	越谷市蒲生旭町 1-75
23		南越谷小学校	越谷市南越谷 4-21-1
24		大間野小学校	越谷大間野町 2-115
25		宮本小学校	越谷市宮本町 5-85
26		西方小学校	越谷市西方 2-12-1
27	中学校	安行中学校	川口市安行原 2221
28		神根中学校	川口市石神 1515-1
29		戸塚中学校	川口市戸塚鉄町 3-1
30		安行東中学校	川口市安行 34
31		戸塚西中学校	川口市西立野 1000
32		栄中学校	草加市松原 3-3-1
33		新栄中学校	草加市新栄 1-33
34		花栗中学校	草加市花栗 4-15-12
35		武蔵野中学校	越谷市大間野町 4-357

表 3.1-11(2) 環境保全上配慮が特に必要な施設

No.	区分	名称	所在地
36	高等学校	川口東高等学校	川口市長蔵 3-1-1
37		川口高等学校	川口市新井宿諏訪山 963
38		草加西高等学校	草加市原町 2-7-1
39		越谷総合技術高等学校	越谷市谷中町 3-100-1
40		武蔵野星城高等学校	越谷市新越谷 2-18-6
41	特別支援学校	草加かがやき特別支援学校	草加市松原 4-6-1
42		草加かがやき特別支援学校 草加分校	草加市原町 2-7-1
43	大学・短期大学	獨協大学	草加市学園町 1-1
44		埼玉東萌短期大学	越谷市新越谷 2-21-1
45	専修学校	CAD 製図専門学校	越谷市南越谷 4-17-11
46		越谷保育専門学校	越谷市東越谷 3-10-2
47		専門学校東萌ビューティーカレッジ	越谷市七左町 1-337-3
48		専門学校日本医科学大学校	越谷市七左町 1-314-1
49	幼稚園	赤芝幼稚園	川口市赤芝新田 540-1
50		安行幼稚園	川口市安行領家 1193
51		小桜幼稚園	川口市石神 1340
52		西光院マヤ幼稚園	川口市戸塚 2-6-29
53		東川口幼稚園	川口市戸塚東 3-8-25
54		翠ヶ丘幼稚園	川口市安行慈林 880
55		大門幼稚園	さいたま市緑区大門 930
56		東武リズム幼稚園	さいたま市岩槻区釣上新田 1421
57		新田幼稚園	草加市金明町 650
58		清門幼稚園	草加市清門町 472-2
59		草加ひまわり幼稚園	草加市松原 3-1-1
60		草加藤幼稚園	草加市松原 4-4-2
61		草加みどり幼稚園	草加市栄町 3-3-12
62		ひかり幼稚園	草加市松原 2-1-1
63		みのべ幼稚園	草加市北谷 2-31-1
64		愛隣幼稚園	越谷市蒲生 3-9-13
65		越谷わかば幼稚園	越谷市南越谷 5-20-5
66		照蓮院さくら幼稚園	越谷市瓦曾根 1-5-43
67		萩原第一幼稚園	越谷市赤山本町 3-13
68		萩原第二幼稚園	越谷市七左町 2-294
69		松沢幼稚園	越谷市谷中町 2-94
70	認定こども園	認定こども園小牧	越谷市大間野町 5-147-1
71		認定こども園わかばの森ナーサリー	越谷市七左町 2-152
72		こぼとの里こども園	越谷市神明町 3-246-3
73	保育所	戸塚保育所	川口市戸塚東 3-34-
74		戸塚しらぎく保育園	川口市西立野 25-1
75		戸塚のぞみ保育園	川口市東川口 4-22-12
76		安行東光保育園	川口市安行原 1361
77		赤芝保育園	川口市赤山 193-2
78		アスク東川口保育園	川口市戸塚 4-21-1
79		フォーマザー保育園	川口市東川口 3-2-29
80		フォーマザー保育園(第1分園)	川口市東川口 2-13-26

表 3. 1-11(3) 環境保全上配慮が特に必要な施設

No.	区分	名称	所在地
81	保育所	フォーマザー保育園(第2分園)	川口市東川口 1-3-10
82		汽車ぼっぼ保育園	川口市東川口 6-8-19
83		ういず戸塚安行駅前保育園	川口市戸塚 6-22-2
84		赤芝第二保育園	川口市戸塚東 1-2-27
85		東川口鳩笛保育園	川口市戸塚 1-7-11
86		フォーマザー西立野保育園	川口市西立野 654-17
87		汽車ぼっぼ第2保育園	川口市安行吉蔵 334-1
88		ステラ川口戸塚保育園	川口市戸塚 5-8-5
89		川口おおぞら保育園	川口市石神 719-1
90		かわぐちこころ保育園	川口市安行出羽 5-2-5
91		川口星の子保育園	川口市新井宿 25-3
92		プリスクレール・ディゾ・アンジェ 川口戸塚	川口市戸塚 3-21-12
93		うぐす保育園川口戸塚	川口市西立野 400-9
94		東川口保育園えくぼ	川口市北原台 1-7-22
95		ひまわり園	川口市西立野 534-4
96		うさぎ野原の保育園	川口市東川口 6-8-18
97		東川口駅前そよ風保育園	川口市東川口 2-6-18
98		第2ひまわり園	川口市戸塚南 1-1-25
99		安行東おうち保育園	川口市安行藤八 182-5
100		ひよこ保育園	川口市安行出羽 4-16-18
101	保育ルーム Felice 東川口園	川口市戸塚 2-7-1	
102	たいよう保育園戸塚東園	川口市戸塚東 1-5-21	
103	エンゼル保育園石神園	川口市石神 1661-1	
104	保育園キッズハウス 新井宿駅前園	川口市赤山 1358-1	
105	第1フォーマミー保育園	川口市東川口 1-2-23	
106	第3フォーマミー保育園	川口市東川口 1-2-23	
107	保育園キッズハウス東川口園 第1保育室	川口市東川口 2-1-25	
108	第2フォーマミー保育園	川口市東川口 4-18-20	
109	リズム保育園	さいたま市岩槻区釣上新田 1425-3	
110	きらり保育園	さいたま市岩槻区釣上新田 1428	
111	松本家庭保育室	草加市旭町 2-3-31	
112	あさひなのはな保育室	草加市旭町 3-4-15	
113	サンベビー保育園	草加市旭町 4-9-16	
114	宇佐美家庭保育室	草加市旭町 5-5-16	
115	あさひ保育園	草加市旭町 6-14-2	
116	エンジェルハウス松原園	草加市栄町 2-3-3	
117	そうかこぼと保育園	草加市栄町 2-3-3	
118	しんでん家庭保育室	草加市金明町 281-4	
119	しんでん保育園	草加市金明町 281-4	
120	こやま保育園	草加市小山 1-19-1	

表 3.1-11(4) 環境保全上配慮が特に必要な施設

No.	区分	名称	所在地
121	保育所	まつばら保育園	草加市松原 1-1-6
122		さかえ保育園	草加市松原 1-3-1
123		草加松原どろんこ保育園	草加市松原 1-5-9
124		さくらんぼ保育園	草加市松原 1-7-4
125		きたや保育園	草加市松原 4-3-1
126		しんえい保育園	草加市新栄 4-813-32
127		しんぜん保育園	草加市新善町 433-4
128		さざんか家庭保育室	草加市新善町 477
129		けやきの森保育園清門町園	草加市清門 3-59-12
130		めえめえこやぎこども園	草加市北谷 3-36-17
131		エンジェルハウス越谷東口園	越谷市越ヶ谷 2-6-2
132		中央保育所	越谷市越ヶ谷 3-2-28
133		越ヶ谷保育園	越谷市越ヶ谷本町 3-7
134		蒲生第三保育所	越谷市蒲生 2-13-9
135		あいりんのおうち	越谷市蒲生 3-8-53
136		エンジェルハウス蒲生第一園	越谷市蒲生茜町 11-5
137		エンジェルハウス蒲生第二園	越谷市蒲生茜町 11-5
138		蒲生保育室ポコ・ア・ポコ	越谷市蒲生茜町 13-5
139		ふえありい保育園蒲生園	越谷市蒲生茜町 28-13
140		あぜがみりんご保育園	越谷市蒲生寿町 1-28
141		(仮称) 蒲生ちゃいるど園	越谷市蒲生寿町 18-43
142		蒲生保育所	越谷市蒲生寿町 9-23
143		宮本保育所	越谷市宮本町 5-250-1
144		七左保育所	越谷市七左町 1-184
145		南越谷保育園	越谷市七左町 1-347
146		(仮称) ぬくもりのおうち保育 新越谷園	越谷市新越谷 1-57-2
147		エンジェルハウス越谷西口園	越谷市赤山町 1-135
148		赤山第二保育所	越谷市赤山町 2-58-1
149		赤山保育所	越谷市赤山町 4-2-11
150		バイリンガルキッズルーム・ファニー	越谷市赤山本町 8-5
151		の～びる保育園	越谷市相模町 2-64-1
152		松沢保育園	越谷市谷中町 2-88-4
153		登戸保育所	越谷市登戸町 42-10
154		ふえありい保育園東越谷園	越谷市東越谷 1-9-17
155		みらいほいくえん	越谷市東越谷 2-15-13
156		ふえありい保育園南越谷園	越谷市南越谷 1-5-58
157		三和乳児園	越谷市南越谷 3-1-55
158		鈴木家庭保育室	越谷市南越谷 3-5-22
159		ひだまり保育園	越谷市南越谷 4-18-1
160		南越谷保育室ポコ・ア・ポコ	越谷市南越谷 4-9-7
161		こうさぎ園ひがしの森	越谷市弥生町 3-36
162		こうさぎ園となりの森	越谷市弥生町 3-36
163		モンクール保育園越谷東口	越谷市柳町 1-43

表 3.1-11(5) 環境保全上配慮が特に必要な施設

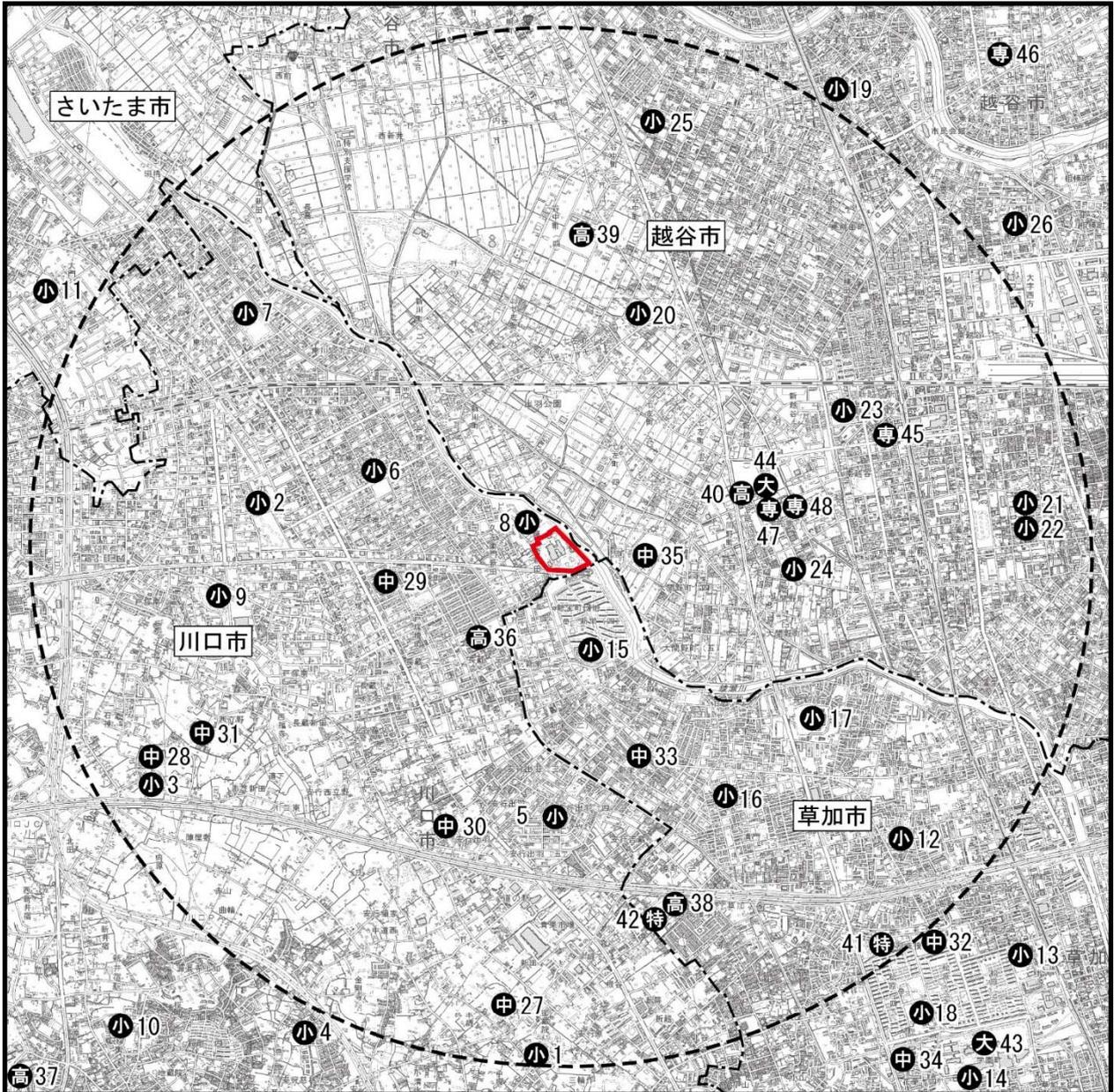
No.	区分	名称	所在地
164	福祉施設	和楽苑	川口市安行領家 506-15
165		紫水苑	川口市石神 1560-1
166		みやびの郷	川口市石神 58
167		川口キングス・ガーデン	川口市赤芝新田 525-1
168		川口シニアセンター	川口市西新井宿 1216-6
169		親光	川口市西新井宿 931
170		第二川口シニアセンター	川口市西新井宿 1193-1
171		川口ほほえみの里	川口市西新井宿 980
172		かわぐちロイヤルの園	川口市西立野 48
173		とわの郷	川口市赤山 76-1
174		かわぐち翔裕園	川口市赤芝新田 114-1
175		グリーンビレッジ安行	川口市安行 1145
176		かわぐちナーシングホーム	川口市西新井宿 1022-1
177		厚生会川口ケアセンター	川口市西新井宿 1271-1
178		川口メディケアセンター	川口市西新井宿 923-1
179		ライフパートナー川口	川口市安行原 41-1
180		東川口やわらぎ苑	川口市戸塚 2-21-18
181		鳩ヶ谷の杜	川口市桜町 5-5-28
182		イリーゼ川口安行	川口市安行 92-1
183		かわぐち翔裕館	川口市戸塚南 2-18-1
184		(仮) 未来倶楽部川口新井	川口市赤山 1155
185		ウェルネス赤山	川口市赤山 172-6
186		応援家族東川口	川口市東川口 1-11-14
187		サニーポート川口	川口市東川 5-4-1
188		さかえグリーンハート川口	川口市東川口 5-9-1
189		ウェルハウス安行藤八	川口市安行藤八 374
190		リアンレーヴ川口新井宿	川口市新井宿 19-1
191		ウェルハウス北原台	川口市北原台 3-6-9
192	ベストライフ東川口	川口市戸塚 3-3-10	
193	ウェルハウス戸塚	川口市戸塚南 2-19-20	
194	ウェルハウス安行領家	川口市安行領家 644-1	
195	アートフェリス	草加市松原 1-8-15	
196	フェリス	草加市長栄町 2-1-8	
197	草加明生苑	草加市旭町 3-5-25	
198	めいと松原団地	草加市松原 5-12-15	
199	あずみ苑グランデ草加	草加市新善町 502	
200	ベストライフ草加	草加市新善町 253	
201	SOMPO ケアラヴィーレ草加	草加市北谷 3-36-8	
202	えくぼ	越谷市七左町 6-191-1	
203	越谷さくらの杜	越谷市新川町 2-247-1	
204	嘉祥園	越谷市谷中町 4-29	
205	南面	越谷市七左町 4-161	
206	葵の園越谷	越谷市七左町 6-100-1	
207	とまりや	越谷市谷中町 4-293-1	
208	リバティーガーデン	越谷市西新井 1016-1	

表 3.1-11(6) 環境保全上配慮が特に必要な施設

No.	区分	名称	所在地
209	病院・診療所	よこで耳鼻咽喉科	川口市戸塚 2-18-18
210		鳩ヶ谷中央病院	川口市桜町 6-12-55
211		厚川医院	川口市戸塚 2-4-10
212		東川口病院	川口市東川口 2-10-8
213		埼玉川口クリニック	川口市戸塚東 3-3-18
214		ほしあい眼科	さいたま市緑区美園 6-9-10
215		埼玉草加病院	草加市松原 1-7-22
216		二宮病院	草加市新栄 2-22-23
217		レン・ファミリークリニック	草加市新善町 373
218		越谷誠和病院	越谷市谷中町 4-25-5
219		新越谷病院	越谷市元柳田町 6-45
220		獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷 2-1-50
221		南越谷健身会クリニック	越谷市七左町 1-304-1
222		江川整形外科医院	越谷市登戸町 16-26
223		越谷呼吸器クリニック	越谷市瓦曾根 3-7-6
224		産婦人科菅原病院	越谷市越ヶ谷 1-15-2
225		市川胃腸科外科病院	越谷市東越谷 7-3-2
226		松田整形外科	越谷市瓦曾根 2-1-14
227		南越谷病院	越谷市南越谷 1-4-63
228		堀中医院	越谷市越ヶ谷 3-1-26
229		佐藤産婦人科	越谷市新越谷 1-34-4
230		十全病院	越谷市赤山町 5-10-18
231		高見沢産婦人科医院	越谷市宮本町 3-4
232	北辰病院	越谷市七左町 4-358	
233	陶山医院	越谷市蒲生寿町 8-15	
234	図書館	戸塚図書館	川口市戸塚東 3-7-1
235		中央図書館	草加市松原 1-1-9
236		南部図書館	越谷市南越谷 1-2876-1
237		中央図書館	越谷市弥生町 16-1

注) 診療所については、病床のある診療所のみ記載した。

- 資料：「埼玉県学校便覧」(埼玉県ホームページ)
 :「埼玉県の私立学校一覧」(埼玉県ホームページ)
 :「保育所・小規模保育事業所一覧」(川口市ホームページ)
 :「保育所・保育サービス」(さいたま市ホームページ)
 :「情報提供シート(保育所・幼稚園等)」(草加市ホームページ)
 :「保育施設の案内」(越谷市ホームページ)
 :「社会福祉施設等一覧」(埼玉県ホームページ)
 :「埼玉県医療機能情報提供システム」(埼玉県ホームページ)
 :「図書館・文化施設」(川口市ホームページ)
 :「図書館(さいたま市)」(さいたま市ホームページ)
 :「図書館」(草加市ホームページ)
 :「図書館・図書室」(越谷市ホームページ)



- : 対象事業実施区域
- : 市界
- : 調査範囲 (3 km)
- : 小学校
- : 中学校
- : 高等学校
- : 特別支援学校
- : 大学・短期大学
- : 専修学校

注) 図中の番号は、表 3.1-11 に対応する。

資料 : 「埼玉県学校便覧」(埼玉県ホームページ)
 : 「埼玉県の私立学校一覧」(埼玉県ホームページ)

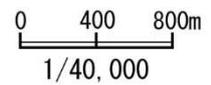
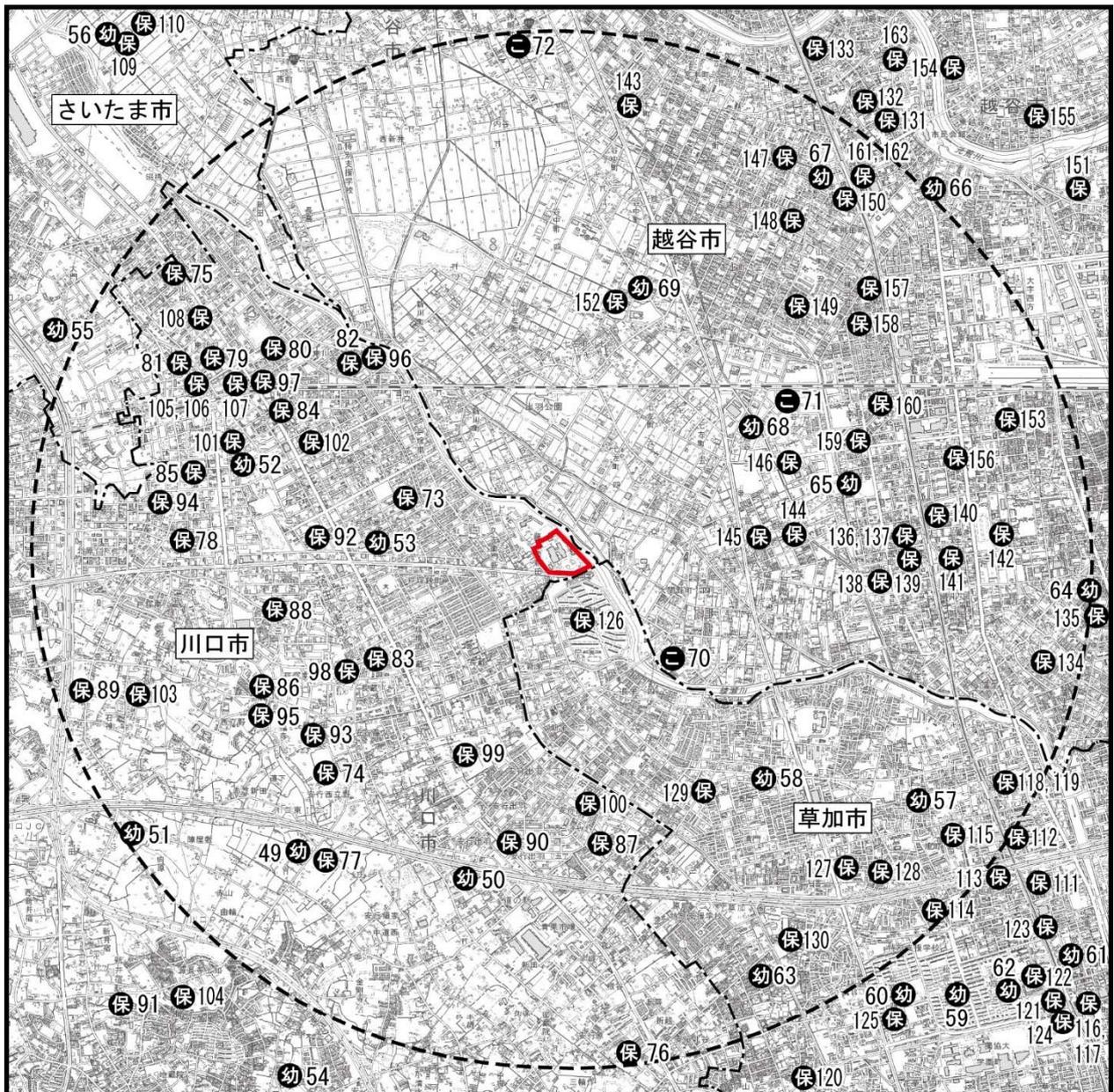


図 3.1-7(1) 環境保全上配慮が特に必要な施設 (学校)



- : 対象事業実施区域
- : 市界
- : 調査範囲 (3 km)
- 幼 : 幼稚園
- こ : 認定こども園
- 保 : 保育所

注) 図中の番号は、表 3.1-11 に対応する。

- 資料 : 「埼玉県学校便覧」(埼玉県ホームページ)
 : 「埼玉県の私立学校一覧」(埼玉県ホームページ)
 : 「保育所・小規模保育事業所一覧」(川口市ホームページ)
 : 「保育所・保育サービス」(さいたま市ホームページ)
 : 「情報提供シート(保育所・幼稚園等)」(草加市ホームページ)
 : 「保育施設の案内」(越谷市ホームページ)

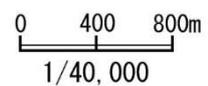
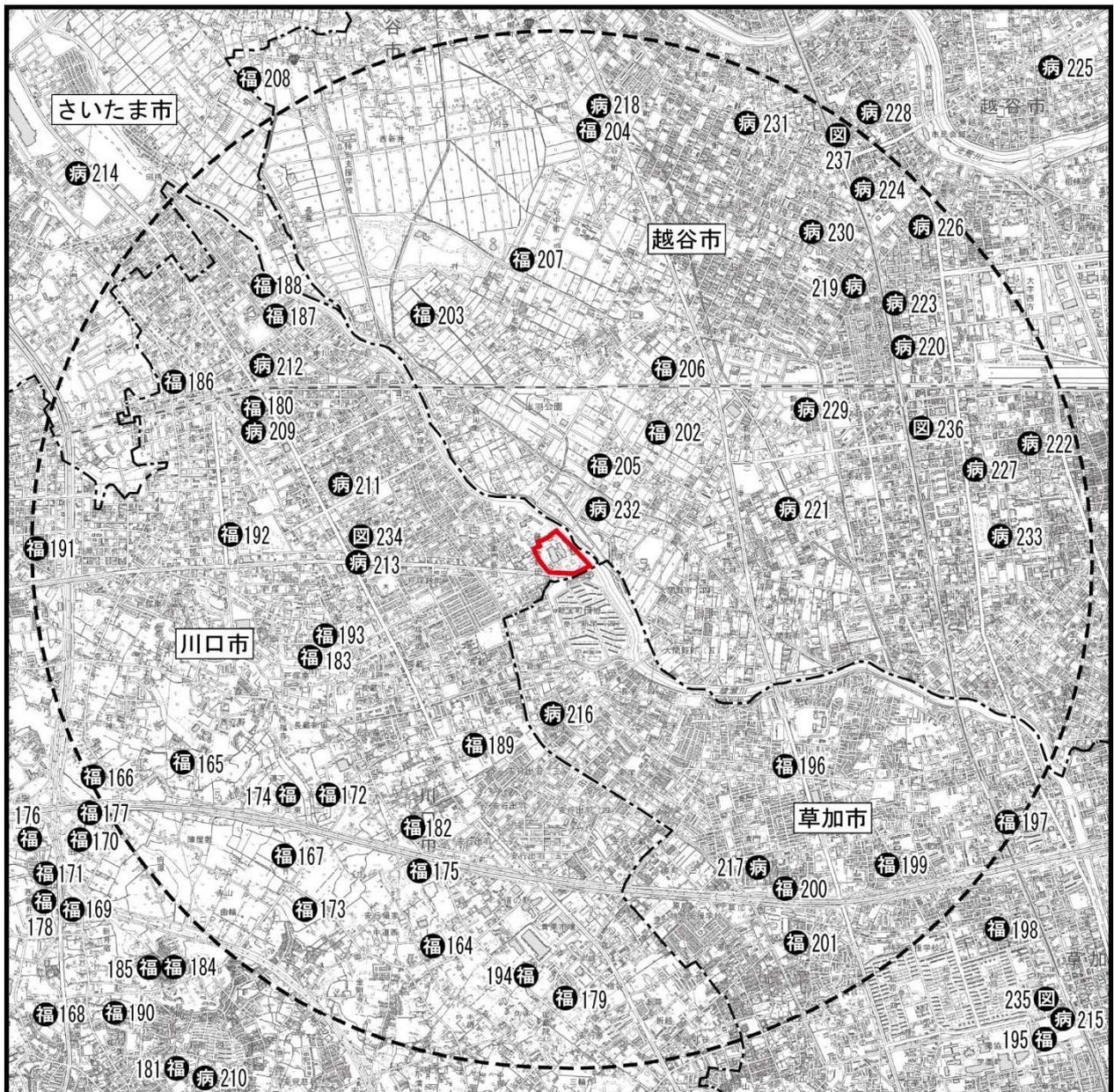


図 3.1-7(2) 環境保全上配慮が特に必要な施設(幼稚園、認定こども園、保育所)



- : 対象事業実施区域
- : 市界
- : 調査範囲 (3 km)
- 福 : 福祉施設
- 病 : 病院・診療所
- 図 : 図書館

注) 図中の番号は、表 3.1-11 に対応する。

- 資料：「社会福祉施設等一覧」（埼玉県ホームページ）
 : 「埼玉県医療機能情報提供システム」（埼玉県ホームページ）
 : 「図書館・文化施設」（川口市ホームページ）
 : 「図書館（さいたま市）」（さいたま市ホームページ）
 : 「図書館」（草加市ホームページ）
 : 「図書館・図書室」（越谷市ホームページ）

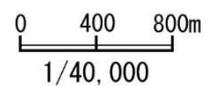


図 3.1-7(3) 環境保全上配慮が特に必要な施設（福祉施設、病院・診療所、図書館）

2) 環境保全上配慮が必要な住宅の状況

環境保全上配慮が必要な住宅としては、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第9条において良好な住居の環境を保護するために定められた地域として第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域が挙げられる。

調査範囲及びその周辺の都市計画法に基づく用途地域の指定状況は、前掲図 3.1-3 (p.3-1-7 参照) に示すとおりであり、対象事業実施区域の南側は第1種中高層住居専用地域となっている。

(6) 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況

1) 下水道

関係市における平成 28 年度の公共下水道整備状況は、表 3.1-12 に示すとおりである。

関係市の下水道普及率は、83.2%～92.5%である。

なお、対象事業実施区域の位置する川口市の下水道普及率は 86.5%である。

表 3.1-12 公共下水道整備状況

市名	行政人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)
川口市	596,505	515,704	86.5
さいたま市	1,284,937	1,189,028	92.5
草加市	247,481	228,713	92.4
越谷市	339,677	282,760	83.2

注 1) 行政人口は、平成 29 年 3 月末日現在の住民基本台帳人口の値である。

2) 普及率：処理人口/行政人口×100

資料：「公共下水道整備状況一覧表」（埼玉県ホームページ）

2) し尿処理

ア 水洗化状況

関係市における平成 27 年度の水洗化状況は、表 3.1-13 に示すとおりである。

関係市の水洗化率は、99.1%～99.6%である。

なお、対象事業実施区域の位置する川口市の水洗化率は 99.4%である。

表 3.1-13 水洗化状況

市名	総人口 (人)	水洗化人口 (人)			水洗 化率 (%)	非洗浄人口 (人)			非洗浄 化率 (%)
		公共 下水道	浄化槽	計		計画 収集	自家 処理	計	
川口市	592,257	481,800	107,048	588,848	99.4	3,409	0	3,409	0.6
さいたま市	1,268,467	1,126,575	136,551	1,263,126	99.6	5,341	0	5,341	0.4
草加市	245,859	220,384	24,146	244,530	99.5	1,329	0	1,329	0.5
越谷市	336,151	265,124	67,948	333,072	99.1	3,079	0	3,079	0.9

注) 浄化槽人口にはコミュニティプラント人口を含む。

資料：「一般廃棄物処理事業の概況（平成 27 年度実績）」（埼玉県ホームページ）

イ し尿・浄化槽汚泥処理量

関係市における平成 27 年度のし尿・浄化槽処理量は、表 3.1-14 に示すとおりである。

関係市は下水道投入及び自家処理等はなく、全て処理施設において処理されている。対象事業実施区域の位置する川口市の総処理量は 39,876kL である。

表 3.1-14 し尿・浄化槽汚泥処理量

市名	総処理量 (kL)									
		汲み取りし尿			浄化槽汚泥			自家処理量		
		処理施設の処理量	下水道投入量	その他	処理施設の処理量	下水道投入量	その他			
川口市	39,876	4,710	4,710	0	0	35,166	35,166	0	0	0
さいたま市	64,456	10,295	10,295	0	0	54,161	54,161	0	0	0
草加市	8,004	1,599	1,599	0	0	6,405	6,405	0	0	0
越谷市	27,646	6,604	6,604	0	0	21,042	21,042	0	0	0

資料：「一般廃棄物処理事業の概況（平成 27 年度実績）」（埼玉県ホームページ）

3) ごみ排出量

ア 関係市のごみ排出量

関係市における平成 27 年度のごみ排出量は表 3.1-15 に、対象事業実施区域の位置する川口市の過去 5 年間のごみ排出量の推移は図 3.1-8 に示すとおりである。

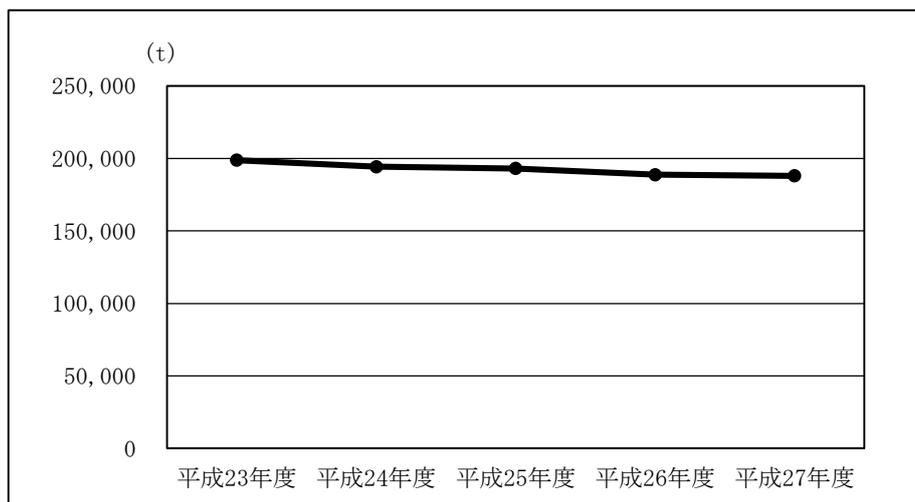
川口市のごみ排出量は 188,009t であり、内訳は収集ごみ量が 162,292t、直接搬入量が 11,387t 及び集団回収量が 14,330t である。また、過去 5 年間のごみ排出量はやや減少傾向にある。

表 3.1-15 ごみ排出量

市名	総排出量 (t)				
		総搬入量			集団回収量
		収集ごみ量	直接搬入量		
川口市	188,009	173,679	162,292	11,387	14,330
さいたま市	423,694	409,106	388,812	20,294	14,588
草加市	76,529	71,704	71,495	209	4,825
越谷市	107,455	99,613	98,187	1,426	7,842

注) 総搬入量は、事業系ごみ量及び生活系ごみ（家庭系ごみ＋資源ごみ）量の総和。

資料：「一般廃棄物処理事業の概況（平成 27 年度実績）」（埼玉県ホームページ）



資料：「一般廃棄物処理事業の概況（平成 23 年度～平成 27 年度実績）」
（埼玉県ホームページ）

図 3.1-8 川口市のごみ排出量の推移

イ 1日当たりのごみ排出量

関係市における平成 27 年度の 1 日当たりのごみ排出量は、表 3.1-16 に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する川口市における 1 日当たりのごみ排出量は 513t、1 人 1 日当たりのごみ排出量は 867g である。

表 3.1-16 1日当たりのごみ排出量

市名	総排出量 (t)	計画収集人口 (人)	1日当たりの排出量 (t)	1人1日当たりの排出量 (g)
川口市	188,009	592,257	513	867
さいたま市	423,694	1,268,467	1,158	913
草加市	76,529	245,859	209	850
越谷市	107,455	336,151	293	873

注) 総排出量は、総搬入量（事業系ごみ量及び生活系ごみ（家庭系ごみ+資源ごみ）量）及び集団回収量の総和。

資料：「一般廃棄物処理事業の概況（平成 27 年度実績）」（埼玉県ホームページ）

ウ ごみ処理量

関係市における平成 27 年度のごみ処理量は、表 3.1-17 に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する川口市の総処理量は 173,679t であり、内訳は直接焼却量が 148,921t、直接焼却以外の中間処理量が 24,758t である。

表 3.1-17 ごみ処理量

市名	総処理量 (t)	処理区分			
		直接焼却量 (t)	直接焼却以外の 中間処理量 (t)	直接資源化量 (t)	直接最終処分量 (t)
川口市	173,679	148,921	24,758	0	0
さいたま市	408,841	334,044	42,124	32,673	0
草加市	72,165	63,089	5,218	3,858	0
越谷市	99,614	88,287	6,741	4,586	0

注) 総処理量は、総搬入量(事業系ごみ量及び生活系ごみ(家庭系ごみ+資源ごみ)量)に処分年度繰越
量等を加えた量である。

資料:「一般廃棄物処理事業の概況(平成 27 年度実績)」(埼玉県ホームページ)

エ 再生利用状況

関係市における平成 27 年度のごみ再生利用状況は、表 3.1-18 に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する川口市の再生利用量は 43,989t であり、内訳は中間処理後再生利用量が 29,659t、集団回収量が 14,330t である。また、再生利用率は 23.4% である。

表 3.1-18 再生利用状況

市名	再生利用量 (t)	再生利用量 (t)			総処理量 + 集団回収量 (t)	再生利用率 (%)
		直接 資源化量	中間処理後 再生利用量	集団回収量		
川口市	43,989	0	29,659	14,330	188,009	23.4
さいたま市	102,523	32,673	55,262	14,588	423,429	24.2
草加市	13,024	3,858	4,341	4,825	76,990	16.9
越谷市	17,699	4,586	5,271	7,842	107,456	16.5

注) 総処理量は、総搬入量(事業系ごみ量及び生活系ごみ(家庭系ごみ+資源ごみ)量)に処分年度繰越
量等を加えた量である。

資料:「一般廃棄物処理事業の概況(平成 27 年度実績)」(埼玉県ホームページ)

(7) 環境の保全を目的とする法令、条例等により指定された地域その他の対象及び
当該対象に係る規制の内容その他の状況及び環境保全に係る計画の内容

1) 大気汚染

ア 環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)、「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)及び「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)は、表3.1-19に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づく「大気環境中に係るダイオキシン類の環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)は、表3.1-20に示すとおりである。

表 3.1-19 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	<長期的評価> 年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、低い方から 98%目に相当するもの (1 日平均値の年間 98%値) を環境基準と比較して評価を行う。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	<短期的評価> 定められた測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値または各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	<長期的評価> 年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した最高値 (1 日平均値の 2%除外値) を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取扱いを行わない。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	<短期的評価> 定められた測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値若しくは 8 時間平均値を環境基準と比較して評価を行う。
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	<長期的評価> 年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した最高値 (1 日平均値の 2%除外値) を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取扱いを行わない。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	<短期的評価> 定められた測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	<長期的評価> 測定結果の 1 年平均値を環境基準と比較して評価を行う。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	<短期的評価> 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	長期基準と短期基準の両方を満足した局について、環境基準が達成されたと評価する。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	<長期的評価> 同一地点で連続 24 時間サンプリングした測定値 (原則月 1 回以上) を算術平均した年平均値により評価を行う。

資料：「平成 28 年版 埼玉県環境白書」(平成 28 年、埼玉県)

：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)

：「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)

：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁 (水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌汚染に係る環境基準」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 4 号)

：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成 21 年環境省告示第 33 号)

表 3.1-20 大気環境中のダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下

資料：「平成 28 年版 埼玉県環境白書」（平成 28 年、埼玉県）

イ 公害の防止に関する法令に基づく地域の指定状況及び規制基準

(ア) 大気汚染防止法に基づく排出基準及び指定地域

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）では、火格子面積が 2m² 以上、または焼却能力が 1 時間当たり 200 kg 以上である廃棄物焼却炉を「ばい煙発生施設」としており、廃棄物焼却炉から排出される排ガスの排出基準を定めている。また、廃棄物焼却炉から排出される排ガスには、埼玉県の指導方針による指導基準や埼玉県の条例による上乗せ基準が定められている。

a 硫黄酸化物に係る規制基準

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）に基づき、ばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制基準が定められている。なお、埼玉県生活環境保全条例では、大気汚染防止法では扱わない規制対象規模の小さなばい煙発生施設も対象としている。

(a) K 値規制

硫黄酸化物の K 値による排出基準は、表 3.1-21 に示すとおりである。

関係市では、川口市及び草加市が 27 号地域、さいたま市及び越谷市が 26 号地域となっており、対象事業実施区域には 27 号地域の基準が適用される。

表 3.1-21 K 値による排出基準

地域区分	大気汚染防止法		埼玉県生活環境保全条例 (新設・既設の区別なし)
	一般排出基準	特別排出基準 (S49.4.1 以降設置)	
27 号地域	3.5	2.34	9.0
26 号地域	9.0	—	14.5

資料：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成 29 年、埼玉県）

(b) 総量規制及び燃料使用規制

工場・事業場の集合している地域でK値規制のみによっては、環境基準の確保が困難であると認められる地域においては、総量規制及び燃料使用規制が適用される。総量規制及び燃料使用規制の内容は表3.1-22に、原燃料使用料の重油換算係数は表3.1-23に示すとおりである。なお、対象事業実施区域の位置する川口市は27号地域であり総量規制及び燃料使用規制の指定地域となっている。

表3.1-22 総量規制及び燃料使用規制

総量規制基準（対象：特定工場等 ^{注1)} 許容排出量（m ³ N/時） $Q=2.11W^{0.86}+0.5\times 2.11\{(W+Wi)^{0.86}-W^{0.86}\}$					
ばい煙発生施設の種類	施設設置年月日と規模 ^{注3)}				
	S53.2.27 までに設置	S53.2.28 から S60.9.9	S60.9.10 から S63.1.31	S63.2.1 から H3.1.31	H3.2.1 以降に設置
その他の施設 （廃棄物焼却炉）	W	Wi			
燃料使用基準（対象：燃料規制工場等 ^{注2)} 重油、その他の石油系の燃料の硫黄含有率0.8%（重量比）以下					

注1) 特定工場：硫黄酸化物に係る全てのばい煙発生施設（大気汚染防止法施行令別表第1の1～14項、18項、21項、23～26項及び28～32項）を定格能力で運転する場合の原燃料使用量0.3kL/時以上。

2) 燃料規制工場等：同上における原燃料使用量0.1kL/時以上0.3kL/時未満。

3) W, Wi：施設の原燃料使用量（kL/時）（Wiについて、変更の場合は増加分。）

資料：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成29年、埼玉県）

表3.1-23 原燃料換算係数

区分	種類	量	重油の量（L）
原料	ガラス製造のための溶解炉に用いる原料（芒硝を使用するものに限る。）	1 kg	0.50
	その他の原料（一般廃棄物及び産業廃棄物を含む。）	1 kg	当該原料処理に伴い発生する硫黄酸化物に見合う重油の量（硫黄含有率0.3%、比重0.9とする）
燃料	原油及び軽油	1L	0.95
	ナフサ及び灯油		0.90
	石炭	1 kg	0.80
	液化天然ガス		1.30
	液化石油ガス		1.20
	都市ガス（発熱量：10,000kcal/%N）	1m ³	1.10
	廃油	1L	1.00
	黒液（パルプ洗浄廃液）		0.50
	コークス	1 kg	0.82
	木材		0.44
	その他の燃料	1L （固体1kg） （気体1m ³ ）	当該燃料発熱量に相当する重油の量 （重油発熱量：9,100kcal/L）

資料：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成29年、埼玉県）

b ばいじんの排出基準

「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）に基づく、廃棄物焼却炉から排出されるばいじんの排出基準は、表3.1-24に示すとおりである。

表 3.1-24 ばいじんの排出基準

ばい煙発生施設の種類		規模 (焼却能力)	排出基準 (g/m ³ N)
廃棄物焼却炉	新設 平成10年7月2日 以降に設置	4,000 kg/時以上	0.04
		2,000～4,000 kg/時	0.08
		2,000 kg/時未満	0.15
	既設 平成10年7月1日 以前に設置	4,000 kg/時以上	0.08
		2,000～4,000 kg/時	0.15
		2,000 kg/時未満	0.25

注) 排出基準は、標準酸素濃度 (0n%=12%) による補正を行う。

資料：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成29年、埼玉県）

c 窒素酸化物の排出基準及び指導基準

「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）に基づく、廃棄物焼却炉から排出される窒素酸化物の排出基準及び埼玉県工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針に基づく窒素酸化物の指導基準は、表3.1-25に示すとおりである。

表 3.1-25 窒素酸化物の排出基準及び指導基準

ばい煙発生施設の種類		規模 (最大排ガス量) (万 m ³ N/時)	排出基準 (ppm)	指導基準 (ppm)
廃棄物焼却炉	連続炉	4 以上	250	180
		4 未満	250	180
	前項以外	4 以上	250	180
		4 未満	—	180

注1) 昭和59年10月1日以降に設置した施設に対する基準を示す。

2) 排出基準は、標準酸素濃度 (0n%=12%) による補正を行う。

資料：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成29年、埼玉県）

d 有害物質の排出基準及び上乘せ基準

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号) 及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成 13 年埼玉県条例第 57 号) に基づく廃棄物焼却炉から排出される有害物質(塩化水素)の排出基準及び上乘せ基準は、表 3.1-26 に示すとおりである。

表 3.1-26 有害物質(塩化水素)の排出基準及び上乘せ基準

ばい煙発生施設の種類		排出基準 (mg/m ³ N)	上乘せ基準 (mg/m ³ N)
廃棄物焼却炉	焼却能力 200 kg/時以上 500 kg/時未満	700	500
	焼却能力 500 kg/時以上	700	200

注) 排出基準は、標準酸素濃度(0n%=12%)による補正を行う。

資料:「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(平成 29 年、埼玉県)

e ダイオキシン類の排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号) 及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成 13 年埼玉県条例第 57 号) に基づく、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準は、表 3.1-27 に示すとおりである。

また、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(以下「新ガイドライン」という。)では、今後建設される新設のごみ焼却炉について表 3.1-28 に示す恒久対策の基準が示されている。

なお、ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象となる廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分(再生することを含む。)を行う場合には、表 3.1-29 に示すダイオキシン類の量の基準の適用を受ける。

表 3.1-27 ダイオキシン類の排出基準

特定施設の種類	規模要件		排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	
			新設	既設
廃棄物焼却炉	焼却能力が 1 時間 当たり 50 kg 以上ま たは火床面積 0.5m ² 以上	焼却能力 4t/時以上	0.1	1
		焼却能力 2t/時以上 ~4t/時未満	1	5
		焼却能力 2t/時未満	5	10

注 1) 廃棄物焼却炉(火格子面積 2m² 以上または焼却能力 200 kg 時/以上)は、平成 9 年 12 月 1 までに設置されたもの(設置工事を行っているものを含む)が既設となる。

2) 複数の廃棄物焼却炉を設置している場合は、火床面積または焼却能力を合計して規模要件の可否を判断する。

3) 排出基準は、標準酸素濃度(0n%=12%)による補正を行う。

資料:「ダイオキシン類に関する規制について」(平成 27 年、埼玉県)

表 3.1-28 新ガイドラインの恒久対策の基準

炉の種類	区 分		基準値 (ng-TEQ/m ³ N)
全連続炉	新設炉		0.1
	既設炉	旧ガイドライン適用炉	0.5
		旧ガイドライン非適用炉	1
准連続炉 機械化バッチ炉 固定バッチ炉	既設炉	連続運転	1
		間欠運転	5

注) 排出基準は、標準酸素濃度 (0n%=12%) による補正を行う。
資料: 「ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策について 平成9年1月
(衛環21号)」(環境省)

表 3.1-29 ばいじん等の処分を行う場合のダイオキシン類の量の基準

ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設 (廃棄物焼却炉)	基準値
ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻1gにつき含まれる ダイオキシン類の量	3ng-TEQ/g

資料: 「ダイオキシン類に関する規制について」(平成27年、埼玉県)

f 水銀の排出基準

平成25年10月の水銀に関する水俣条約の採択を受けて、「水銀等の大気中への排出を規制するための大気汚染防止法の一部を改正する法律」(平成27年法律第41号)(以下「改正法」という。)をはじめ「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」(平成28年環境省令第22号)(以下「改正規則」という。)等が制定、公布されている。

本改正規則に基づく廃棄物焼却炉から排出される水銀の排出基準は、表3.1-30に示すとおりであり、平成30年4月1日に施行される。

表 3.1-30 水銀の排出基準

対象施設	施設規模	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)	
		新設	既設
① 廃棄物焼却炉 (専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の②に掲げるものを除く。)	火格子面積 2m ² 以上または 焼却能力 200 kg/時以上	30	50
② 廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの	裾切りなし	50	100

注) 排出基準は、標準酸素濃度 (0n%=12%) による補正を行う。
資料: 「大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行について 平成28年9月
(環水大大発第1609264号)」(環境省)

g 自動車 NO_x・PM 法に基づく対策地域

環境省は、自動車からの排出ガスについては、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年法律第70号)(以下「NO_x・PM法」という。)に基づき、窒素酸化物及び粒子状物質の排出規制を行っている。なお、関係市は全て自動車 NO_x・PM 法の適用地域である。

資料：「自動車 NO_x・PM 法対策地域図」(埼玉県ホームページ)

2) 騒音

ア 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく「騒音に係る環境基準」(平成10年環境庁告示第64号)は、表3.1-31(1)～(3)に示すとおりである。

対象事業実施区域は、第1種住居地域及び第2種住居地域(前掲図3.1-3、p.3-1-7参照)であり、B地域となっている。

なお、対象事業実施区域の西側には道路に面する地域の基準が、南側には幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(特例)が適用される。

表 3.1-31(1) 騒音に係る環境基準 (一般地域)

地域の類型	該当地域	時間区分	
		昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55dB以下	45dB以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60dB以下	50dB以下

備考) 工業専用地域については適用されない。

資料：「平成28年版 埼玉県環境白書」(平成28年、埼玉県)

表 3.1-31(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

備考) 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

資料：「平成 28 年版 埼玉県環境白書」（平成 28 年、埼玉県）

表 3.1-31(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）

区 分	昼 間	夜 間
屋外	70dB 以下	65dB 以下
窓を閉めた屋内	45dB 以下	40dB 以下

備考)

1. 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路をいう。
2. 近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。
3. 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

資料：「平成 28 年版 埼玉県環境白書」（平成 28 年、埼玉県）

イ 公害の防止に関する法律に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

(ア) 騒音規制法等に基づく特定工場・指定騒音施設等の規制基準

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準は表 3.1-32 に示すとおりであり、関係市は全て規制地域である。

対象事業実施区域は、第 1 種住居地域及び第 2 種住居地域（前掲図 3.1-3、p. 3-1-7 参照）であり、第 2 種区域となっている。

なお、対象事業実施区域の北側には小学校があり、小学校の敷地の周囲おおむね 50m の区域内は 5dB 減じた値が適用される。

(イ) 作業場等における騒音規制

「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）では、県内全域（さいたま市を除く）を対象に表 3.1-33 に示す規制対象作業場を指定し、騒音を規制している。

なお、作業場等に係る騒音規制は表 3.1-32 に示す区域区分及び規制基準と同一である。

表 3.1-32 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場等に係る規制基準

区域区分		時間区分			
		朝 午前 6 時 から 午前 8 時	昼間 午前 8 時 から 午後 7 時	夕 午後 7 時 から 午後 10 時	夜間 午後 10 時 から 午前 6 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	45dB	50dB	45dB	45dB
第 2 種区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外（一部地域）	50dB	55dB	50dB	45dB
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60dB	65dB	60dB	50dB
第 4 種区域	工業地域 工業専用地域（一部地域）	65dB	70dB	65dB	60dB

備考)

1. 表に掲げた値は、工場・事業場の敷地境界における基準値である。
2. 規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。
3. 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5dB を減じた値とする。（第 1 種区域を除く。）

資料：「工場・事業場等の騒音・振動規制について」（埼玉県ホームページ）

表 3.1-33 規制対象作業場

<p>① 廃棄物、原材料その他の規則で定めるものを保管するために屋外に設けられた場所で、面積が150m²以上であるもの</p> <p>② 自動車駐車場（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第4号に規定する自動車の収容能力が20台以上のものに限る。）</p> <p>③ トラックターミナル（自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するトラックターミナルをいう。）</p>
--

資料：「作業場等における騒音・振動規制について及び埼玉県生活環境保全条例 別表第 6」（埼玉県ホームページ）

ウ 騒音規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）に基づく特定建設作業に係る規制基準は、表 3.1-34 に示すとおりであり、関係市は全て規制地域である。

対象事業実施区域は、第1種住居地域及び第2種住居地域（前掲図3.1-3、p. 3-1-7参照）であり、1号区域となっている。

表 3.1-34 騒音規制法に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

区域区分		基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
1号区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外（一部地域） 上記区域外の区域で、学校、 保育所、病院、有床診療所、 図書館及び特別養護老人ホ ームの周囲おおむね 80m 以 内の区域	85dB	午後7時 から 午前7時	10時間/日	連続 6日	日曜 休日
	2号区域		工業地域 工業専用地域（一部地域）	午後10時 から 午前6時		

備考)

1. 基準値は、作業を行う場所の敷地境界において適用される。
2. 規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。
3. 騒音規制法の対象となる特定建設作業は、以下のとおりである。
 - ① くい打機等を使用する作業
 - ② びょう打機を使用する作業
 - ③ さく岩機を使用する作業
 - ④ 空気圧縮機を使用する作業
 - ⑤ コンクリートプラントまたはアスファルトプラントを設けて行う作業
 - ⑥ バックホウを使用する作業
 - ⑦ トラクターショベルを使用する作業
 - ⑧ ブルドーザーを使用する作業

資料：「平成28年版 埼玉県環境白書」（平成28年、埼玉県）
：「特定建設作業騒音・振動規制について」（埼玉県ホームページ）

エ 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく自動車騒音の要請限度は、表3.1-35に示すとおりである。

対象事業実施区域は、第1種住居地域及び第2種住居地域(前掲図3.1-3、p.3-1-7参照)であり、b区域となっている。

なお、対象事業実施区域の西側にはb区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域の要請限度が、南側には幹線道路を担う道路に近接する区域に係る要請限度(特例)が適用される。

表 3.1-35 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域区分	騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度	
	昼間 午前6時から午後10時	夜間 午後10時から午前6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB (75dB)	55dB (70dB)
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB (75dB)	65dB (70dB)
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB (75dB)	70dB (70dB)

備考)

1. () 内は、幹線道路を担う道路に近接する区域に係る要請限度（特例）である。
2. 区域区分は、以下のとおりである。
 - a 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
 - b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
 - c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

資料：「平成28年版 埼玉県環境白書」（平成28年、埼玉県）

3) 振動

ア 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「振動規制法」（昭和51年法律第64号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年埼玉県条例第57号）に基づく特定工場等に係る振動の規制基準は表3.1-36に示すとおりであり、関係市は全て規制地域である。

対象事業実施区域は、第1種住居地域及び第2種住居地域（前掲図3.1-3、p.3-1-7参照）であり、第1種区域となっている。

なお、対象事業実施区域の北側には小学校があり、小学校の敷地の周囲おおむね50mの区域内は5dB減じた値が適用される。

表 3.1-36 振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場等に係る規制基準

区域区分		時間区分	
		昼間 午前8時から午後7時	夜間 午後7時から午前8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外（一部地域）	60dB	55dB
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB

備考)

1. 表に掲げた値は、工場・事業場の敷地境界における基準値である。
2. 規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。
3. 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5dBを減じた値とする。

資料：「工場・事業場等の騒音・振動規制について」（埼玉県ホームページ）

イ 作業場等における振動規制

「振動規制法」（昭和51年法律第64号）に基づく特定建設作業振動に係る規制基準は表3.1-37に示すとおりであり、関係市は全て規制地域である。

対象事業実施区域は、第1種住居地域及び第2種住居地域（前掲図3.1-3、p.3-1-7参照）であり、1号区域となっている。

表 3.1-37 振動規制法に基づく特定建設作業振動に係る規制基準

区域区分		基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
1号区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外（一部地域） 上記区域外の区域で、学校、 保育所、病院、有床診療所、 図書館及び特別養護老人ホ ームの周囲おおむね 80m 以 内の区域	75dB	午後7時 から 午前7時	10時間/日	連続 6日	日曜 休日
	2号区域		工業地域	午後10時 から 午前6時		

備考)

1. 基準値は、作業を行う場所の敷地境界において適用される。
2. 規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。
3. 振動規制法の対象となる特定建設作業は、以下のとおりである。
 - ① くい打機等を使用する作業
 - ② 鋼球を使用して破壊する作業
 - ③ 舗装版破砕機を使用する作業
 - ④ ブレーカーを使用する作業

資料：「平成28年版 埼玉県環境白書」（平成28年、埼玉県）
：「特定建設作業騒音・振動規制について」（埼玉県ホームページ）

ウ 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

「振動規制法」（昭和51年法律第64号）に基づく道路交通振動の要請限度は、表3.1-38に示すとおりである。

対象事業実施区域は、第1種住居地域及び第2種住居地域（前掲図3.1-3、p.3-1-7参照）であり、第1種区域となっている。

表 3.1-38 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

区域区分		昼間 午前 8 時から午後 7 時	夜間 午後 7 時から午前 8 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外（一部地域）	65dB	60dB
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70dB	65dB

備考)

1. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界とする。
2. 規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。
3. 学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は同表に定める値以下当該値から 5dB 減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の区間の全部または一部における夜間の第 1 種区域の限度は夜間の第 2 種区域の値とすることができる。

資料：「振動規制法第十六条第一項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度を定める命令の規定に基づく区域及び時間」（昭和 52 年埼玉県告示第 1345 号）

4) 悪臭

ア 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

埼玉県では、「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)に基づき規制地域が指定されており、関係市のうち対象事業実施区域の位置する川口市は臭気指数基準値(1)による規制、さいたま市、草加市及び越谷市は物質濃度による規制が行われている。

なお、対象事業実施区域の区域区分はA区域である。

臭気指数規制基準は表3.1-39～表3.1-41に、物質濃度の規制基準は表3.1-42～表3.1-44に示すとおりである。

表3.1-39 臭気指数による規制基準(敷地境界)

区域区分		基準値	
		臭気指数(1)	臭気指数(2)
A区域	B、C区域を除く区域	15	15
B区域	農業振興地域	18	21
C区域	工業地域・工業専用地域	18	18

注) 基準値(1) 熊谷市、川口市、秩父市(一部)、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、吉見町、皆野町、長瀨町、杉戸町、松伏町

基準値(2) 本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町

資料:「平成28年版 埼玉県環境白書」(平成28年、埼玉県)

表 3.1-40 臭気指数による規制基準（煙突等の排出口）

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出する。

< 悪臭防止法施行規則第6条の2第1項第1号排出口の実高さが15m以上の施設 >

次に定める式により臭気排出強度の量を算出するものとする。

$$qt = 60 \times 10^4 \div F_{\max}$$

$$A = L \div 10 - 0.2255$$

これらの式において、qt、 F_{\max} 及びLはそれぞれ次の値を表すものとする。

qt : 排出ガスの臭気排出強度（単位： $m^3N/分$ ）

F_{\max} : 別表第3に定める式により算出される $F(x)$ （臭気排出強度 $1m^3N/秒$ に対する排出口からの風下距離 x （単位：m）における地上での臭気濃度）の最大値（単位： $秒/m^3N$ ）。ただし、 $F(x)$ の最大値として算出される値が1を排出ガスの流量（単位： $m^3N/秒$ ）で除した値を超えるときは、1を排出ガスの流量で除した値とする。

L : 敷地境界における規制基準

別表第3

$$F(x) = (1 \div (3.14 \times \sigma_y \times \sigma_z)) \times \exp(- (He(x))^2 \div (2 \times \sigma_z^2))$$

備考

この式において、 x 、 σ_y 、 σ_z 、及び $He(x)$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

x : 排出口からの風下距離（単位：m）

σ_y : 環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの水平方向拡散幅（単位：m）

σ_z : 環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの鉛直方向拡散幅（単位：m）

$He(x)$: 次式により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の高さ（単位：m）。ただし、次式における Hi と ΔHd の和が周辺最大建物の高さの0.5倍未満となる場合、 $0m_0$ 。

$$He(x) = Hi + \Delta H + \Delta Hd$$

この式において、 Hi 、 ΔH 及び ΔHd は、それぞれ次の値を表すものとする。

Hi : 第2項に掲げる方法により算出される初期排出高さ（単位：m）

ΔH : 環境大臣が定める方法により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の上昇高さ（単位：m）

ΔHd : 次表の上欄に掲げる初期排出高さの区分ごとに同表の下欄に掲げる式により算出される周辺最大建物の影響による排出ガスの流れの中心軸の低下高さ（単位：m）

HiがHb未満の場合	-1.5Hb
HiがHb以上Hbの2.5倍未満の場合	Hi-2.5Hb
HiがHbの2.5倍以上の場合	0

この表において、 Hi は第2項に掲げる方法により算出される初期排出高さ（単位：m）を、 Hb は周辺最大建物の高さ（単位：m）を表すものとする。

資料：「平成28年版 埼玉県環境白書」（平成28年、埼玉県）
：「悪臭防止法施行規則第6条の2」

表 3.1-41 臭気指数による規制基準（排水水）

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める換算式により算出する。

換算式： $I_w=L+16$

I_w ：排水水の臭気指数

L ：敷地境界線における規制基準

資料：「平成 28 年版 埼玉県環境白書」（平成 28 年、埼玉県）

表 3.1-42 物質濃度（22 物質）による規制基準（敷地境界）

特定悪臭物質	A 区域	B 区域	C 区域
アンモニア	1	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	0.9	4
酢酸エチル	3	3	7
メチルイソブチルケトン	1	1	3
トルエン	10	10	30
スチレン	0.4	0.4	0.8
キシレン	1	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004

注 1) 区域区分は、以下に示すとおりである。

A 区域：B 区域・C 区域以外の区域

B 区域：農業振興地域

C 区域：工業地域・工業専用地域

2) 草加市及び八潮市については、全域に A 区域の規制基準を適用する。

資料：「悪臭防止法（物質濃度規制）について」（埼玉県ホームページ）

表 3.1-43 物質濃度（13 物質）による規制基準（煙突等の排出口）

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
 基準は、敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第3条に定める換算式により算出する。

資料：「悪臭防止法（物質濃度規制）について」（埼玉県ホームページ）

表 3.1-44 物質濃度（4 物質）による規制基準（排水水）

特定悪臭物質	排水水の流量 (m ³ /s)	排水水中の濃度 (mg/L)		
		A 区域	B 区域	C 区域
メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03	0.03	0.06
	0.001 を超え 0.1 以下	0.007	0.007	0.01
	0.1 を超過	0.002	0.002	0.003
硫化水素	0.001 以下	0.1	0.1	0.3
	0.001 を超え 0.1 以下	0.02	0.02	0.07
	0.1 を超過	0.005	0.005	0.02
硫化メチル	0.001 以下	0.3	0.3	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.07	0.07	0.3
	0.1 を超過	0.01	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001 以下	0.6	0.6	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.1	0.1	0.4
	0.1 を超過	0.03	0.03	0.09

注 1) 区域区分は、以下に示すとおりである。

A 区域：B 区域・C 区域以外の区域

B 区域：農業振興地域

C 区域：工業地域・工業専用地域

2) 草加市及び八潮市については、全域に A 区域の規制基準を適用する。

資料：「悪臭防止法（物質濃度規制）について」（埼玉県ホームページ）

イ 埼玉県生活環境保全条例に基づく悪臭の規制基準

関係市のうち越谷市には、「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）に基づき、表 3.1-45 に示す規制基準（臭気濃度）が適用される。

表 3.1-45 埼玉県生活環境保全条例に基づく悪臭規制基準（臭気濃度）

区域区分	許容濃度（臭気濃度）	
	敷地境界線	気体排出口
下記以外の区域	10	300
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	20	500
工業地域 工業専用地域	30	1,000

注）規制対象業種（業種によっては工程等を限定するものがある。）は以下に示すとおりである。

塗装工事業、食料品製造業、合板製造業、家具製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、電線・ケーブル製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、輸送用機械器具製造業

資料：「埼玉県生活環境保全条例（悪臭規制地域）について」（埼玉県ホームページ）

5) 水質汚濁

ア 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年環境庁告示第59号)は表3.1-46及び表3.1-47(1)～(2)に、「地下水の汚濁に係る環境基準」(平成9年環境庁告示第10号)は表3.1-48に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域東側を流れる綾瀬川の類型指定は、C類型・生物Bである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)は、表3.1-49に示すとおりである。

表3.1-46 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考)

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

資料：「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年環境庁告示第59号)

表 3.1-47(1) 生活環境の保全に関する環境基準

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E 以下 の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L 以上	—
測定方法		規格 12.1 に 定める方法又は ガラス電極 を用いる水質 自動監視測定 装置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格 21 に定 める方法	付表 9 に掲げ る方法	規格 32 に定 める方法又は 隔膜電極若し くは光学セン サを用いる水 質自動監視測 定装置により これと同程度 の計測結果の 得られる方法	最確数による 定量法

備考)

1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。
4. 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
試料 10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した 4 段階（試料量が 0.1mL 以下の場合は 1mL に希釈して用いる。）を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認められたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100mL 中の最確数を最確数表より算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

資料：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.1-47(2) 生活環境の保全に関する環境基準

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

注) LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

資料：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.1-48 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考)

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

資料：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）

表 3.1-49 ダイオキシン類に係る環境基準

項 目	基準値
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

備考)

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 水質の基準値（水質の底質を除く。）は、年間平均値とする。

資料：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）

イ 公害の防止に関する法令に基づく規制基準及び地域地区の指定状況

(ア) 水質汚濁防止法等に基づく特定施設の排水基準

一般廃棄物処理施設であり 1 時間あたりの処理能力が 200kg 以上または火格子面積が 2m² 以上の焼却施設は、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号) が定める特定施設に該当し、表 3.1-50 及び表 3.1-51 に示す排水基準が定められている。

また、埼玉県では「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例」(昭和 46 年条例第 61 号) に基づき、特定施設の種類(業種その他の区分) 及び排出水の量に応じた上乘せ基準が県内全域の公共用水域に適用される。焼却施設に係る上乘せ基準は、表 3.1-52 に示すとおりである。

なお、「水質汚濁防止法」に基づく総量規制に係る閉鎖性水域としては、東京湾が指定されており、関係市は全て指定地域に該当する。これにより日平均排水量 50m³ 以上の特定施設を有する特定事業場には、表 3.1-53 に示す「総量規制基準」(平成 24 年埼玉県告示第 163 号) が適用される。

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号) に基づく廃棄物焼却炉から排出される排水に適用される排出基準は表 3.1-54 に示すとおりであり、本事業において新設するごみ焼却処理施設が「ダイオキシン類対策特別措置法」の特定施設に該当する場合には、この基準値が適用される。

表 3.1-50 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質）

項 目		基準値
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03
シアン化合物	mg/L	1
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	mg/L	1
鉛及びその化合物	mg/L	0.1
六価クロム化合物	mg/L	0.5
砒素及びその化合物	mg/L	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02
チウラム	mg/L	0.06
シマジン	mg/L	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2
ベンゼン	mg/L	0.1
セレン及びその化合物	mg/L	0.1
ほう素及びその化合物	mg/L	10
ふっ素及びその化合物	mg/L	8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100（アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5

備考)

1. 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については当分の間、適用しない。

資料：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

表 3.1-51 水質汚濁防止法に基づく排水基準（生活環境項目）

項 目		基準値
水素イオン濃度（海域以外の公共用水域）		5.8～8.6
生物化学的酸素要求量	mg/L	160（日間平均 120）
化学的酸素要求量	mg/L	160（日間平均 120）
浮遊物質質量	mg/L	200（日間平均 150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	mg/L	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	mg/L	30
フェノール類含有量	mg/L	5
銅含有量	mg/L	3
亜鉛含有量	mg/L	2
溶解性鉄含有量	mg/L	10
溶解性マンガン含有量	mg/L	10
クロム含有量	mg/L	2
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均 3,000
窒素含有量	mg/L	120（日間平均 60）
リン含有量	mg/L	16（日間平均 8）

備考)

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場または事業場に係る排水水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場または事業場に係る排水水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

資料：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

表 3.1-52 排水基準（上乘せ排水基準）

特定施設	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質質量 (mg/L)	フェノール類含有量 (mg/L)
焼却施設	25 (日間平均 20)	60 (日間平均 50)	1

備考) 平成4年4月1日前に設置された施設（設置の工事を含む）を既存、同日以後に設置された施設を新規とする。

資料：「工場・事業場等排水の水質規制（平成27年10月）」（埼玉県）

表 3.1-53 排水基準（総量規制基準）

項目 設置日 業種	化学的酸素要求量 (mg/L)		窒素含有量 (mg/L)		りん含有量 (mg/L)	
	～H3.6.30	H3.7.1～	～H14.9.30	H14.10.1～	～H14.9.30	H14.10.1～
ごみ処理業	30	30	25	10	2.5	1

備考) 総量規制基準は、指定地域内に所在する特定事業場（特定施設を設置する工場・事業場）のうち、日平均排水量が 50m³ 以上のもの（指定地域内事業場）に適用される。

資料：「工場・事業場の排水規制（総量規制、汚濁負荷量測定結果報告）」

（埼玉県ホームページ）

表 3.1-54 ダイオキシン類の排出基準

特定施設	基準値
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん装置	10pg-TEQ/L
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって、汚水等を排出するもの	

資料：「ダイオキシン類に関する規制について（平成 27 年 4 月）」（埼玉県）

(イ) 土木建設作業に伴う汚水等の基準

「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）では、指定土木建設作業に伴い排出する汚水等の基準が定められている。作業において汚水等を排出する場合は、前掲表 3.1-50（p.3-1-56 参照）及び表 3.1-55 の基準が適用される。

表 3.1-55 指定土木建設作業に係る排水基準

項目	基準値
水素イオン濃度	5.8～8.6
浮遊物質	180（日間平均 150）mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱物油類含有量）	5 mg/L

資料：「工場・事業場等排水の水質規制（平成 27 年 10 月）」（埼玉県）

6) 土壌汚染

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく「土壌汚染に係る環境基準」(平成3年環境庁告示第46号)は表3.1-56に、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)は表3.1-57に示すとおりである。

また、「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)では土壌の汚染状態の基準が表3.1-58に示すとおり定められており、「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年埼玉県条例第57号)においても、土壌汚染基準(法と同様の土壌溶出量基準及び土壌含有量基準)を定めている。

表 3.1-56 土壌汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考)

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

資料：「土壌汚染環境基準」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）

表 3.1-57 土壤汚染に係るダイオキシン類の環境基準

項 目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

備考)

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 土壤に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出または高压流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計またはガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
3. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合は、必要な調査を実施することとする。

資料：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壤汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

表 3.1-58 土壌の汚染状態の基準

分類	特定有害物質	基準値	
		土壌溶出量基準	土壌含有量基準
第1種 特定有害物質	四塩化炭素	0.002mg/L以下	—
	クロロエチレン	0.002mg/L以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	—
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	—
	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	—
	ベンゼン	0.01mg/L以下	—
第2種 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	150 mg/kg 以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	250 mg/kg 以下
	シアン化合物	検出されないこと	遊離シアン 50 mg/kg 以下
	水銀及びその化合物	総水銀：0.0005 mg/L 以下 アルキル水銀：検出されないこと	15 mg/kg 以下
	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	150 mg/kg 以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	150 mg/kg 以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	150 mg/kg 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4,000 mg/kg 以下
ほう素及びその化合物	1mg/L以下	4,000 mg/kg 以下	
第3種 特定有害物質	シマジン	0.003mg/L以下	—
	チオベンカルブ	0.02mg/L以下	—
	チウラム	0.006mg/L以下	—
	PCB	検出されないこと	—
	有機リン化合物	検出されないこと	—

備考)

1. 土壌溶出量基準は25の特定有害物質全てについて、土壌含有量基準は「第二種特定有害物質」の9物質に限り定められている。
2. 土壌溶出量基準は、土壌の汚染に係る環境基準の備考欄の「環境上の条件」の検液中濃度に係る値と同じ値になっている。
3. 埼玉県生活環境保全条例に基づく土壌の汚染に係る基準についても、上記の表と同じである。

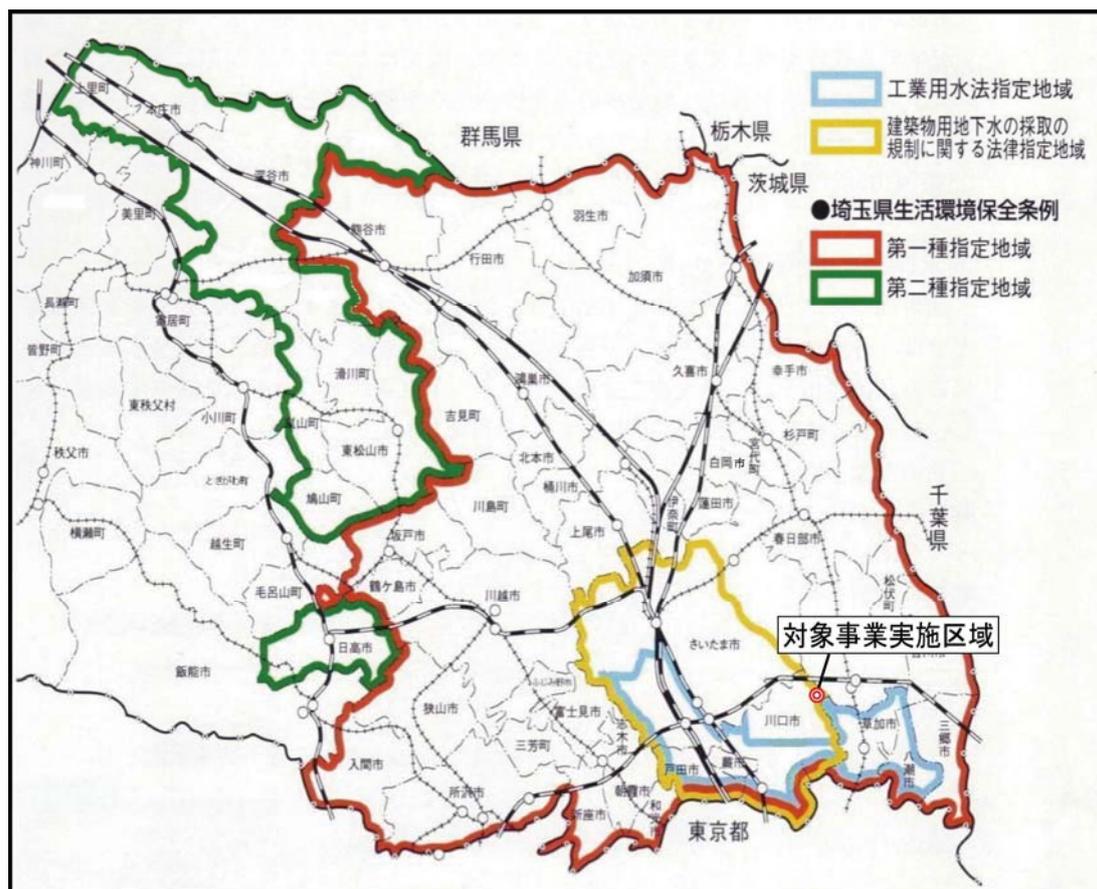
資料：「平成28年版 埼玉県環境白書」（平成28年、埼玉県）

注）「クロロエチレン」は、土壌汚染対策法施行令の一部改正により新たに追加された項目である。（平成29年4月1日施行）

7) 地盤沈下

「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）に基づく地下水採取規制地域は、図 3.1-9 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づく指定地域、並びに「埼玉県生活環境保全条例」に基づく第一種指定地域である。



資料：「地下水採取の規制」（埼玉県ホームページ）

図 3.1-9 地下水採取規制地域図

8) 景観

関係市では、各市において景観計画が定められている。

対象事業実施区域の位置する川口市では、「川口市景観計画 改訂版」（平成 26 年、川口市）を策定しており、建築物の建築等及び工作物の建設等を行う場合には届出が必要となり、建物の形態意匠、壁面の位置及び高さの最高限度等において景観形成基準を踏まえる必要がある。

9) 廃棄物

埼玉県では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）の規定に基づき、平成 28 年 3 月に「第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画」（平成 28 年、埼玉県）を策定し、5 年の期間を設けて取組むこととしている。

また、対象事業実施区域の位置する川口市では、「第 6 次川口市一般廃棄物処理基本計画」（平成 25 年、川口市）を策定し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理と循環型社会の形成に向けた施策を総合的に推進するため、平成 39 年度を計画目標年度とする取組みを行っている。

10) 地球温暖化

埼玉県では、地球温暖化対策の取組みとして、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）及び埼玉県環境基本計画（平成 29 年、埼玉県）に基づく「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050（改訂版）」（平成 27 年、埼玉県）を策定し、2020 年における埼玉県の温室効果ガス排出量を 2005 年比 21%削減する目標を設定し活動している。

また、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成 21 年条例第 9 号）においては、県、事業者、県民及び環境保全活動団体等が取組むべき対策を定めている。

11) 自然関係法令等

調査範囲及びその周辺の自然環境保全に係る法令等による指定状況は、表 3.1-59 に示すとおりである。

表 3.1-59 自然関係法令等に基づく指定の状況

地域その他の対象		指定の有無		関係法令等	
		対象事業実施区域	周辺地域		
自然保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	○	
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産		×	×	世界遺産条例
	緑地	近郊緑地保全区域	×	○	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさとの緑の景観地	×	○	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	○	
		特定猟具使用禁止区域(銃)	○	○	
		指定猟法禁止区域	×	×	ラムサール条約
	登録簿に挙げられている湿地の区域	×	×		
国土防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域		×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域		×	×	地すべり等防止法
	砂防指定地		×	×	砂防法
	土砂災害警戒区域		×	○	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	保安林		×	×	森林法
	河川区域		×	○	河川法
	河川保全区域		○	○	
	地下水採取規制区域			×	○
		○	○	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
		○	○	埼玉県生活環境保全条例	

注) ○：指定がある場合 ×：指定がない場合

ア 自然公園

「埼玉県立自然公園条例」（昭和 48 年条例第 36 号）に基づく自然公園の指定状況は、図 3.1-10 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺には、自然公園地域（県立安行武南自然公園）の指定がある。なお、対象事業実施区域に自然公園地域の指定はない。

イ 近郊緑地保全区域

「首都圏近郊緑地保全法」（昭和 41 年法律第 101 号）に基づく近郊緑地保全区域の指定状況は、図 3.1-11 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺には、近郊緑地保全区域（安行近郊緑地保全区域）の指定がある。なお、対象事業実施区域に近郊緑地保全区域の指定はない。

ウ ふるさとの緑の景観地等

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」（昭和 54 年条例第 10 号）に基づく、ふるさとの緑の景観地等の指定状況は、図 3.1-12 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺には、ふるさとの緑の景観地（西立野ふるさとの緑の景観地）の指定がある。なお、対象事業実施区域にふるさとの緑の景観地等の指定はない。

エ 鳥獣保護区等

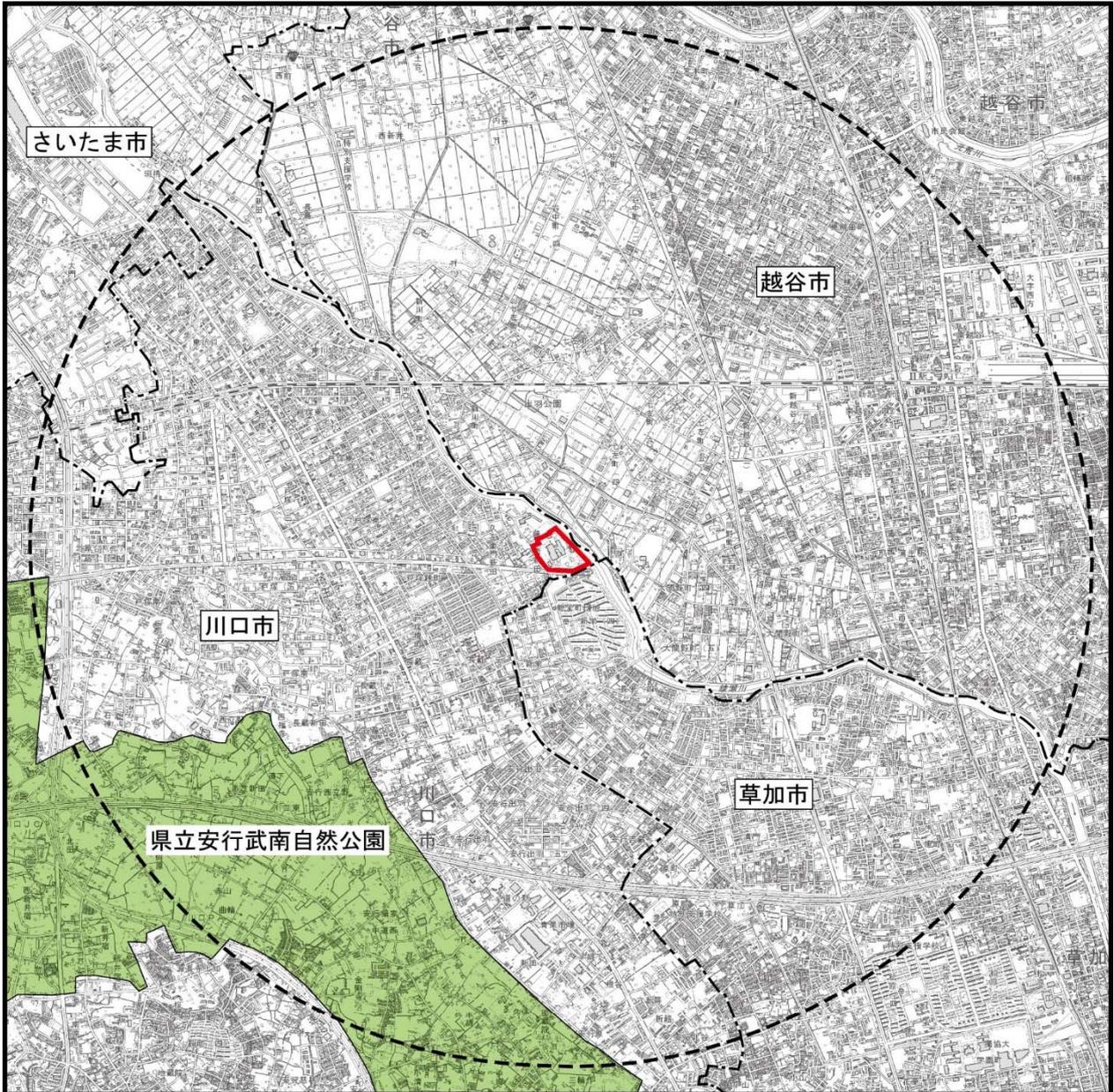
「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区等の指定状況は、図 3.1-13 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺には、鳥獣保護区（川口）及び特定猟具使用禁止区域（銃）の指定がある。なお、対象事業実施区域は特定猟具使用禁止区域（銃）となっている。

オ 土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域の指定状況は、図 3.1-14 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺には、土砂災害警戒区域の指定がある。なお、対象事業実施区域に土砂災害警戒区域の指定はない。

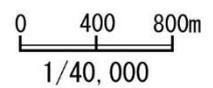


□ : 対象事業実施区域

----- : 市界

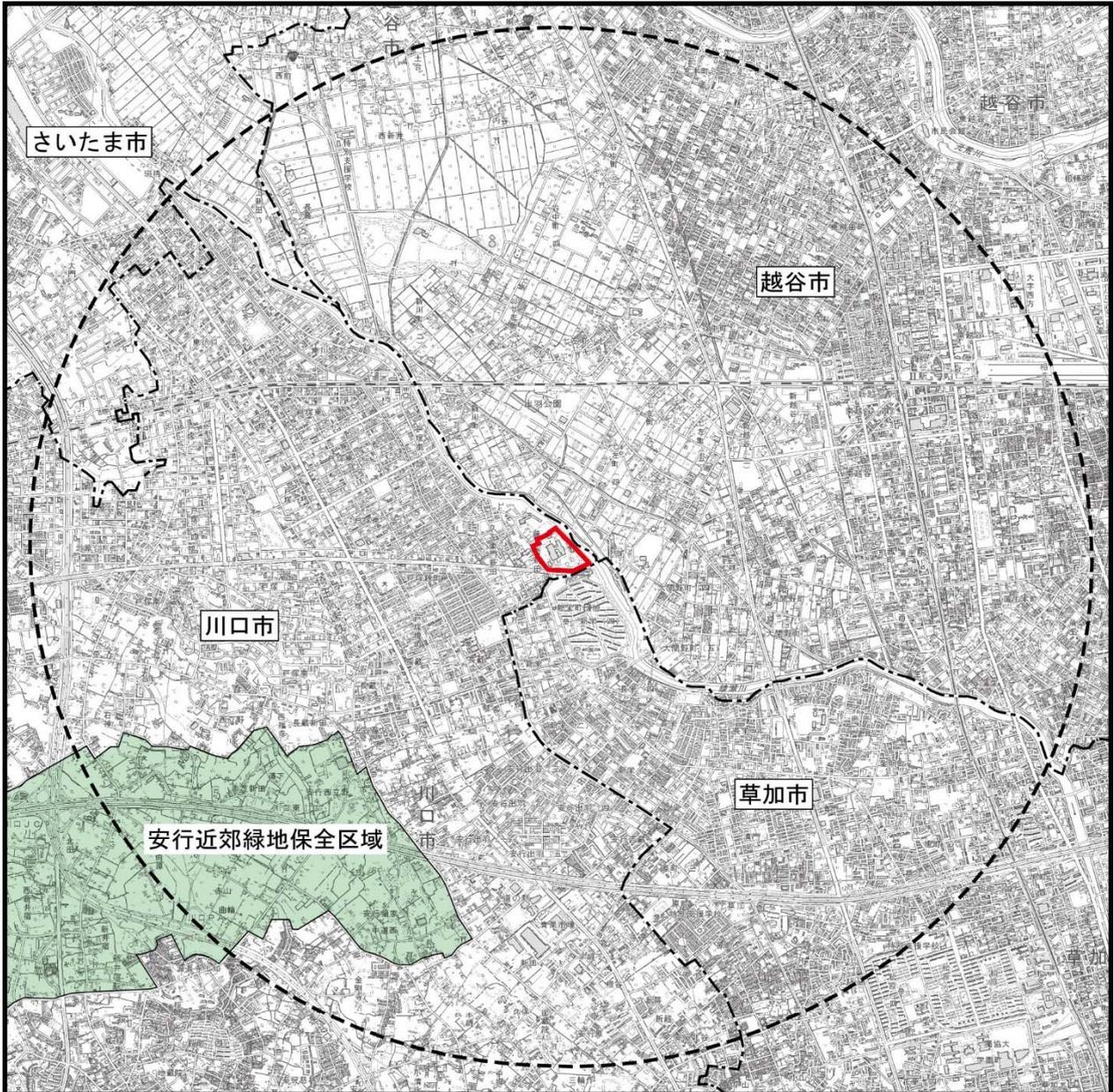
○ : 調査範囲 (3 km)

■ : 自然公園地域

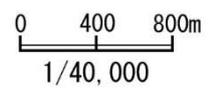


資料 : 「埼玉県の自然公園」(埼玉県ホームページ)

図 3.1-10 自然公園地域の指定状況

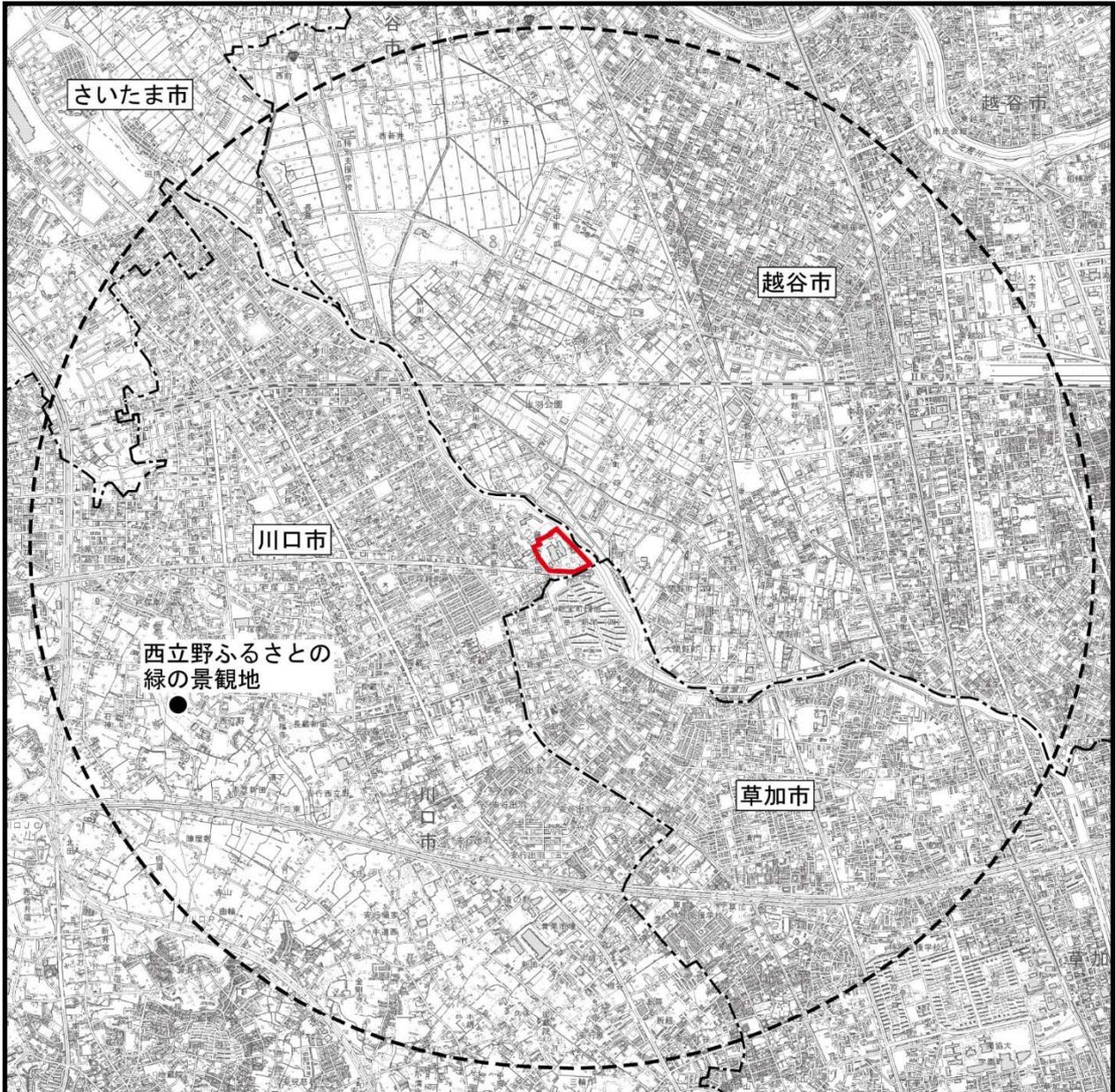


- : 対象事業実施区域
- : 市界
- (dashed) : 調査範囲 (3 km)
- : 近郊緑地保全区域

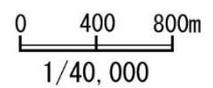


資料：「川口市緑の基本計画（改訂版）」（平成20年、川口市）

図 3.1-11 近郊緑地保全区域の指定状況



- : 対象事業実施区域
- : 市界
- (with dashed border) : 調査範囲 (3 km)
- : ふるさとの緑の景観地



資料：「埼玉県地理環境情報 WebGIS (ふるさと景観)」(埼玉県ホームページ)

図 3.1-12 ふるさとの緑の景観地等の指定状況

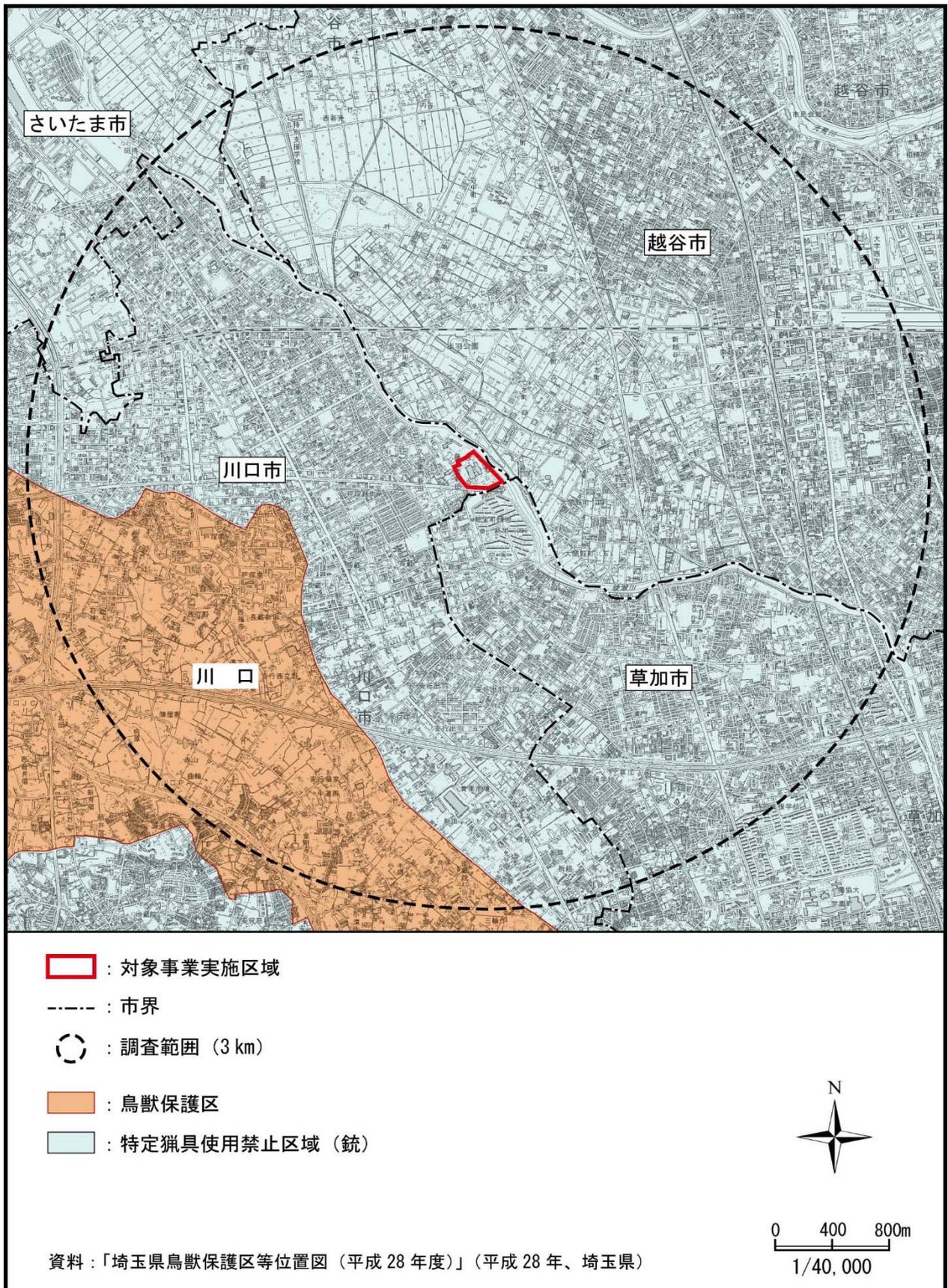
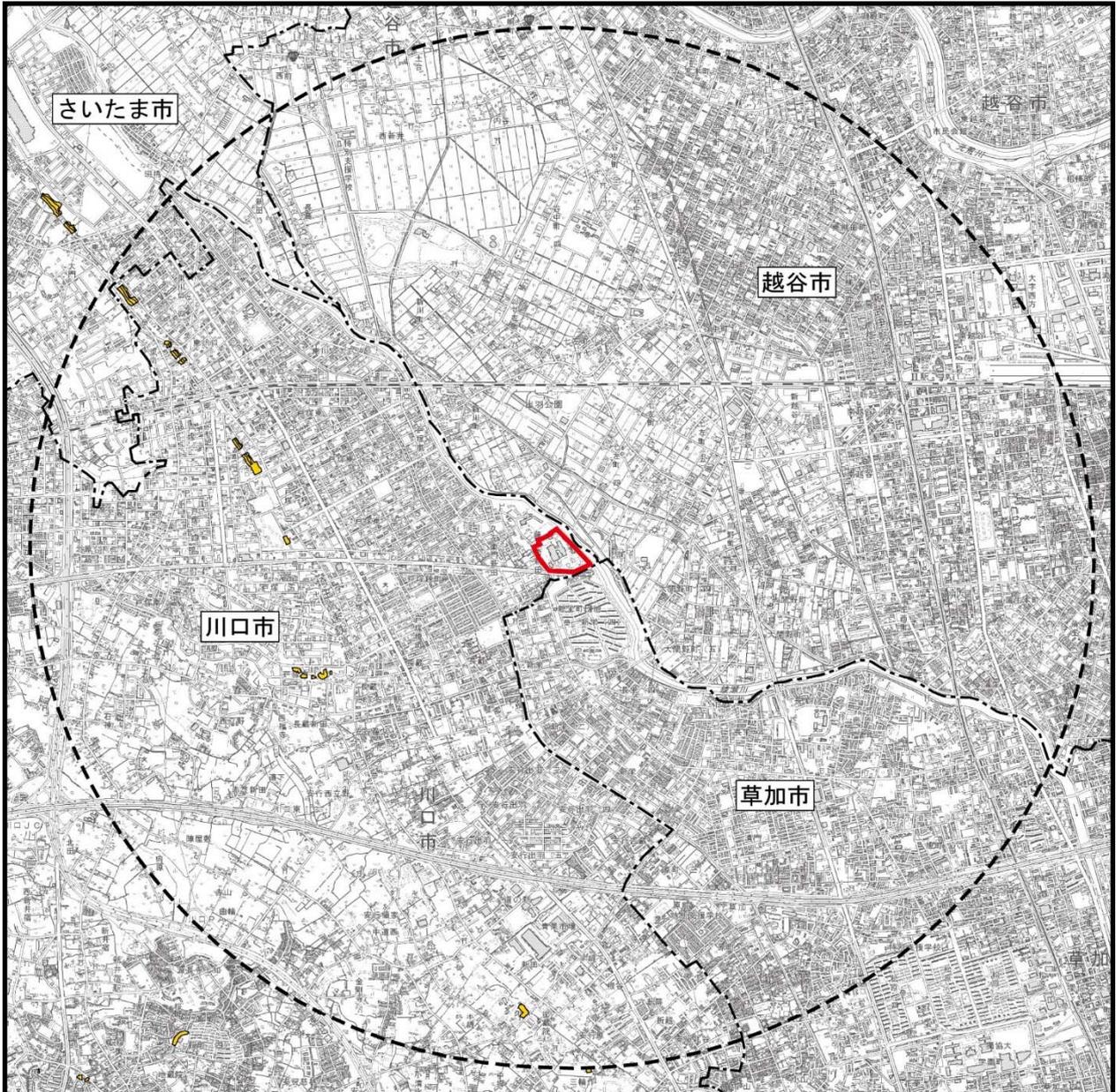


図 3.1-13 鳥獣保護区等の指定状況



- : 対象事業実施区域
- : 市界
- : 調査範囲 (3 km)
- : 土砂災害警戒区域



資料：「土砂災害警戒区域等の指定状況」（埼玉県ホームページ）
 「国土数値情報ダウンロードサービス（土砂災害警戒区域）」
 （国土交通省ホームページ）

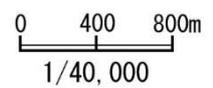


図 3.1-14 土砂災害警戒区域の指定状況

カ 河川区域及び河川保全区域

調査範囲及びその周辺の河川には、「河川法」（昭和 39 年法律第 167 号）に基づく河川区域の指定がある。また、綾瀬川及び元荒川には、河川保全区域の指定がある（綾瀬川及び元荒川の位置は、前掲図 3.1-4、p. 3-1-9 参照）。

なお、対象事業実施区域の東側を流れる綾瀬川の河川区域の境界から 30m の範囲は河川保全区域に指定されている。対象事業実施区域の一部は指定範囲内に位置しているため、土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為及び工作物の新築又は改築には申請が必要となる。

キ 地下水採取規制区域

調査範囲及びその周辺は、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）に基づく規制地域である。

なお、対象事業実施区域は、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づく指定地域及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく指定地域（第一種指定地域）となっており、地下水の採取を行う際には知事の許可又は知事への届出が必要となる。

3.2 自然的状況

(1) 大気質、騒音、振動、悪臭、気象その他の大気に係る環境の状況

1) 気象

対象事業実施区域に最も近い気象観測所は、越谷地域気象観測所である。

越谷地域気象観測所における過去10年間の気象の状況は表3.2-1に、平成28年の気象の状況は表3.2-2及び図3.2-1(1)～(2)に示すとおりである。

平成19年～平成28年の平均気温は15.4℃、最高気温は40.4℃、最低気温は-6.8℃、平均風速は1.8m/s、最多風向は北北西、平均降水量は1,427.7mmである。

また、平成28年の気象をみると、平均気温は15.7℃、最高気温は36.8℃、最低気温は-5.0℃、平均風速は1.7m/s、最多風向は北北西、年間降水量は1,326.5mmである。

表 3.2-1 気象の状況（越谷地域気象観測所）

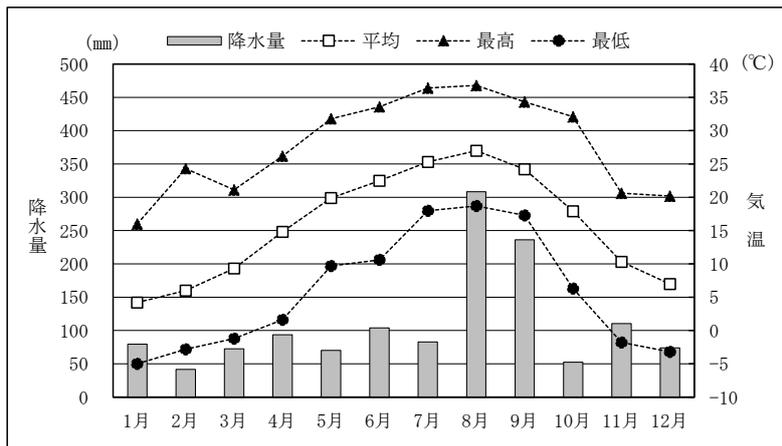
年	気温（℃）			平均風速 (m/s)	最多風向	降水量 (mm)
	平均	最高	最低			
平成19年	15.8	40.4	-2.4	1.6	北西	1,228.0
平成20年	15.2	36.1	-2.8	1.6	北西	1,416.5
平成21年	15.4	34.9	-4.5	2.0	北北西	1,430.0
平成22年	15.6	38.1	-5.7	1.9	北北西	1,521.5
平成23年	15.1	37.7	-5.6	1.9	北北西	1,492.5
平成24年	14.9	36.5	-6.8	2.0	北北西	1,393.5
平成25年	15.5	38.8	-6.1	2.0	北北西	1,367.0
平成26年	15.1	37.2	-5.9	1.8	北北西	1,508.5
平成27年	15.8	37.5	-4.7	1.7	北北西	1,593.0
平成28年	15.7	36.8	-5.0	1.7	北北西	1,326.5
平均	15.4	—	—	1.8	—	1,427.7

資料：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

表 3.2-2 気象の状況（越谷地域気象観測所：平成 28 年）

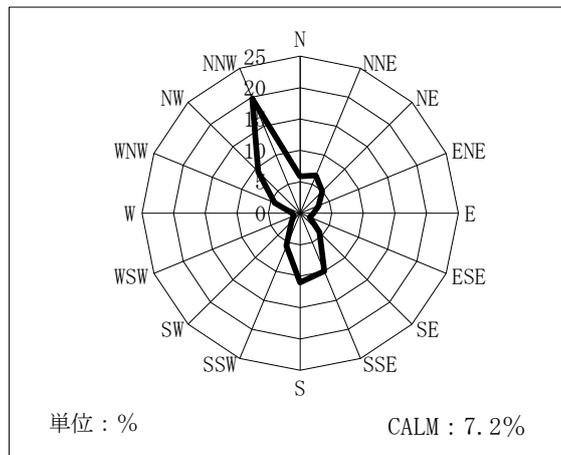
月	気温（℃）			平均風速（m/s）	最多風向	最大風速		降水量（mm）
	平均	最高	最低			風速（m/s）	風向	
1月	4.2	16.0	-5.0	1.5	北北西	6.8	北西	79.5
2月	6.0	24.3	-2.8	1.8	北北西	7.4	南南西	41.5
3月	9.3	21.1	-1.2	1.9	北北西	9.0	北西	72.5
4月	14.8	26.2	1.6	2.1	南	10.0	南南西	93.5
5月	19.9	31.8	9.7	1.9	南	7.3	南南西	70.5
6月	22.5	33.6	10.6	1.6	南	6.5	北東	104.0
7月	25.3	36.4	18.0	1.5	東北東	5.1	北東	83.0
8月	27.0	36.8	18.7	1.9	東北東	8.9	北東	308.5
9月	24.2	34.3	17.3	1.4	北	4.7	東北東	236.5
10月	17.9	32.1	6.3	1.3	北北西	6.6	南南西	52.5
11月	10.3	20.6	-1.8	1.4	北北西	7.2	北北西	110.5
12月	7.0	20.2	-3.2	1.6	北北西	7.5	南南西	74.0
年間	15.7	36.8	-5.0	1.7	北北西	10.0	南南西	1,326.5

資料：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）



資料：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

図 3.2-1(1) 気温及び降水量の状況（越谷地域気象観測所：平成 28 年）



注）CALM は、静穏（0.4m/s 以下）の割合を示す。

資料：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

図 3.2-1(2) 風配図（越谷地域気象観測所：平成 28 年）

2) 大気質

対象事業実施区域周辺には、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）が 1 測定局（越谷市東越谷）、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）が 4 測定局（川口市神根、川口市安行、草加市原町自排及び草加市花栗自排）ある。

各測定局の測定項目は表 3.2-3 に、測定局の位置は図 3.2-2 に示すとおりである。

表 3.2-3 測定項目

区分	測定局	測定項目							
		二酸化硫黄 (SO ₂)	窒素酸化物 (NO _x)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (O _x)	一酸化炭素 (CO)	微小粒子状物質 (PM2.5)	非メタン炭化水素 (NMHC)	ダイオキシン類 (DXN)
一般局	越谷市東越谷	○	○	○	○	—	○	—	—
自排局	川口市神根	—	○	○	—	○	○	—	—
	川口市安行	—	○	○	—	—	—	○	—
	草加市原町自排	—	○	○	—	—	—	—	—
	草加市花栗自排	○	○	○	—	—	○	○	○

注 1) 測定局の場所は、以下のとおりである。

越谷市東越谷局：東越谷第二公園

川口市神根局：市営乙女山住宅

川口市安行局：慈林小学校

草加市原町自排局：草加西高等学校

草加市花栗自排局：花栗中学校

2) 草加市花栗自排の非メタン炭化水素の測定は、平成 28 年 1 月で終了している。

資料：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）

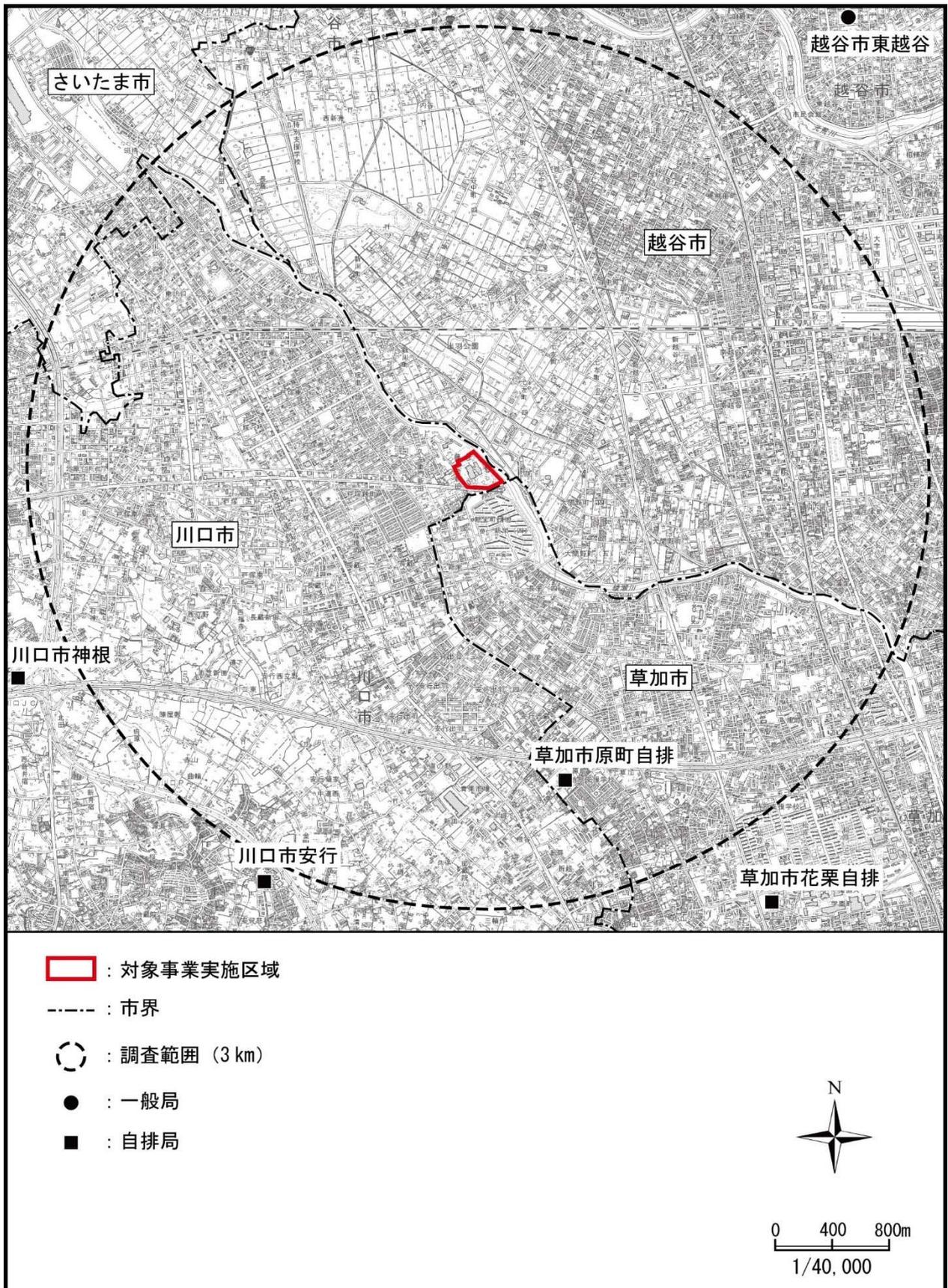


図 3.2-2 大気質汚染常時監視測定局位置図

ア 二酸化硫黄

二酸化硫黄の平成 27 年度における測定結果は、表 3.2-4 に示すとおりであり、各測定局ともに環境基準を達成している。

平成 23 年度から平成 27 年度における二酸化硫黄の経年変化は、図 3.2-3 に示すとおりである。各測定局ともに 1 日平均値の 2% 除外値はほぼ横ばいで推移し、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3.2-4 二酸化硫黄の測定結果（平成 27 年度）

区分	測定局	1 年 平均値 (ppm)	1 日平均 値の 2% 除外値 (ppm)	1 日平均値 が 0.04ppm を超えた日 が 2 日以上 連続したこ との有無	1 日平均値 が 0.04ppm を超えた 日数 (日)	1 時間値 の最大値 (ppm)	環境基準	
							長期的 評価	短期的 評価
一般局	越谷市東越谷	0.001	0.003	無	0	0.012	○	○
自排局	草加市花栗自排	0.002	0.004	無	0	0.012	○	○

注) 環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。

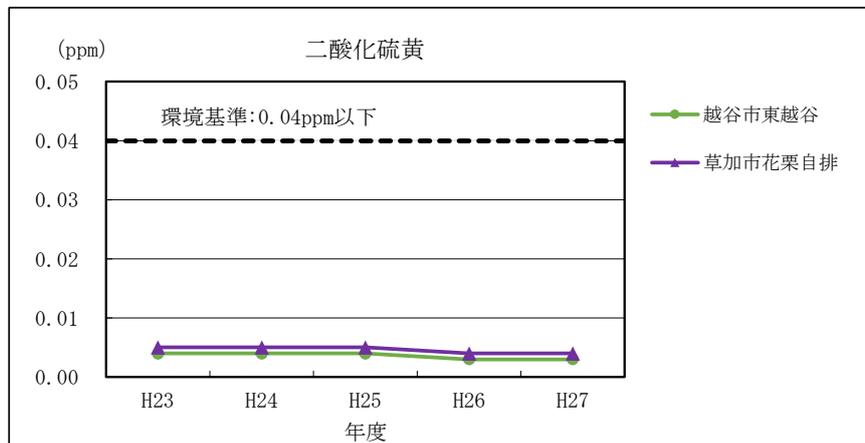
環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

長期的評価：「1 時間値の 1 日平均値の 2% 除外値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと」を達成した場合には「○」、達成しない場合は「×」。

短期的評価：「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

資料：「大気環境調査結果」（埼玉県ホームページ）

：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）



資料：「大気環境調査結果」（埼玉県ホームページ）

：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）

図 3.2-3 二酸化硫黄の経年変化（2% 除外値）

イ 二酸化窒素

二酸化窒素の平成 27 年度における測定結果は、表 3.2-5 に示すとおりであり、各測定局ともに環境基準を達成している。

平成 23 年度から平成 27 年度における二酸化窒素の経年変化は、図 3.2-4 に示すとおりである。各測定局ともに 1 日平均値の年間 98% 値はほぼ横ばいで推移し、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3.2-5 二酸化窒素の測定結果（平成 27 年度）

区分	測定局	1 年平均値 (ppm)	1 日平均値の 年間 98% 値 (ppm)	環境基準
一般局	越谷市東越谷	0.016	0.035	○
自排局	川口市神根	0.026	0.047	○
	川口市安行	0.022	0.041	○
	草加市原町自排	0.024	0.041	○
	草加市花栗自排	0.023	0.046	○

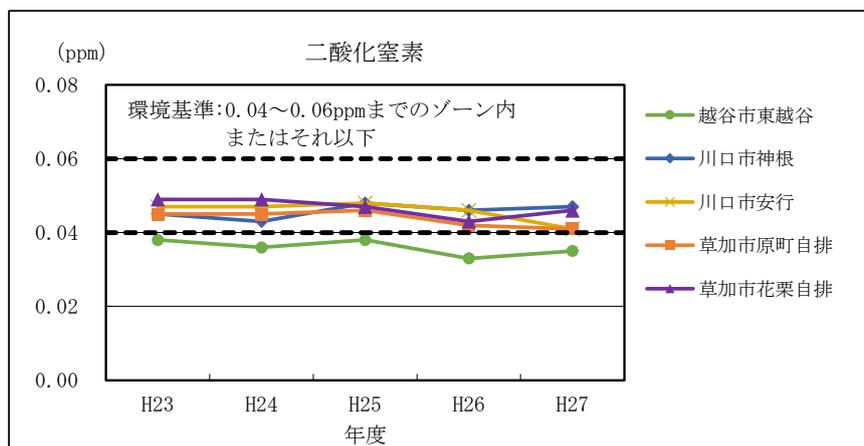
注) 環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

評価：「1 時間値の 1 日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

資料：「大気環境調査結果」（埼玉県ホームページ）

：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）



資料：「大気環境調査結果」（埼玉県ホームページ）

：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）

図 3.2-4 二酸化窒素の経年変化（年間 98% 値）

ウ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の平成 27 年度における測定結果は、表 3.2-6 に示すとおりであり、川口市神根局のみ環境基準を達成していない。

平成 23 年度から平成 27 年度における浮遊粒子状物質の経年変化は、図 3.2-5 に示すとおりである。草加市原町自排局の 1 日平均値の 2% 除外値はほぼ横ばいに推移し、その他の測定局は増減を繰り返している。各測定局ともに長期的評価についてはいずれの年度も環境基準を達成している。

表 3.2-6 浮遊粒子状物質の測定結果（平成 27 年度）

区分	測定局	1 年 平均値 (mg/m ³)	1 日平均 値の 2% 除外値 (mg/m ³)	1 日平均値 が 0.10mg/m ³ を超えた日 が 2 日以上 連続したこと の有無	1 時間値の 1 日平均値が 0.20mg/m ³ を 超えた日数 (日)	1 時間値 の最大値 (mg/m ³)	環境基準	
							長期的 評価	短期的 評価
一般局	越谷市東越谷	0.017	0.042	無	0	0.102	○	○
自排局	川口市神根	0.024	0.065	無	1	0.206	○	×
	川口市安行	0.020	0.054	無	0	0.192	○	○
	草加市原町自排	0.023	0.057	無	0	0.137	○	○
	草加市花栗自排	0.023	0.046	無	0	0.088	○	○

注) 環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。

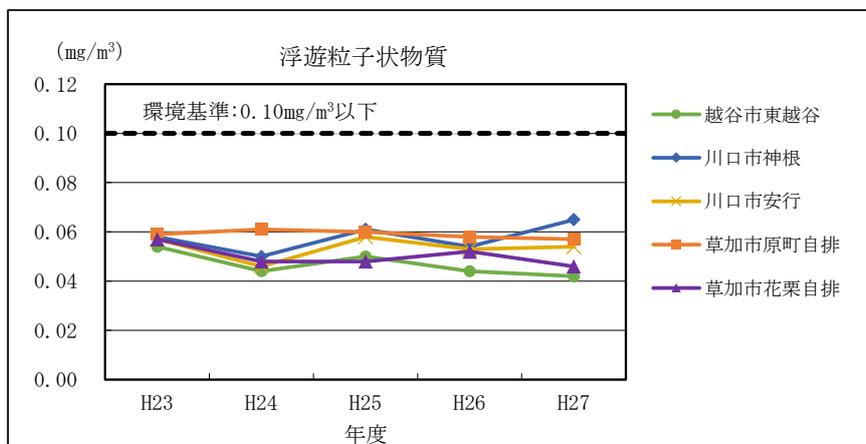
環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。

長期的評価：「1 時間値の 1 日平均値の 2% 除外値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 0.10mg/m³ を超える日が 2 日以上連続しないこと」を達成した場合には「○」、達成しない場合は「×」。

短期的評価：「1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

資料：「大気環境調査結果」（埼玉県ホームページ）

：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）



資料：「大気環境調査結果」（埼玉県ホームページ）

：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）

図 3.2-5 浮遊粒子状物質の経年変化 (2%除外値)

エ 光化学オキシダント

光化学オキシダントの平成 27 年度における測定結果は、表 3.2-7 に示すとおりであり、環境基準を達成していない。

平成 23 年度から平成 27 年度における光化学オキシダントの経年変化は、図 3.2-6 に示すとおりである。越谷市東越谷局の昼間 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数は、平成 23 年度から平成 26 年度までは増加傾向を示していたが、平成 27 年度は減少している。

表 3.2-7 光化学オキシダントの測定結果（平成 27 年度）

区分	測定局	昼間の 1 時間値 の 1 年平均値 (ppm)	昼間の 1 時間値 が 0.06ppm を 超えた時間数 (時間)	昼間の 1 時間値 が 0.12ppm を 超えた時間数 (時間)	環境基準
一般局	越谷市東越谷	0.033	525	15	×

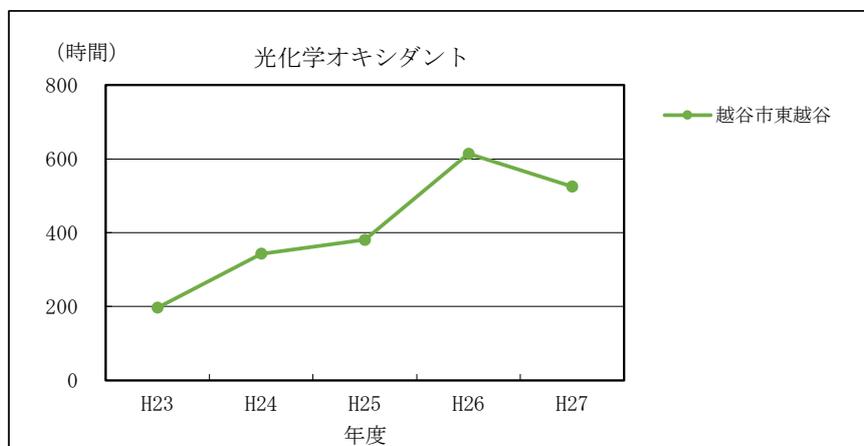
注) 環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。

環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

評価：「昼間（5 時～20 時）の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

資料：「大気環境調査結果」（埼玉県ホームページ）

：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）



資料：「大気環境調査結果」（埼玉県ホームページ）

：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）

図 3.2-6 光化学オキシダントの経年変化（昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数）

オ 一酸化炭素

一酸化炭素の平成 27 年度における測定結果は、表 3.2-8 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

平成 23 年度から平成 27 年度における一酸化炭素の経年変化は、図 3.2-7 に示すとおりである。川口市神根局の 1 日平均値の 2% 除外値はほぼ横ばいで推移し、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3.2-8 一酸化炭素の測定結果（平成 27 年度）

区分	測定局	1 年 平均値 (ppm)	1 日平均 値の 2% 除外値 (ppm)	1 日平均値 が 0.04ppm を超えた日 が 2 日以上 連続した ことの有無	8 時間平均値 が 20ppm を 超えた回数 (回)	1 時間値の 日平均値が 10ppm を 超えた日数 (日)	環境基準	
							長期的 評価	短期的 評価
自排局	川口市神根	0.3	0.6	無	0	0	○	○

注) 環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。

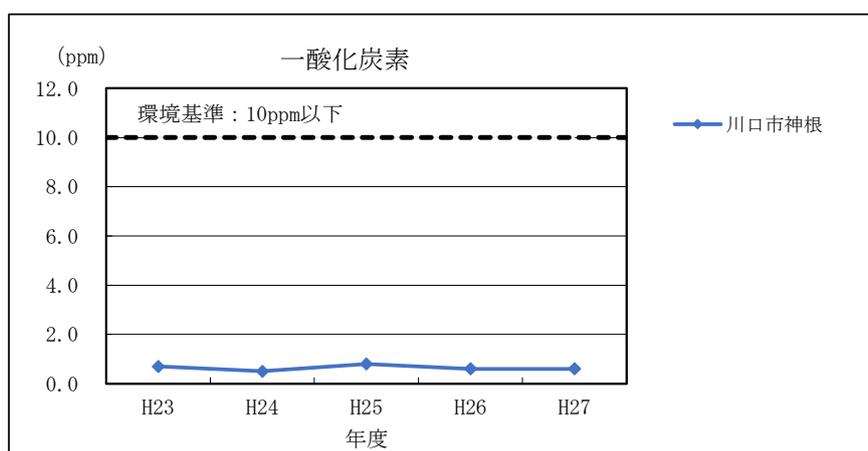
環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。

長期的評価：「1 時間値の 1 日平均値の 2% 除外値が 10ppm 以下であり、かつ、1 日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

短期的評価：「1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、午前 0 時～午前 8 時、午前 8 時～午後 4 時、午後 4 時～午後 12 時の各時間帯 8 時間平均値が 20ppm 以下であること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。ただし、各時間帯の 8 時間のうち有効測定時間が 6 時間以上ある場合のみ評価対象とする。

資料：「大気環境調査結果」（埼玉県ホームページ）

：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）



資料：「大気環境調査結果」（埼玉県ホームページ）

：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）

図 3.2-7 一酸化炭素の経年変化（2% 除外値）

カ 微小粒子状物質

微小粒子状物質の平成 27 年度における測定結果は、表 3.2-9 に示すとおりであり、各測定局ともに環境基準を達成している。

平成 25 年度から平成 27 年度における微小粒子状物質の経年変化は、図 3.2-8 に示すとおりである。各測定局ともに 1 日平均値の年間 98% 値は減少傾向であり、平成 25 年度から平成 26 年度にかけては環境基準を達成していないが、平成 27 年度には環境基準を達成している。

表 3.2-9 微小粒子状物質の測定結果（平成 27 年度）

区分	測定局	1 年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1 日平均値の 年間 98% 値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準	
				長期的 評価	短期的 評価
一般局	越谷市東越谷	13.5	32.1	○	○
自排局	川口市神根	12.8	30.7	○	○
	草加市花栗自排	12.5	30.5	○	○

注) 環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。

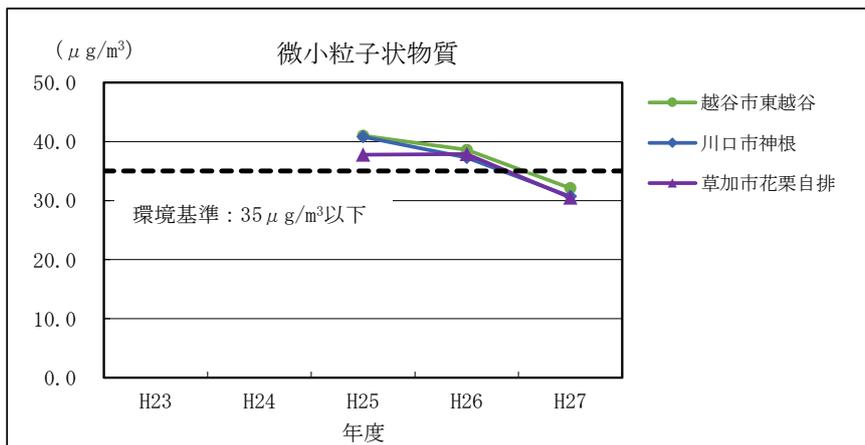
環境基準：1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

長期的評価：「1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること」を達成した場合には「○」、達成しない場合は「×」。ただし、1 日のうち有効測定時間が 20 時間以上ある日が 250 日以上ある場合のみを評価対象とする。

短期的評価：「1 時間の 1 日平均値の 98% 値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

資料：「大気環境調査結果」（埼玉県ホームページ）

：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）



注) 微小粒子状物質の測定は、平成 24 年度から行われているが、平成 24 年度は、測定日数が 250 日未満のため評価対象外とした。

資料：「大気環境調査結果」（埼玉県ホームページ）

：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）

図 3.2-8 微小粒子状物質の経年変化（年間 98% 値）

キ 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素の平成 27 年度における測定結果は、表 3.2-10 に示すとおりであり、指針値を上回っている。

平成 23 年度から平成 27 年度における非メタン炭化水素の 6 時～9 時の 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数の経年変化は、図 3.2-9 に示すとおりである。川口市安行局は平成 24 年度から微増傾向であり、草加市花栗自排局は平成 23 年度から平成 27 年度まで増減を繰り返している。

表 3.2-10 非メタン炭化水素の測定結果（平成 27 年度）

区分	測定局	6 時～9 時の測定日数 (日)	6 時～9 時の 1 年平均値 (ppmC)	6 時～9 時の 3 時間平均値 (ppmC)		6 時～9 時の平均値が 0.31ppmC を超えた日数 (日)	指針値
				最高値	最低値		
自排局	川口市安行	363	0.21	0.89	0.03	69	×
	草加市花栗自排	279	0.18	1.07	0.00	41	×

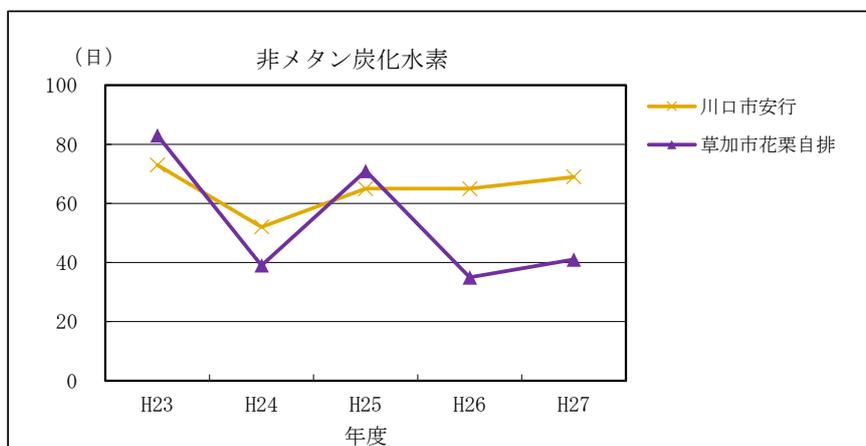
注 1) 指針値は、以下のとおりである。

「午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

2) 草加市花栗自排の測定は、平成 28 年 1 月で終了している。

資料：「大気環境調査結果」（埼玉県ホームページ）

：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）



注) 草加市花栗自排の測定は、平成 28 年 1 月で終了している。

資料：「大気環境調査結果」（埼玉県ホームページ）

：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）

図 3.2-9 非メタン炭化水素の経年変化 (6 時～9 時の 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数)

ク ダイオキシン類

ダイオキシン類の平成27年度における測定結果は、表3.2-11に示すとおりであり、環境基準を達成している。

平成23年度から平成27年度におけるダイオキシン類の経年変化は、図3.2-10に示すとおりである。草加市花栗自排局の年間平均値は微減傾向であり、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3.2-11 ダイオキシン類の測定結果（平成27年度）

地域分類	測定地点	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m ³)					環境基準
		第1回	第2回	第3回	第4回	平均値	
沿道	草加市花栗自排	—	0.020	—	0.051	0.036	○

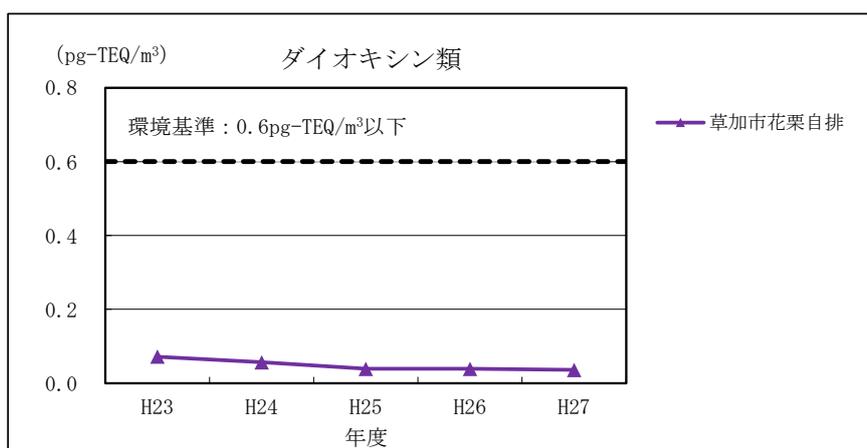
注1)環境基準は、以下のとおりである。

環境基準：1年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。

2)ダイオキシン類濃度は、最も毒性が強い「2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシン(2,3,7,8-TCDD)」の毒性を単位として換算した値。

資料：「大気環境調査」(埼玉県ホームページ)

：「大気汚染常時監視測定結果報告書」(埼玉県ホームページ)



資料：「大気環境調査」(埼玉県ホームページ)

：「大気汚染常時監視測定結果報告書」(埼玉県ホームページ)

図 3.2-10 ダイオキシン類の経年変化 (年間平均値)

ケ 有害大気汚染物質

調査範囲及びその周辺において、有害大気汚染物質の測定は行われていない。

3) 騒音・振動・低周波音

ア 環境騒音・振動

調査範囲及びその周辺において、環境騒音・振動の調査は行われていない。

イ 自動車交通騒音・道路交通振動

調査範囲及びその周辺における平成 27 年度の自動車交通騒音の環境基準適合状況は表 3.2-12 に、道路交通振動の要請限度適合状況は表 3.2-13 に、自動車交通騒音及び道路交通振動の調査地点は図 3.2-11 に示すとおりである。

自動車交通騒音は、環境基準を達成していない地点が 2 地点ある。道路交通振動は、全ての地点で要請限度を下回っている。

表 3.2-12 自動車交通騒音の環境基準適合状況（点的評価）

No.	路線名	測定地点	環境基準 類型	車 線 数	幹 線 道 路 の 近 接 空 間	等価騒音レベル (dB)				環 境 基 準 適 合 状 況
						昼 間	環 境 基 準 達 成	夜 間	環 境 基 準 達 成	
1	一般国道 4 号	越谷市谷中町 4-13	B	4	○	75	×	73	×	×
2	主要地方道足立越谷線	越谷市蒲生 1-1	B	2	○	71	×	71	×	×
3	県道東大門安行西立野線	さいたま市緑区東大門 3-1	B	2	○	67	○	62	○	○
4	県道東大門安行西立野線	川口市戸塚 3-29-10	A	2	○	64	○	60	○	○
5	県道松原団地停車場線	草加市栄町 3-4	C	2	○	64	○	59	○	○
6	県道越谷鳩ヶ谷線	越谷市七左町 2-109	A	2	○	67	○	62	○	○

注 1) 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準：昼間 70dB、夜間 65dB

2) 「幹線道路の近接空間」の欄の○は、測定地点が当該空間に含まれることを示す。

資料：「平成 27 年度 自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（埼玉県ホームページ）

表 3.2-13 道路交通振動の要請限度適合状況

No.	路線名	測定地点	区域区分	車線数	振動レベル (dB)				要請限度適合状況
					昼間		夜間		
1	一般国道 4 号	越谷市谷中町 4-13	1	4	57	○	55	○	○
2	主要地方道足立越谷線	越谷市蒲生 1-1	1	2	43	○	40	○	○
3	県道東大門安行西立野線	さいたま市緑区東大門 3-1	1	2	45	○	41	○	○
4	県道東大門安行西立野線	川口市戸塚 3-29-10	1	2	43	○	34	○	○
5	県道松原団地停車場線	草加市栄町 3-4	2	2	37	○	33	○	○
6	県道越谷鳩ヶ谷線	越谷市七左町 2-109	1	2	41	○	34	○	○

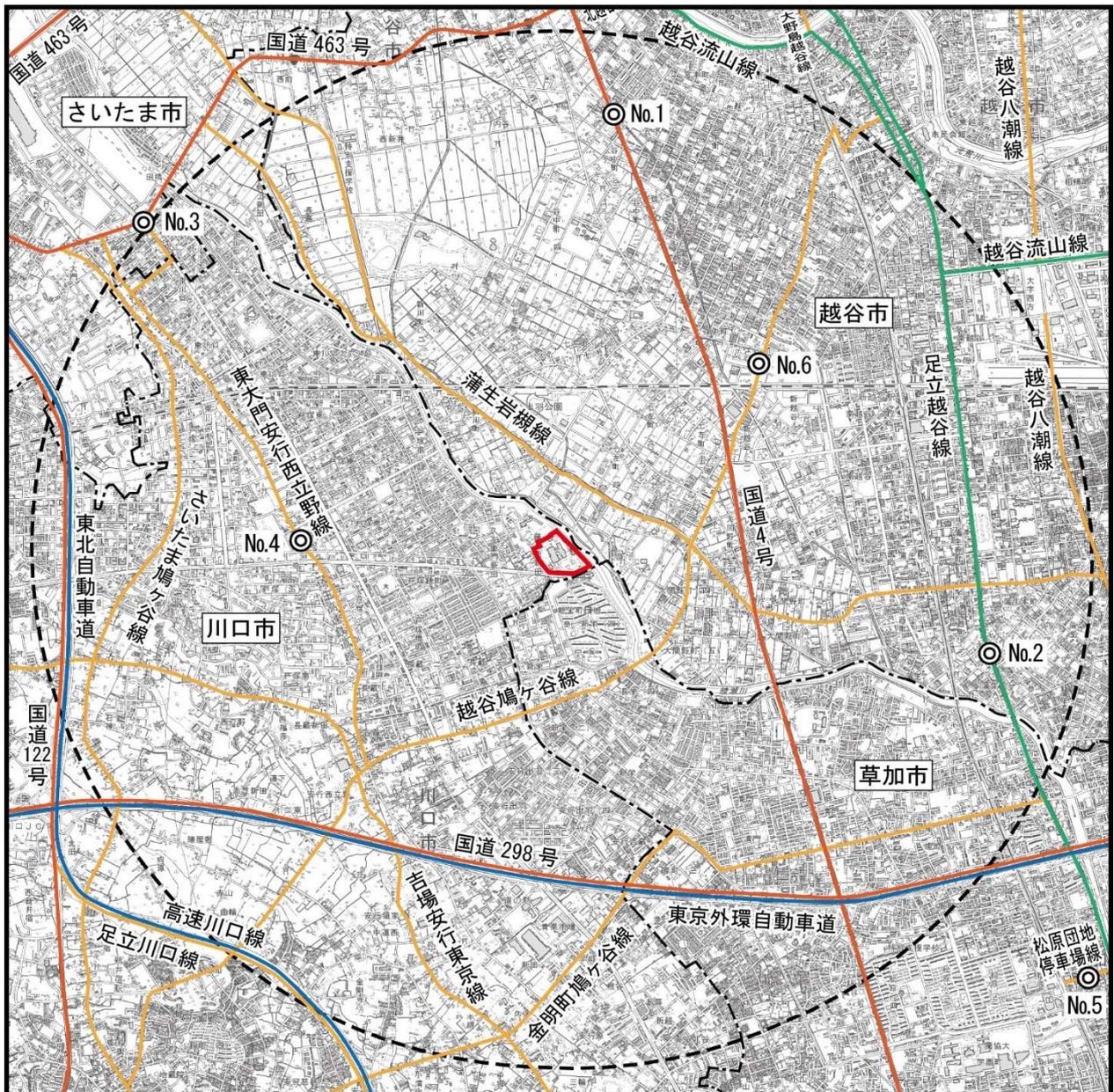
注) 要請限度は、第 1 種区域：昼間 65dB、夜間 60dB 第 2 種区域：昼間 70dB、夜間 65dB
資料：「平成 27 年度 自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」(埼玉県ホームページ)

ウ 低周波音

調査範囲及びその周辺において、低周波音の調査は行われていない。

4) 悪臭

調査範囲及びその周辺において、悪臭の調査は行われていない。



- : 対象事業実施区域
- : 市界
- ⊙ : 調査地点
- ⊙ : 調査範囲 (3 km)
- (Blue) : 高速道路
- (Orange) : 一般国道
- (Green) : 主要地方道
- (Yellow) : 一般県道

注) 図中の番号は、表 3.2-12 及び表 3.2-13 に対応する。

資料 : 「平成 27 年度 自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」
(埼玉県ホームページ)

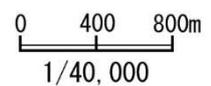


図 3.2-11 自動車交通騒音及び道路交通振動調査地点図

(2) 水象、水質、底質その他の水に係る環境の状況

1) 水象

調査範囲及びその周辺の河川等の状況は、図 3.2-12 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺には、一級河川の綾瀬川及び元荒川が流れている。

対象事業実施区域の東側を流れる綾瀬川は、河川延長が約 61km、流域面積が約 136km² であり、桶川市から川口市及び草加市を南下し中川に合流する。

2) 水質

ア 河川

調査範囲及びその周辺の水質測定地点の概要は表 3.2-14 に、水質測定地点は図 3.2-12 に示すとおりであり、綾瀬川（3 地点）及び伝右川で（2 地点）で測定が行われている。

平成 23 年度から平成 27 年度における健康項目の測定結果は表 3.2-15(1)～(4)に示すとおりであり、全地点ともに全ての測定項目で環境基準を達成している。

平成 23 年度から平成 27 年度における生活環境項目の測定結果は、表 3.2-16(1)～(4)に示すとおりである。

畷橋では、各年度ともに全ての測定項目で環境基準を達成している。

新綾瀬橋では、平成 23 年度の BOD、平成 27 年度の SS、平成 24 年度及び平成 25 年度の DO で環境基準を達成していない検体がある。

槐戸橋では、平成 23 年度の BOD、平成 23 年度～平成 26 年度の DO、平成 25 年度の全亜鉛で環境基準を達成していない検体がある。

なお、伝右川（新伝右橋及び吉長橋）に環境基準の類型指定はない。

表 3.2-14 水質測定地点の概要

河川名	測定地点	所在地	測定対象	環境基準類型	
綾瀬川	畷橋	さいたま市緑区	健康項目 生活環境項目	C	生物 B
	綾瀬新橋	川口市	健康項目 生活環境項目	C	生物 B
	槐戸橋	草加市	生活環境項目	C	生物 B
伝右川	新伝右橋	川口市	健康項目 生活環境項目	—	—
	吉長橋	川口市	健康項目 生活環境項目	—	—

注) 伝右川では、平成 23 年度、平成 26 年度及び平成 27 年度は新伝右橋、平成 24 年度及び平成 25 年度は吉長橋で測定が行われている。

資料：「平成 27 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（埼玉県ホームページ）
：「公共用水域水質測定結果について」（川口市ホームページ）



: 対象事業実施区域

----- : 市界



: 調査範囲 (3 km)

○ : 測定地点 (水質)

— : 一級河川

◎ : 測定地点 (水質・ダイオキシン類)

— : 河川・用水路等

□ : 測定地点 (ダイオキシン類)



資料 : 「平成 27 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(埼玉県ホームページ)
 「公共用水域水質測定結果について」(川口市ホームページ)
 「公共用水域におけるダイオキシン類常時監視結果」(埼玉県ホームページ)

0 400 800m
 1/40,000

図 3.2-12 河川等図及び水質・ダイオキシン類測定地点図

表 3.2-15(1) 健康項目の水質測定結果（曙橋）

単位：mg/L

項目	測定結果（年平均値）					環境基準
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
カドミウム	<0.001	—	—	<0.0005	<0.0003	0.003 以下
全シアン	<0.1	—	—	ND	ND	検出されないこと
鉛	0.001	—	—	<0.001	<0.001	0.01 以下
六価クロム	<0.005	—	—	<0.005	<0.005	0.05 以下
砒素	0.001	—	—	0.001	0.001	0.01 以下
総水銀	<0.0005	—	—	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	<0.0005	—	—	ND	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	—	—	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	—	—	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	—	—	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	—	—	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	—	—	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	—	—	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.002	—	—	<0.002	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	—	—	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チラウム	<0.0006	—	—	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	<0.0003	—	—	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.002	—	—	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	—	—	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	<0.001	—	—	<0.001	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	2.2	—	—	2.4	2.4	10 以下
ふっ素	0.12	—	—	0.10	0.11	0.8 以下
ほう素	0.04	—	—	0.04	0.04	1 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	—	—	<0.005	<0.005	0.05 以下

注) 平成 24 年度及び平成 25 年度は欠測。

資料：「平成 23～27 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（埼玉県ホームページ）

表 3.2-15(2) 健康項目の水質測定結果（新綾瀬橋）

単位：mg/L

項 目	測定結果（年平均値）					環境基準
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
カドミウム	—	—	—	—	—	0.003 以下
全シアン	—	—	—	—	—	検出されないこと
鉛	—	—	—	—	—	0.01 以下
六価クロム	—	—	—	—	—	0.05 以下
砒素	—	—	—	—	—	0.01 以下
総水銀	—	—	—	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	—	—	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チラウム	—	—	—	—	—	0.006 以下
シマジン	—	—	—	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	—	—	—	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	10 以下
ふっ素	—	—	—	—	—	0.8 以下
ほう素	—	—	—	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

資料：「公共用水域水質測定結果について」（川口市ホームページ）

表 3.2-15(3) 健康項目の水質測定結果（梶戸橋）

単位：mg/L

項目	測定結果（年平均値）					環境基準
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
カドミウム	—	—	—	—	—	0.003 以下
全シアン	—	—	—	—	—	検出されないこと
鉛	0.002	0.001	0.001	0.001	<0.001	0.01 以下
六価クロム	—	—	—	—	—	0.05 以下
砒素	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.01 以下
総水銀	—	—	—	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	<0.0005	<0.0003	ND	ND	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02 以下
四塩化炭素	—	—	—	—	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0012	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	—	—	<0.0002	—	—	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	—	0.002 以下
チラウム	—	—	—	—	—	0.006 以下
シマジン	—	—	—	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	0.02 以下
ベンゼン	—	—	—	—	—	0.01 以下
セレン	—	—	—	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	2.1	2.0	2.0	1.9	2.2	10 以下
ふっ素	0.14	0.21	0.10	0.10	0.12	0.8 以下
ほう素	—	—	—	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	—	—	—	—	—	0.05 以下

資料：「平成 23～27 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（埼玉県ホームページ）

表 3.2-15(4) 健康項目の水質測定結果（新伝右橋・吉長橋）

単位：mg/L

項 目	測定結果（年平均値）					環境基準
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
カドミウム	—	—	—	—	—	0.003 以下
全シアン	—	—	—	—	—	検出されないこと
鉛	—	—	—	—	—	0.01 以下
六価クロム	—	—	—	—	—	0.05 以下
砒素	—	—	—	—	—	0.01 以下
総水銀	—	—	—	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	—	—	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チラウム	—	—	—	—	—	0.006 以下
シマジン	—	—	—	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	—	—	—	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	10 以下
ふっ素	—	—	—	—	—	0.8 以下
ほう素	—	—	—	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注) 測定は平成 23 年度、平成 26 年度及び平成 27 年度は新伝右橋で、平成 24 年度及び平成 25 年度は吉長橋で行われている。

資料：「公共用水域水質測定結果について」（川口市ホームページ）

表 3.2-16(1) 生活環境項目の水質測定結果（堰橋）

項目		測定結果					環境基準
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
水素イオン濃度 (pH)	年間平均値	7.5	—	—	7.5	7.6	6.5 以上 8.5 以下
	最小値	7.1	—	—	7.3	7.2	
	最大値	7.8	—	—	7.7	7.9	
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	75% 値	3.4	—	—	2.8	2.7	5mg/L 以下
浮遊物質 (SS) (mg/L)	年間平均値	23	—	—	18	16	50mg/L 以下
	最大値	45	—	—	31	28	
溶存酸素量 (DO) (mg/L)	年間平均値	7.7	—	—	8.2	8.3	5mg/L 以上
	最小値	5.9	—	—	5.8	6.4	
大腸菌群数 (MPN/100mL)	年間平均値	29,000	—	—	5,900	28,000	—
全亜鉛 (mg/L)	年間平均値	0.029	—	—	0.015	0.011	0.03mg/L 以下
ノニルフェノール (mg/L)	年間平均値	—	—	—	0.00006	0.00007	0.002mg/L 以下
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)	年間平均値	—	—	—	0.025	0.017	0.05mg/L 以下

注 1) 平成 24 年度及び平成 25 年度は欠測。

2) 環境基準は、pH、SS、DO 及び大腸菌群数は日間平均値、BOD は年間 75% 値、全亜鉛、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩は年間平均値で評価する。

資料：「平成 23～27 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（埼玉県ホームページ）

表 3.2-16(2) 生活環境項目の水質測定結果（新綾瀬橋）

項 目		測定結果					環境基準
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
水素イオン濃度 (pH)	年間平均値	7.5	7.5	7.4	7.3	7.3	6.5 以上 8.5 以下
	最小値	7.2	7.3	7.1	7.0	7.0	
	最大値	7.6	7.7	7.6	7.5	7.6	
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	75% 値	5.3	5.0	3.4	2.7	3.2	5mg/L 以下
浮遊物質 (SS) (mg/L)	年間平均値	16	19	14	15	17	50mg/L 以下
	最大値	—	—	26	25	73	
溶存酸素量 (DO) (mg/L)	年間平均値	7.5	7.2	7.4	7.7	7.5	5mg/L 以上
	最小値	5.7	4.4	4.1	5.4	5.3	
大腸菌群数 (MPN/100mL)	年間平均値	—	—	—	—	—	—
全亜鉛 (mg/L)	年間平均値	0.007	0.010	0.010	0.005	0.010	0.03mg/L 以下
ノニルフェノール (mg/L)	年間平均値	—	—	—	—	—	0.002mg/L 以下
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)	年間平均値	—	—	—	—	—	0.05mg/L 以下

注 1) 網掛けは、環境基準を達成していないものを示す。

2) 環境基準は、pH、SS、DO 及び大腸菌群数は日間平均値、BOD は年間 75% 値、全亜鉛、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩は年間平均値で評価する。

資料：「公共用水域水質測定結果について」（川口市ホームページ）

表 3.2-16(3) 生活環境項目の水質測定結果（槐戸橋）

項 目		測定結果					環境基準
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
水素イオン濃度 (pH)	年間平均値	7.4	7.5	7.5	7.4	7.4	6.5 以上 8.5 以下
	最小値	7.3	7.3	7.3	7.2	7.2	
	最大値	7.5	7.7	7.7	7.7	7.6	
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	75%値	5.1	4.6	5.0	2.9	2.0	5mg/L 以下
浮遊物質 (SS) (mg/L)	年間平均値	14	17	19	13	13	50mg/L 以下
	最大値	50	27	47	23	25	
溶存酸素量 (DO) (mg/L)	年間平均値	6.4	5.8	7.0	6.8	7.1	5mg/L 以上
	最小値	4.3	3.6	4.8	3.5	5.3	
大腸菌群数 (MPN/100mL)	年間平均値	—	—	—	—	—	—
全亜鉛 (mg/L)	年間平均値	0.019	0.023	0.032	0.014	0.013	0.03mg/L 以下
ノニルフェノール (mg/L)	年間平均値	—	—	—	—	—	0.002mg/L 以下
直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (mg/L)	年間平均値	—	—	—	—	—	0.05mg/L 以下

注 1) 網掛けは、環境基準を達成していないものを示す。

2) 環境基準は、pH、SS、DO 及び大腸菌群数は日間平均値、BOD は年間 75% 値、全亜鉛、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩は年間平均値で評価する。

資料：「平成 23～27 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（埼玉県ホームページ）

表 3.2-16(4) 生活環境項目の水質測定結果（新伝右橋・吉長橋）

項 目		測定結果				
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
水素イオン濃度 (pH)	年間平均値	7.5	7.5	7.5	7.4	7.4
	最小値	7.3	7.3	7.4	7.3	7.1
	最大値	7.6	7.8	7.8	7.6	7.6
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	75% 値	12	10	8.3	7.5	8.0
浮遊物質 (SS) (mg/L)	年間平均値	9	18	12	20	17
	最大値	—	—	27	69	33
溶存酸素量 (DO) (mg/L)	年間平均値	3.6	5.3	6.3	4.7	4.1
	最小値	1.7	2.5	1.3	2.8	1.8
大腸菌群数 (MPN/100mL)	年間平均値	—	—	—	75,000	580,000
全亜鉛 (mg/L)	年間平均値	0.010	0.014	0.015	0.014	0.017
ノニルフェノール (mg/L)	年間平均値	—	—	—	—	—
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)	年間平均値	—	—	—	—	—

注 1) 測定は平成 23 年度、平成 26 年度及び平成 27 年度は新伝右橋で、平成 24 年度及び平成 25 年度は吉長橋で行われている。

2) 環境基準は、pH、SS、DO 及び大腸菌群数は日間平均値、BOD は年間 75% 値、全亜鉛、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩は年間平均値で評価する。

資料：「公共用水域水質測定結果について」（川口市ホームページ）

イ 地下水

調査範囲及びその周辺の平成 27 年度における地下水の概況調査結果は表 3.2-17 に、継続調査結果は表 3.2-18 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺の概況調査は越谷市新川町で行われており、平成 27 年度の調査では全ての項目で環境基準を達成していた。

調査範囲及びその周辺の継続調査は川口市の戸塚及び赤山、さいたま市の岩槻区釣上新田で行われており、平成 27 年度の調査では、戸塚で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、岩槻区釣上新田で鉛が環境基準を達成していない。

表 3.2-17 地下水の概況調査結果（平成 27 年度）

単位：mg/L

調査地区名	項目	測定結果	環境基準
越谷市 新川町	カドミウム	<0.0003	0.003 以下
	全シアン	<0.1	検出されないこと
	鉛	<0.005	0.01 以下
	六価クロム	<0.01	0.05 以下
	砒素	<0.005	0.01 以下
	総水銀	<0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	<0.0005	検出されないこと
	PCB	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	<0.002	0.02 以下
	四塩化炭素	<0.0002	0.002 以下
	塩化ビニルモノマー (クロロエチレン)	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	<0.0005	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	0.002 以下
	チラウム	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン	<0.001	0.01 以下
	セレン	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<0.02	10 以下
	ふっ素	<0.08	0.8 以下
ほう素	0.02	1 以下	
1,4-ジオキサン	<0.005	0.05 以下	

資料：「平成 27 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（埼玉県ホームページ）

表 3.2-18 地下水の継続調査結果（平成 27 年度）

単位：mg/L

調査地区名		測定結果（年平均値）及び環境基準	
		鉛	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
川口市	戸塚	—	11
	赤山	—	8.6
さいたま市	岩槻区釣上新田	0.083	—
環境基準		0.01 以下	10 以下

注）網掛けは、環境基準を達成していないものを示す。

資料：「平成 27 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（埼玉県ホームページ）

ウ 公共用水域（河川水質・河川底質）のダイオキシン類

調査範囲及びその周辺の平成 28 年度における公共用水域（河川水質・河川底質）のダイオキシン類の測定結果は表 3.2-19 に、調査地点は前掲図 3.2-12(p.3-2-17 参照)に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺の測定は槐戸橋、畷橋及び綾瀬川橋で行われており、平成 28 年度の測定結果では、槐戸橋及び綾瀬川橋の河川水質が環境基準を達成していない。

表 3.2-19 公共用水域（河川水質・河川底質）のダイオキシン類（平成 28 年度）

河川名	調査地点	項目	測定結果 (年平均値)	環境基準
綾瀬川	槐戸橋	河川水質	1.4 pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L 以下
	畷橋		0.81 pg-TEQ/L	
	綾瀬川橋		1.6 pg-TEQ/L	
	槐戸橋	河川底質	—	150 pg-TEQ/g 以下
	畷橋		16 pg-TEQ/g	
	綾瀬川橋		4.3 pg-TEQ/g	

注) 網掛けは、環境基準を達成していないものを示す。

資料：「公共用水域におけるダイオキシン類常時監視結果」（埼玉県ホームページ）

(3) 土壌及び地盤の状況

1) 土壌

ア 要措置区域及び形質変更時要届出区域の状況

調査範囲及びその周辺における「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)に基づく要措置区域の指定状況は表3.2-20に、形質変更時要届出区域の指定状況は表3.2-21に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域周辺に要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。

表 3.2-20 要措置区域の指定状況

整理番号	指定年月日	指定番号	区域の所在場所	区域の面積(m ²)	基準に適合しない特定有害物質
27-1	平成27年5月27日	要-27-1号	草加市旭町五丁目612-7の一部、612-22	72.21	シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン
25-02	平成25年7月25日	要-1号(指-5号)	越谷市七左町五丁目106-2の一部	179.3	シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン

資料：「土壌汚染対策法に基づく区域の指定」(草加市ホームページ)
：「土壌汚染対策法に基づく区域の指定について」(越谷市ホームページ)

表 3.2-21 形質変更時要届出区域の指定状況

整理番号	指定年月日	指定番号	区域の所在場所	区域の面積(m ²)	基準に適合しない特定有害物質
整-22-01	平成22年12月6日	指-4	川口市原町187-3の一部	243	砒素及びその化合物
整-23-4	平成23年10月3日	形-4号	さいたま市岩槻区大字釣上字碓1815、1816-1、1816-2、1816-3、1817-1、1817-2、1817-3、1817-4、1818-1、1818-2、1819-1、1819-2、1819-3、1820-1、1820-2	2,300.78	鉛及びその化合物
27-01	平成27年7月27日	形-6号(指-8号)	越谷市大字西方字上手3058-1、3062-1、3076-1、3151-68の一部	27,123.58	六価クロム化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
28-01	平成28年8月26日	形-7号(指-9号)	越谷市大字蒲生3872-1の一部、3873-1の一部、3874-1の一部、3875-2の一部	422.1	鉛及びその化合物
28-02	平成28年9月12日	形-8号(指-10号)	越谷市大字西方字上手3076-3、3092-4、3100-2、3106-3	4,867.40	セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
28-03	平成29年3月27日	形-9号(指-11号)	越谷市大字西方字上手3092-1、3106-1、3107-1、3151-71	17,174.75	カドミウム及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物

資料：「土壌汚染対策法に基づく、要措置区域等について」(川口市ホームページ)
：「土壌汚染対策法に基づく区域の指定について」(さいたま市ホームページ)
：「土壌汚染対策法に基づく区域の指定について」(越谷市ホームページ)

イ ダイオキシン類

埼玉県では、土壌のダイオキシン類の常時監視測定（一般環境把握調査及び発生源周辺状況調査）を行っている。平成 28 年度は調査範囲及びその周辺で測定は行われていない。

平成 27 年度のダイオキシン類の常時監視測定では、調査範囲及びその周辺では、2 箇所（川口市北原台及び安行出羽）で測定が行われている。測定結果は表 3.2-22 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

表 3.2-22 ダイオキシン類一般環境把握調査結果（平成 27 年度）

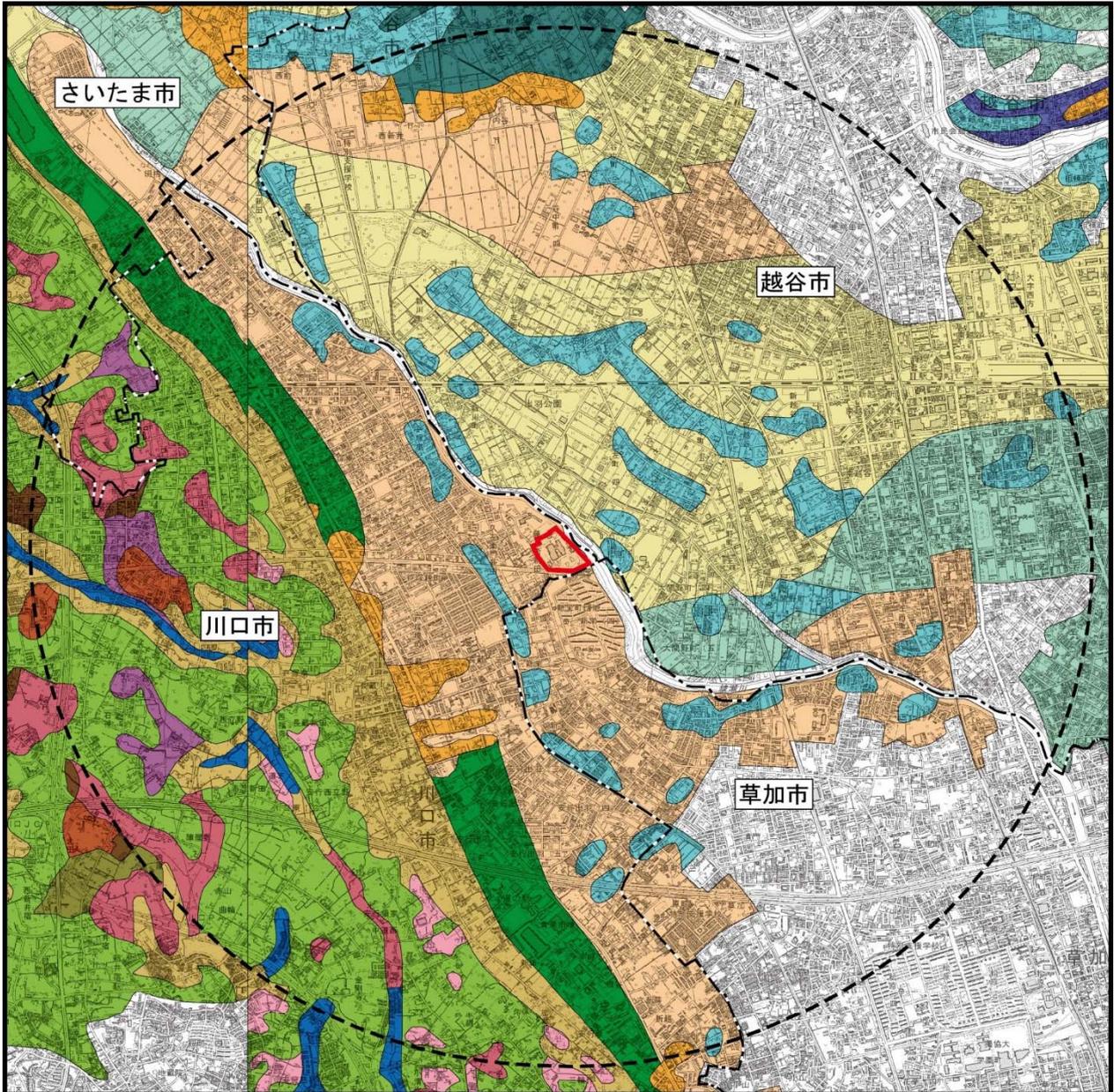
調査地点		調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準
川口市	北原台	34	1,000pg-TEQ/g 以下
	安行出羽	0.12	

資料：「土壌常時監視結果 ダイオキシン類 (H27 調査結果)」(埼玉県ホームページ)

ウ 土壌の分布状況

調査範囲及びその周辺の表層土壌の分布状況は、図 3.2-13 に示すとおりである。

対象事業実施区域の土壌は、黒泥土壌（花和田統）である。対象事業実施区域周辺は、主に黒泥土壌（花和田統）、低位泥炭土壌（下八ツ林統）、細粒灰色低地土壌（下樋遣川統）等である。



: 対象事業実施区域
 - - - - : 市界
 () : 調査範囲 (3 km)

- | | | | |
|---|---|--|----------|
| 黒ボク土壌
青山統
高倉統
桶川統
厚層黒ボク土壌
大竹統
太田ヶ谷統
美園統
多湿黒ボク土壌
西大久保統 | 黒ボクグライ土壌
ミツ木統
淡色黒ボク土壌
児玉統
細粒灰色低地土壌
平塚統
下樋遣川統
灰色低地土壌
清水統 | 細粒グライ土壌
山田統
グライ土壌
片柳統
低位泥炭土壌
下八ッ林統
小沼統
黒泥土壌
花和田統 | □ : 未区分地 |
|---|---|--|----------|



0 400 800m
 1/40,000

資料：「国土調査（土地分類基本調査 土壤図）」（国土交通省ホームページ）

図 3.2-13 土壤図

2) 地盤沈下の状況

調査範囲及びその周辺における平成24年1月1日から平成29年1月1日までの地盤沈下の調査結果は表3.2-23に、調査地点は図3.2-14に示すとおりである。

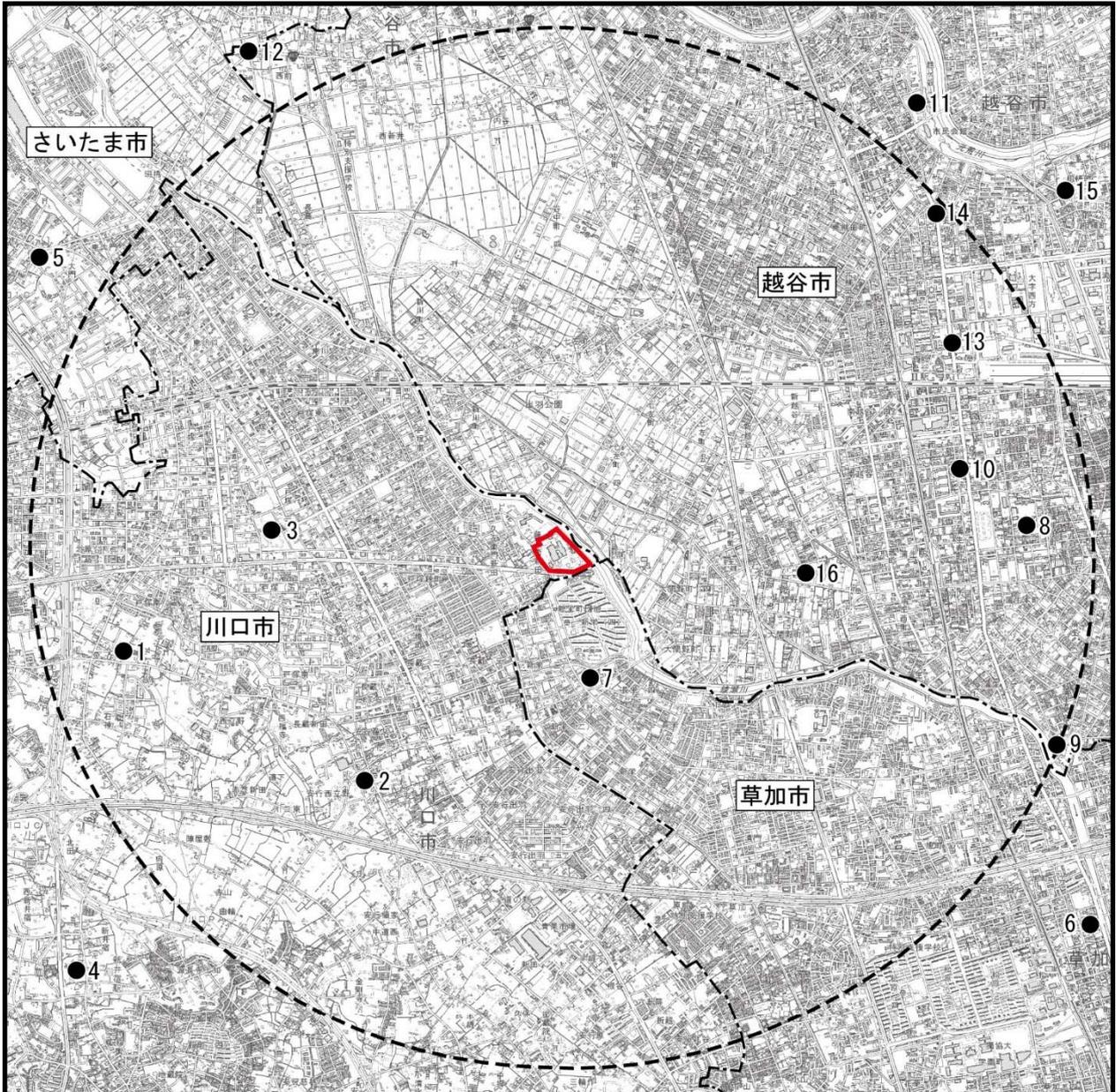
調査範囲及びその周辺における過去5年間の地盤沈下の変動量は-16.5mm～-2.6mmであった。

なお、対象事業実施区域に最も近い調査地点（No. 7）の過去5年間の変動量は-4.3mmであった。

表 3.2-23 地盤沈下の状況（水準測量結果）

市名	No.	調査地点	調査開始年月日	各年別変動量（mm）					過去5年間の変動量 平成24.1.1 平成29.1.1 （mm）	調査開始年からの 変動量 （mm）
				平成24.1.1	平成25.1.1	平成26.1.1	平成27.1.1	平成28.1.1		
				平成25.1.1	平成26.1.1	平成27.1.1	平成28.1.1	平成29.1.1		
川口市	1	妙延寺（石神 967-2）	S43.2.1	-5	+1	+1.9	+2.1	-5.2	-4.5	-674.9
	2	コンビニエンスストア（安行 630）	S43.2.1	-5	-2	+0.2	-0.5	-4.7	-12.0	-722.8
	3	戸塚中台公園（戸塚 3-16-72）	S62.1.1	-6	+1	+3.3	+0.3	-4.3	-4.9	-73.5
	4	氷川神社境内（西新井宿 341）	S43.2.1	-4	+2	+1.3	+2.4	-4.8	-3.0	-751.2
さいたま市	5	JAさいたま大門支店（緑区大門 1373）	S43.2.1	-9	+5	-1.9	+6.4	-9.3	-9.1	-248.4
草加市	6	栄町 3-9 地先	S37.2.1	-12	+3	-0.9	-0.1	-6.0	-16.5	-777.4
	7	草加市新栄配水場（長栄町 4 地先）	S43.2.1	-3	0	+1.9	+0.1	-3.3	-4.3	-328.6
越谷市	8	蒲生第二小学校校庭（蒲生旭町 1-75）	S40.2.1	-5	+2	+2.6	+0.9	-3.5	-3.1	-136.7
	9	蒲生大橋付近（蒲生愛宕町 13 地先）	H8.1.1	-5	+4	+1.5	-0.9	-3.3	-3.7	-44.8
	10	忠魂碑敷地南隅（南越谷 1-5-3）	S36.2.1	-5	+2	+3.5	+0.9	-3.8	-2.7	-218.6
	11	越谷市役所（越ヶ谷 4-2-1）	S64.1.1	-5	+2	+1.8	+1.1	-3.9	-3.9	-58.1
	12	西新井 985	S36.2.1	-6	+3	-2.2	+6.7	-7.6	-6.6	-457.0
	13	県道足立越谷線路上（南越谷 2-5-30 地先）	S43.2.1	-5	+2	+3.4	+0.8	-3.8	-2.6	-130.8
	14	県道足立越谷線路上（瓦曽根 2-2-4 地先）	S43.2.1	-6	+3	+2.9	+0.4	-4.7	-4.2	-105.6
	15	八条用水路土地改良事務所（相模町 2-10）	H2.1.1	—	+1	+2.3	0.0	-4.9	—	-86.1
16	大間野小学校（大間野町 2-115）	S58.1.1	-6	+1	+1.9	-0.5	-3.8	-7.4	-117.4	

資料：「平成28年度 水準測量成果表」（埼玉県ホームページ）



□ : 対象事業実施区域

--- : 市界

○ : 調査範囲 (3 km)

● : 地盤沈下調査地点

注) 図中の番号は、表 3.2-23 に対応する。

資料: 「平成 28 年度 水準測量成果表」(埼玉県ホームページ)

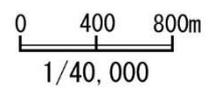


図 3.2-14 地盤沈下調査地点図

(4) 地形及び地質の状況

1) 地形の状況

調査範囲及びその周辺の地形分類は、図 3.2-15 に示すとおりである。

対象事業実施区域の地形分類は、氾濫原及び旧流路跡である。対象事業実施区域周辺は、主に氾濫原、背後湿地、自然堤防、旧流路跡からなる低地となっている。

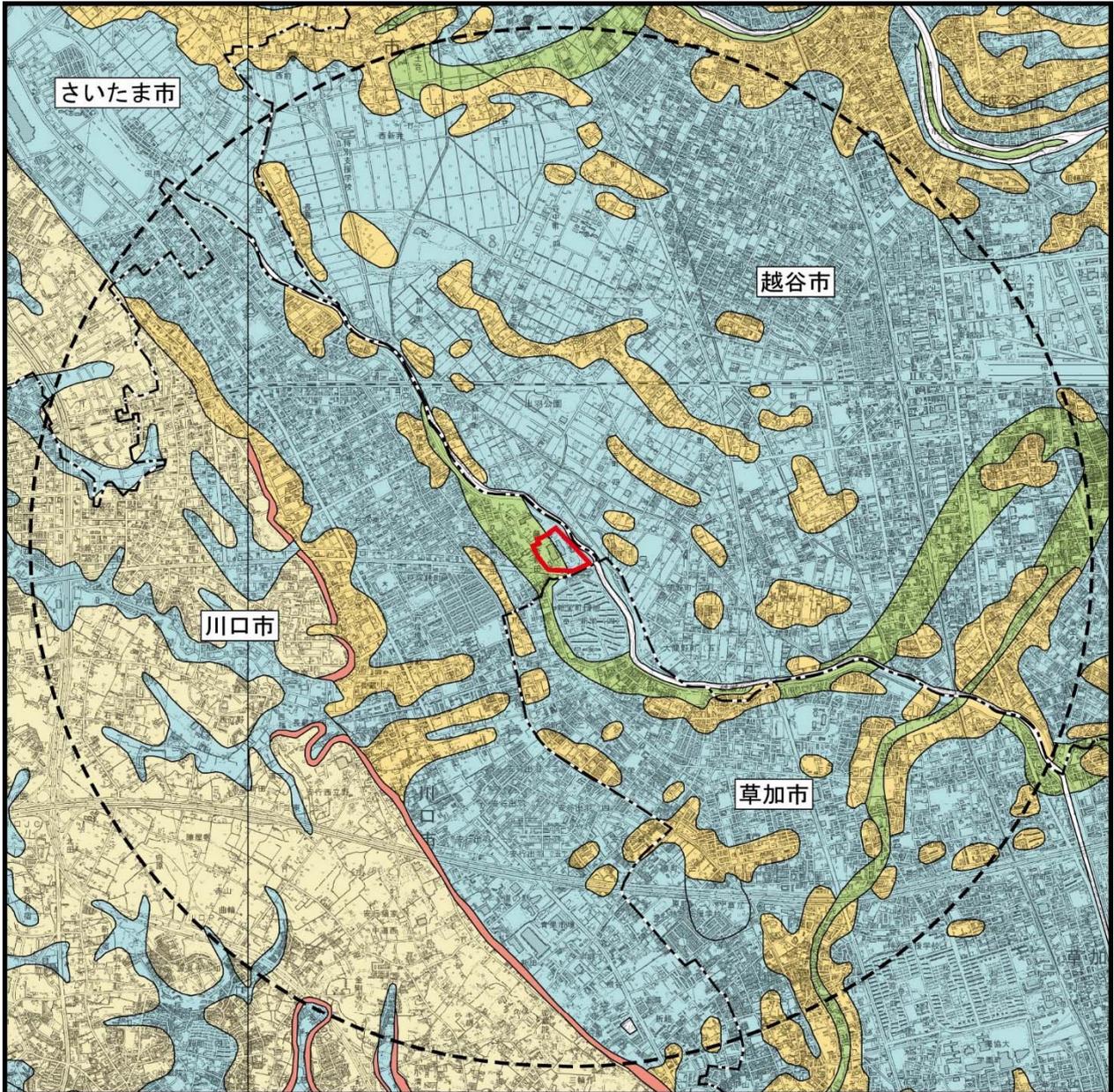
2) 地質の状況

調査範囲及びその周辺の表層地質の分類は、図 3.2-16 に示すとおりである。

対象事業実施区域の表層地質は、未固結堆積物の泥質堆積物及び砂泥堆積物である。対象事業実施区域周辺は、主に泥質堆積物、砂質堆積物、砂泥堆積物からなる未固結堆積物となっている。



図 3.2-15 地形分類図



: 対象事業実施区域

----- : 市界

: 調査範囲 (3 km)

未固結堆積物

: 泥質堆積物

: 砂質堆積物

: 砂泥堆積物

半固結堆積物

: 粘土質層

火山性岩石

: ローム層

: 水部分



0 400 800m

1/40,000

資料：「国土調査（土地分類基本調査 表層地質図）」（国土交通省ホームページ）

図 3.2-16 表層地質図

(5) 動物の生息、植物の生育、植生、緑の量及び生態系の状況

ア 動物

表 3.2-24 に示す既存文献を収集し、事業実施区域及びその周辺に生息する可能性がある動物について把握した。

表 3.2-24 動物相の把握に用いた文献

No.	文献名等	整理対象分類群と整理内容						
		哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	底生動物	昆虫類
1	河川環境データベース(河川水辺の国勢調査)	●	●	●	●	●	●	●
	各項目とも、綾瀬川(主に草加市)における最新の分布情報を整理。							
2	埼玉県レッドデータブック2008動物編(平成20年、埼玉県) (略称:埼玉県RDB)	●	●	●	●	●		●
	各項目とも、対象事業実施区域が位置する「加須・中川低地」及び近接する「大宮台地」における分布情報を整理。							
3	埼玉県動植物リスト(埼玉県ホームページ)	●	●	●	●	●		●
	各項目とも、川口市、さいたま市、草加市及び越谷市における分布情報を整理。							
4	川口市動物調査報告書(平成7年、川口市)	●	●	●	●	●	●	●
	鳥類・昆虫類は川口市、哺乳類・爬虫類・両生類は戸塚地区、魚類・底生動物は綾瀬川(佐藤橋付近)における分布情報を整理。							
5	増補埼玉四季の鳥(昭和63年、(財)埼玉県野鳥の会)		●					
	埼玉県における分布情報を整理。							
6	地元環境団体資料(綾瀬川を愛する会、自然探検コロボックくらぶ等)	●	●	●	●	●	●	●
	各項目とも、綾瀬の森(通称)等の対象事業実施区域近傍の分布情報を整理。							

(ア) 動物相及び保全すべき種の状況

既存文献調査の結果、「川口市動物調査報告書」(平成7年、川口市)によると、川口市において、鳥類はカイツブリ、カルガモ、チョウゲンボウ等、昆虫類はサラサヤンマ、アオマツムシ、ヘイケボタル等、戸塚地区において、哺乳類はアズマモグラ及びホンドイタチ、爬虫類はクサガメ、スッポン及びヤマカガシ、両生類はアマガエル、トウキョウダルマガエル及びウシガエルが確認されているほか、綾瀬川佐藤橋付近において、魚類はタイリクバラタナゴ、モツゴ、ギンブナ等、底生動物はシマイシビル、ミズムシ、アメリカザリガニ等が確認されている。

また、保全すべき種として、哺乳類 11 種、鳥類 134 種、爬虫類 11 種、両生類 5 種、魚類 39 種、底生動物 83 種、昆虫類 211 種が確認されている。

保全すべき種の選定根拠とした資料は表 3.2-25 に、保全すべき種の一覧は表 3.2-26(1)～(7)に示すとおりである。

表 3.2-25 保全すべき種の選定根拠とした資料（動物）

No.	略称	文献及び法律名	選定基準となる区分
1	天然記念物	「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）	・国及び地方公共団体指定の天然記念物
2	種の保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）	・国内希少野生動植物種
3	埼玉県文化財	「埼玉県文化財保護条例」（昭和30年条例第46号）	・国及び地方公共団体指定の天然記念物
4	埼玉県保護条例	「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」（平成12年条例第11号）	・国内希少野生動植物種
5	環境省RL	「環境省レッドリスト2017の公表について」（平成29年、環境省）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧IA類 EN：絶滅危惧IB類 VU：絶滅危惧II類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
6	埼玉県RDB	「埼玉県レッドデータブック2008動物編」（平成20年、埼玉県）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧I類 CR：絶滅危惧IA類 EN：絶滅危惧IB類 VU：絶滅危惧II類 NT：準絶滅危惧（NT1：環境条件の評価によつて、容易に絶滅危惧に移行し得る属性を本来有しているもの NT2：生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの） DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 RT：地帯別危惧

表 3.2-26(1) 保全すべき種の一覧 (哺乳類)

No.	目名	科名	和名	文献名等						保全すべき種の選定基準								
				河川 環境 データ	埼玉 県 RDB	埼玉 県 動植物 リスト	川口 市動物 調査 報告書	地元 環境 団体 資料	天然 記念物	種の 保存法	埼玉 県文化 財	埼玉 県保護 条例	環境 省RL	埼玉県RDB				
														大宮 台地	加須 低地	中川 ・ 全 県		
1	モグラ	トガリネズミ	ホンシュウシネズミ		●											NT2	NT2	RT
2	モグラ	モグラ	ホンシュウヒミズ		●											NT2	VU	RT
3	コウモリ	ヒナコウモリ	ヤマコウモリ		●							VU	EN	EN	VU			
4	ウサギ	ウサギ	キュウシュウノウサギ		●	●										VU	VU	RT
5	ネズミ	ネズミ	ホンドアカネズミ		●	●											NT2	RT
6			ホンドカヤネズミ		●											NT1,2	NT1,2	NT1,2
7	ネコ	イヌ	ホンドタヌキ	●	●	●										NT2	VU	RT
8			ホンドキツネ		●											EN	EN	RT
9		イタチ	ホンドイタチ	●	●	●	●									VU	NT2	RT
10			ニホンアナグマ		●											EX	EX	RT
11			ニホンカワウソ		●					特天	国際				EX	EX	EX	EX
合計	5目	7科	11種	2種	11種	4種	1種	0種	1種	1種	0種	0種	2種	10種	11種	11種		

注 1) 名称、配列は基本的に「日本産野生生物目録 -本邦産野生動植物の種の現状-(脊椎動物編)」(平成 5 年、環境庁)に従った。

2) 重要種の選定基準、記号などは以下のとおり。

天然記念物：文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

特天：特別天然記念物、天然：天然記念物

種の保存法：絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種

埼玉県文化財：埼玉県文化財保護条例（昭和 30 年条例第 46 号）

埼玉県保護条例：埼玉県希少野生動植物の種の保存に関する条例（平成 12 年条例第 11 号）

環境省 RL：環境省レッドリスト 2017（平成 29 年、環境省）

EX：絶滅（我が国ではすでに絶滅したと考えられる種）

EW：野生絶滅（飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種）

CR+EN：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）

CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）

VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）

NT：準絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）

DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）

埼玉県 RDB：埼玉県レッドデータブック 2008 動物編（平成 20 年、埼玉県）

EX：絶滅（すでに絶滅したと考えられる種）

EW：野生絶滅（飼育・栽培下でのみ存続している種）

CR+EN：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）

CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）

VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）

NT：準絶滅危惧（存続基盤が脆弱な種：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの）

NT1：準絶滅危惧（環境条件の評価によって、容易に絶滅危惧に移行し得る属性を本来有しているもの）

NT2：準絶滅危惧（生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの）

DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）

RT：地帯別危惧（地帯別に見たときに存続基盤が脆弱な種）

表 3.2-26(2) 保全すべき種の一覧（鳥類）(1)

No.	目名	科名	和名	文献名等										保全すべき種の選定基準								
				河川 環境 データ	埼玉 県 RDB	埼玉 県 動植物 リスト	川口 市動物 調査 報告書	増補 埼玉 四季の鳥	地元 環境 団体 資料	天然 記念物	種 の 保 存 法	埼玉 県 文化財	埼玉 県 保護 条例	環 境 省 R L	埼玉県RDB							
															台地 大宮		低地 加須		中川		全県	
															繁 殖	越 冬	繁 殖	越 冬	繁 殖	越 冬	繁 殖	越 冬
1	カイツブリ	カイツブリ	ハジロカイツブリ		●			●									NT1		NT1		NT1	
2			ミミカイツブリ		●			●									VU		VU		VU	
3			アカエリカイツブリ		●			●									VU		VU		VU	
4			カンムリカイツブリ		●	●		●									VU		VU		VU	
5	ミスナギドリ	アホウドリ	コアホウドリ			●		●				EN										
6		ミスナギドリ	シロハラミスナギドリ					●				DD										
7	ペリカン	ネッタイチョウ	アカオネッタイチョウ					●				EN										
8	コウノトリ	サギ	サンカノゴイ					●				EN										
9			ヨシゴイ		●	●		●				NT	VU			VU			VU			
10			オオヨシゴイ		●			●				CR				EX			EX			
11			ミノゴイ			●		●				VU							EN			
12			ササゴイ		●	●	●	●								EX			VU			
13			チュウサギ	●	●	●	●	●				NT	NT2		NT2			VU				
14			アオサギ	●	●	●	●	●	●										DD			
15		コウノトリ	コウノトリ		●			●				CR	EX						EX			
16		トキ	ヘラサギ					●				DD										
17			クロツラヘラサギ					●				EN										
18			トキ					●												EX		
19			クロトキ					●				DD										
20	カモ	カモ	シジュウカラガン		●			●				CR				EX		EX		EX		
21			マガン		●			●				NT			EX		CR		CR		CR	
22			カリガネ		●			●				EN						EX		EX		
23			ヒシクイ		●			●				VU		EX			CR		CR		CR	
24			ハクガン					●				CR										
25			サカツラガン					●				DD										
26			オオハクチョウ		●			●								CR		CR		CR		
27			コハクチョウ		●			●								CR		NT1		NT1		
28			アカツクシガモ					●				DD										
29			オシドリ		●	●		●				DD		EN		EN		EN		VU		
30			トモエガモ		●	●		●				VU		VU		VU					VU	
31			アカハジロ		●	●		●				DD		VU							VU	
32	タカ	タカ	ミサゴ					●				NT										
33			ハチクマ					●				NT								VU		
34			トビ			●		●											DD			
35			オジロワシ		●			●						天然	国内				CR		CR	
36			オオワシ					●				VU		天然	国内							
37			オオタカ		●	●	●	●				NT	EN	国内		NT2	EN	VU	VU	VU	VU	
38			ツミ		●	●		●					VU			VU			NT2			
39			ハイタカ		●	●		●				NT			VU		VU	VU	DD	NT2	NT2	
40			ノスリ		●	●		●							VU		VU	VU	NT2		NT2	
41			サシバ		●	●	●	●				VU	EX		EX				EN			
42			クマタカ					●						国内					EN		EN	
43			イヌワシ					●				EN		国内					DD		DD	
44			ハイイロチュウヒ		●			●								EN		EN		EN	EN	
45			チュウヒ		●			●				EN			EN		EN		EN		EN	
46		ハヤブサ	ハヤブサ		●	●		●						国内		VU		VU		VU	VU	
47			チョウゲンボウ	●	●	●	●	●	●							NT2		NT2		NT2		
48	キジ	キジ	ウスラ		●			●				VU	CR		EN	EN	EN	EN	EN		EN	
49	ツル	ツル	クロヅル					●				DD										
50			タンチョウ					●						特天	国内							
51			マナヅル					●				VU		国際								
52		クイナ	クイナ		●	●		●		●						VU		VU			VU	
53			ヒクイナ		●	●		●				NT	CR			CR			CR			
54			バン	●	●	●	●	●	●				NT2			NT2			NT2			
55			オオバン	●	●	●	●	●	●			NT	CR			CR			CR			
56	チドリ	タマシギ	タマシギ		●			●				VU	CR		EN	CR	EN	CR	EN		EN	
57		チドリ	イカルチドリ		●	●		●								VU		CR		NT1		
58			シロチドリ		●			●				VU	CR			LP		LP				
59			ケリ		●	●		●				DD			EN	LP		EN	LP		EN	
60			タゲリ		●	●	●	●								NT2		NT2			NT2	
61		シギ	ハマシギ					●				NT										
62			シベリアオオハシシギ					●				DD										
63			ツルシギ			●		●				VU										
64			アカアシシギ					●				VU										
65			タカブシギ					●				VU										
66			イソシギ	●	●	●	●	●	●				NT2			NT2					NT2	
67			オオソリハシシギ					●				VU										
68			ホウロクシギ					●				VU										
69			コシヤクシギ					●				EN										
70			ヤマシギ					●														
71			オオジシギ		●	●		●							NT2		NT2				NT2	
72		セイタカシギ	セイタカシギ					●				NT								CR		
73		ツバメチドリ	ツバメチドリ		●	●		●				VU				CR			CR			
74		カモメ	アジサシ		●			●								DD			DD		DD	
75			コアジサシ	●	●	●	●	●						国際		VU	CR		EN		EN	
76		ウミスズメ	ウミスズメ					●								CR						
77	ハト	ハト	シラコハト		●	●	●	●						天然		EN	VU	VU	NT2	NT2	VU	VU
78			キンバト			●		●						国内		EN						

CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）
EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）
VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）
NT：準絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）
DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）
LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）
埼玉県 RDB：埼玉県レッドデータブック 2008 動物編（平成 20 年、埼玉県）
EX：絶滅（すでに絶滅したと考えられる種）
EW：野生絶滅（飼育・栽培下でのみ存続している種）
CR+EN：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）
CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）
EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）
VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）
NT：準絶滅危惧（存続基盤が脆弱な種：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの）
NT1：準絶滅危惧（環境条件の評価によって、容易に絶滅危惧に移行し得る属性を本来有しているもの）
NT2：準絶滅危惧（生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの）
DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）
LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）
RT：地帯別危惧（地帯別に見たときに存続基盤が脆弱な種）

表 3.2-26(3) 保全すべき種の一覧（爬虫類）

No.	目名	科名	和名	文献名等					保全すべき種の選定基準								
				河川環境データ	埼玉県RDB	埼玉県動物植物リスト	川口市動物調査報告書	地元環境団体資料	天然記念物	種の保存法	埼玉県文化財	埼玉県保護条例	環境省RL	埼玉県RDB			
														大宮台地	加須低地	中川・全県	
1	カメ	イシガメ	クサガメ	●	●	●	●	●						NT2	NT2	NT2	
2		イシガメ	イシガメ		●	●					NT	VU	VU	VU	VU		
3	トカゲ	スッポン	スッポン		●	●		●					DD	NT1,2	NT1,2	NT1,2	
4		ヤモリ	ヤモリ		●			●						NT1,2	NT1,2	NT1,2	
5		トカゲ	トカゲ(ニホントカゲ)		●	●								NT1,2	VU	RT	
6		ヘビ	ジムグリ		●	●								EN	EN	RT	
7			アオダイショウ		●	●		●						NT2	NT2	NT2	
8			シロマダラ		●									CR	VU	RT	
9			ヒバカリ		●									VU	VU	VU	
10			ヤマカガシ		●	●	●							NT2	NT2	NT2	
11			クサリヘビ	マムシ		●	●							EN	EN	RT	
合計	2目	6科	11種	1種	11種	8種	2種	4種	0種	0種	0種	0種	2種	11種	11種	11種	

注 1) 名称、配列は基本的に「日本産野生生物目録 - 本邦産野生動物の種の現状-(脊椎動物編)」(平成 5 年、環境庁) に従った。

2) 重要種の選定基準、記号などは以下のとおり。

天然記念物：文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

特天：特別天然記念物、天然：天然記念物

種の保存法：絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）

国内：国内希少野生動物種、国際：国際希少野生動物種、特定：特定国内希少野生動物種

埼玉県文化財：埼玉県文化財保護条例（昭和 30 年条例第 46 号）

埼玉県保護条例：埼玉県希少野生動物の種の保存に関する条例（平成 12 年条例第 11 号）

環境省 RL：環境省レッドリスト 2017（平成 29 年、環境省）

EX：絶滅（我が国ではすでに絶滅したと考えられる種）

EW：野生絶滅（飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種）

CR+EN：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）

CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）

VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）

NT：準絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）

DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）

埼玉県 RDB：埼玉県レッドデータブック 2008 動物編（平成 20 年、埼玉県）

EX：絶滅（すでに絶滅したと考えられる種）

EW：野生絶滅（飼育・栽培下でのみ存続している種）

CR+EN：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）

CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）

VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）

NT：準絶滅危惧（存続基盤が脆弱な種：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの）

NT1：準絶滅危惧（環境条件の評価によって、容易に絶滅危惧に移行し得る属性を本来有しているもの）

NT2：準絶滅危惧（生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの）

DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）

RT：地帯別危惧（地帯別に見たときに存続基盤が脆弱な種）

表 3.2-26(4) 保全すべき種の一覧 (両生類)

No.	目名	科名	和名	文献名等					保全すべき種の選定基準									
				河川環境データ	埼玉県RDB	埼玉県動物植物リスト	川口市動物調査報告書	地元環境団体資料	天然記念物	種の保存法	埼玉県文化財	埼玉県保護条例	環境省RL	埼玉県RDB				
														大宮台地	加須低地	中川・全県		
1	サンショウウオ	イモリ	イモリ		●									希少	NT	EX	EX	CR
2	カエル	アカガエル	ニホンアカガエル		●	●										VU	VU	RT
3			トウキョウダルマガエル		●	●	●	●						NT	NT2	NT2	NT2	
4			ツチガエル		●												VU	VU
5		アオガエル	シユレーゲルアオガエル		●	●										VU	VU	RT
合計		2目	3科	5種	0種	5種	3種	1種	1種	0種	0種	0種	1種	2種	5種	5種	5種	

注 1) 名称、配列は基本的に「日本産野生動物目録 - 本邦産野生動物の種の現状 - (脊椎動物編)」(平成 5 年、環境庁) に従った。

2) 重要種の選定基準、記号などは以下のとおり。

天然記念物：文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

特天：特別天然記念物、天然：天然記念物

種の保存法：絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）

国内：国内希少野生動物種、国際：国際希少野生動物種、特定：特定国内希少野生動物種

埼玉県文化財：埼玉県文化財保護条例（昭和 30 年条例第 46 号）

埼玉県保護条例：埼玉県希少野生動物の種の保存に関する条例（平成 12 年条例第 11 号）

環境省 RL：環境省レッドリスト 2017（平成 29 年、環境省）

EX：絶滅（我が国ではすでに絶滅したと考えられる種）

EW：野生絶滅（飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種）

CR+EN：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）

CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）

VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）

NT：準絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）

DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）

埼玉県 RDB：埼玉県レッドデータブック 2008 動物編（平成 20 年、埼玉県）

EX：絶滅（すでに絶滅したと考えられる種）

EW：野生絶滅（飼育・栽培下でのみ存続している種）

CR+EN：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）

CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）

VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）

NT：準絶滅危惧（存続基盤が脆弱な種：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの）

NT1：準絶滅危惧（環境条件の評価によって、容易に絶滅危惧に移行し得る属性を本来有しているもの）

NT2：準絶滅危惧（生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの）

DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）

RT：地帯別危惧（地帯別に見たときに存続基盤が脆弱な種）

表 3.2-26(5) 保全すべき種の一覧 (魚類)

No.	目名	科名	和名	文献名等					保全すべき種の選定基準												
				河川 環境 データ	埼玉 県 R D B	埼玉 県動 植物 リス ト	川 口市 動物 調査 報告 書	地 元 環境 団体 資料	天然 記念 物	種 の 保 存 法	埼玉 県文 化財	埼玉 県保 護条 例	環 境省 R L	埼玉県RDB							
														大 宮台 地	加 須低 地	中 川・ 全 県					
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ		●									VU		EN	EN				
2			カワヤツメ		●									VU		DD	DD				
3	ウナギ	ウナギ	ウナギ			●		●						EN							
4	サケ	サケ	サケ		●											VU	VU				
5			ヤマメ、降海型(サクラマス)		●										NT	NT1	NT2				
6			シラウオ	シラウオ		●										EN	EN	EN			
7			イシカワシラウオ		●											DD	DD				
8	コイ	コイ	マルタ		●	●										NT2	NT2	NT2			
9			ハス			●									VU						
10			ツチフキ				●									EN					
11			スゴモロコ				●		●							VU					
12			シナイモツゴ				●									CR		EX	EX		
13			ワタカ					●								CR					
14			キンブナ				●	●								VU	NT2	NT2	NT2		
15			ゲンゴロウブナ					●		●						EN					
16			ヤリタナゴ				●	●								NT	CR	CR	CR		
17			タナゴ				●									EN	EX	EX	EX		
18			アカヒレタビラ				●									EN	DD	DD	DD		
19			ミヤコタナゴ				●				天然	国内				CR		EX	EW		
20			ゼニタナゴ				●									CR		EX	EX		
21			ドジョウ	ドジョウ				●	●	●						DD					
22					シマドジョウ		●										CR	DD	NT2		
23					ホトケドジョウ		●									EN	CR	EX	EN		
24			ナマズ	ナマズ	ナマズ		●	●	●	●								VU	NT2	NT2	
25					ギギ	ギバチ		●										VU	EN	DD	VU
26					アカザ	アカザ		●										VU		DD	DD
27			メダカ	メダカ	メダカ	●	●	●	●	●						VU	VU	VU	VU		
28	ダツ	サヨリ	クルマサヨリ		●									NT	DD	DD	DD				
29	トゲウオ	トゲウオ	ムサシトミヨ		●										希少	CR	CR	CR			
30	スズキ	ハゼ	ボラ		●												DD	DD			
31			カワアナゴ		●													VU	VU		
32			ドンコ		●													DD	DD	DD	
33			ゴクラクハゼ		●													DD	DD	DD	
34			アジシロハゼ		●	●												DD	NT1	NT1	
35			スミウキゴリ		●	●												NT1		NT1	
36			ウキゴリ		●	●			●									DD	DD	DD	
37			ヒリシゴ		●	●												VU	DD	VU	
38			エドハゼ		●													VU		EN	EN
39			ジュズカケハゼ		●													EN	VU	VU	NT2
合計	9目	14科	39種	4種	32種	12種	3種	7種	1種	1種	0種	1種	25種	19種	30種	32種					

注 1) 名称、配列は基本的に「日本産野生生物目録 - 本邦産野生動植物の種の現状-(脊椎動物編)」(平成 5 年、環境庁)に従った。

2) 重要種の選定基準、記号などは以下のとおり。

天然記念物：文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)

特天：特別天然記念物、天然：天然記念物

種の保存法：絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種

埼玉県文化財：埼玉県文化財保護条例(昭和 30 年条例第 46 号)

埼玉県保護条例：埼玉県希少野生動植物の種の保存に関する条例(平成 12 年条例第 11 号)

環境省 RL：環境省レッドリスト 2017(平成 29 年、環境省)

EX：絶滅(我が国ではすでに絶滅したと考えられる種)

EW：野生絶滅(飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種)

CR+EN：絶滅危惧 I 類(絶滅の危機に瀕している種)

CR：絶滅危惧 IA 類(ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの)

EN：絶滅危惧 IB 類(IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの)

VU：絶滅危惧 II 類(絶滅の危険が増大している種)

- NT：準絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）
- DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）
- LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）
- 埼玉県 RDB：埼玉県レッドデータブック 2008 動物編（平成 20 年、埼玉県）
- EX：絶滅（すでに絶滅したと考えられる種）
- EW：野生絶滅（飼育・栽培下でのみ存続している種）
- CR+EN：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）
- CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）
- EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）
- VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）
- NT：準絶滅危惧（存続基盤が脆弱な種：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの）
- NT1：準絶滅危惧（環境条件の評価によって、容易に絶滅危惧に移行し得る属性を本来有しているもの）
- NT2：準絶滅危惧（生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの）
- DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）
- LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）
- RT：地帯別危惧（地帯別に見たときに存続基盤が脆弱な種）

表 3.2-26(6) 保全すべき種の一覧（底生動物）(1)

No.	綱名	目名	科名	和名	文献名等					保全すべき種の選定基準									
					河川 環境 データ	埼玉 県 RDB	埼玉 県 動植物 リスト	川口 市 動物 調査 報告書	地元 環境 団体 資料	天然 記念 物	種 の 保 存 法	埼玉 県 文化 財	埼玉 県 保 護 条 例	環 境 省 R L	埼玉県RDB				
															大 宮 台 地	加 須 低 地	中 川 ・ 全 県		
1	渦虫綱	三岐腸	サンカクアタマウズムシ	ナミウズムシ		●											LP	LP	LP
2	マキガイ綱(腹足綱)	ニナ(中腹足)	タニシ	マルタニシ		●								VU	NT2	NT2	NT2	NT2	
3		モノアラガイ(基眼)	モノアラガイ	モノアラガイ		●								NT	NT2	DD	NT2	NT2	
4			ヒラマキガイ	カワネジガイ		●								CR+EN		EX	EX	EX	
5				ヒラマキミズマイマイ		●								EN	NT2	DD	NT2	NT2	
6				ミズコハクガイ		●								VU		LP	LP	LP	
7				トウキョウヒラマキガイ		●								DD		LP	LP	LP	
8				ヒラマキガイモドキ		●								NT		LP	LP	LP	
9			カワコザラガイ	カワコザラガイ		●									NT2	DD	NT2	NT2	
10	ニマイガイ綱(二枚貝綱)	イシガイ	イシガイ	ドブガイ		●									DD	DD	NT2	NT2	
11				カラスガイ		●								NT		VU	VU	VU	
12		ハマグリ(マルスダレガイ)	ドブシジミガイ	ドブシジミ		●									NT2	VU	NT2	NT2	
13	甲殻綱	ヨコエビ(端脚)	メクラヨコエビ	ヤマトメナシヨコエビ		●									DD	DD	DD	DD	
14		エビ(十脚)	ヌマエビ	ヌカエビ		●									EN		VU	VU	
15			イワガニ	モクスガニ	●	●			●						NT2	NT2	NT2	NT2	
16			サワガニ	サワガニ		●									EN		RT	RT	
17	昆虫綱	カゲロウ	ヒトリガカゲロウ	ヒトリガカゲロウ		●								NT	CR	EN	EN	EN	
18			オオシロカゲロウ	オオシロカゲロウ		●									VU	VU	VU	VU	
19			モンカゲロウ	トウヨウモンカゲロウ		●									VU	VU	VU	VU	
20			ヒメシロカゲロウ	ミツトゲヒメシロカゲロウ		●										EX	EX	EX	
21		トンボ	イトトンボ	ホソミイトトンボ		●									CR+EN	DD	CR+EN	CR+EN	
22				オオセスジイトトンボ		●								EN		CR+EN	CR+EN	CR+EN	
23				ムスジイトトンボ		●									DD	DD	DD	DD	
24				キイトトンボ		●	●								CR+EN	CR+EN	NT2	NT2	
25				ベニイトトンボ		●	●							NT	CR+EN	CR	CR+EN	CR+EN	
26				ヒスマイトトンボ		●								EN		EN	CR+EN	CR+EN	
27				モートンイトトンボ		●								NT	EX	CR+EN	VU	VU	
28			モノサシトンボ	オオモノサシトンボ		●								EN	CR+EN	NT1	CR+EN	CR+EN	
29			アオイトトンボ	コバネアオイトトンボ		●								EN	EX	EX	EX	EX	
30			カワトンボ	アオハダトンボ		●								NT	EX	EX	NT2	NT2	
31			サナエトンボ	キイロサナエ		●								NT	NT1	EX	NT1	NT1	
32				ホソサナエ		●									EN	EX	VU	VU	
33				ナゴヤサナエ		●	●								VU	NT1	EN	NT1	
34				メガネサナエ		●									VU	CR+EN	CR+EN	CR+EN	
35			ヤンマ	マダラヤンマ		●								NT		CR+EN	CR+EN	CR+EN	
36				ネアカヨシヤンマ		●	●							NT	NT2	DD	NT2	NT2	
37				アオヤンマ		●	●							NT	VU	CR+EN	VU	VU	
38				マルタンヤンマ		●	●								NT2	DD	NT2	NT2	
39				サラサヤンマ		●	●	●							NT2	VU	NT2	NT2	
40		エゾトンボ	トラフトンボ	キイロヤマトンボ		●	●								CR+EN	EX	CR+EN	CR+EN	
41				エゾトンボ		●								NT	EX	EX	CR	CR	
42				ベッコウトンボ		●									CR+EN	EX	CR+EN	CR+EN	
43				ヨツボシトンボ		●									NT2	CR	NT2	NT2	
44				ヒメアカネ		●	●								NT2	NT2	NT2	NT2	
45				オオキトンボ		●								EN	CR+EN	CR+EN	CR+EN	CR+EN	
46						●													
47		カワゲラ	オナシカワゲラ	オナシカワゲラ		●									VU	VU	VU	VU	
48			アミメカワゲラ	アサカワミドリカワゲラモドキ		●									NT2	NT2	NT2	NT2	
49				ヤマトアミメカワゲラモドキ		●									VU	VU	VU	VU	
50		カメムシ	ミズカメムシ	ムモンミズカメムシ		●									NT1		NT1	NT1	
51			カタピロアメンボ	マダラケシカタピロアメンボ		●									NT2		NT2	NT2	
52			アメンボ	オオアメンボ		●									NT1		NT1	NT1	
53				エサキアメンボ		●								NT	NT1	NT1	NT1	NT1	
54				ハネナシアメンボ		●									NT1	NT1	NT1	NT1	
55				ババアメンボ		●								NT	NT1	NT1	NT1	NT1	
56			ミズギワカメムシ	モンシロミズギワカメムシ			●										NT1	NT1	
57			コオイムシ	コオイムシ		●									NT		CR	CR	
58				タガメ		●									VU	EX	CR	CR	
59			ミズムシ	ミヤケミズムシ		●									NT	CR		CR	
60				ミズナシミズムシ		●									NT	VU	VU	VU	
61			コバンムシ	コバンムシ		●									EN	CR		CR	
62		アミメカゲロウ	ヒロバカゲロウ	ブライヤーヒロバカゲロウ		●									NT2		NT2	NT2	
63				ウンモンヒロバカゲロウ		●									NT2		NT2	NT2	

表 3.2-26(6) 保全すべき種の一覧（底生動物）(2)

No.	綱名	目名	科名	和名	文献名等					保全すべき種の選定基準															
					河川 環境 データ	埼玉 県 RDB	埼玉 県動植物 リスト	川口 市動物 調査 報告書	地 元環 境団 体資 料	天 然記 念物	種 の保 存法	埼 玉県 文化 財	埼 玉県 保 護条 例	環 境省 RL	埼玉県RDB										
															大 宮台 地	加 須低 地	中 川 全 県								
64	昆虫綱	コウチュウ	コガシラミズシ	ヒメコガシラミズシ		●												DD		DD					
65				マダラコガシラミズシ		●													VU	VU	VU				
66				ゲンゴロウ	ゴマダラチビゲンゴロウ		●													VU		NT1			
67					クロズマメゲンゴロウ		●														CR		VU		
68					トダセシゲンゴロウ		●														VU	EN	EN	EN	
69					テラニシセシゲンゴロウ		●															DD		DD	
70					キベリクロヒメゲンゴロウ		●															NT	NT1		NT1
71					ゲンゴロウ		●															VU	EX	EX	CR
72					コガタノゲンゴロウ		●															VU	EX	EX	CR+EN
73					マルガタゲンゴロウ		●															VU	EX	CR	CR
74					シマゲンゴロウ		●															NT	CR	EX	NT1
75					オオイチモンジシマゲンゴロウ		●															EN	EN		VU
76				ミズスマシ	オオミズスマシ		●															NT	EX	NT1	VU
77					コオナガミズスマシ		●															VU	NT1		NT1
78					オナガミズスマシ		●																	VU	
79				セシガムシ	セシガムシ		●															EN	CR	EN	EN
80					ガムシ		●															NT	CR	CR	CR
81				ヒメドロムシ	ケスジドロムシ		●															VU		NT1	NT1
82					ホタル	ゲンジボタル		●															EX		VU
83						ヘイケボタル		●		●												VU	EN	NT1	
合計				5綱	13目	40科	83種	1種	82種	10種	3種	1種	0種	0種	0種	0種	0種	45種	70種	63種	83種				

注 1) 名称、配列は基本的に「日本産野生生物目録 -本邦産野生動植物の種の現状- (無脊椎動物編 I)」（平成 5 年、環境庁）、「日本産野生生物目録 -本邦産野生動植物の種の現状- (無脊椎動物編 II)」（平成 7 年、環境庁）、「日本産野生生物目録 -本邦産野生動植物の種の現状- (無脊椎動物編 III)」（平成 10 年、環境庁）に従った。

2) 重要種の選定基準、記号などは以下のとおり。

天然記念物：文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

特天：特別天然記念物、天然：天然記念物

種の保存法：絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種

埼玉県文化財：埼玉県文化財保護条例（昭和 30 年条例第 46 号）

埼玉県保護条例：埼玉県希少野生動植物の種の保存に関する条例（平成 12 年条例第 11 号）

環境省 RL：環境省レッドリスト 2017（平成 29 年、環境省）

EX：絶滅（我が国ではすでに絶滅したと考えられる種）

EW：野生絶滅（飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種）

CR+EN：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）

CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）

VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）

NT：準絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）

DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）

埼玉県 RDB：埼玉県レッドデータブック 2008 動物編（平成 20 年、埼玉県）

EX：絶滅（すでに絶滅したと考えられる種）

EW：野生絶滅（飼育・栽培下でのみ存続している種）

CR+EN：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）

CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）

VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）

NT：準絶滅危惧（存続基盤が脆弱な種：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの）

NT1：準絶滅危惧（環境条件の評価によって、容易に絶滅危惧に移行し得る属性を本来有しているもの）

NT2：準絶滅危惧（生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの）

DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）

RT：地帯別危惧（地帯別に見たときに存続基盤が脆弱な種）

表 3.2-26(7) 保全すべき種の一覧（昆虫類）(1)

No.	目名	科名	和名	文献名等					保全すべき種の選定基準							
				河川 環境 データ	埼玉 県 R D B	埼玉 県動 植物 リス ト	川口 市動 植物 調 査 報 告 書	地 元 環 境 団 体 資 料	天 然 記 念 物	種 の 保 存 法	埼 玉 県 文 化 財	埼 玉 県 保 護 条 例	環 境 省 R L	埼玉県RDB		
											大 宮 台 地	加 須 低 地	中 川 ・ 全 県	全 県		
1	カゲロウ	ヒトリガカゲロウ	ヒトリガカゲロウ		●								NT	CR	EN	EN
2		オオシロカゲロウ	オオシロカゲロウ		●								VU	VU	VU	VU
3		モンカゲロウ	トウヨウモンカゲロウ		●								VU	VU	VU	VU
4		ヒメシロカゲロウ	ミツトゲヒメシロカゲロウ		●										EX	EX
5	トンボ	イトトンボ	ホソミイトトンボ		●								CR+EN	DD	CR+EN	CR+EN
6			オオセスジイトトンボ		●								EN		CR+EN	CR+EN
7			ムスジイトトンボ		●										DD	DD
8			キイトトンボ		●	●							CR+EN	CR+EN	NT2	NT2
9			ベニイトトンボ		●	●							NT	CR+EN	CR	CR+EN
10			ヒヌマイイトトンボ		●								EN		EN	CR+EN
11			モートンイトトンボ		●								NT	EX	CR+EN	VU
12		モノサシトンボ	オオモノサシトンボ		●								EN	CR+EN	NT1	CR+EN
13		アオイトトンボ	コバナアオイトトンボ		●								EN	EX	EX	EX
14		カワトンボ	アオハダトンボ		●								NT	EX	EX	NT2
15		サナエトンボ	キイロサナエ		●								NT	NT1	EX	NT1
16			ホンサナエ		●									EN	EX	VU
17			ナゴヤサナエ		●	●							VU	NT1	EN	NT1
18			メガネサナエ		●								VU	CR+EN	CR+EN	CR+EN
19		ヤンマ	マダラヤンマ		●								NT		CR+EN	CR+EN
20			ネアカヨシヤンマ		●	●							NT	NT2	DD	NT2
21			アオヤンマ		●	●							NT	VU	CR+EN	VU
22			マルタンヤンマ		●	●								NT2	DD	NT2
23			サラサヤンマ		●	●	●							NT2	VU	NT2
24		エゾトンボ	トラフトンボ		●	●								CR+EN	EX	CR+EN
25			キイロヤマトンボ		●	●							NT	EX	EX	CR
26			エゾトンボ		●									CR+EN	EX	CR+EN
27		トンボ	ベッコウトンボ		●								CR	EX	EX	EX
28			ヨツボシトンボ		●									NT2	CR	NT2
29			ヒメアカネ		●	●								NT2	NT2	NT2
30			オオキトンボ		●								EN	CR+EN	CR+EN	CR+EN
31	カワゲラ	オナシカワゲラ	オナシカワゲラ		●									VU	VU	VU
32		アミメカワゲラ	アサカワミドリカワゲラモドキ		●									NT2	NT2	NT2
33			ヤマアミメカワゲラモドキ		●									VU	VU	VU
34	カマキリ	カマキリ	ウスバカマキリ		●								DD		DD	DD
35	バッタ	コオロギ	クマコオロギ		●			●						NT2	NT2	LP
36			エゾスズ		●									NT2	NT1	LP
37			エゾエンマコオロギ		●										VU	VU
38			コガタコオロギ		●										NT1	NT1
39		スズムシ	スズムシ		●									NT1	NT1	LP
40		マツムシ	マツムシ		●									EX	NT1	NT1
41		カンタン	ヒロバナカンタン	●												LP
42		キリギリス	エゾツユムシ		●									NT1		LP
43			クツワムシ		●									EN	EN	EN
44			ヒガシキリギリス		●			●						NT1	NT2	NT1
45			オナガササキリ		●									NT2	NT2	LP
46			イズササキリ		●									DD	EN	EN
47			カスミササキリ		●										EN	EN
48			ヒメクサキリ		●									NT2		LP
49			カヤキリ		●										NT1	NT1
50		バッタ	ヒナバッタ		●			●							DD	DD
51			カワラバッタ		●										NT1	NT1
52			セグロバッタ		●										NT2	NT2
53			クルマバッタ		●			●						NT1	NT2	NT2
54			ショウリョウバッタモドキ		●			●						NT1	NT2	NT2
55			ツマクロイナゴ		●			●						DD	NT1	NT2
56			ハネナガイナゴ		●									CR	CR	NT1
57		クギヌキハサミムシ	キバネハサミムシ		●										NT1	LP
58			クギヌキハサミムシ		●									NT2	NT2	NT2
59	カメムシ	ウンカ	クロスジオウンカ		●									NT1	NT1	NT1
60		ハネナガウンカ	アヤヘリハネナガウンカ		●			●								NT1
61		セミ	ハルゼミ		●	●								VU		NT1
62		ヨコバイ	カワムラヨコバイ		●										DD	DD
63		ミズカメムシ	ムモンミズカメムシ		●										NT1	NT1
64		カタビロアメンボ	マダラケシカタビロアメンボ		●										NT2	NT2
65		アメンボ	オオアメンボ		●										NT1	NT1
66			エサキアメンボ		●								NT	NT1	NT1	NT1
67			ハネナシアメンボ		●									NT1	NT1	NT1
68			ババアメンボ		●								NT	NT1	NT1	NT1

表 3.2-26 (7) 保全すべき種の一覧 (昆虫類) (2)

No.	目名	科名	和名	文献名等					保全すべき種の選定基準									
				河川 環境 データ	埼玉 県 R D B	埼玉 県動 植物 リス ト	川口 市動 物調 査 報 告 書	地 元 環 境 団 体 資 料	天 然 記 念 物	種 の 保 存 法	埼 玉 県 文 化 財	埼 玉 県 保 護 条 例	環 境 省 R L	埼玉 県 RDB				
											大 宮 台 地	加 須 低 地	中 川 ・ 全 県					
69	カメムシ	ミスギワカメムシ	モンシロミスギワカメムシ				●											NT1
70		コオイムシ	コオイムシ		●								NT				CR	CR
71			タガメ		●							VU	EX				CR	CR
72		ミズムシ	ミヤケミズムシ		●							NT					CR	CR
73			ミヅナシミスムシ		●							NT	VU	VU			VU	VU
74		コバンムシ	コバンムシ		●							EN					CR	CR
75		マキバサシガメ	ベニモンマキバサシガメ		●								VU					NT2
76		サシガメ	トゲサシガメ		●											NT1	NT1	NT1
77		ヘリカメムシ	ヒメトゲヘリカメムシ		●											NT1	NT1	NT1
78		ツチカメムシ	シロヘリツチカメムシ				●						NT					
79		カメムシ	イネカメムシ		●											CR	CR	CR
80	アミメカゲロウ	ラクダムシ	ラクダムシ		●		●									VU		VU
81		ヒロバカゲロウ	ブライヤーヒロバカゲロウ		●											NT2		NT2
82			ウンモンヒロバカゲロウ		●											NT2		NT2
83		カマキリモドキ	ヒメカマキリモドキ		●		●									VU		VU
84	コウチュウ	ハンミョウ	ホソハンミョウ		●								VU	VU				NT1
85			カワラハンミョウ		●							EN	EX	EX				CR
86		オサムシ	アカガネオサムシ		●		●						VU	CR	CR		CR	CR
87			セアカオサムシ		●								NT			VU		NT1
88			キベリマルクビゴミムシ		●							EN	VU	VU		VU		NT1
89			フタモンマルクビゴミムシ		●							EN	VU	VU		VU		NT1
90			コハンミョウモドキ		●							EN	EX					VU
91			オサムシモドキ		●												EN	EN
92			キバナガミズギワゴミムシ		●										EX			EX
93			ハマベミズギワゴミムシ		●										CR	VU		CR
94			チョウセンゴモクムシ		●							VU				VU		NT2
95			オオヨツボシゴミムシ		●										CR			VU
96			オオサカアオゴミムシ				●						DD					
97			アオヘリアオゴミムシ		●								CR	EN	EN		EN	EN
98			クビナガキベリアオゴミムシ		●								DD	EN				EN
99			ツヤキベリアオゴミムシ		●								VU	EX				EX
100			チビアオゴミムシ		●								EN	NT1	NT2			NT1
101			オオヒラタツクリゴミムシ		●								CR	EX				EX
102			ハガクビナガゴミムシ		●		●						DD	EN	VU		EN	EN
103			クロモンヒラナガゴミムシ		●								VU		VU		VU	VU
104			アリスアトキリゴミムシ		●								DD	EN				NT2
105			キノコゴミムシ		●									NT1				NT2
106			オオアオホソゴミムシ		●									EX	EX			EX
107		ホソクビゴミムシ	アオバネホソクビゴミムシ		●										NT1			NT1
108			ヒメホソクビゴミムシ		●									EN				EN
109		コガシラミズムシ	ヒメコガシラミズムシ		●										DD			DD
110			マダラコガシラミズムシ		●								VU	VU				VU
111		ゲンゴロウ	ゴマダラチビゲンゴロウ		●										VU			NT1
112			クロズマゲンゴロウ		●										CR			VU
113			トダセシゲンゴロウ		●								VU	EN	EN			EN
114			テラニシセシゲンゴロウ		●										DD			DD
115			キベリクロヒメゲンゴロウ		●								NT	NT1				NT1
116			ゲンゴロウ		●								VU	EX	EX			CR
117			コガタノゲンゴロウ		●								VU	EX	EX		CR+EN	CR
118			マルガタゲンゴロウ		●								VU	EX	CR		CR	CR
119			シマゲンゴロウ		●								NT	CR	EX			NT1
120			オオイチモンシマゲンゴロウ		●								EN	EN				VU
121		ミズスマシ	オオミズスマシ		●									NT	EX	NT1		VU
122			コオナガミズスマシ		●									VU	NT1			NT1
123			オナガミズスマシ		●										VU			VU
124		セスジガムシ	セスジガムシ		●								EN	CR	EN			EN
125		ガムシ	ガムシ		●								NT	CR	CR			CR
126		エンマムシ	ルリエンマムシ		●									VU				NT2
127		チビシデムシ	カントウコチビシデムシ		●										NT1			NT1
128		シデムシ	ヤマトモンシデムシ		●		●						NT	NT1	NT1			NT1
129		コガネムシ	オオキイロコガネ		●										NT1			NT1
130			トラハナムグリ		●											NT1		NT1
131			アカマダラコガネ		●										DD	VU		NT1
132		ヒメドロムシ	ケスジドロムシ		●									VU		NT1		NT1
133		タマムシ	ウバタマムシ		●										VU	VU		NT2
134			アオマダラタマムシ		●											NT1		NT1
135		ホタル	ゲンジボタル		●										EX			VU
136			ヘイケボタル		●		●								VU	EN		NT1

表 3.2-26(7) 保全すべき種の一覧（昆虫類）(3)

No.	目名	科名	和名	文献名等						保全すべき種の選定基準						
				河川 環境 データ	埼玉 県 R D B	埼玉 県動 植物 リス ト	川口 市動 物調 査 報 告 書	地 元 環 境 団 体 資 料	天 然 記 念 物	種 の 保 存 法	埼 玉 県 文 化 財	埼 玉 県 保 護 条 例	環 境 省 R L	埼玉県RDB		
														大 宮 台 地	加 須 低 地	中 川 ・ 全 県
137	コウチュウ	ジウカイモドキ	イシハラジウカイモドキ		●									VU	NT1	VU
138		オオキノコムシ	トウキョウムネビロオオキノコ		●									NT1		NT1
139		テントウムシ	ナカイケミメテントウ		●									NT2		NT2
140			ムモンチャイロテントウ		●									NT2	NT2	NT2
141		カミキリムシ	ベーツヒラタカミキリ		●									VU		VU
142			ベニバハナカミキリ		●	●								NT2	NT1	NT2
143			アカアシオオアカカミキリ		●		●							NT1	NT1	NT2
144			アオカミキリ		●									VU		NT1
145			トラフカミキリ		●									VU	VU	NT2
146			ヒメビロウドカミキリ		●						NT				DD	NT1
147			シロスジカミキリ		●									VU	VU	NT2
148		ハムシ	ネクイハムシ		●									NT1	NT1	NT1
149			オオルリハムシ		●						NT	CR		NT1		VU
150			タグチホソヒラタハムシ		●									NT2		NT2
151		オトシブミ	オオケブカチョッキリ		●									NT1	NT1	NT1
152		ゾウムシ	オナガカツゾウムシ		●									VU		VU
153			ババスゲヒメゾウムシ		●									NT1		NT1
154	ハチ	セイボウ	ムサシトゲセイボウ		●						NT	CR				CR
155		ツチバチ	オオハラナガツチバチ				●									VU
156		ベッコウバチ	フタモンベッコウ				●				NT					
157		スズメバチ	ヤマトアシナガバチ		●						DD	EN				EN
158		アナバチ	ニッポンハヤバチ		●									NT2	NT2	NT2
159			Oxybelus nipponicus		●										VU	VU
160			ニッポンハナダカバチ		●						VU				CR	CR
161			キスジツチスガリ		●										NT1	NT1
162		ケアシハナバチ	シロスジケアシハナバチ		●										NT1	NT1
163	シリアゲムシ	シリアゲムシ	ヤマトシリアゲ		●		●							LP	CR	LP
164		ガガンボモドキ	ガガンボモドキ		●									VU		VU
165	ハエ	ツリアブ	タイワンハラボソツリアブ		●									NT1	NT1	NT1
166		ハナアブ	ススキベッコウハナアブ		●										NT1	NT1
167			ハチモドキハナアブ		●									NT2		NT2
168			コブアリスアブ		●									NT1		NT1
169		ヤチバエ	フタスジヤチバエ		●										NT2	NT2
170		クロバエ	カエルキンバエ		●						DD			NT2	NT2	NT2
171		ニクバエ	フルトネニクバエ		●										NT2	NT2
172	チョウ	ボクトウガ	ハイロボクトウ				●				NT					
173		スカシバガ	アシナガモモトスカシバ		●			●							DD	DD
174		セセリチョウ	ミヤマセセリ		●									CR		NT1
175			ホソバセセリ		●									CR		NT2
176			ギンイチモンジセセリ		●			●			NT	NT2	NT2	NT2	NT2	NT2
177			オオチャバネセセリ		●			●				NT2	NT2	NT2	NT2	NT2
178		シロチョウ	ツマグロキチョウ		●						EN	EX	EX	EX	EX	EX
179		シジミチョウ	ウラゴマダラシジミ		●							EX	CR+EN		VU	
180			コツバメ		●							CR+EN			NT2	
181			オオミドリシジミ		●							CR+EN			NT1	
182			ウラナミアカシジミ		●	●						CR+EN			VU	
183			ミヤマシジミ		●						EN		CR+EN	CR+EN	CR+EN	
184			ミドリシジミ		●	●	●	●					NT1	NT1	NT1	NT1
185			クロシジミ		●						EN	EX	EX	EX	EX	EX
186			シルビアシジミ本土亜種		●						EN	EX	EX	EX	EX	EX
187		タテハチョウ	コムラサキ		●		●	●						VU	VU	NT1
188			ウラギンズジヒョウモン		●							VU	EX		NT2	
189			ウラギンヒョウモン		●								EX		NT2	
190			オオウラギンヒョウモン		●						CR	EX			EX	
191			アサマイチモンジ		●	●		●				CR	CR	CR	NT2	
192			クモガタヒョウモン		●								EX		NT2	
193			ミスジチョウ		●								EX		NT2	
194			ホシミスジ		●								EX		NT1	
195			ヒオドシチョウ		●							VU	VU	VU	VU	VU
196			オオムラサキ		●						NT	EX	CR	VU	VU	VU
197		ジャノメチョウ	ジャノメチョウ		●							VU	VU	VU	NT2	NT2
198		シヤクガ	フチグロトゲエダシヤク		●							CR+EN	DD	CR+EN	CR+EN	CR+EN
199		イボタガ	イボタガ		●							CR	CR	RT	RT	RT
200		ヤママユガ	オナガミズアオ		●	●					NT	LP	LP	LP	LP	LP
201			ヤママユ		●							VU	VU	VU	RT	RT
202			エゾヨツメ		●							CR+EN			RT	RT
203		スズメガ	スキバホウジャク		●	●						VU				
204		シャチホコガ	モンクロギンシャチホコ		●									LP	LP	LP

イ 植物

表 3.2-27 に示す既存文献を収集し、事業実施区域及びその周辺に生育する可能性がある植物について把握した。

表 3.2-27 植物相の把握に用いた文献

No.	文献名等	整理内容
1	河川環境データベース(河川水辺の国勢調査)	綾瀬川(主に草加市)における最新の分布情報を整理。
2	埼玉県レッドデータブック2011植物編(平成23年、埼玉県)	対象事業実施区域が位置する「加須・中川低地」及び近接する「大宮台地」における分布情報を整理。
3	1998年版埼玉県植物誌(平成10年、埼玉県教育委員会)	川口市、草加市及び越谷市における分布情報を整理。
4	川口市植生調査報告書(平成4年、川口市)	戸塚地区における分布情報を整理。
5	戸塚の緑のゆくえ(平成13年、川口市立戸塚図書館)	綾瀬川(佐藤橋付近)における分布情報を整理。
6	地元環境団体資料等(川口植物の会、綾瀬川を愛する会、自然探検コロボックルくらぶ等)	綾瀬の森(通称)等の対象事業実施区域近傍の分布情報を整理。

(ア) 植物相及び保全すべき種の状況

既存文献調査の結果、「川口市植生調査報告書」(平成4年、川口市)によると、戸塚地区において、スギナ、ハンノキ、ナズナ、ナガボノシロワレモコウ、ヒガンバナ等が確認されている。

また、保全すべき種として、161種が確認された。

保全すべき種の選定根拠とした資料は表 3.2-28 に、保全すべき種の一覧は表 3.2-29(1)～(4)に示すとおりである。

表 3.2-28 保全すべき種の選定根拠とした資料

No.	略称	文献及び法律名	選定基準となる区分
1	天然記念物	「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)	・国及び地方公共団体指定の天然記念物
2	種の保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)	・国内希少野生動植物種
3	埼玉県文化財	「埼玉県文化財保護条例」(昭和30年条例第46号)	・国及び地方公共団体指定の天然記念物
4	埼玉県保護条例	「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」(平成12年条例第11号)	・国内希少野生動植物種
5	環境省RL	「環境省レッドリスト2017の公表について」(平成29年、環境省)	EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧IA類 EN:絶滅危惧IB類 VU:絶滅危惧II類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 LP:絶滅のおそれのある地域個体群
6	埼玉県RDB	「埼玉県レッドデータブック2011植物編」(平成20年、埼玉県)	EX:絶滅 EW:野生絶滅 CE:絶滅危惧I類 CR:絶滅危惧IA類 EN:絶滅危惧IB類 VU:絶滅危惧II類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 LP:絶滅のおそれのある地域個体群

表 3.2-29(1) 保全すべき種の一覧

No.	科名	和名	文献名等						保全すべき種の選定基準					
			河川環境データベース	埼玉県RDB	埼玉県植物誌1998年版	川口市植生調査報告書	緑のゆくえ戸塚の	地元環境団体資料	天然記念物	種の保存法	埼玉県文化財	埼玉県保護条例	環境省RL	埼玉県RDB
1	ミズニラ	ミズニラ		●	●								NT	VU
2	トクサ	イヌスギナ		●	●	●								NT
3	ハナヤスリ	トネハナヤスリ		●									VU	CR
4		コヒロハハナヤスリ		●										VU
5		コハナヤスリ		●										EN
6		ヒロハハナヤスリ		●										EN
7	ミズワラビ	ミズワラビ	●	●	●									NT
8	デンジソウ	デンジソウ		●									VU	CR
9	サンショウモ	サンショウモ		●	●								VU	EN
10	アカウキクサ	アカウキクサ		●									EN	DD
11	ブナ	アカガシ				●								NT
12	イラクサ	トキホコリ		●									VU	VU
13		ホソバイラクサ		●										DD
14	ヤドリギ	マツグミ		●										EN
15	タデ	ヒメタデ		●									VU	EN
16		ホソバイヌタデ		●									NT	EN
17		シロバナサクラタデ	●	●	●	●			●					NT
18		ヌカボタデ		●									VU	EN
19		コギシギシ	●	●	●								VU	VU
20	ナデシコ	カワラナデシコ		●										VU
21		イトハコベ		●									VU	CR
22	クスノキ	ニッケイ				●							NT	
23	キンボウゲ	イチリンソウ		●										NT
24		アズマイチゲ		●										NT
25		ヒメウス		●	●									VU
26		コキツネノボタン		●									VU	EN
27		ヒキノカサ		●									VU	CR
28		バイカモ		●										EN
29		ノカラマツ		●	●								VU	VU
30	メギ	イカリソウ		●		●								NT
31	スイレン	オニバス		●									VU	CR
32		コウホネ		●										NT
33	マツモ	マツモ		●										VU
34	ドクダミ	ハンゲショウ		●	●									VU
35	ウマノスズクサ	カンアオイ		●										NT
36	オトギリソウ	トモエソウ		●										VU
37		アゼオトギリ		●									EN	CR
38	アブラナ	ハタザオ		●										VU
39		コイヌガラシ		●	●	●	●						NT	NT
40	ユキノシタ	タコノアシ	●	●	●	●			●				NT	VU
41	バラ	カワラサイコ		●										VU
42		ナガボノシロワレモコウ		●		●			●					NT
43		ナガボノアカワレモコウ		●					●					VU
44		イヌハギ		●									VU	VU
45	トウダイグサ	ノウルシ		●	●	●	●						NT	VU
46	ツリフネソウ	ワタラセツリフネソウ		●										EN
47	スマレ	マルバケスマレ		●										NT
48		タチスマレ		●									VU	CR
49		アケボノスマレ		●										NT
50		ヒゴスマレ		●										NT

表 3.2-29(2) 保全すべき種の一覧

No.	科名	和名	文献名等							保全すべき種の選定基準						
			河川環境データベース	埼玉県RDB	埼玉県植物誌1998年版	調査報告書	川口市植生	緑のゆくえ	戸塚の	地元環境団体資料	天然記念物	種の保存法	埼玉県文化財	埼玉県保護条例	環境省RL	埼玉県RDB
51	ウリ	ゴキツル	●	●												VU
52	ミソハギ	ヒメミソハギ		●												NT
53		エゾミソハギ		●												EN
54		ミスマツバ			●	●									VU	VU
55	ヒシ	ヒメヒシ		●											VU	EN
56		ヒシ		●												NT
57		オニヒシ		●												NT
58	アカバナ	ウスゲチヨウジタデ		●											NT	VU
59		ミスキンバイ		●											VU	DD
60	アリノトウグサ	ホザキノフサモ		●												EN
61		フサモ		●	●											NT
62	セリ	エキサイゼリ		●											NT	CR
63	サクラソウ	ノジトラノオ		●											VU	EN
64		ヌマトラノオ		●	●	●										NT
65		サワトラノオ		●											EN	CR
66		クサレダマ		●												CR
67		サクラソウ		●												NT
68	マチン	ヒメナエ		●											VU	CR
69		アイナエ		●												NT
70	ミツガシワ	ヒメシロアサザ		●											VU	EN
71		ガガブタ		●											NT	CR
72		アサザ		●											NT	VU
73	キョウチクトウ	チヨウジソウ		●											NT	EN
74	ガガイモ	ココモメヅル		●												NT
75	アカネ	ハナムグラ		●											VU	EN
76	クマツヅラ	クマツヅラ		●												VU
77	シソ	ミゾコウジュ	●	●						●					NT	NT
78		ヒメナミキ		●												EN
79	ゴマノハグサ	サワトウガラシ		●												CR
80		アブノメ		●												NT
81		オオアブノメ		●											VU	EN
82		シソクサ		●												EN
83		キクモ		●	●											NT
84		キタミソウ		●											VU	EN
85		クチナシグサ		●												NT
86		ヒキヨモギ		●												NT
87		イヌノフグリ		●											VU	NT
88		カワヂシャ		●	●						●				NT	VU
89	キツネノマゴ	ハグロソウ		●												NT
90	ハマウツボ	ナンバンギセル		●												VU
91	タヌキモ	タヌキモ		●										NT	CR	
92	スイカズラ	ゴマギ		●											NT	
93	オミナエシ	オミナエシ		●											EN	
94	キキョウ	バアソブ		●										VU	EN	
95	キク	カワラハハコ		●												VU
96		カワラヨモギ		●												VU
97		ヒメシオン		●												VU
98		タウコギ		●	●											NT
99		フジバカマ			●										NT	NT
100		アキノハハコグサ		●	●										EN	CR

表 3.2-29(3) 保全すべき種の一覧

No.	科名	和名	文献名等						保全すべき種の選定基準							
			河川環境データベース	埼玉県RDB	埼玉県植物誌1998年版	川口市植生調査報告書	緑のゆくえん戸塚の	地元環境団体資料	天然記念物	種の保存法	埼玉県文化財	埼玉県保護条例	環境省RL	埼玉県RDB		
101	キク	オグルマ		●	●									NT		
102		ホソバオグルマ		●									VU	EN		
103		ノニガナ		●	●									NT		
104		カワラニガナ		●										NT	VU	
105		オナモミ		●										VU	VU	
106	オモダカ	ヘラオモダカ		●		●								NT		
107		サジオモダカ		●										EN		
108		ウリカワ		●	●										NT	
109	トチカガミ	クロモ		●										EN		
110		トチカガミ		●										NT	VU	
111		ミスオオバコ		●	●									VU	VU	
112		セキシウモ		●											NT	
113		コウガイモ		●											VU	
114	ヒルムシロ	エビモ		●	●									NT		
115		ヒルムシロ		●											NT	
116		センニンモ		●											NT	
117		ササバモ		●	●										NT	
118		ヤナギモ		●											NT	
119		イトモ		●										NT	VU	
120	イバラモ	ホツモ		●											DD	
121		トリゲモ		●										VU	EN	
122	ユリ	ヤマラッキョウ		●											VU	
123		カタクリ		●											NT	
124		ゼンテイカ		●											VU	
125		アマナ		●											NT	
126		ヒロハアマナ		●											EN	
127		ヒガンバナ	キツネノカミソリ		●		●									NT
128	ミスアオイ	ミスアオイ		●										NT	CR	
129	アヤメ	カキツバタ		●										NT	CR	
130	ホシクサ	ホシクサ		●											EN	
131		ヒロハイヌノヒゲ		●											VU	
132	イネ	セトガヤ		●											NT	
133		ムツオレグサ		●		●									NT	
134		セイタカヨシ		●											VU	
135	サトイモ	マイヅルテンナンショウ		●										VU	CR	
136		ウラシマソウ		●	●	●									NT	
137	ミクリ	ミクリ		●										NT	NT	
138	カヤツリグサ	トダスゲ		●										CR	CR	
139		ジョウロウスゲ		●											VU	CR
140		ヌマアゼスゲ		●											VU	CR
141		ウマスゲ		●	●		●									NT
142		オニナルコスゲ		●												EN
143		カンエンガヤツリ		●											VU	VU
144		シロガヤツリ		●												VU
145		コツブヌマハリイ		●											VU	CR
146		コアゼテンツキ		●		●										NT
147		アゼテンツキ		●												EN
148		ハタケテンツキ		●											EN	CR
149		マツカサスキ		●	●	●	●									NT
150		タタラカンガレイ			●											CR

表 3.2-29(4) 保全すべき種の一覧

No.	科名	和名	文献名等						保全すべき種の選定基準							
			河川環境データベース	埼玉県RDB	埼玉県植物誌1998年版	川口市植生調査報告書	緑のゆくえ	戸塚の地元環境団体資料	天然記念物	種の保存法	埼玉県文化財	埼玉県保護条例	環境省RL	埼玉県RDB		
151	ラン	エビネ		●										NT	EN	
152		ギンラン		●		●									VU	
153		キンラン		●		●									VU	EN
154		ササバギンラン		●												NT
155		サイハイラン		●												NT
156		シュンラン		●		●										NT
157		クマガイソウ		●											VU	CR
158		オニノヤガラ		●												VU
159		アキザキヤツシロラン		●												EN
160		コクラ		●												EN
161		トキソウ		●											NT	CR
合計	62科	161種	9種	156種	29種	19種	2種	6種	0種	0種	0種	0種	0種	66種	160種	

注 1) 名称、配列は基本的に「植物目録 1987」(昭和 63 年、環境庁)に従った。

2) 重要種の選定基準、記号などは以下のとおり。

天然記念物：文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

特天：特別天然記念物、天然：天然記念物

種の保存法：絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種

埼玉県文化財：埼玉県文化財保護条例（昭和 30 年条例第 46 号）

埼玉県保護条例：埼玉県希少野生動植物の種の保存に関する条例（平成 12 年条例第 11 号）

環境省 RL：環境省レッドリスト 2017（平成 29 年、環境省）

EX：絶滅（我が国ではすでに絶滅したと考えられる種）

EW：野生絶滅（飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種）

CR+EN：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）

CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）

VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）

NT：準絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）

DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）

埼玉県 RDB：埼玉県レッドデータブック 2011 植物編 埼玉県の希少野生生物（平成 24 年、埼玉県）

EX：絶滅（すでに絶滅したと考えられる種）

EW：野生絶滅（飼育・栽培下でのみ存続している種）

CR+EN：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）

CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高いもの）

VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）

NT：準絶滅危惧（現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）

DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

LP：絶滅のおそれがある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い種）

(イ) 巨樹・巨木林

「自然環境保全基礎調査（第4回・第6回 巨樹・巨木林調査）」（環境省ホームページ）及び「巨樹・巨木林データベース」（奥多摩町日原森林館ホームページ）による巨樹・巨木林の一覧は表3.2-30に、分布状況は図3.2-17に示すとおりである。

対象事業実施区域の近傍に巨樹・巨木林は分布しておらず、調査範囲及びその周辺には、22ヶ所の巨樹・巨木林が分布し、樹種はタブノキ、スダジイ、イチョウ等であった。

表 3.2-30 市町村別巨樹・巨木林一覧

No.	樹種名	幹周 (cm)	樹高 (m)	所在地	備考
1	コウヤマキ	330	21	川口市	
2	タブノキ	320	24	川口市戸塚（西光院）	
3	ケヤキ	303	23	川口市	
4	コウヤマキ	450	18	川口市石神（真乗院）	天然記念物（市指定）
5	ムクロジ	335	15	川口市	
6	スダジイ	322	23	川口市	
7	スダジイ	340	22	川口市安行領家（興禅院）	
8	クスノキ	320	22	川口市	
9	ケヤキ	320	22	川口市	
10	スダジイ	447	17	川口市安行原（九重神社）	
11	スダジイ	243	16	川口市安行原（九重神社）	
12	クスノキ	370	20	川口市安行原（安行小学校）	
13	タブノキ	550	15	川口市	
14	タブノキ	550	29	川口市桜町	
15	コウヤマキ	310	19	川口市安行原（東光寺）	
16	クスノキ	372	20	草加市花栗（南光院）	
17	ケヤキ	590	20	越谷市中町	天然記念物（市指定）
18	タブノキ	385	13	越谷市中町	天然記念物（市指定）
19	イチョウ	420	20	越谷市東越谷	天然記念物（市指定）
20	イチョウ	380	20	越谷市東越谷	天然記念物（市指定）
21	イチョウ	440	20	越谷市東越谷	天然記念物（市指定）
22	イチョウ	397	20	越谷市東越谷	天然記念物（市指定）

資料：「自然環境保全基礎調査（第4回・第6回 巨樹・巨木林調査）」（環境省ホームページ）
 ：「巨樹・巨木林データベース」（奥多摩町日原森林館ホームページ）

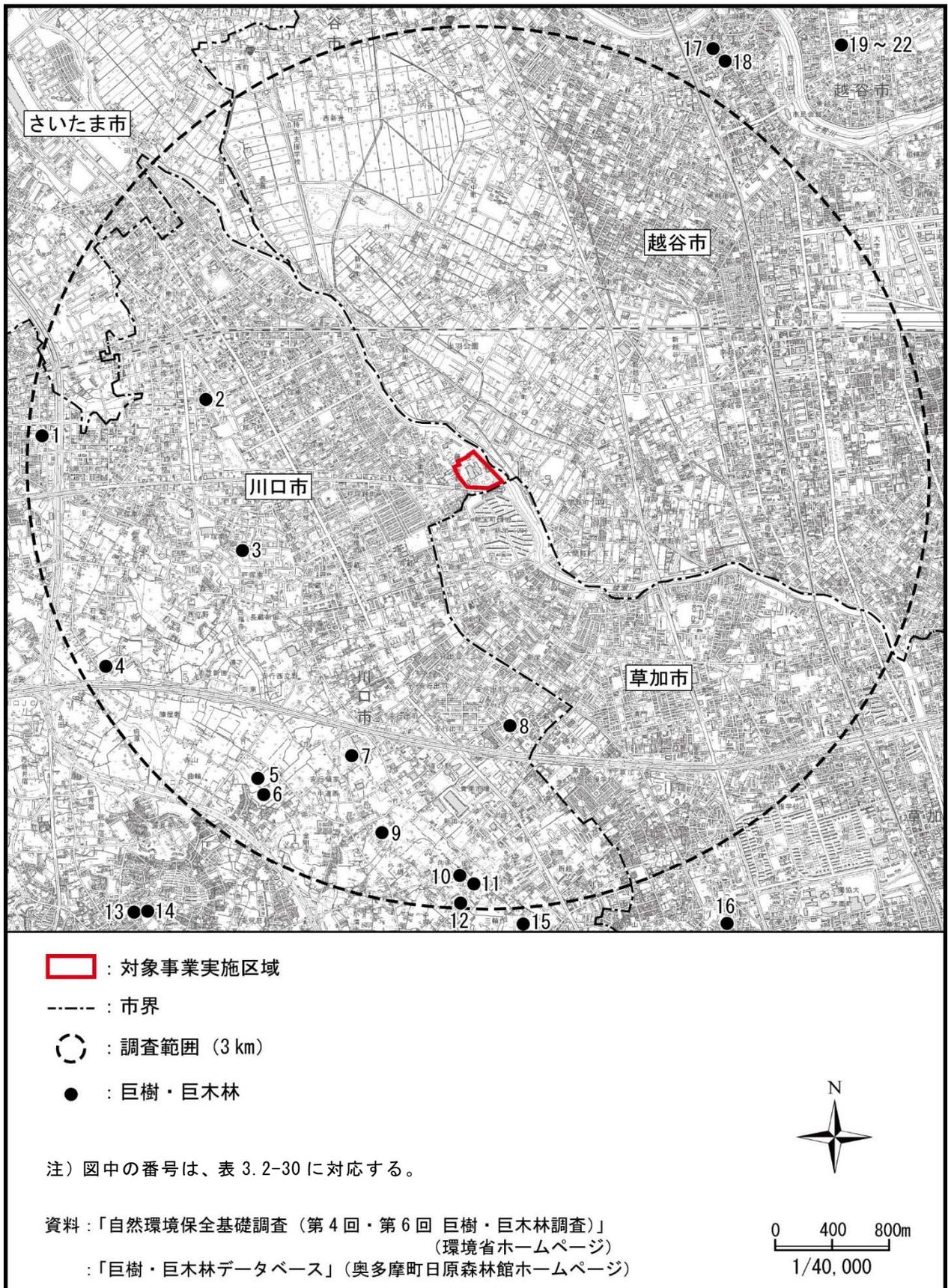


図 3.2-17 巨樹・巨木林の状況

(ウ) 植物群落の状況

調査範囲及び周辺の現存植生は、図 3.2-18 に示すとおりである。

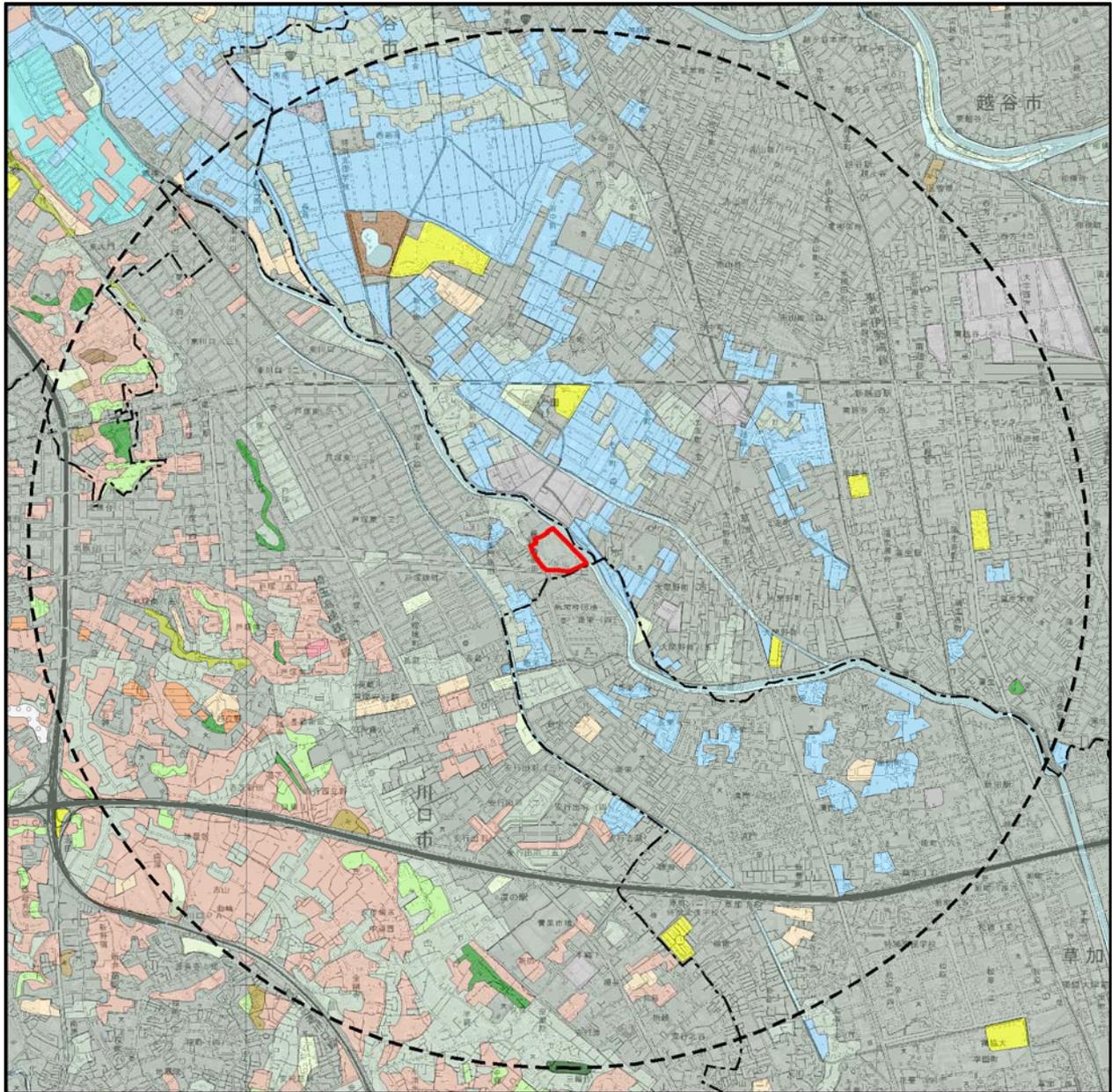
調査範囲は、広範囲が市街地として区分されているが、北側には水田雑草群落、南西側には路傍・空地雑草群落や果樹園も比較的広く区分されている。

また、対象事業実施区域の東隣には、一級河川の綾瀬川といった開放水面がみられる。

なお、調査範囲には、自然植生に区分される群落としてヤブコウジースダジイ群集及びシキミーモミ群集が区分されているが、対象事業実施区域より 1km 以上離れている。

(エ) 緑の量

調査範囲及び周辺は、広範囲が市街地として区分されているため緑被割合は高くないが、北側は水田等、南西側は路傍・空地雑草や果樹園等により緑被割合が高い場所もみられる。



- | | | |
|--|--|--|
| : 対象事業実施区域 | ヤブコウジ・スダジイ群集 | 路傍・空地雑草群落 |
| --- : 市界 | シキミー・モミ群集 | 果樹園 |
| : 調査範囲 (3km) | ケヤキ・シラカシ群落 | 畑雑草群落 |
| | クヌギ・コナラ群落 | 水田雑草群落 |
| | アカシ・デーヌシデ群落 (VII) | 放棄水田雑草群落 |
| | 伐採跡地群落 (VII) | 市街地 |
| | スギ・ヒノキ・サワラ植林 | 緑の多い住宅地 |
| | ニセアカシア群落 | 工場地帯 |
| | その他植林 | 造成地 |
| | モウソウチク林 | 開放水域 |
| | ゴルフ場・芝地 | |



資料 : 「自然環境保全基礎調査 (植生調査)」 (環境省ホームページ)

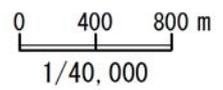


図 3.2-18 現存植生図

ウ 生態系

(ア) 地域の生態系の特性

「自然環境保全基礎調査（植生調査）」（環境省ホームページ）によると、調査範囲の環境は、図 3.2-19 に示すとおり、大きく「樹林地」、「草地」、「耕作地」、「市街地」及び「開放水域」の5つに区分されると考えられる。

このような調査範囲の環境ごとに、動物・植物に関する既存資料から得られる知見に基づき、想定される地域の生態系を特徴づける種は、表 3.2-31 に示すとおりである。

表 3.2-31 想定される調査範囲周辺の生態系を特徴づける主な動植物種

主要な環境類型	想定される生息・生育環境	生息が想定される主な動物の状況	生育が想定される主な植物の状況
樹林地	コナラ群落 竹林	シジュウカラ、コゲラ、カブトムシ、ムラサキシジミ	コナラ、クリ、イヌツゲ、モウソウチク、ベニシダ
草地	路傍・空地雑草群落	ムクドリ、カワラヒワ、オンブバッタ、モンキチョウ	スギナ、ミドリハコベ、ヘビイチゴ、シロツメクサ、チガヤ
耕作地	果樹園 畑雑草群落 水田	ヒヨドリ、ホオジロ、エンマコオロギ、モンシロチョウ	ゲンゲ、ヨモギ、ノビル、ヒメムカシヨモギ、トキンソウ、スズメノテッポウ
市街地	市街地 工場地帯	ハシボソガラス、スズメ、ムクドリ、カナヘビ、クマゼミ	セイヨウタンポポ、オオバコ、ヒメジョオン
開放水域	河川	カワセミ、カルガモ、サギ類、クサガメ、モツゴ	ヨシ、マコモ、ミゾソバ、セリ

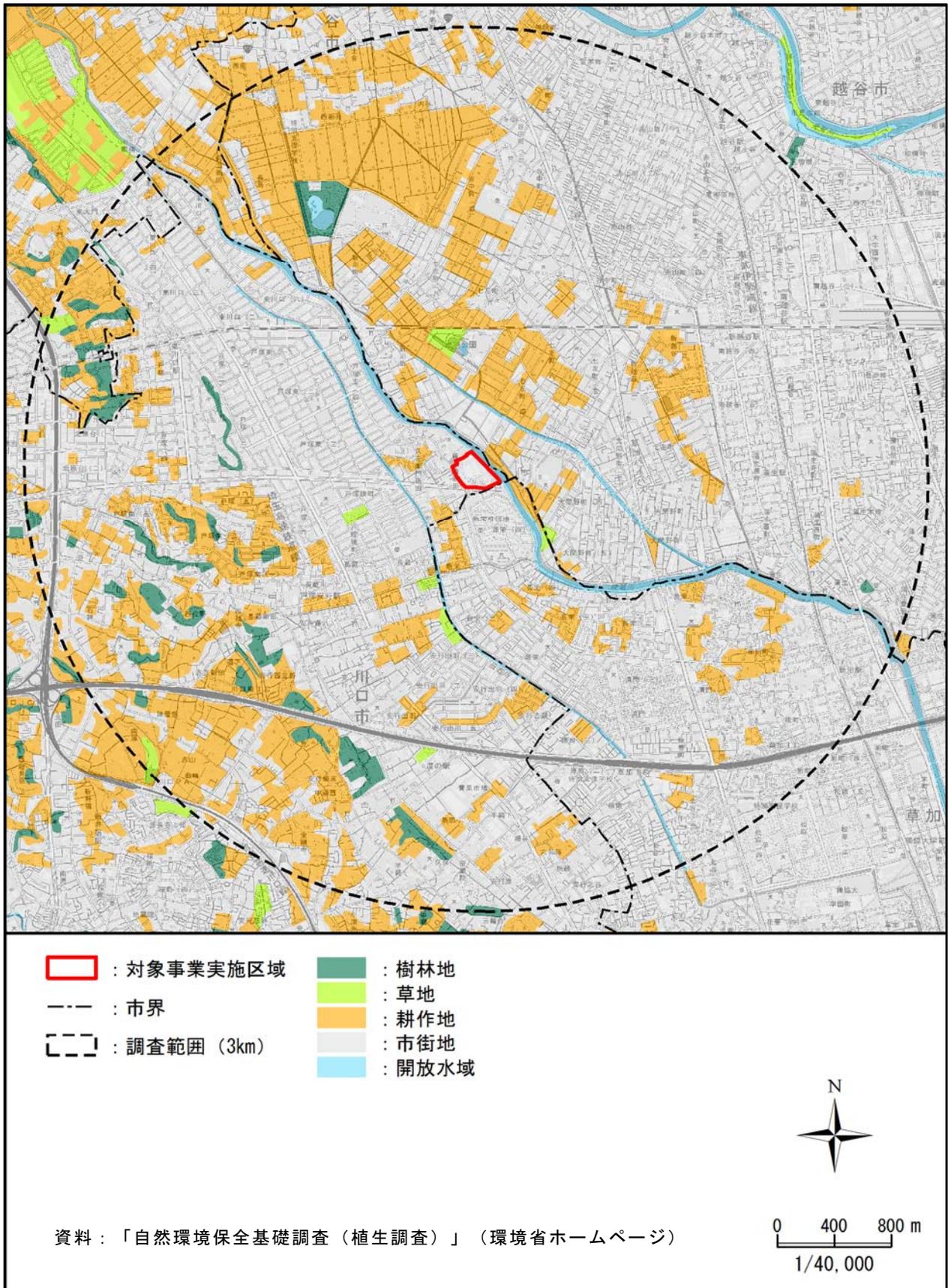


図 3.2-19 主要な環境区分

(6) 景観、自然とのふれあいの場の状況

ア 景観

調査範囲及びその周辺には、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 埼玉県」(平成元年、環境庁)によると自然景観資源は存在しないが、「埼玉県地理環境情報 WebGIS (ふるさと景観)」(埼玉県ホームページ)によると表 3.2-32 及び図 3.2-20 に示すとおり、ふるさとの緑の景観地(西立野ふるさとの緑の景観地)及びふるさとの森(源左衛門新田ふるさとの森、興禅院ふるさとの森等の5ヶ所)が記載されている。

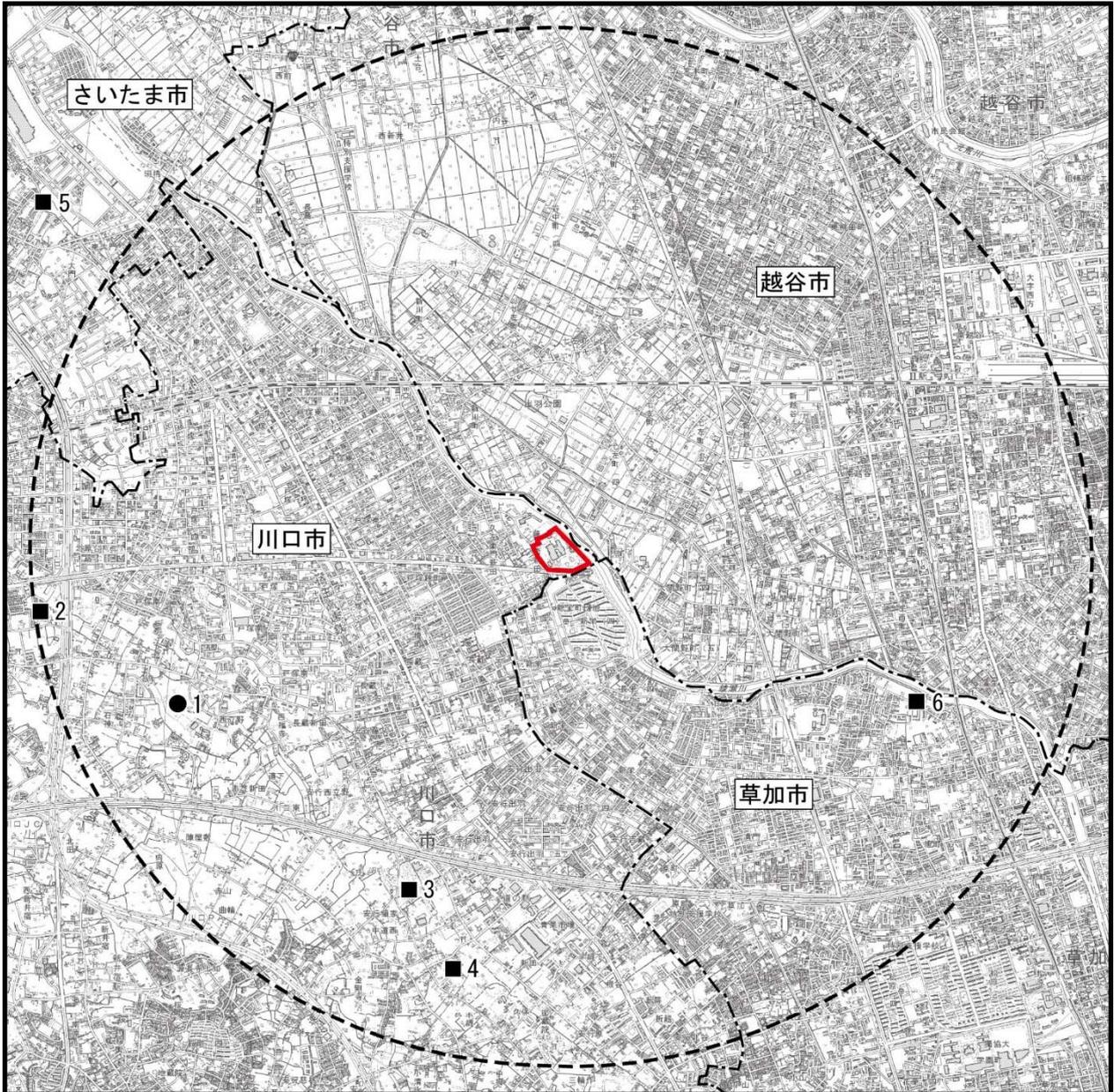
また、文化財保護法及び文化財保護条例等により指定されている大木等で景観資源となる史跡、名勝等は、「(7)文化財その他の生活環境の状況」の表 3.2-34 及び図 3.2-22 に示すとおりである。

なお、いずれの景観資源も対象事業実施区域周辺には存在しておらず、対象事業実施区域周辺が眺望対象とはならない。

表 3.2-32 景観資源の状況

No.	区 分	名 称	所在地
1	ふるさとの緑の景観地	西立野ふるさとの緑の景観地	川口市
2	ふるさとの森	源左衛門新田ふるさとの森	川口市
3		興禅院ふるさとの森	川口市
4		興禅院・赤堀用水沿い斜面林 ふるさとの森	川口市
5		大門神社ふるさとの森	さいたま市
6		田中家屋敷林ふるさとの森	草加市

資料：「埼玉県地理環境情報 WebGIS (ふるさと景観)」(埼玉県ホームページ)



■ : 対象事業実施区域

----- : 市界

○ : 調査範囲 (3 km)

● : ふるさとの緑の景観地

■ : ふるさとの森

注) 図中の番号は、表 3.2-32 に対応する。

資料: 「埼玉県地理環境情報 WebGIS (ふるさと景観)」(埼玉県ホームページ)

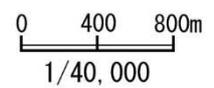


図 3.2-20 景観資源の状況

イ 自然とのふれあいの場の状況

調査範囲及びその周辺には、「彩の国埼玉情報サイトさいたまなび」、「川口市内の観光スポット」（川口市ホームページ）等によると、表 3.2-33 及び図 3.2-21 に示すとおり、自然とのふれあいの場として公園等が挙げられている。

なお、対象事業実施区域近傍では、北側に川口市の「4. 綾瀬の森（通称）」や南側に草加市の「12. 桜並木（綾瀬川右岸新栄町団地沿い）」や越谷市の「43. 大間野町第二公園」が自然とのふれあいの場として利用されている。

表 3.2-33 自然とのふれあいの場の状況

No.	名称	所在地	No.	名称	所在地
1	戸塚榎戸公園	川口市	23	葛西親水緑道	越谷市
2	北原台公園	川口市	24	堂面第二公園	越谷市
3	戸塚中台公園	川口市	25	堂面第一公園	越谷市
4	綾瀬の森（通称）	川口市	26	越谷駅西口公園	越谷市
5	戸塚南公園	川口市	27	赤山第二公園	越谷市
6	戸塚はさみ第二公園	川口市	28	赤山公園	越谷市
7	戸塚下台公園	川口市	29	宮本公園	越谷市
8	花と緑の振興センター	川口市	30	県民健康福祉村	越谷市
9	安行公園	川口市	31	出羽公園	越谷市
10	イチリンソウ自生地	川口市	32	南越谷第二公園	越谷市
11	安行原自然の森	川口市	33	七左第三公園	越谷市
12	桜並木（綾瀬川右岸新栄町団地沿い）	草加市	34	七左第四公園	越谷市
13	桜並木（金明町綾瀬川沿い）	草加市	35	南越谷第一公園	越谷市
14	草加松原「松並木」	草加市	36	タイヤ公園	越谷市
15	松原団地西口公園	草加市	37	蒲生公園	越谷市
16	桜並木（伝右川沿い峯分橋付近）	草加市	38	蒲生旭町公園	越谷市
17	東越谷第二公園	越谷市	39	南部第一公園	越谷市
18	元荒川緑道	越谷市	40	蒲生寿町公園	越谷市
19	元荒川桜堤	越谷市	41	南越谷第三公園	越谷市
20	越ヶ谷三丁目公園	越谷市	42	大間野町第三公園	越谷市
21	東越谷第一公園	越谷市	43	大間野町第二公園	越谷市
22	東越谷ボタン公園	越谷市			

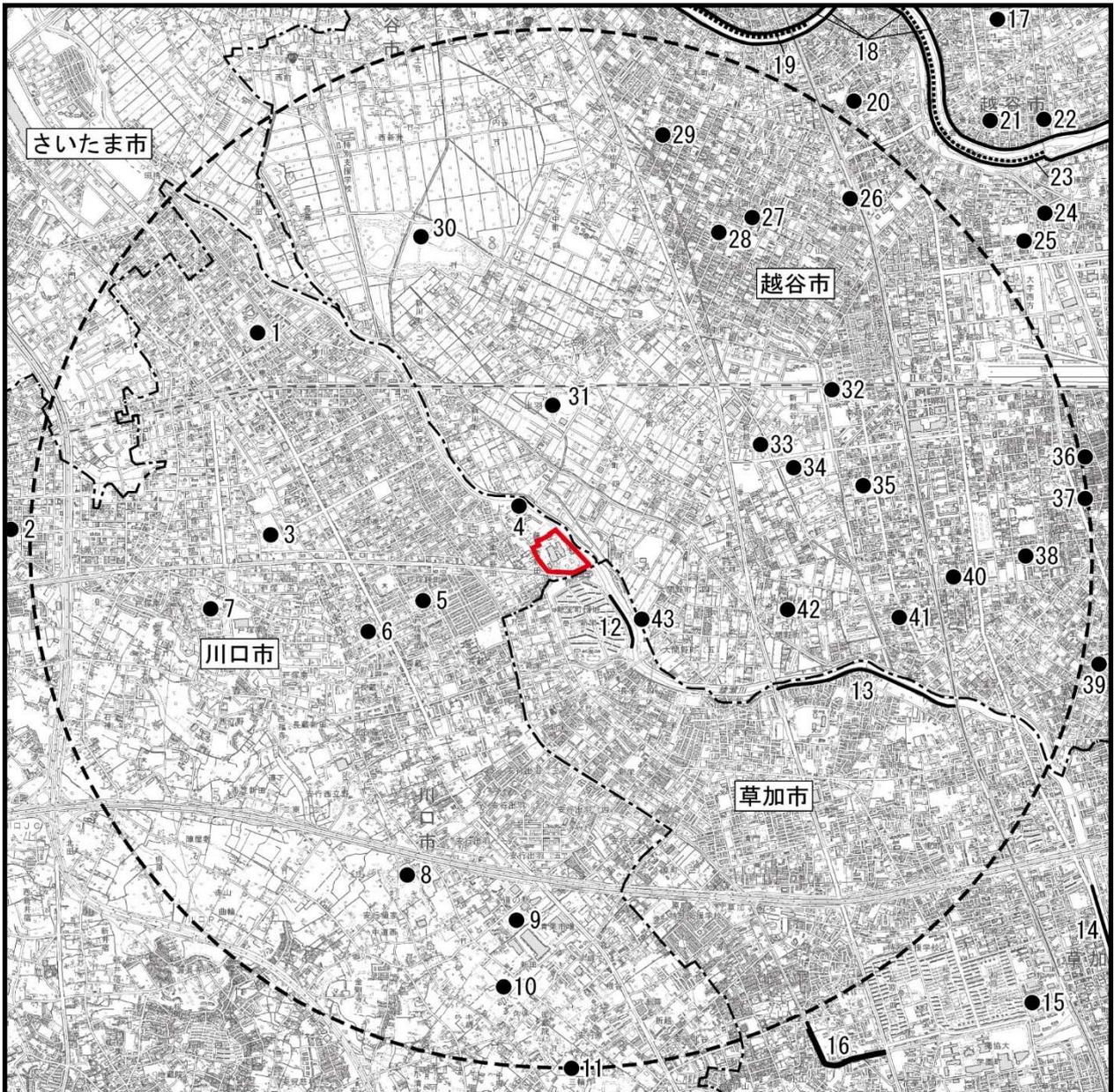
資料：「彩の国埼玉情報サイトさいたまなび」

：「川口市内の観光スポット」（川口市ホームページ）

：「草加のみどころ」（草加市ホームページ）

：「越谷を楽しむ」（越谷市ホームページ）

：「全国観るなび 全国観光情報検索」（公益社団法人 日本観光振興協会ホームページ）等



■ : 対象事業実施区域

----- : 市界

○ : 調査範囲 (3 km)

● : 自然とのふれあいの場

注) 図中の番号は、表 3.2-33 に対応する。

資料 : 「彩の国埼玉情報サイトさいたまナビ」
 : 「川口市内の観光スポット」(川口市ホームページ)
 : 「草加のみどころ」(草加市ホームページ)
 : 「越谷を楽しむ」(越谷市ホームページ)
 : 「全国観るナビ 全国観光情報検索」
 (公益社団法人 日本観光振興協会ホームページ) 等

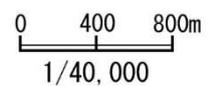


図 3.2-21 自然とのふれあいの場の状況

(7) 文化財その他の生活環境の状況

ア 指定文化財等

調査範囲及びその周辺の「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「埼玉県文化財保護条例」（昭和 30 年条例第 46 号）、「川口市文化財保護条例」（昭和 37 年条例第 15 号）、「さいたま市文化財保護条例」（平成 13 年条例第 137 号）及び「越谷市文化財保護条例」（昭和 33 年条例第 16 号）に基づく指定文化財等の状況は、表 3.2-34 及び図 3.2-22 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺には、国指定の文化財が 2 件、県指定の文化財が 5 件、川口市指定の文化財が 14 件、さいたま市指定の文化財が 1 件、越谷市指定の文化財が 6 件及び国の登録文化財が 4 件ある。

なお、対象事業実施区域周辺に指定文化財等は存在しない。

イ 埋蔵文化財包蔵地

川口市文化財課埋蔵文化財係への聞き取りの結果、対象事業実施区域に埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

表 3.2-34 指定文化財等の状況

No.	指定	種別	名称	所在地	
1	国	名勝	名勝おくのほそ道の風景地 草加松原	草加市栄町3他	
2		天然記念物	越ヶ谷のシラコバト	越谷市周辺	
3	県	建造物	西福寺三重塔付元禄六年棟札一枚	川口市西立野420	
4		史跡	蒲生の一里塚	越谷市蒲生愛宕町	
5		旧跡	赤山城跡（赤山陣屋敷社）	川口市赤山766-2他	
6		旧跡	安行苗木開発の祖 吉田権之丞の墓	川口市安行吉岡1361	
7		選定重要遺跡	宮合遺跡	川口市西立野宮合	
8	川口市	建造物	赤山山王権現社 本殿付覆屋一棟・狛犬一對	川口市赤山218	
9		建造物	金剛寺山門	川口市安行吉岡1361	
10		歴史資料	伊奈家頌徳碑	川口市赤山1285	
11		歴史資料	八幡宮石祠 （伊奈忠順の碑文）	川口市赤山218	
12		歴史資料	道標（新四国八十八箇所札所五十九番標識）	川口市桜町5-5-39	
13		歴史資料	道標（地藏菩薩）	川口市石神1253	
14		歴史資料	道標（庚申塔）	川口市新井宿157	
15		有形民俗文化財	寛永二十年銘山王二十一仏庚申塔	川口市戸塚2-6-29	
16		史跡	金剛寺経塚付出土品	川口市安行吉岡1361	
17		史跡	小谷三志の墓	川口市桜町5-5-39	
18		史跡	旧浦寺村の弁天池跡付元文元年・寛文九年銘の石碑2基	川口市桜町6-11	
19		天然記念物	真乗院のコウヤマキ	川口市石神1253	
20		天然記念物	安行原イチリンソウ自生地	川口市安行原2269-1、2269-2・2270	
21		天然記念物	地藏院のタブノキ	川口市桜町5-5-39	
22		さいたま市	天然記念物	コルクガシ	さいたま市緑区大門
23		越谷市	歴史資料	清蔵院の山門	越谷市蒲生本町13-41
24			歴史資料	窮民救済の碑	越谷市瓦曽根1-5-43
25			天然記念物	有瀧家のタブノキ	越谷市中町8-26
26			天然記念物	浅間神社のケヤキ	越谷市中町
27	天然記念物		中村家のイチョウ	越谷市東越谷	
28	旧跡		千徳丸供養塔	越谷市瓦曽根・照蓮院	
29	国登録	建築物	木下半助商店稲荷社	越谷市中町4675	
30		建築物	木下半助商店主屋		
31		建築物	木下半助商店石蔵		
32		建築物	木下半助商店店舗及び土蔵		

資料：「川口の文化財」（川口市立文化財センターホームページ）

：「さいたま市の文化財」（さいたま市ホームページ）

：「草加市の指定・登録文化財」（草加市ホームページ）

：「越谷市の指定文化財」（越谷市ホームページ）

：「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ）

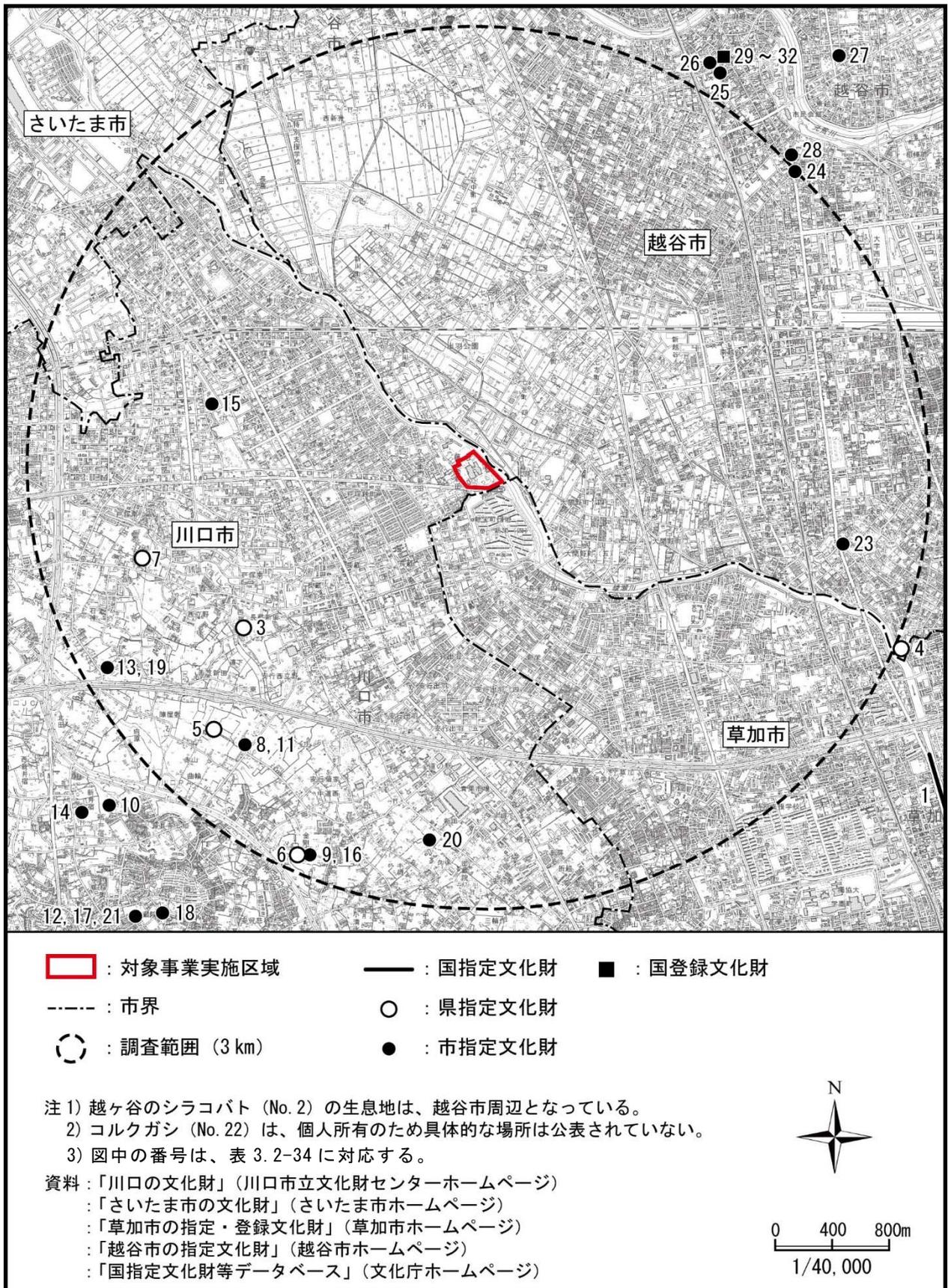


図 3.2-22 指定文化財等の状況

(8) 一般環境中の放射性物質に係る環境の状況

調査範囲及びその周辺における地上 1m の放射線量の測定結果は表 3.2-35 に、測定地点は図 3.2-23 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺の放射線量は、平成 28 年 10 月から平成 29 年 8 月まで、ほぼ横ばいで推移している。

環境省では、「放射性物質汚染対処特措法」(平成 23 年法律第 110 号)に基づく汚染状況重点地域の指定や、除染実施計画を策定する地域の要件を、毎時 0.23 μ Sv 以上の地域であることとしている。この基準と比較すると、平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月における調査範囲及びその周辺で測定された放射線量は低い値である。

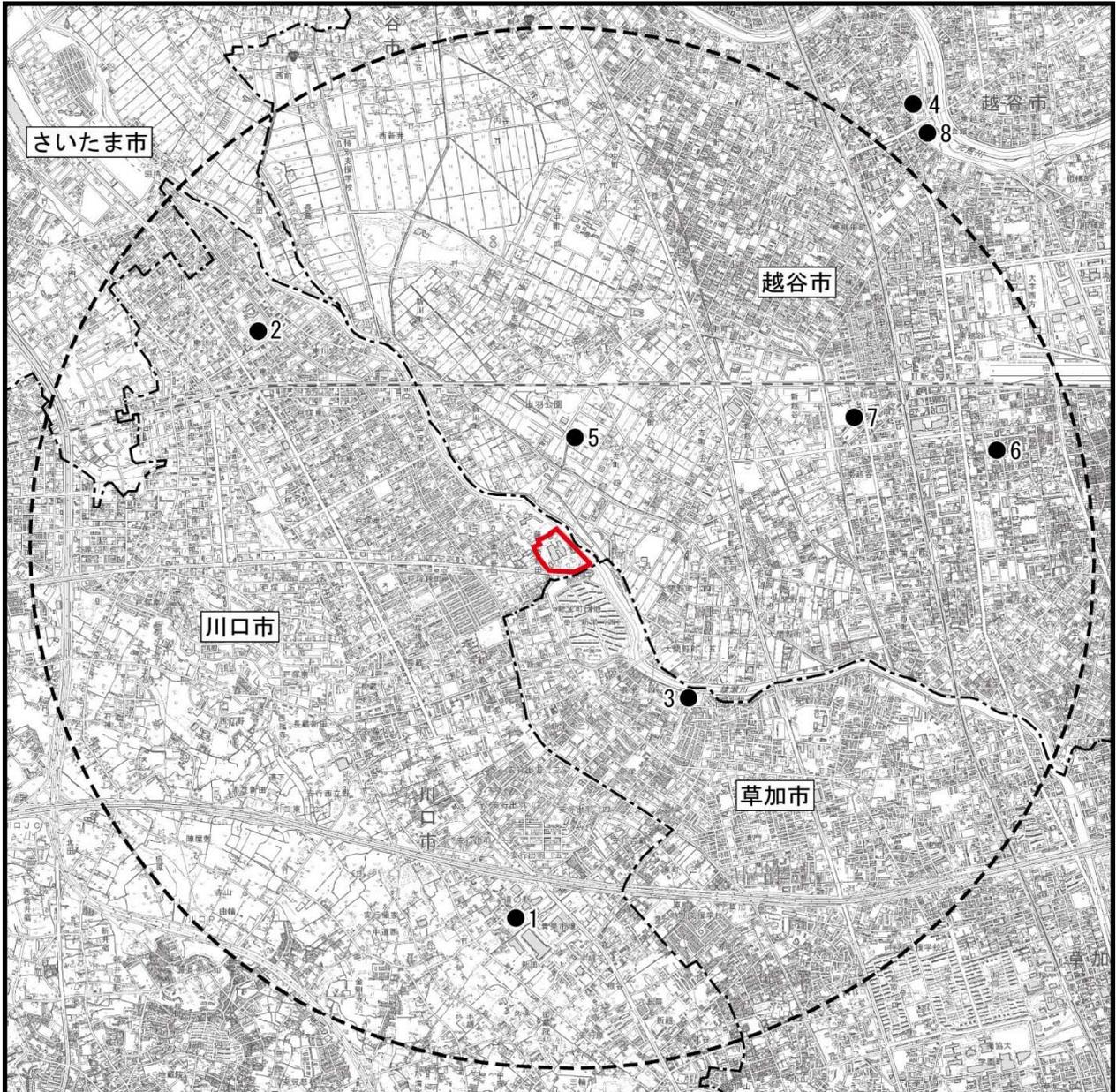
表 3.2-35 放射線量の測定結果

市名	No.	調査地点	測定結果 (μ Sv/h)											
			平成 28 年						平成 29 年					
			9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
川口市	1	安行スポーツセンター (安行領家 880)	—	0.04	—	0.05	—	0.03	—	0.03	—	0.04	—	0.04
	2	戸塚複戸公園 (東川口 3-11)	—	0.07	—	0.07	—	0.08	—	0.06	—	0.09	—	0.07
草加市	3	長栄中央公園	—	—	0.071	—	—	—	—	—	0.069	—	—	—
越谷市	4	越谷市役所 (越ヶ谷四丁目 2-1)	—	—	0.07	—	—	0.08	—	—	—	—	—	0.07
	5	出羽地区センター (七左町四丁目 248-1)	—	—	0.06	—	—	0.06	—	—	—	—	—	0.06
	6	蒲生地区センター (登戸町 33-16)	—	—	0.07	—	—	0.08	—	—	—	—	—	0.08
	7	南越谷地区センター (南越谷四丁目 21-1)	—	—	0.06	—	—	0.06	—	—	—	—	—	0.05
	8	越ヶ谷地区センター (越ヶ谷四丁目 1-1)	—	—	0.07	—	—	0.07	—	—	—	—	—	0.07

資料：「川口市の放射線の測定結果について」(川口市ホームページ)

：「放射線量測定結果 公園・グラウンド」(草加市ホームページ)

：「空間放射線量の定点測定結果について」(越谷市ホームページ)



□ : 対象事業実施区域

----- : 市界

○ : 調査範囲 (3 km)

● : 放射線量測定地点

注) 図中の番号は、表 3.2-35 に対応する。

資料 : 「川口市の放射線の測定結果について」(川口市ホームページ)
 : 「放射線量測定結果 公園・グランド」(草加市ホームページ)
 : 「空間放射線量の定点測定結果について」(越谷市ホームページ)



0 400 800m
 1/40,000

図 3.2-23 放射線量測定地点図

(9) その他環境等への負荷の状況

1) 温室効果ガス

関係市における平成 26 年度の二酸化炭素排出量は表 3.2-36 に、対象事業実施区域の位置する川口市における二酸化炭素排出量の経年変化は図 3.2-24 に示すとおりである。

平成 26 年度の二酸化炭素排出量は、川口市、さいたま市及び越谷市では家庭部門の割合が高く、草加市では産業部門の割合が高くなっている。

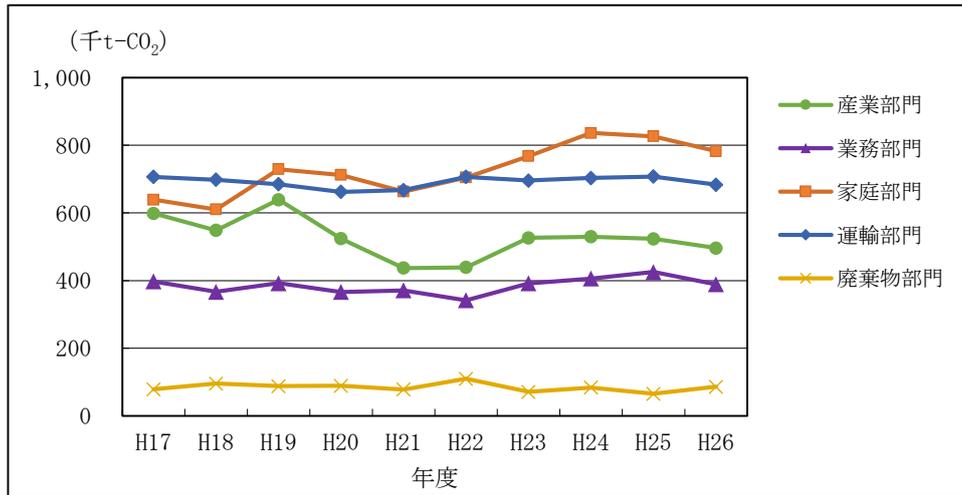
対象事業実施区域の位置する川口市の業務部門、運輸部門及び廃棄物部門の二酸化炭素排出量は、平成 17 年度から平成 26 年度においてほぼ横ばいで推移している。産業部門は平成 17 年度からの 10 年間で減少傾向となっており、家庭部門は増加傾向となっている。

表 3.2-36 二酸化炭素排出量（平成 26 年度）

市名	区分	排出量	
		千 t-CO ₂	%
川口市	産業部門	495.8	20.3
	業務部門	389.2	16.0
	家庭部門	782.6	32.1
	運輸部門	683.6	28.0
	廃棄物部門	86.1	3.5
	合計	2,437.3	100.0
さいたま市	産業部門	617.3	11.8
	業務部門	1,277.6	24.5
	家庭部門	1,668.0	32.0
	運輸部門	1,490.1	28.6
	廃棄物部門	160.3	3.1
	合計	5,213.4	100.0
草加市	産業部門	518.3	39.0
	業務部門	158.1	11.9
	家庭部門	323.4	24.3
	運輸部門	274.6	20.6
	廃棄物部門	56.0	4.2
	合計	1,330.5	100.0
越谷市	産業部門	120.9	9.3
	業務部門	259.9	20.1
	家庭部門	431.4	33.3
	運輸部門	410.1	31.7
	廃棄物部門	72.2	5.6
	合計	1,294.5	100.0

注) 端数処理を行っているため、排出量の合計が 100%にならない場合がある。

資料：「市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2014 年度」（埼玉県ホームページ）



資料：「市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2014年度」（埼玉県ホームページ）

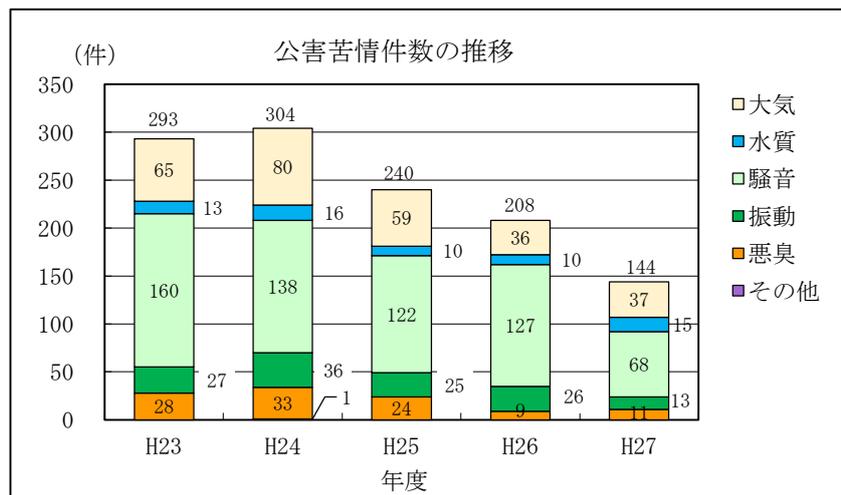
図 3.2-24 川口市における二酸化炭素排出量の経年変化

2) 公害苦情

対象事業実施区域の位置する川口市における平成 23 年度から平成 27 年度の公害に関する苦情件数の推移は、図 3.2-25 に示すとおりである。

平成 23 年度からの経年変化は、各項目ともにおおむね減少傾向にあるが、水質はほぼ横ばいで推移している。

平成 27 年度の公害苦情の総数は 144 件であり、騒音に関する苦情が 68 件と最も多くなっている。



資料：「川口市統計書 平成 28 年版」（川口市ホームページ）

図 3.2-25 川口市の公害苦情件数の推移

第4章 調査項目

4.1 環境影響要因の把握

「第2章 対象事業の目的及び概要」において示した対象事業の特性に基づき、本事業の実施に伴い環境に影響を及ぼすおそれのある要因（以下「環境影響要因」という。）を抽出した。

抽出した環境影響要因は、表4.1-1に示すとおりである。

表 4.1-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

影響を及ぼす時期	環境要因の区分	環境影響要因
工事中	工事中	建設機械の稼働
		資材運搬等の車両の走行
		造成等の工事
供用時	存在・供用時	施設の存在
		施設の稼働
		自動車等の走行

4.2 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目は、対象事業の実施に伴う環境影響要因と当該地域の特性を勘案し、埼玉県環境影響評価技術指針（平成11年12月 埼玉県告示第1588号）の別表3-5の関連表に準拠して選定した。

選定結果は表4.2-1に示すとおりであり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、土壌、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、日照障害、電波障害、廃棄物等、温室効果ガス等の15項目を選定した。

表 4.2-1 環境影響評価項目の選定

影響要因の区分			工事中			存在・供用時			
調査・予測・評価の項目	環境影響要因		建設機械の稼働	車両の走行の搬等の	造成等の工事	施設の存在	施設の稼働	自動車等の走行	
			環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素または窒素酸化物	●	●		
二酸化硫黄または硫黄酸化物							●		
浮遊粒子状物質							●	●	
炭化水素								●	
粉じん	●	●							×
大気質に係る有害物質等							●		
騒音・低周波音	騒音	●		●			●	●	
	低周波音						●		
振動	振動	●		●			●	●	
悪臭	臭気指数または臭気の濃度						●		
	特定悪臭物質						●		
水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量						○	
		浮遊物質				◎		○	
		窒素及びりん						○	
		水温						◎	
		水素イオン濃度				◎		○	
		溶存酸素量						○	
		その他の生活環境項目						○	
	底質	健康項目等						○	
		強熱減量							
		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量							
地下水の水質	底質に係る有害物質等						●		
	地下水の水質に係る有害項目				◎				
水象	河川等の流量、流速及び水位								
	地下水の水位及び水脈								
	温泉及び鉱泉								
	堤防、水門、ダム等の施設								
土壌	土壌に係る有害項目				◎		●		
地盤	地盤沈下								
	土地の安定性								
	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)					×			
	表土の状況及び生産性								
動物	保全すべき種	●	●	◎		○			
	植物			◎		○			
	植生及び保全すべき群落			◎		○			
生態系	緑の量					○			
	地域を特徴づける生態系	●	●	◎		○			
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)				×			
		眺望景観					●		
	自然とのふれあいの場	●	●			○	○		
	史跡・文化財	指定文化財等					×		
		埋蔵文化財					×		
	日照障害	日影の状況					●		
	電波障害	電波受信状況					●		
	風害	局所的な風の発生状況							
	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			◎		●	
			残土			◎			
雨水及び処理水									
温室効果ガス等	温室効果ガス	●	●			●	●		
	オゾン層破壊物質						×		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	×	×					

●：標準的に選定する項目。○：事業特性、地域特性により選定する項目。
 ×：標準的に選定する項目または事業特性、地域特性により選定する項目であるが、今回選定しないもの。
 ◎：標準的に選定する項目として設定されていないが、今回選定するもの。

4.3 環境影響評価項目の選定理由及び選定しない理由

環境影響評価の項目として選定した理由は表4.3-1(1)～(3)に、選定しない理由は表4.3-2に示すとおりである。

表 4.3-1(1) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
大気質	二酸化窒素または窒素酸化物	工事中	建設機械の稼働に伴う排ガスの発生、資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による窒素酸化物の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生、廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による窒素酸化物の発生が考えられるため選定する。
	二酸化硫黄または硫酸酸化物	存在・供用時	ごみ焼却処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による硫酸酸化物の発生が考えられるため選定する。
	浮遊粒子状物質	存在・供用時	ごみ焼却処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生、廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による浮遊粒子状物質の発生が考えられるため選定する。
	炭化水素	存在・供用時	廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による炭化水素の発生が考えられるため選定する。
	粉じん	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行による粉じんの発生が考えられるため選定する。
	大気質に係る有害物質等	存在・供用時	ごみ焼却処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による有害物質（塩化水素、ダイオキシン類、水銀）の発生が考えられるため選定する。
騒音・低周波音	騒音	工事中	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音、資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通騒音の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の稼働に伴う工場騒音、廃棄物運搬車両等の走行に伴う道路交通騒音の発生が考えられるため選定する。
	低周波音	存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の稼働に伴う低周波音の発生が考えられるため選定する。
振動	振動	工事中	建設機械の稼働に伴う建設作業振動、資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通振動の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の稼働に伴う工場振動、廃棄物運搬車両等の走行に伴う道路交通振動の発生が考えられるため選定する。

表 4.3-1(2) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
悪臭	臭気指数または臭気の濃度	存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の稼働に伴う悪臭の発生が考えられるため選定する。
	特定悪臭物質	存在・供用時	ごみ焼却処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による悪臭の発生が考えられるため選定する。
水質	生物化学的酸素要求量	存在・供用時	ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び余熱利用施設の稼働に伴う生活排水、余熱利用施設の排水及びプラント排水の発生が考えられるため選定する。
	浮遊物質	工事中	造成等の工事に伴う濁水の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び余熱利用施設の稼働に伴う生活排水、余熱利用施設の排水及びプラント排水の発生が考えられるため選定する。
	窒素及びりん	存在・供用時	ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び余熱利用施設の稼働に伴う生活排水、余熱利用施設の排水及びプラント排水の発生が考えられるため選定する。
	水温	存在・供用時	余熱利用施設の稼働に伴う温排水の発生が考えられるため選定する。
	水素イオン濃度	工事中	造成等の工事に伴うコンクリート打設によるアルカリ排水の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び余熱利用施設の稼働に伴う生活排水、余熱利用施設の排水及びプラント排水の発生が考えられるため選定する。
	溶存酸素量	存在・供用時	ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び余熱利用施設の稼働に伴う生活排水、余熱利用施設の排水及びプラント排水の発生が考えられるため選定する。
	その他の生活環境項目	存在・供用時	ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び余熱利用施設の稼働に伴う生活排水、余熱利用施設の排水及びプラント排水の発生が考えられるため選定する。
	健康項目等	存在・供用時	ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び余熱利用施設の稼働に伴う生活排水、余熱利用施設の排水及びプラント排水の発生が考えられるため選定する。
底質に係る有害物質等	存在・供用時	ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び余熱利用施設の稼働に伴う生活排水、余熱利用施設の排水及びプラント排水の発生が考えられるため選定する。	
地下水の水質に係る有害項目	工事中	対象事業実施区域内において土壌の汚染が確認された場合に、地下水の水質汚濁の可能性が考えられるため選定する。	
土壌	土壌に係る有害項目	工事中	対象事業実施区域内において土壌の汚染が確認された場合に、造成等の工事に伴う周辺地域及び地下水への汚染拡大が懸念されるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生及び焼却灰の飛散による有害物質（ダイオキシン類）の土壌への沈降、蓄積が考えられるため選定する。

表 4.3-1(3) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
動物	保全すべき種	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う濁水の発生による保全すべき種の生息環境の変化、改変、消失が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在による保全すべき種の生息環境の変化、改変、消失が考えられるため選定する。
植物	保全すべき種、植生及び保全すべき群落、緑の量	工事中	造成等の工事に伴う濁水の発生による保全すべき種の生育環境の変化、改変、消失、また、植生及び保全すべき群落の改変、消失が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在による保全すべき種の生育環境の変化、改変、消失、また、植生及び保全すべき群落の改変、消失、緑の量の変化が考えられるため選定する。
生態系	地域を特徴づける生態系	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う濁水の発生による地域を特徴づける生態系の変化が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在による地域を特徴づける生態系の変化が考えられるため選定する。
景観	眺望景観	存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在による周辺地域からの眺望景観の変化が考えられるため選定する。
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行による自然とのふれあいの場の利用環境の変化が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在・稼働による自然とのふれあいの場の利用環境の変化が考えられるため選定する。
日照阻害	日影の状況	存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在による日影の状況の変化が考えられるため選定する。
電波障害	電波受信状況	存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在による電波受信状況の変化が考えられるため選定する。
廃棄物等	廃棄物	工事中	造成等の工事に伴う建設廃材等の廃棄物の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び余熱利用施設等の稼働に伴う廃棄物の発生が考えられるため選定する。
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事中	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び余熱利用施設等の稼働、廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生が考えられるため選定する。

表 4.3-2 環境影響評価項目として選定しない理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定しない理由
大気質	粉じん	存在・供用時	対象事業実施区域内の走行経路及び周辺地域の主要な走行経路は何れも舗装道路であることから、ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の稼働に伴う廃棄物運搬車両等の走行に伴い粉じんの発生は想定されないため選定しない。
地象	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺は平坦地であり、既存の敷地内において建て替える計画であることから、土地の改変は小さいこと、また、対象事業実施区域及びその周辺には重要な地形及び地質は存在しないため選定しない。
景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺には、対象事業実施区域周辺を眺望対象とする景観資源が存在しないため選定しない。
史跡・文化財	指定文化財等	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺には、指定文化財及びそれに準ずる史跡・文化財等、並びに埋蔵文化財包蔵地は存在しないため選定しない。
	埋蔵文化財		
温室効果ガス等	オゾン層破壊物質	存在・供用時	フロン等のオゾン層破壊物質を含む廃棄物进行处理する計画はなく、フロン等が発生するおそれはないと考えられるため選定しない。
放射線の量	放射線の量	工事中	対象事業実施区域周辺における空間放射線量率の測定結果は低い値で推移しており、また、工事中は粉じん等の飛散防止対策や土砂等の流出防止対策を実施することから、周辺地域に拡散・流出するおそれはないと考えられるため選定しない。

第5章 選定項目ごとの調査、予測及び評価手法

5.1 大気質

【調査内容】

調査内容	
大気質の状況	・調査、予測、評価の項目として選定したものの濃度の状況 (二酸化窒素もしくは窒素酸化物、二酸化硫黄もしくは硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、炭化水素又はその他の大気質に係る有害物質等)
気象の状況	・風向・風速、大気安定度(日射量、放射収支量)、気温等
大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源(固定発生源、移動発生源)の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

【調査手法(1)】

調査項目	現地調査			文献調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
大気質の状況	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)に定める方法	1. 調査地域 事業の実施により大気質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2. 調査地点 (1)環境大気 対象事業実施区域内1地点及びその周辺の住宅地付近4地点とする。 (2)沿道大気 資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上の3地点とする。 注) 沿道大気は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素、微小粒子状物質及び浮遊粉じんのみとする。	1. 調査時期及び回数 年間の大気状況を代表する時期として4季 2. 調査期間 7日間連続	下記測定局の既存測定結果を過去5年間分について収集、整理する。 [一般局] ・越谷市東越谷 [自排局] ・川口市神根 ・川口市安行 ・草加市原町自排 ・草加市花栗自排
	二酸化硫黄	「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25、35号)に定める方法			
	浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25、35号)に定める方法			
	炭化水素	「環境大気中の鉛・炭化水素の測定について」(昭和52年環大企第61号)に定める方法			
	塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」(昭和63年、環境庁)に定める方法			

【調査手法(2)】

調査項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
大気質の状況	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)に定める方法	1. 調査地域 前ページ【調査手法(1)】に同じとする。 2. 調査地点 前ページ【調査手法(1)】に同じとする。	1. 調査時期及び回数 前ページ【調査手法(1)】に同じ 2. 調査期間 前ページ【調査手法(1)】に同じ	—
	水銀	「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成23年、環境省)に定める方法			
	微小粒子状物質	「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)に定める方法			下記測定局の既存測定結果の過去4年間分について収集、整理する。 [一般局] ・越谷市東越谷 [自排局] ・川口市神根 ・草加市花栗自排
	浮遊粉じん	「JIS Z 8814 ローボリュームエアサンプラ及びローボリュームエアサンプラによる空气中浮遊粉じん測定方法」に定める方法			—

【調査手法(3)】

調査項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
気象の状況	地上気象 ・風向・風速 ・気温・湿度 ・日射量 ・放射収支量	「地上気象観測指針」(平成14年、気象庁)及び「環境大気常時監視マニュアル第4版」に定める方法	1. 調査地域 大気質の状況と同じ地域とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域内1地点とする。	1. 調査時期及び回数 1年間の通年	下記観測所の既存測定結果の過去11年間分について収集、整理する。 ・越谷地域気象観測所(埼玉県県民健康福祉村)
	上層気象 ・風向・風速 ・気温	「高層気象観測指針」(平成16年、気象庁)に定める方法	1. 調査地域 大気質の状況と同じ地域とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域内1地点とする。	1. 調査時期及び回数 年間の気象の状況を代表する時期として4季 2. 調査期間 7日間連続	—
交通量等	車種別・方向別交通量、走行速度、道路構造	断面交通量を車種別・方向別にカウンターにて計数するとともに、1時間毎に一定区間を通過する時間をストップウォッチで計時する方法、道路構造等は目視及びメジャーを用いる方法	1. 調査地域 大気質の状況と同じ地域とする。 2. 調査地点 沿道大気と同じ3地点とする。	1. 調査時期及び回数 平日の代表的な1日1回(秋季) 2. 調査期間 24時間連続	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・全国道路・街路交通情勢調査等
大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	現地踏査による方法		1. 調査地域 大気質の状況と同じ地域とする。	1. 調査時期及び回数 任意の時期に1回	地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集、整理による。
その他の事項	既存の発生源の状況				
	学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況				

【現地調査地点一覧】

<環境大気>

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
環境大気	1	対象事業実施区域内 (No.1-1)	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 塩化水素 ダイオキシン類 ガス状水銀 微小粒子状物質 浮遊粉じん	対象事業実施区域の代表的な一般環境を把握する地点として選定する。
	2	対象事業実施区域の北側住宅地		対象事業実施区域の北側の住宅地となる地点として選定する。(越谷市)
	3	対象事業実施区域の西側住宅地		対象事業実施区域の西側の住宅地となる地点として選定する。(川口市)
	4	対象事業実施区域の南側住宅地 (年間卓越風向の風下側)		対象事業実施区域の南側の住宅地であり、年間卓越風向の風下側となる地点として選定する。(草加市)
	5	対象事業実施区域の東側住宅地		対象事業実施区域の東側の住宅地となる地点として選定する。(越谷市)

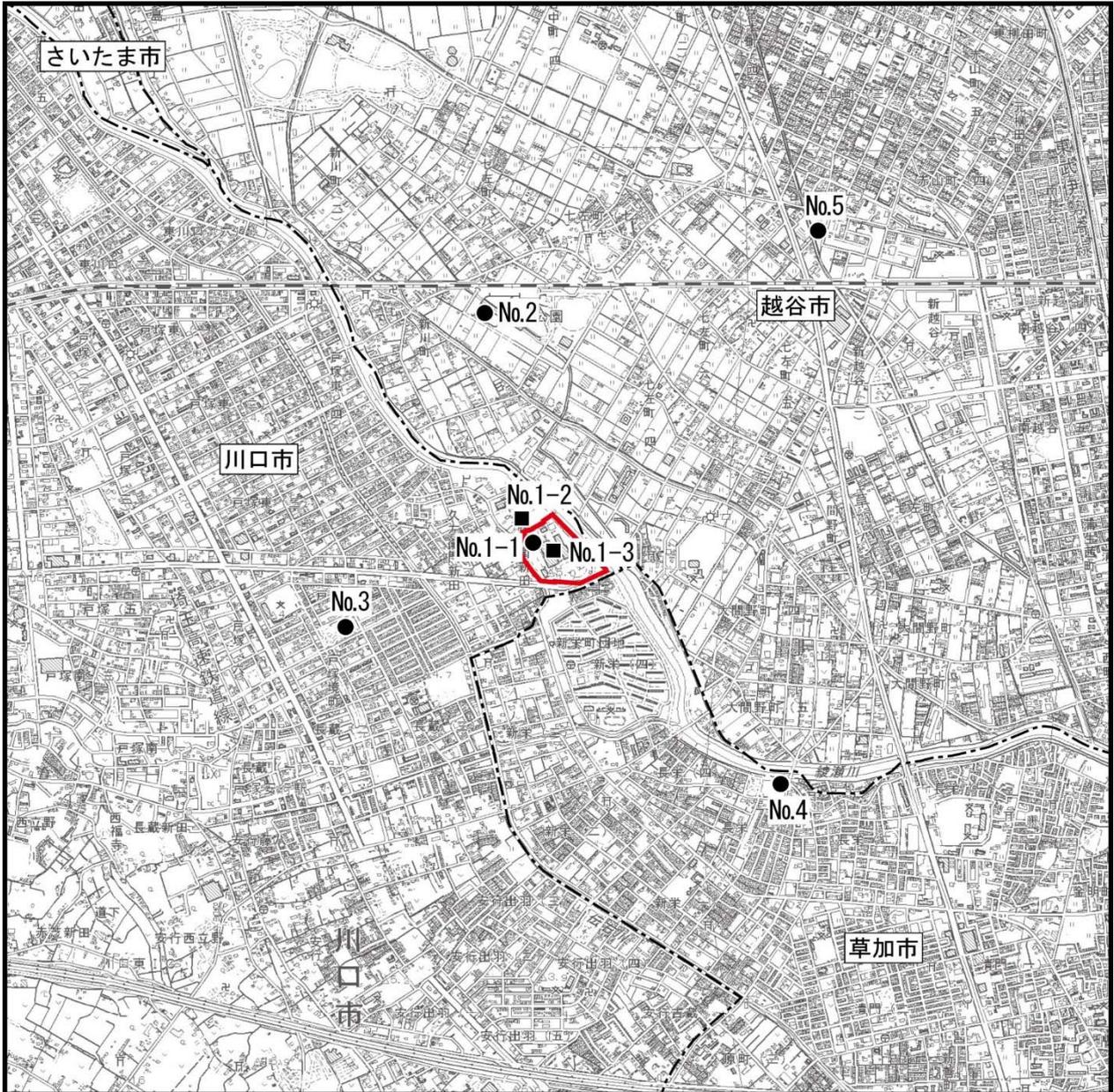
<沿道大気、交通量等>

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
沿道大気・交通量等	1	市道幹線第50号線東側区間沿道	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 炭化水素 微小粒子状物質 浮遊粉じん 交通量等	対象事業実施区域周辺の主要な幹線道路であり、資材運搬等の車両、廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上になると想定される地点として選定する。
	2	市道幹線第50号線西側区間沿道		
	3	市道幹線第59号線南側区間沿道		

<気象>

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
地上気象	1	対象事業実施区域内 (No.1-2は地上であるが、既存建物による影響を考慮して、風向・風速のみ既存建物の屋上 (No.1-3) で調査を実施する。)	風向・風速 気温・湿度 日射量 放射収支量	対象事業実施区域の代表的な一般環境を把握する地点として選定する。
上層気象	1	対象事業実施区域内	風向・風速 気温	対象事業実施区域及びその周辺の代表的な上層気象を把握する地点として選定する。

注) 現地調査地点の位置は図 5.1-1(1)、(2)参照。



□ : 対象事業実施区域

----- : 市界

● : 大気質調査地点

■ : 気象調査地点

注 1) 対象事業実施区域内 (No.1) の気象調査については、既存施設の影響を考慮して、日射量、放射収支量、気温・湿度はNo.1-2 (北側の空地)、風向・風速はNo.1-3 (既存建物屋上) を調査地点とする。

2) 上層気象調査は、No.1-2 を始めとして、対象事業実施区域内の調査実施に支障のない場所で実施する。



0 250 500m
1/25,000

図 5.1-1(1) 調査地点位置図 (環境大気)

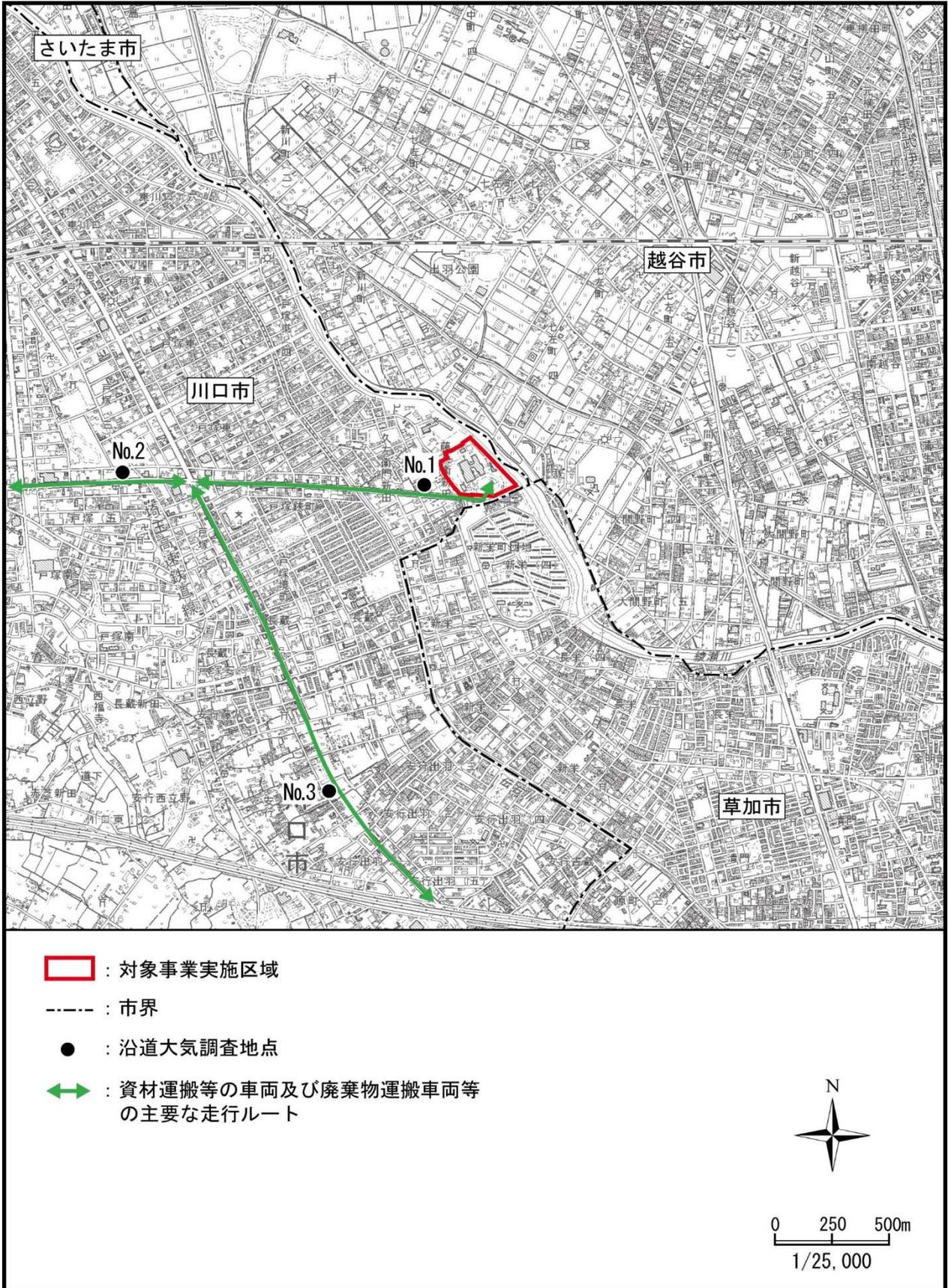


図 5.1-1(2) 調査地点位置図 (沿道大気)

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法				
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法	
工事中	建設機械の稼働	二酸化窒素	建設機械の稼働に伴う排ガスの発生による二酸化窒素（窒素酸化物）の大気中の濃度の変化（年平均値）	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 現地調査地点及び最大着地濃度地点とする。	建設機械の稼働台数が最大となる時期	工事計画により、想定される建設機械の種類、台数等を設定し、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルを用いて定量的に予測する。
		粉じん				建設機械の稼働に伴う土粒子の飛散の状況
	資材運搬等の車両の走行	二酸化窒素	資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による二酸化窒素（窒素酸化物）の大気中の濃度の変化（年平均値）	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 現地調査地点とする。	資材運搬等の車両台数が最大となる時期	工事計画により、想定される資材運搬等の車両の走行台数等を設定し、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルを用いて定量的に予測する。
		粉じん				資材運搬等の車両の走行に伴う土粒子の飛散の状況

注) 微小粒子状物質については、発生源や大気中の動態等の仕組みが解明されておらず、公に認知された予測手法がないため、現地調査のみで、予測は実施しないこととする。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に基づく環境基準</p>	
環境の保全に関する配慮方針	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は実行可能な範囲で、排出ガス対策型の機種を使用する。 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。 建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。 建設機械に使用する燃料（軽油）は、適正な品種のものを使用する。 敷地境界には工事用仮囲い等を設置し、粉じん等の飛散防止を図る。 造成工事などで、粉じん等が飛散しやすい気象条件下には適宜散水等の粉じん等の飛散防止を図る。
	資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両は実行可能な範囲で、最新の排出ガス規制適合車及び低燃費車、九都県市粒子状物質減少装置装着適合車等の低公害車を使用する。 通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前 8 時から午後 5 時までの運行計画とする。 資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。 資材運搬等の車両のタイヤに付着した泥・土の飛散を防止するために、工事関係車両出入口付近に水洗いを行う洗車設備を設置する。

【予測及び評価の手法＜存在・供用時＞】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の稼働 二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 塩化水素 ダイオキシン類 水銀	新施設の稼働に伴うばい煙の排出による二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類及び水銀の大気中の濃度の変化（年平均値、1時間値）	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 現地調査地点及び最大着地濃度地点とする。	・新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時 ・新施設の単独稼働時 注)新施設については稼働が概ね定常状態となる時期とする。	現地調査結果により、既存施設の影響を含めた大気質の状況を把握する。また、事業計画により、新施設の稼働に伴い想定されるばい煙の排出条件を設定し、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルを用いて定量的に予測する。
	自動車等の走行	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 炭化水素	新施設の稼働時における廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び炭化水素の大気中の濃度の変化（年平均値）	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 現地調査地点と同様とする。	事業計画等により、新施設単独稼働時及び既存施設との同時稼働時に想定される廃棄物運搬車両等の走行台数を設定し、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルを用いて定量的に予測する。

注) 微小粒子状物質については、発生源や大気中の動態等の仕組みが解明されておらず、公に認知された予測手法がないため、現地調査のみで、予測は実施しないこととする。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）、「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）、「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に基づく環境基準 ・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（昭和 52 年環大規第 136 号）における塩化水素の指針値 ・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）（平成 15 年中環審第 143 号）」におけるガス状水銀の指針値 ・「光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）」（昭和 51 年中央公害対策審議会）」における非メタン炭化水素の指針値 	
環境の保全に関する配慮方針	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準を遵守するとともに、自主規制値を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。 ・燃焼ガス冷却設備及びバグフィルタ等により構成される排出ガス処理施設を設置し、適正な運転・管理を行う。 ・燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により、安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止を図り、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。
	自動車等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両による環境負荷を低減するため、天然ガス収集車の導入を推進するとともに、ハイブリッド収集車をはじめとする次世代自動車に関する情報を収集し、導入を図る。 ・廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。 ・廃棄物運搬車両等の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。

5.2 騒音・低周波音

【調査内容】

調査内容	
騒音及び低周波音の状況	
道路交通の状況	・道路の構造、交通量等
音の伝播に影響を及ぼす地形・地物の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

【調査手法(1)】

調査項目	現地調査			文献調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
騒音及び低周波音の状況	環境騒音 (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq})	「騒音に係る環境基準について」(平成10年、環境庁告示第64号)に定める方法	1. 調査地域 事業の実施により環境騒音への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域の敷地境界4地点及びその周辺の住宅地等付近の4地点とする。	1. 調査時期及び回数 平日・休日の代表的な1日各1回(秋季) 2. 調査期間 24時間連続	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・埼玉県騒音調査結果
	道路交通騒音 (L_{Aeq})		1. 調査地域 事業の実施により道路交通騒音への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域周辺とする。 2. 調査地点 資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上の3地点とする。	1. 調査時期及び回数 平日の代表的な1日1回(秋季) 2. 調査期間 6時～22時 注) 関係車両の走行時間帯: 7時～18時	
	低周波音 (G特性音圧レベル、1/3オクターブバンド音圧レベル)	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年、環境庁)に定める方法	1. 調査地域 事業の実施により低周波音の影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2. 調査地点 環境騒音の敷地境界と同じ4地点とする。	1. 調査時期及び回数 平日・休日の代表的な1日各1回(秋季) 2. 調査期間 24時間連続	

【調査手法(2)】

調査項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
道路交通の状況	交通量、走行速度、道路構造	交通量は、車種別（大型車、小型車、自動二輪車、塵芥車）・方向別にカウンターにて計数する方法 走行速度は、1時間毎に一定区間を通過する時間をストップウォッチで計時する方法 道路構造は目視及びメジャーを用いる方法 （前掲「5.1 大気質」における道路交通の状況の調査結果より引用する。）	1. 調査地域 道路交通騒音と同じ地域とする。 2. 調査地点 道路交通騒音と同じ3地点とする。	1. 調査時期及び回数 平日の代表的な1日1回(秋季) 2. 調査期間 6時～22時 注) 関係車両の走行時間帯：7時～18時	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・全国道路・街路交通情勢調査等
音の伝播に影響を及ぼす地形・地物の状況	既存の発生源の状況	現地踏査による方法	1. 調査地域 環境騒音、道路交通騒音及び低周波音と同じ地域とする。	1. 調査時期及び回数 任意の時期に1回	地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集、整理による。
その他の事項	学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況				

【現地調査地点一覧】

<環境騒音、低周波音、道路交通騒音、道路交通>

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
環境騒音・低周波音	1～4	対象事業実施区域敷地境界（4方向）	環境騒音 低周波音	対象事業実施区域の環境騒音又は低周波音を代表する地点として、敷地境界の4方向（4地点）を選定する。
	5	対象事業実施区域の北側（戸塚綾瀬小学校敷地境界付近）	環境騒音	対象事業実施区域北側において、環境保全上配慮が必要な施設として戸塚綾瀬小学校の敷地境界付近を選定する。
	6	対象事業実施区域の西側（藤兵衛新田住宅地）	環境騒音	対象事業実施区域西側において、環境保全上配慮が必要な施設として、藤兵衛新田の住宅地を選定する。
	7	対象事業実施区域の南側（新栄町住宅地）	環境騒音	対象事業実施区域南側において、環境保全上配慮が必要な施設として、新栄町の住宅地を選定する。
	8	対象事業実施区域の東側（七左町住宅地）	環境騒音	対象事業実施区域東側において、環境保全上配慮が必要な施設として、七左町の住宅地を選定する。
道路交通騒音・	1	市道幹線第50号線東側区間沿道	道路交通騒音 交通量等	対象事業実施区域周辺の主要な幹線道路であり、資材運搬等の車両、廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上になると想定される地点として選定する。
	2	市道幹線第50号線西側区間沿道		
	3	市道幹線第59号線南側区間沿道		

注) 調査地点の位置は、図 5.2-1(1)、(2) 参照。

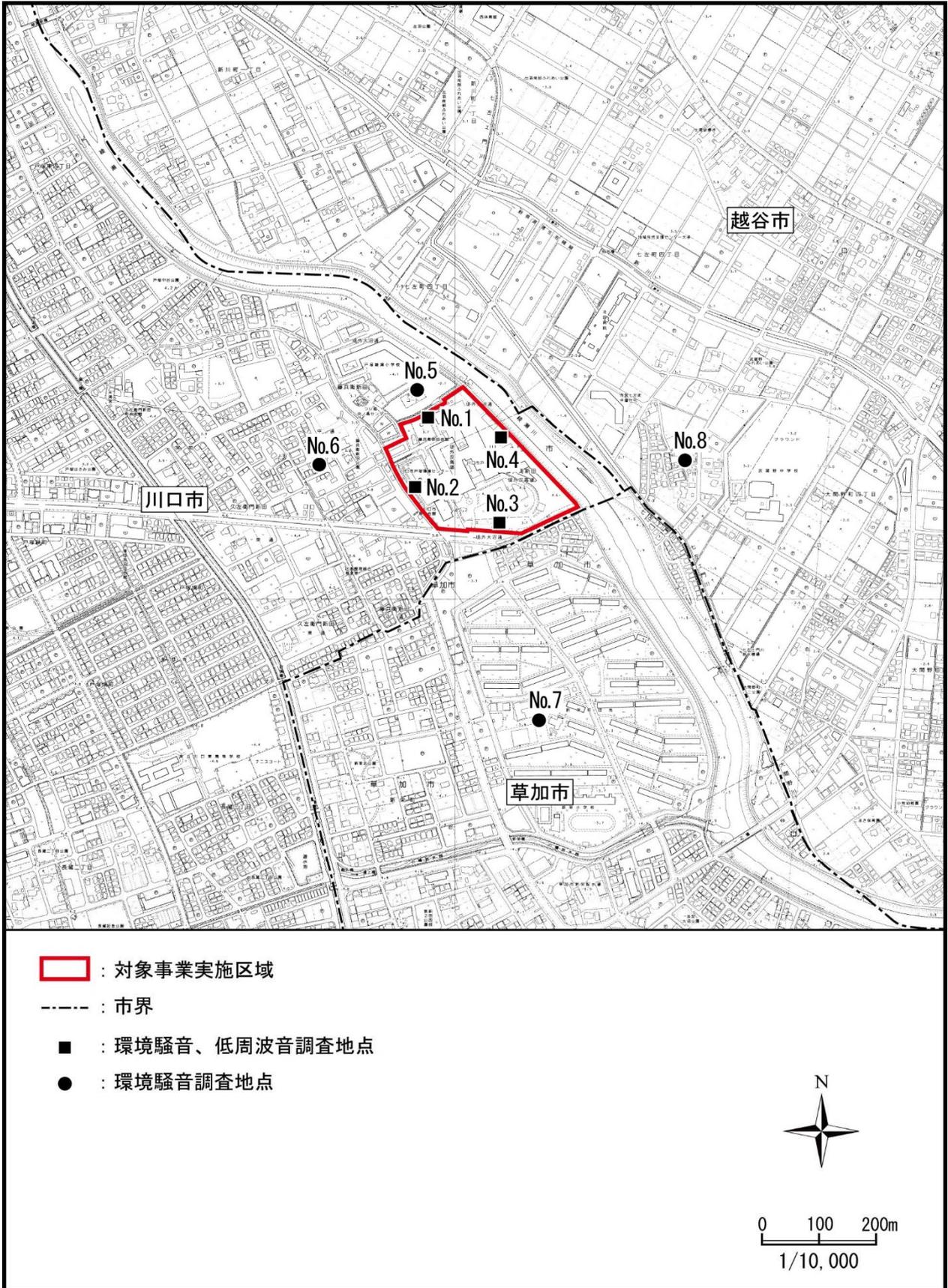
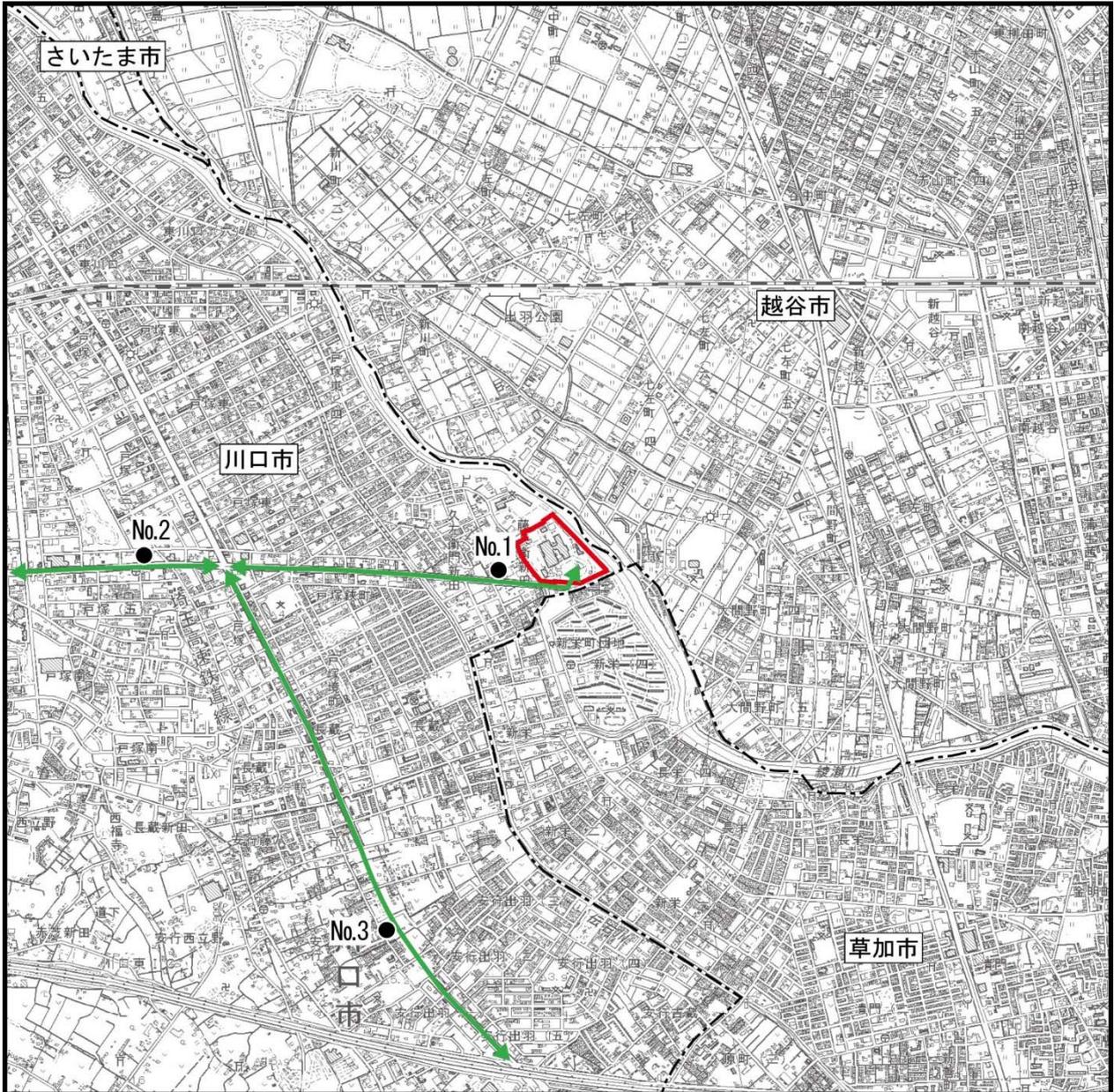


図 5.2-1(1) 調査地点位置図（環境騒音、低周波音）



- : 対象事業実施区域
- : 市界
- : 道路交通騒音、交通量等調査地点
- ↔ : 資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルート



0 250 500m
1/25,000

図 5.2-1(2) 調査地点位置図 (道路交通騒音等)

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	建設機械の稼働	建設機械の稼働による建設作業騒音レベルの変化の程度	1. 予測地域 工事の実施により建設作業騒音の影響が及ぶおそれがある想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 敷地境界及び環境騒音の現地調査地点とする。	建設機械の稼働台数が最大となる時期	工事計画により、想定される建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、日本音響学会の建設工事騒音の予測モデル「ASJ CN-Model 2007」を用いて定量的に予測する。
	資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両の走行による道路交通騒音レベル(L _{Aeq})の変化の程度	1. 予測地域 工事の実施により道路交通騒音の影響が及ぶおそれがある想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 資材運搬等の車両の主要な走行経路上として、道路交通騒音の現地調査地点とする。	資材運搬等の車両の走行台数が最大となる時期	工事計画により、想定される資材運搬等の車両台数を設定し、日本音響学会の道路交通騒音予測モデル「ASJ RTN-Model 2013」を用いて定量的に予測する。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に基づく環境基準 ・「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）に基づく特定建設作業に係る規制基準 	
環境の保全に関する配慮方針	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を使用する。 ・建設機械の集中稼働ができるだけ生じないように工事計画を検討する。 ・建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。 ・建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。 ・敷地境界又は工事区域の境界上に、工事中用仮囲い等を設置し、騒音の伝播防止を図る。
	資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前 8 時から午後 6 時までの運行計画とする。 ・資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。 ・資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。

【予測及び評価の手法＜存在・供用時＞】

環境影響要因	環境要素	予測の手法				
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法	
存在・供用時	施設の稼働	騒音	新施設の稼働による工場騒音レベルの変化の程度	1. 予測地域 事業の実施により騒音レベルの影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 新施設の単独稼働時は、敷地境界及び環境騒音の現地調査地点とする。 新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時は、環境騒音の現地調査地点とする。	・新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時 ・新施設の単独稼働時 注) 新施設については概ね定常状態となる時期とする。	現地調査結果により、既存施設の騒音の発生状況を把握する。また、事業計画により、新施設の稼働に伴い想定される騒音発生源等を設定し、騒音発生源からの伝搬過程を考慮した伝搬理論式を用いて定量的に予測する。
		低周波音	新施設の稼働による低周波音音圧レベルの変化の程度	1. 予測地域 事業の実施により低周波音の影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 低周波音の現地調査地点とする。	現地調査結果により、既存施設の低周波音の発生状況を把握する。また、事業計画等により、既存施設と新施設の配置等の違いを考慮し、伝搬理論式を用いて定量的に予測する。	
	自動車等の走行	騒音	新施設の稼働時の廃棄物運搬車両等の走行による道路交通騒音レベル (L_{Aeq}) の変化の程度	1. 予測地域 事業の実施により道路交通騒音の影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上として、道路交通騒音の現地調査地点とする。	事業計画等により、新施設の単独稼働時及び既存施設（西棟）との同時稼働時に想定される廃棄物運搬車両等の走行台数を設定し、日本音響学会の道路交通騒音予測モデル「ASJ RTN-Model 2013」を用いて定量的に予測する。	

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に基づく環境基準 ・「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年条例第 57 号）に基づく特定工場等に係る規制基準 ・「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年環境省）による心身に係る苦情に関する参照値及び物的苦情に関する参照値 	
環境の保全に関する配慮方針	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を採用する。 ・設備機器は実行可能な範囲で、地下や建築物内に配置し、騒音の施設外部への伝播の防止に努める。 ・建築物等による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸排気口の位置に留意して、設備機器の配置を検討する。 ・各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 ・敷地境界における騒音の自主規制値として、「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される第 2 種区域の規制基準値を適用する。
	自動車交通の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤車両を除く廃棄物運搬車両は、原則として土曜日・日曜日は走行せず、走行時間は午前 8 時から午後 5 時までの運行計画とする。 ・廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。 ・廃棄物運搬車両等の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。

5.3 振動

【調査内容】

調査内容	
振動の状況	
道路交通の状況	・道路の構造、交通量等
振動の伝播に影響を及ぼす地質・地盤の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

【調査手法(1)】

調査項目	現地調査			文献調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
振動の状況	環境振動 (L ₁₀ 、L ₅₀ 、L ₉₀)	「振動レベル測定法」(JIS Z 8735)及び「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)に定める方法	1. 調査地域 事業の実施により環境振動への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域の敷地境界4地点及びその周辺の住宅地付近等の4地点とする。	1. 調査時期及び回数 平日・休日の代表的な1日各1回(秋季) 2. 調査期間 24時間連続	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・埼玉県振動調査結果
	道路交通振動 (L ₁₀ 、L ₅₀ 、L ₉₀)		1. 調査地域 事業の実施により道路交通振動への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域周辺とする。 2. 調査地点 資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上の3地点とする。	1. 調査時期及び回数 平日の代表的な1日1回(秋季) 2. 調査期間 7時～19時 注) 関係車両の走行時間帯：7時～18時	
	地盤卓越振動数	「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」(平成25年、国土技術政策総合研究所資料第714号)に定める測定方法(大型車の単独走行時10台分)	道路交通振動の調査地点と同様とする。	1. 調査時期及び回数 道路交通振動の調査と同じ 2. 調査期間 任意の期間	—

【調査手法(2)】

調査項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
道路交通の状況	交通量、走行速度、道路構造	交通量は、車種別（大型車、小型車、自動二輪車、塵芥車）・方向別にカウンターにて計数する方法 走行速度は、1時間毎に一定区間を通過する時間をストップウォッチで計時する方法 道路構造は目視及びメジャーを用いる方法 (前掲「5.1 大気質」における道路交通の状況の調査結果より引用する。)	1. 調査地域 道路交通振動と同じ地域とする。 2. 調査地点 道路交通振動と同じ3地点とする。	1. 調査時期及び回数 平日の代表的な1日1回(秋季) 2. 調査期間 7時～19時 注) 関係車両の走行時間帯：7時～18時	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・全国道路・街路交通情勢調査等
振動の伝播に影響を及ぼす地質・地盤の状況	既存の発生源の状況	現地踏査による方法	1. 調査地域 環境振動及び道路交通振動と同じ地域とする。	1. 調査時期及び回数 任意の時期に1回	地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集、整理による。
その他の事項	学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況				

【現地調査地点一覧】

<環境振動、道路交通振動、道路交通>

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
環境振動	1~4	対象事業実施区域敷地境界 (4方向)	環境振動	対象事業実施区域の環境振動を代表する地点として、敷地境界の4方向(4地点)を選定する。
	5	対象事業実施区域の北側(戸塚綾瀬小学校敷地境界付近)	環境振動	対象事業実施区域北側において、環境保全上配慮が必要な施設として戸塚綾瀬小学校の敷地境界付近を選定する。
	6	対象事業実施区域の西側(藤兵衛新田住宅地)	環境振動	対象事業実施区域西側において、環境保全上配慮が必要な施設として、藤兵衛新田の住宅地を選定する。
	7	対象事業実施区域の南側(新栄町住宅地)	環境振動	対象事業実施区域南側において、環境保全上配慮が必要な施設として、新栄町の住宅地を選定する。
	8	対象事業実施区域の東側(七左町住宅地)	環境振動	対象事業実施区域東側において、環境保全上配慮が必要な施設として、七左町の住宅地を選定する。
道路交通振動・	1	市道幹線第50号線東側区間沿道	道路交通振動 地盤卓越振動数 交通量等	対象事業実施区域周辺の主要な幹線道路であり、資材運搬等の車両、廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上になると想定される地点として選定する。
	2	市道幹線第50号線西側区間沿道		
	3	市道幹線第59号線南側区間沿道		

注) 調査地点の位置は、図5.3-1(1)、(2)参照。

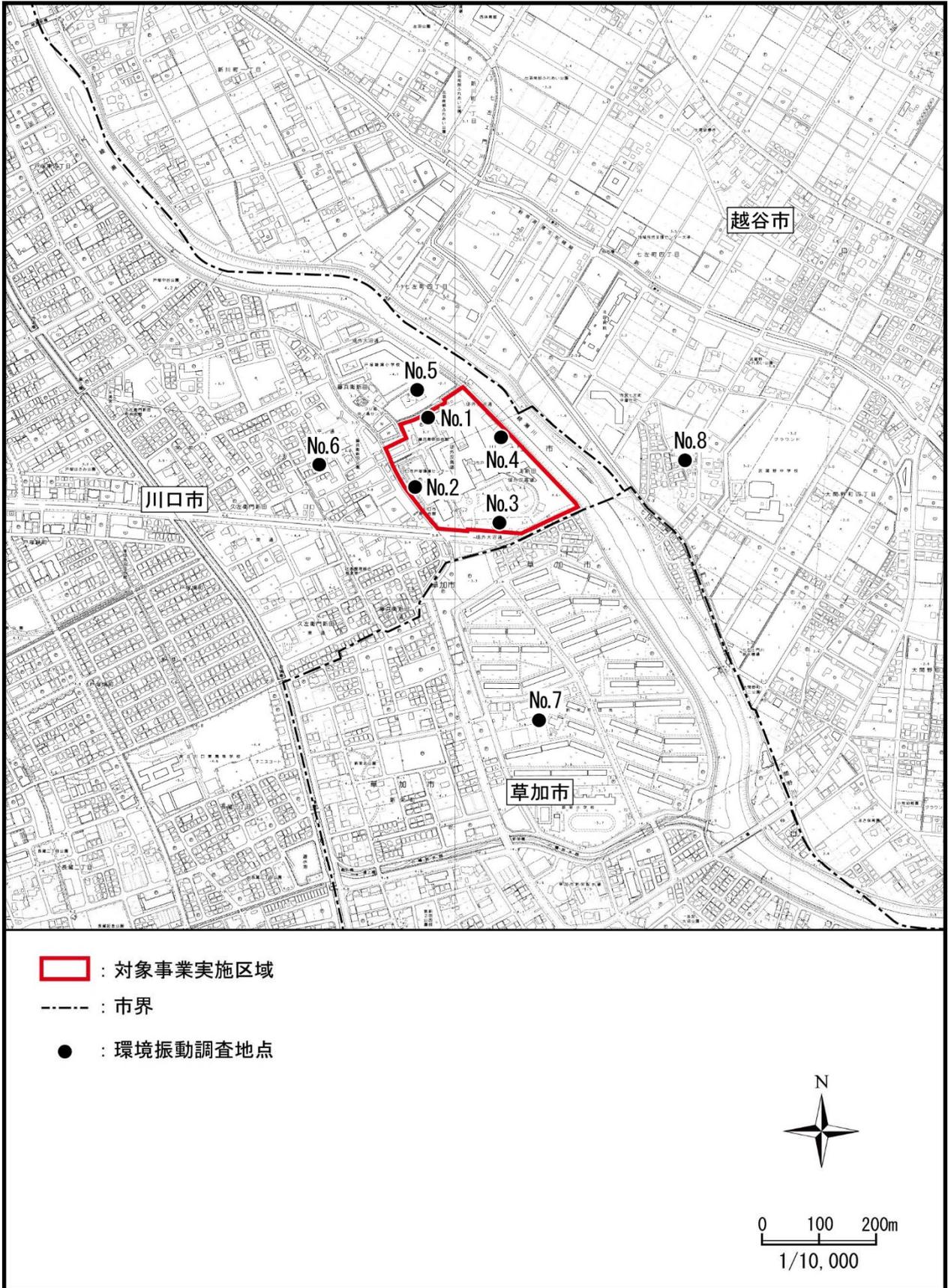


図 5.3-1(1) 調査地点位置図 (環境振動)

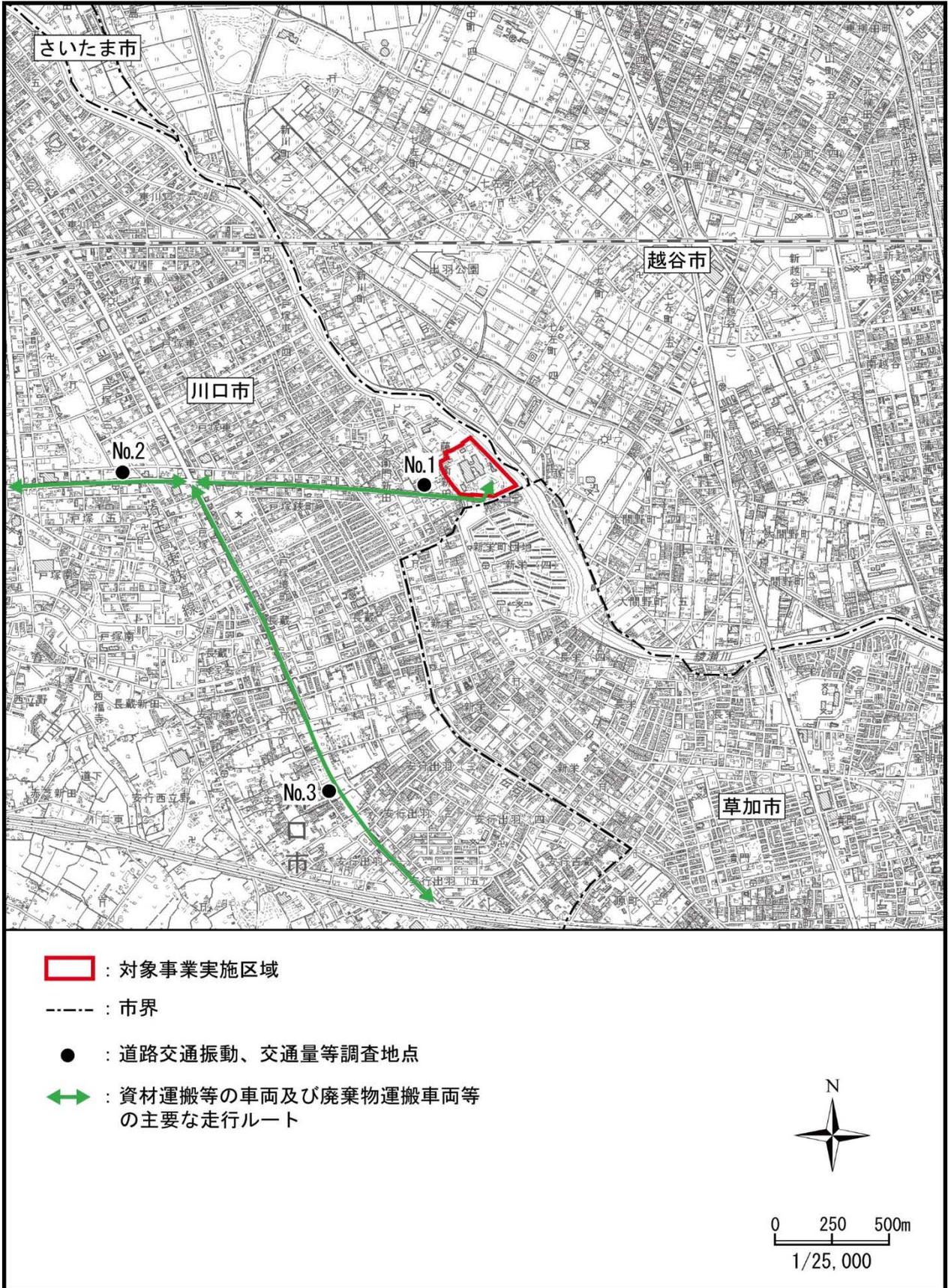


図 5.3-1(2) 調査地点位置図 (道路交通振動等)

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	建設機械の稼働	建設機械の稼働による建設作業振動レベルの変化の程度	1. 予測地域 工事の実施により建設作業振動の影響が及ぶおそれがある想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 敷地境界及び環境振動の現地調査地点とする。	建設機械の稼働台数が最大となる時期	工事計画により、想定される建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、伝播理論式を用いて定量的に予測する。
	資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両の走行による道路交通振動レベル(L ₁₀)の変化の程度	1. 予測地域 工事の実施により道路交通振動の影響が及ぶおそれがある想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 資材運搬等の車両の主要な走行経路上として、道路交通振動の現地調査地点とする。	資材運搬等の車両の走行台数が最大となる時期	工事計画により、想定される資材運搬等の車両台数を設定し「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」(平成25年、国土技術政策総合研究所資料第714号)による道路交通振動の予測式を用いて定量的に予測する。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく特定建設作業振動に係る規制基準 ・「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく道路交通振動の要請限度 	
環境の保全に関する配慮方針	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は実行可能な範囲で、低振動型の機種を使用する。 ・建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 ・建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。 ・建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。
	資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とする。 ・資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。 ・資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の稼働	振動	新施設の稼働による工場振動レベルの変化の程度	1. 予測地域 事業の実施により振動レベルの影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 新施設の単独稼働時は、敷地境界及び環境振動の現地調査地点とする。新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時は、環境振動の現地調査地点とする。	・新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時 ・新施設の単独稼働時 注) 新施設については概ね定常状態となる時期とする。	現地調査結果により、既存施設の振動の発生状況を把握する。また、事業計画により、新施設の稼働に伴い想定される振動発生源等を設定し、伝搬理論式を用いて定量的に予測する。
	自動車等の走行		新施設の稼働時の廃棄物運搬車両等の走行による道路交通振動レベル(L ₁₀)の変化の程度	1. 予測地域 事業の実施により道路交通振動の影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上として、道路交通振動の現地調査地点とする。		事業計画等により、新施設の単独稼働時及び既存施設（西棟）との同時稼働時に想定される廃棄物運搬車両等の走行台数を設定し、「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」(2013年、国土技術政策総合研究所資料第714号)による道路交通振動の予測式を用いて定量的に予測する。

評価の手法		
評価	◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。 ◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「振動規制法」(昭和51年法律第64号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年条例第57号)に基づく特定工場等に係る規制基準 ・「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく道路交通振動の要請限度	
環境の保全に関する配慮方針	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・設備機器は実行可能な範囲で、低振動型の機種を採用する。 ・特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝播を防止する装置等を設置する。 ・各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 ・敷地境界における振動の自主規制値として、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される第1種区域の規制基準値を適用する。
	自動車交通の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤車両を除く廃棄物運搬車両は、原則として土曜日・日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。 ・廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・廃棄物運搬車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。

5.4 悪臭

【調査内容】

調査内容	
悪臭の状況	・臭気指数もしくは臭気の濃度又は特定悪臭物質のうち調査・予測・評価の項目として選定したものの濃度等の状況（アンモニア、メチルメルカプタン等の特定悪臭物質 22 物質、臭気指数）
気象の状況	・風向・風速、大気安定度（日射量、放射収支量）、気温等
大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

【調査手法(1)】

調査項目	現地調査			文献調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
悪臭の状況 特定悪臭物質 22 物質 臭気指数	「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和 47 年環境庁告示第 9 号）、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成 7 年環境庁告示第 63 号）及び「埼玉県生活環境保全条例施行規則別表 14 備考三の規定に基づく悪臭の測定方法」（平成 14 年埼玉県告示第 604 号）に定める方法	1. 調査地域 事業の実施により悪臭の影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域の敷地境界 2 地点（風上・風下）及び対象事業実施区域周辺の住宅地付近 4 地点とする。 （環境大気の調査地点に同じ）	1. 調査時期及び回数 気温が高く悪臭の影響が発生しやすい夏季及び比較対象となる冬季の計 2 回	—

【調査手法(2)】

調査項目	現地調査			文献調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
気象の状況	風向・風速 大気安定度（日射量、放射収支量）、気温等	前掲「5.1 大気質」における地上気象の調査結果を利用する方法	1. 調査地域 事業の実施により悪臭の影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域内1地点とする。 （前掲「5.1 大気質」における地上気象のNo.1（No.1-1、No.1-2）に同じ）	1. 調査時期及び回数 1年間の通年	—
大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	現地踏査による方法	1. 調査地域 悪臭の状況と同じ地域とする。	1. 調査時期及び回数 任意の時期に1回	地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集、整理による。	
その他の事項	既存の発生源の状況 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況				

【現地調査地点一覧】

<悪臭>

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
悪臭の状況	1, 2	対象事業実施区域敷地境界（風上・風下の計2地点）	特定悪臭物質 22物質 臭気指数	対象事業実施区域の現況（既存施設稼働時）の状況を代表する地点として、敷地境界の風上・風下（2地点）を選定する。
	3	対象事業実施区域の北側住宅地		対象事業実施区域の北側の住宅地となる地点として選定する。（川口市）
	4	対象事業実施区域の西側住宅地		対象事業実施区域の西側の住宅地となる地点として選定する。（川口市）
	5	対象事業実施区域の南側住宅地（年間卓越風向の風下側）		対象事業実施区域の南側の住宅地であり、年間卓越風向の風下側となる地点として選定する。（草加市）
	6	対象事業実施区域の東側住宅地		対象事業実施区域の東側の住宅地となる地点として選定する。（越谷市）

注1) 調査地点の位置は、図5.4-1参照。

2) 対象事業実施区域敷地境界の2地点（No.1、No.2）は、測定時の気象条件を確認し、新施設の風上側及び風下側の敷地境界を選定する。

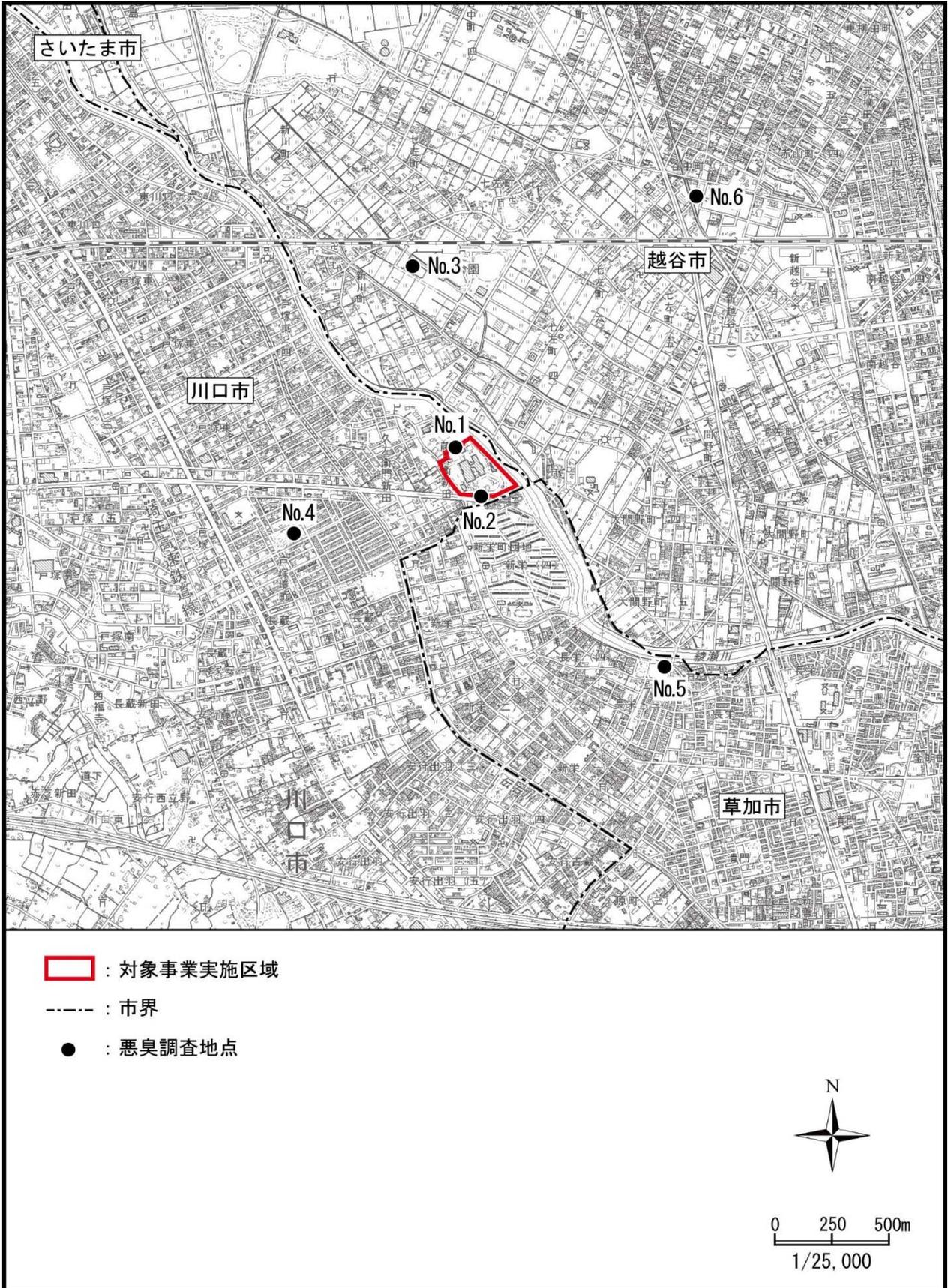


図 5.4-1 調査地点位置図 (悪臭)

【予測及び評価の手法＜存在・供用時＞】

環境影響要因	環境要素	予測の手法				
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法	
存在・供用時	施設の稼働	悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定悪臭物質の濃度の変化の程度 ・ 臭気指数の状況の変化の程度 	1. 予測地域 事業の実施により悪臭の影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 敷地境界及び周辺地域の現地調査地点とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時 ・ 新施設の単独稼働時 注) 新施設については概ね定常状態となる時期とする。	現地調査結果により、既存施設の悪臭の発生状況を把握する。また、類似事例の調査、解析及び環境保全措置の内容を考慮して、定性的に予測する。 また、事業計画等により、新施設の稼働に伴う排ガス量、予測対象の濃度が特定できるものについては、大気拡散モデルにより定量的に予測する。

評価の手法	
評価	◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。 ◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年条例第57号）に基づく敷地境界における規制基準
環境の保全に関する配慮方針	施設の稼働 <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみピット内を密閉して負圧を維持するとともに、当該空気を炉内に送り込むことで焼却脱臭すること、また、エアーカーテンをごみピットの出入口に設置することで、悪臭の漏えい防止に努める。 ・ 臭気の強い夏季等については脱臭装置を稼働させることで、悪臭の漏えい防止に努める。 ・ プラットホーム及び敷地内道路は定期的に清掃するとともに、プラットホーム及びごみピット内への消臭剤散布により悪臭防止に努める。 ・ 既存施設に設置されている方式等を考慮に入れた脱臭装置を設置し、脱臭装置の維持管理を徹底することで悪臭防止に努める。 ・ 悪臭に係る自主規制値は、「悪臭防止法」において規定されるA区域の規制基準値を適用する。

5.5 水質

【調査内容】

調査内容	
公共用水域の水質及び底質の状況	<ul style="list-style-type: none"> 水質…生活環境項目等8項目（生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、全窒素及び全りん、水温、水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数）、健康項目及びダイオキシン類 底質…有害物質（シアン、アルキル水銀、有機リン、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、PCB及びダイオキシン類）
水象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 河川の流量等 河川等の形状、底質の堆積状況
その他の予測・評価に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> 降水量 既存の発生源の状況 水利用及び水域利用の状況

【調査手法(1)】

調査項目	現地調査			文献調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
水質 【平常時】 ・生活環境項目等8項目(BOD、SS、全窒素、全りん、水温、pH、DO、大腸菌群数) ・健康項目 ・ダイオキシン類 【降雨時】 ・SSと合わせて現地確認が可能な濁度、透視度、流量を調査項目とする。	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）、その他環境省の告示又は通知に定める方法、並びに工場排水試験方法（JIS K 0102）に定める水温の調査方法	1. 調査地域 事業の実施により水質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域からの工事時及び供用時の排水の流入が考えられる排水路及び綾瀬川とする。 2. 調査地点 【平常時】 対象事業実施区域からの排水口1地点、排水の流入が考えられる排水路1地点及び綾瀬川2地点の計4地点とする。 【降雨時】 対象事業実施区域からの排水口1地点、排水の流入が考えられる排水路1地点及び綾瀬川1地点の計3地点とする。 注) No.4 地点の降雨時調査は、増水する流れの中での採水、流速測定等の作業に対する安全性を考慮して、実施しないものとする。	1. 調査時期及び回数 【平常時】 4季各1回計年4回 （健康項目及びダイオキシン類は夏季及び冬季の年2回） 【降雨時】 降雨時2回 （濁水の発生が想定される降雨時に、経時変化を把握できる頻度で実施する。） 注) 調査地点は綾瀬川の感潮域にあたるため、満潮時の調査は避ける。	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・公共用水域水質測定結果

【調査手法(2)】

調査項目	現地調査			文献調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
底質	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質 ダイオキシン類 	「底質調査方法について(昭和63年環水管第127号環境庁水質保全局長通知)」、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(平成21年3月改定、環境省)、その他環境省の告示又は通知に定める方法	1. 調査地域 水質の調査地域と同様とする。 2. 調査地点 水質の調査地点と同様とする。 ただし、No.1及びNo.2は底泥が無いことから、調査地点はNo.3及びNo.4の計2地点とする。	1. 調査時期及び回数 夏季及び冬季の年2回	下記の既存測定結果を収集、整理する。 <ul style="list-style-type: none"> 公共用水域底質測定結果
水象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 流量等 河川等の形状、底質の堆積状況 	流量は流路の断面形状及び平均流速から算出する方法(流速は流速計による方法)、河川等の形状、底質の堆積状況は現地踏査による方法	1. 調査地域 水質の調査地域と同様とする。 2. 調査地点 水質の調査地点と同様とする。	1. 調査時期及び回数 流量等は水質と同じ時期及び回数 河川等の形状、底質の堆積状況は水位が低い任意の時期に1回	—
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 降水量 既存の発生源の状況 水利用及び水域利用の状況 	現地踏査による方法(降水量は文献調査のみ)	1. 調査地域 水質と同様の地域とする。	1. 調査時期及び回数 任意の時期に1回	下記の既存測定結果等を収集、整理する。 <ul style="list-style-type: none"> 最寄りの地域気象観測所(越谷地域気象観測所) 地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料

【現地調査地点一覧】

<水質、底質、水象の状況>

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
水質	1	対象事業実施区域からの排水口	水質(平常時、降雨時)、水象の状況	対象事業実施区域から排水路への排水口を選定する。
	2	排水路の綾瀬川合流前	水質(平常時、降雨時)、水象の状況	対象事業実施区域からの排水が流れ込む排水路で、綾瀬川に合流する手前の地点を選定する。
	3	綾瀬川の排水路合流点上流側	水質(平常時、降雨時)、底質、水象の状況	排水路が合流する綾瀬川で、排水路が合流する地点の上流側に位置する綾瀬新橋を選定する。
	4	綾瀬川の排水路合流点下流側	水質(平常時)、底質、水象の状況	排水路が合流する綾瀬川で、排水路が合流する地点の下流側の地点を選定する。

注) 調査地点の位置は、図5.5-1参照。

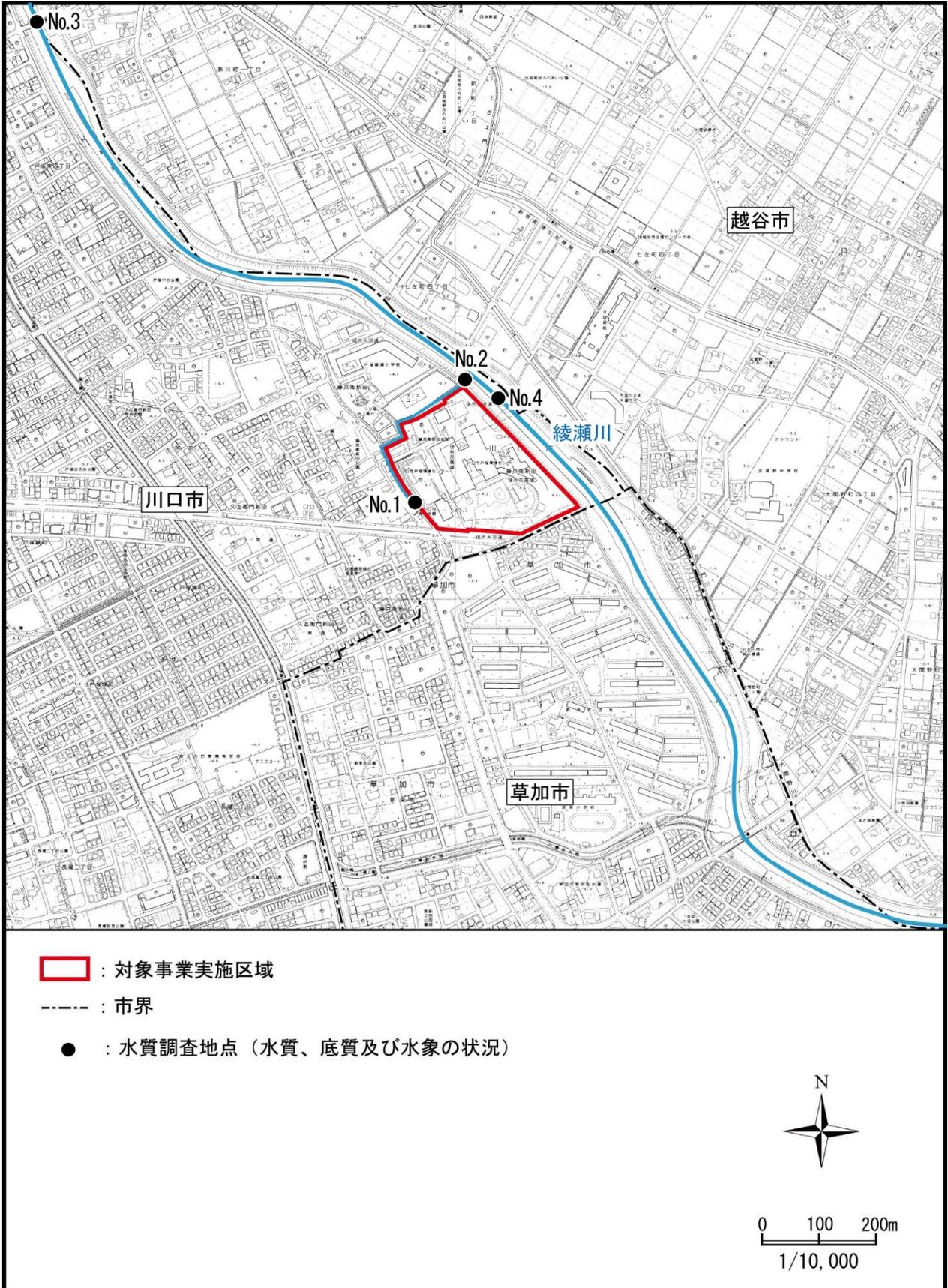


図 5.5-1 調査地点位置図（水質）

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法				
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法	
工事中	造成等の工事	SS	造成等の工事に伴う濁水による SS 濃度の変化の程度	1. 予測地域 工事の実施による水質(SS及びpH)への影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 SS は、仮設沈砂池等からの出口及び排水が綾瀬川と合流した下流側（現地調査地点No.4）とする。 pH は、排水が綾瀬川と合流した下流側（現地調査地点No.4）とする。	造成等の工事による濁水やアルカリ排水の影響が最大となる時期	工事計画及び現地調査結果により、想定される排水量、排水濃度等を設定し、完全混合式による定量的な予測を行う。
		pH	コンクリート工事等に伴うアルカリ排水による pH の変化の程度			工事計画等により、環境保全措置を明らかにすることにより、定性的な予測を行う。

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に基づく環境基準（pH） ・「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年条例第 57 号）に基づく排水基準又は降雨時調査結果（SS）
環境の保全に関する配慮方針	<p>造成等の工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中に発生する濁水は、対象事業実施区域内に仮設沈砂設備を設置することにより、濁水の発生を抑制する。 ・仮設沈砂設備に堆積する土砂の定期的な除去、処理水の SS の適宜測定等により、濁りの除去効果が低下しないよう適切に維持・管理を実施する。 ・シート養生等により、土砂流出の防止に努める。 ・造成工事時には、裸地の出現時間が実行可能な範囲で短くなるよう早期の緑化に努める。 ・コンクリート工事等で発生する排水について、状況に応じて中和処理を実施し、アルカリ排水の排出を抑制する。 ・工事車両の洗車に伴う排水は、油水分離、沈砂、pH 調整等の水処理設備を設置する。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法				
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法	
存在・供用時	施設の稼働	生活環境項目等8項目（BOD、SS、全窒素、全りん等）	1. 予測地域 事業の実施に伴う排水により、水質または底質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 排水が綾瀬川と合流する下流側（現地調査地点No.4）とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時 ・新施設の単独稼働時 注) 新施設については概ね定常状態となる時期とする。	現地調査結果により、既存施設の排水の状況を把握する。また、事業計画により、新施設の稼働に伴い想定される排水量、排水濃度等を設定し、完全混合式等を用いて定量的に予測する。 または、新施設の単独稼働時には、現地調査結果により、既存施設からの排水負荷量を設定し、新施設の稼働に伴い想定される排水負荷量と比較することにより、定量的に予測する。	
		健康項目				健康項目の濃度の変化の程度または排出する負荷量の変化の程度
		ダイオキシン類				ダイオキシン類の濃度の変化の程度または排出する負荷量の変化の程度
		底質（有害物質）			有害物質の濃度の変化の程度または排出する負荷量の変化の程度	水質の予測結果を引用し、定性的に予測する。

評価の手法	
評価	◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。 ◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の水質に係る基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）に基づく環境基準
環境の保全に関する配慮方針	施設の稼働 <ul style="list-style-type: none"> ・新施設の稼働時におけるプラント排水、生活排水及び余熱利用施設の排水は、排水処理施設で処理する。 ・排水処理施設の処理水は、実行可能な範囲で再利用を図った上で、公共用水域に排水する。 ・雨水排水は、雨水調整池に引き込んで流量調整を行い、公共用水域に排水する。 ・排水の水質の自主規制値は、「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される排水基準を適用する。

5.6 地下水

【調査内容】

調査内容	
地下水の水質の状況	・有害項目…地下水の水質汚濁に係る環境基準項目、ダイオキシン類
水象の状況	・綾瀬川の水位または流量 ・地下水の分布、水位、流向
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源の状況 ・降水量 ・水利用及び水域利用の状況

【調査手法(1)】

調査項目	現地調査			文献調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
地下水の水質の状況	<ul style="list-style-type: none"> 環境基準項目 ダイオキシン類 	<p>「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)に定める方法</p>	<p>1. 調査地域 事業の実施により地下水の水質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>2. 調査地点 対象事業実施区域の地下水の流向の上流側及び下流側の計2地点とする。</p>	<p>1. 調査時期及び回数 夏季及び冬季の計2回</p> <p>注) 調査地点に隣接して流れる綾瀬川は感潮域にあたるため、調査は満潮時を避ける。</p>	<p>下記の既存測定結果を収集、整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県地下水の水質測定結果 川口市戸塚環境センター埋設廃棄物等調査委託報告書(平成29年、川口市)
水象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 綾瀬川の水位または流量 地下水の分布、水位、流向 	<p>綾瀬川の流量は前掲「5.5 水質」における現地調査結果を引用する方法、並びに地下水位は自記式水位計による方法</p>	<p>1. 調査地域 地下水の水質と同様の調査地域とする。</p> <p>2. 調査地点 地下水の水位は地下水の水質と同様の調査地点計2地点とする。</p>	<p>1. 調査時期及び回数 地下水の水位は1年間の通年</p>	<p>下記の既存測定結果等を収集、整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 川の防災情報(国土交通省) 川口市戸塚環境センター埋設廃棄物等調査委託報告書(平成29年、川口市)

【調査手法(2)】

調査項目	現地調査			文献調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 降水量 水利用及び水域利用の状況 	聞き取り調査等による方法（降水量は文献調査のみ）	1. 調査地域 地下水の水質と同様の調査地域とする。	1. 調査時期及び回数 降水量は、地下水の水位の調査期間と同じ 水利用及び水域利用の状況は、任意の時期に1回	下記の既存測定結果等を収集、整理する。 <ul style="list-style-type: none"> 最寄りの地域気象観測所（越谷地域気象観測所） 地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料

【現地調査地点一覧】

<地下水の水質>

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
地下水の水質	1	対象事業実施区域敷地境界北西側	地下水の水質	対象事業実施区域の地下水の流向の上流側の敷地境界付近を選定する。
	2	対象事業実施区域敷地境界南東側	地下水の水質	対象事業実施区域の地下水の流向の下流側の敷地境界付近を選定する。

注) 調査地点の位置は、図 5.6-1 参照。

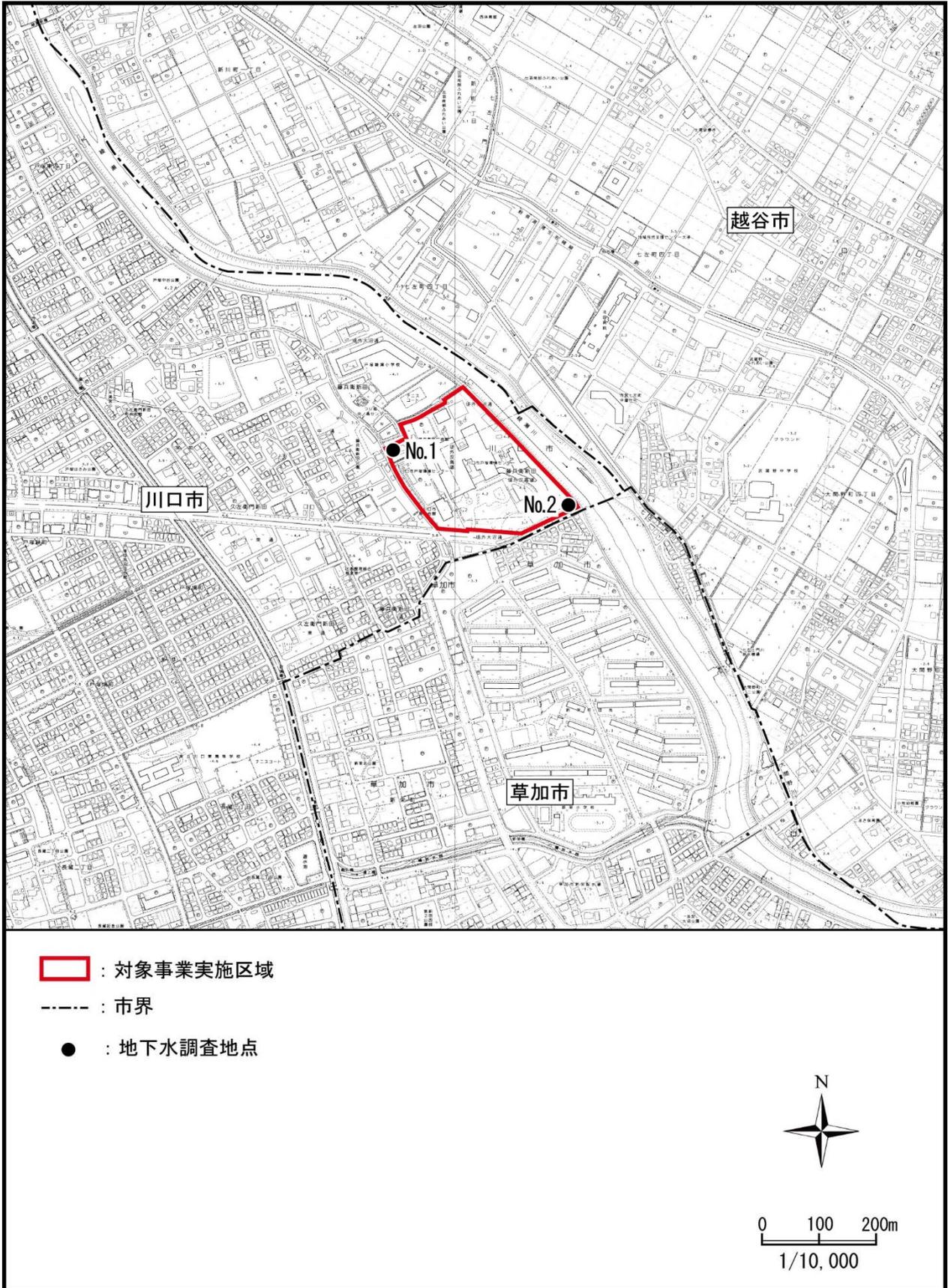


図 5.6-1 調査地点位置図 (地下水)

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	造成等の工事	地下水の水質（環境基準項目、ダイオキシン類）	掘削工事等による土壌及び地下水の攪乱による地下水の水質（環境基準項目、ダイオキシン類）の濃度の変化の程度	1. 予測地域 掘削工事等により地下水の水質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 対象事業実施区域及びその周辺の予測地域全域とする。	掘削工事等による土壌及び地下水の攪乱による地下水の水質への影響が最大となる時期	工事計画及び地下水、土壌の現地調査結果、並びに環境保全措置に基づき、地下水の水質への影響を定性的に予測する。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）に基づく環境基準 	
環境の保全に関する配慮方針	造成等の工事	・現地調査の結果、対象事業実施区域内において地下水の汚染が確認された場合は、関係機関と協議の上、周辺地域に影響を拡散させないよう適切に対処する。

5.7 土壌

【調査内容】

調査内容	
土壌の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌の汚染に係る環境基準項目…カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム等計 27 項目 ・ダイオキシン類
その他の予測・評価に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・水象の状況（地下水の水位、流向、水質の状況） ・気象の状況（降水量） ・対象事業実施区域の土地利用の履歴 ・土地利用状況

【調査手法(1)】

調査項目	現地調査			文献調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
土壌の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準項目 27 項目 ・ダイオキシン類 	「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）、 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）に定める方法	1. 調査地域 事業の実施により土壌への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域内 1 地点とする。（掘削等の土工が想定される範囲）…環境基準項目 27 項目及びダイオキシン類 対象事業実施区域周辺 4 地点（前掲「5.1 大気質」の環境大気の調査地点に同じ）とする。…ダイオキシン類	1. 調査時期及び回数 任意の時期に 1 回	下記の既存測定結果等を収集、整理する。 <ul style="list-style-type: none"> ・川口市戸塚環境センター埋設廃棄物等調査委託報告書（平成 29 年、川口市） ・埼玉県 of の測定結果等

【調査手法(2)】

調査項目	現地調査			文献調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 水象の状況 気象の状況 土地利用の履歴 土地利用状況 現地踏査による方法	1. 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺 2. 調査地点 調査地域全域とする。	1. 調査時期及び回数 任意の時期に1回	下記の既存測定結果等を収集、整理する。 <ul style="list-style-type: none"> 川口市戸塚環境センター埋設廃棄物等調査委託報告書(平成29年、川口市) 戸塚環境センター地質調査委託調査報告書(平成29年、川口市) 最寄りの地域気象観測所(越谷地域気象観測所) 地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料

【現地調査地点一覧】

< 土壌の状況 >

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
土壌の状況	1	対象事業実施区域内	環境基準項目27項目、ダイオキシン類	対象事業実施区域内において造成等の工事範囲と想定される地点として選定する。
	2	対象事業実施区域の北側住宅地	ダイオキシン類	対象事業実施区域の北側の住宅地となる地点として選定する。(越谷市)
	3	対象事業実施区域の西側住宅地	ダイオキシン類	対象事業実施区域の西側の住宅地となる地点として選定する。(川口市)
	4	対象事業実施区域の南側住宅地(年間卓越風向の風下側)	ダイオキシン類	対象事業実施区域の南側の住宅地であり、年間卓越風向の風下側となる地点として選定する。(草加市)
	5	対象事業実施区域の東側住宅地	ダイオキシン類	対象事業実施区域の東側の住宅地となる地点として選定する。(越谷市)

注) 調査地点の位置は、図5.7-1参照。

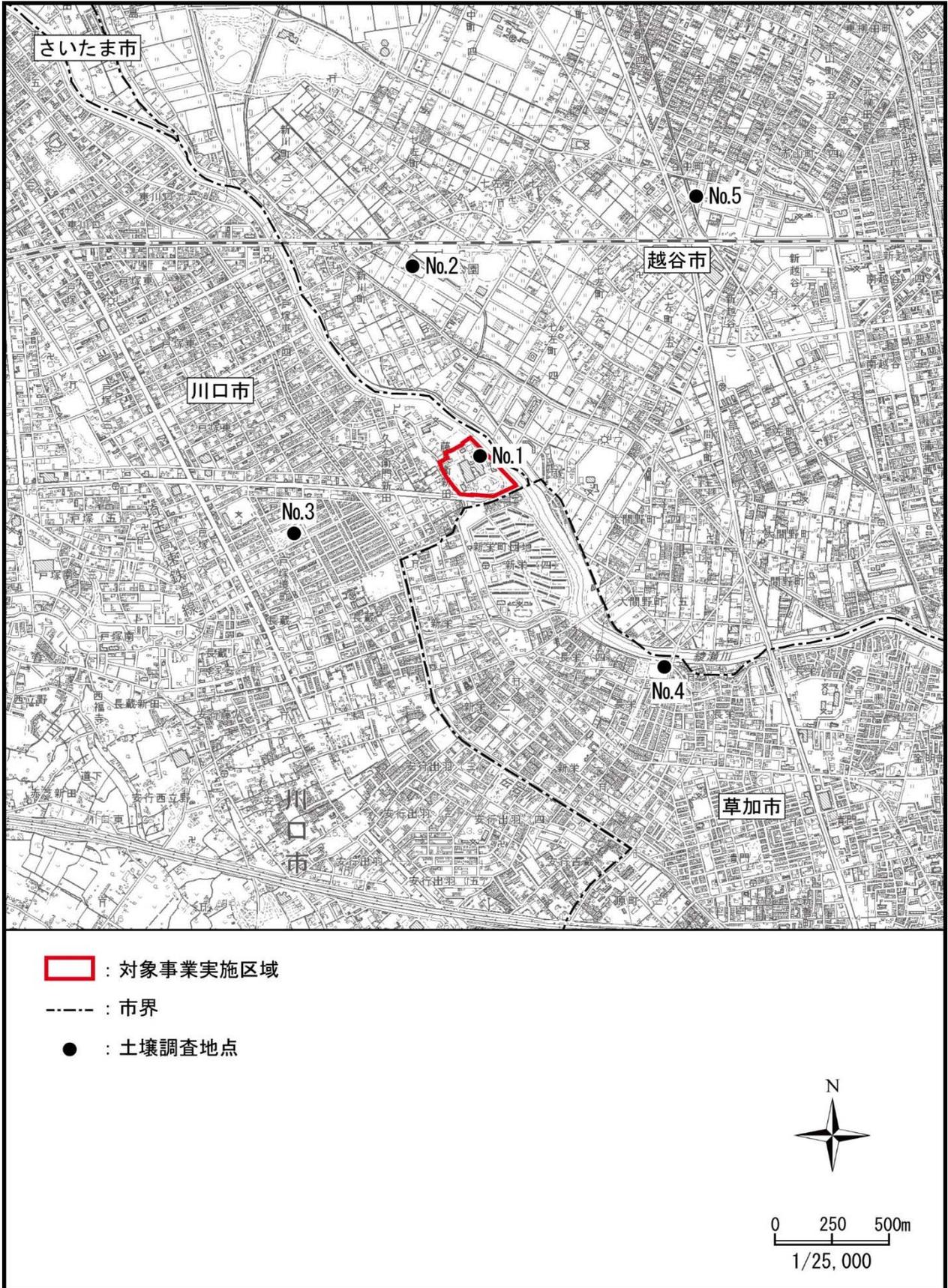


図 5.7-1 調査地点位置図（土壌）

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌の汚染に係る環境基準項目 ・ 土壌中のダイオキシン類 	造成等の工事に伴う土壌中の汚染発生の可能性及びその程度	1. 予測地域 造成等の工事による土壌への影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、対象事業実施区域内とする。 2. 予測地点 対象事業実施区域内の調査地点と同様とする。	造成等の工事による土壌への影響が最大となる時期	工事計画により、想定される造成等の状況を設定し、類似事例の解析または既存知見を基に定性的な予測を行う。

評価の手法		
評価	◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。 ◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・ 「土壌の汚染に係る環境基準」(平成3年環境庁告示第46号)、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)に基づく環境基準	
環境の保全に関する配慮方針	造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に際しては、必要に応じて散水を行い、土壌の飛散の防止に努める。 ・ 建設発生土について、防じんシート、防じんネット等で養生するなど、土壌の飛散の抑制に努める。 ・ 調査の結果、対象事業実施区域内において土壌汚染が確認された場合は、関係機関と協議の上、周辺地域に影響を拡散させないよう適切に対処する。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の稼働 土壌中のダイオキシン類	新施設の稼働に伴うダイオキシン類の土壌中の汚染発生の可能性及びその程度	1. 予測地域 新施設の稼働に伴うばい煙の排出による土壌への影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 対象事業実施区域周辺の現地調査4地点とする。(前掲「5.1 大気質」の環境大気の調査地点に同じ)	・新施設と既存施設(西棟)の同時稼働時 ・新施設の単独稼働時 注)新施設については概ね定常状態となる時期とする。	現地調査結果により、既存施設の影響を含めた土壌の状況を把握する。また、事業計画により、想定されるばい煙の排出条件を設定し、前掲「5.1 大気質」のばい煙の排出における拡散計算結果、類似事例の解析、または既存知見を基に定性的に予測する。

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)に基づく環境基準</p>
環境の保全に関する配慮方針	<p>施設稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新施設の稼働に伴い発生する排ガスは、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される規制基準を遵守するとともに、自主規制値を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。 ・排ガス処理設備を適切に運転・管理を行うことで、排ガス中の大気汚染物質の捕集、除去を行い土壌への沈降、蓄積による汚染の防止に努める。

5.8 動物

【調査内容】

調査内容	
動物相の状況	・ 生息種及び動物相の特徴
保全すべき種の状況	・ 保全すべき種の生息域（特に営巣地、繁殖地、採餌場所等に留意）及び個体数又は生息密度 ・ 生息環境（水象、地形、植生等）

【調査手法(1)】

調査項目	現地調査			文献調査 聞き取り調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
動物	哺乳類	直接観察 フィールドサイン法 トラップ法 無人撮影法	1. 調査地域 対象事業実施区域及び周辺200mの範囲を基本とし、地元 の環境活動が盛んな「綾瀬の 森（通称）」を含めた範囲と する。（図 5.8-1 参照） 2. 調査地点 調査地域全域とする。 小型哺乳類を対象としたト ラップ及び無人撮影装置は、 植栽環境、堤防植生環境の 2 地点に複数設置する。	春季、夏季、秋季、 冬季の年 4 回	下記の既存調 査データ、資料 等を収集、整理 する。 ・ 周辺地区での 既存環境調査 資料 ・ 埼玉県、川口 市他近隣にお ける動植物調 査資料 ・ 対象事業実施 区域及びその 周辺の動物の 生息種及び生 息環境等につ いての聞き取 り調査
	鳥類	任意観察 ラインセンサス法 ポイントセンサス法	1. 調査地域 「哺乳類」の調査地域と同 様とする。 2. 調査地点 調査地域全域とする。 ラインセンサスは主に対象 事業実施区域内の植栽地沿い 及び綾瀬川堤防を通る 2 ルー ト、ポイントセンサスは調査 地域を見渡せる 2 地点とする。	春季、繁殖期、夏 季、秋季、冬季の 年 5 回	
	猛禽類	定点観察法	1. 調査地域 「哺乳類」と同様の調査地 域及び周辺とする。 2. 調査地点 調査地域全域とする。 定点調査は「鳥類」と同じ 2 地点とする。	2 月～7 月の毎月 2 日間連続 年 6 回	
	両生類・ 爬虫類	直接観察	1. 調査地域 「哺乳類」の調査地域と同 様とする。 2. 調査地点 調査地域全域とする。	早春季、春季、夏 季、秋季の年 4 回	

注) 猛禽類調査は、既存文献及び地元環境団体より、対象事業実施区域近傍において、保全すべき種であるチョウゲンボウの生息情報が得られたため実施する。

【調査手法(2)】

調査項目		現地調査			文献調査 聞き取り調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
動物	魚類	捕獲調査	1. 調査地域 対象事業実施区域及び周辺 200m の範囲の綾瀬川とする。	春季、夏季、秋季、 冬季の年 4 回	下記の既存調 査データ、資料 等を収集、整理 する。 ・周辺地区での 既存環境調査 資料 ・埼玉県、川口 市他近隣にお ける動植物調 査資料 ・対象事業実施 区域及びその 周辺の動物の 生息種及び生 息環境等につ いての聞き取 り調査
	底生動物	任意採集 定量採集	2. 調査地点 調査地域内の綾瀬川の上流 端、下流端及び既存施設の排 水が流入する箇所計 3 地点 とする。		
	昆虫類	直接観察 任意採集 トラップ法	1. 調査地域 「哺乳類」の調査地域と同 様とする。 2. 調査地点 調査地域全域とする。 昆虫類を対象としたトラッ プは、植栽環境、堤防植生環 境の 2 地点に複数設置する。	早春季、春季、初 夏季、夏季、秋季 の年 5 回	

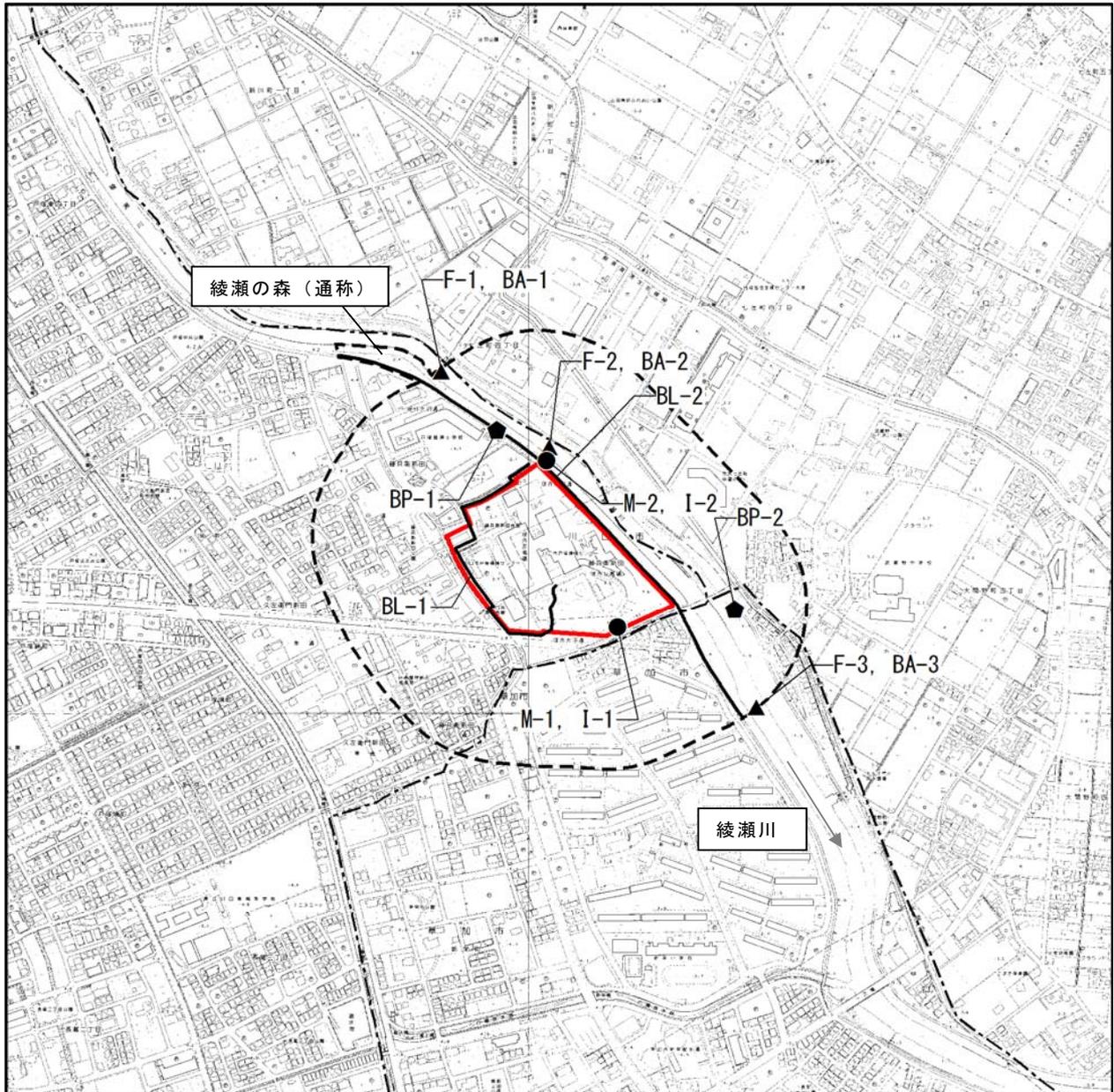
【現地調査地点一覧】

区分	No.	調査対象地等	調査方法	選定理由等
哺乳類	M-1, 2	対象事業実施区域内の植栽環境 (M-1) 及び綾瀬川の堤防植生環境 (M-2)	トラップ法 (シャーメントラップ) 無人撮影法	対象事業実施区域及びその周辺において代表的な環境である植栽環境及び堤防植生環境におけるネズミ類等の小型哺乳類が把握できる地点を設定する。
鳥類	BL-1, 2	対象事業実施区域内の植栽地沿い (BL-1) 及び綾瀬川の堤防 (BL-2)	ラインセンサス法	対象事業実施区域及びその周辺において代表的な環境である植栽環境及び堤防植生環境における鳥類相が把握できるルートを設定する。
	BP-1, 2	調査地域周辺を見渡せる地点 (対象事業実施区域の北側 (BP-1) 及び南側 (BP-2))	ポイントセンサス法	対象事業実施区域の北側及び南側に配置し、対象事業実施区域内の植栽環境や周辺の河川環境等を見渡せる地点を設定する。
猛禽類	BP-1, 2	調査地域周辺を見渡せる地点 (対象事業実施区域の北側 (BP-1) 及び南側 (BP-2))	定点観察法	対象事業実施区域の北方向及び南方向に配置し、調査地域及び周辺を見渡せる地点を設定する。
魚類・底生動物	F-1 BA-1	調査地域の内、綾瀬川の上流端	捕獲調査 任意採集 定量採集	既存施設の排水の放流先である綾瀬川のうち、放流先より上流側の箇所を設定する。
	F-2 BA-2	調査地域の内、既存施設の排水が綾瀬川に流入する箇所		既存施設の排水の放流先である綾瀬川のうち、放流箇所を設定する。
	F-3 BA-3	調査地域の内、綾瀬川の下流端		既存施設の排水の放流先である綾瀬川のうち、放流先より下流側の箇所を設定する。
昆虫類	I-1, 2	対象事業実施区域内の植栽環境 (I-1) 及び綾瀬川の堤防植生環境 (I-2)	トラップ法 (ベイトトラップ、 ライトトラップ)	対象事業実施区域及びその周辺において代表的な環境である植栽環境及び堤防植生環境における昆虫類相が把握できる地点を設定する。

注) 現地調査地点の位置は、図 5.8-1 参照。

区分	調査対象地等	調査方法	選定理由等
哺乳類	対象事業実施区域及び周辺 200m の範囲を基本とし、地元の環境活動が盛んな「綾瀬の森 (通称)」を含めた範囲	直接観察 フィールドサイン法	影響が想定される範囲として、対象事業実施区域及び周辺 200m の範囲を基本とし、地元の環境活動が盛んな「綾瀬の森 (通称)」を含めて設定する。
鳥類		任意観察	
爬虫類・両生類		直接観察	
昆虫類		直接観察 任意採取	

注) 現地調査範囲は、図 5.8-1 参照。



- : 対象事業実施区域
- : 市界
- [- - -] : 調査範囲
- : 哺乳類 (M) ・ 昆虫類 (I) トラップ地点 (2 地点)
- ◆ : 鳥類 (猛禽類) 定点 (BP) (2 地点)
- ▲ : 魚類 (F) ・ 底生動物 (BA) 調査地点 (3 地点)
- : 鳥類ラインセンサスルート (BL) (2 ルート)

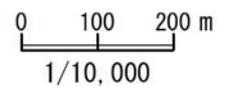


図 5.8-1 動植物調査範囲及び動物調査地点位置図

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中 の建設機械の稼働、資材運搬等の工事	保全すべき種	保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	保全すべき種への影響が最大と考えられる時期	本事業計画による保全すべき種の生息環境の変化の程度を把握したうえで、類似事例または既存知見を参考にして定性的に予測する。

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 動物への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 動物の保全に係る埼玉県、川口市等の計画や指針等により定めた基準及び目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。</p>
環境の保全に関する配慮方針	<p>建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は実行可能な範囲で、排出ガス対策型、低騒音・低振動型等の低公害型の機種を使用する。 ・工事中に発生する濁水について、土砂流出防止対策を講じることにより、濁水の発生を抑制する。 ・対象事業実施区域内に保全すべき種が確認された場合は、必要に応じて改変区域外への移動を容易にする等の環境保全措置を検討する。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の存在	保全すべき種	保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	保全すべき種への影響を的確に把握できる時期	本事業計画による植生及び地形の改変と保全すべき種の生息確認位置との重ね合わせ等により定量的に予測する。

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 動物への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 動物の保全に係る埼玉県、川口市等の計画や指針等により定めた基準及び目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。</p>
環境の保全に関する配慮方針	<p>施設の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域内の植栽、緩衝緑地については、必要に応じて適正な維持管理を行い、動物の生息環境が保たれるよう努める。 保全すべき動物や生息地について環境保全措置を行った場合には、モニタリング調査によりその状況を確認し、必要に応じて追加の措置を検討する。

5.9 植物

【調査内容】

調査内容	
予測評価に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・生育種及び植物相の特徴 ・植生の状況 ・保全すべき種及び保全すべき群落の状況 ・保全すべき種及び保全すべき群落の生育環境 ・緑被率または緑視率等を指標とした緑の量

【調査手法】

調査項目	現地調査			文献調査 聞き取り調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
植 物	植物相	<p>調査地域内を踏査し、出現するシダ植物以上の高等植物を対象として植物相を特徴付ける主要な生育種の有無を目視観察により調査し記録する。</p> <p>保全すべき種が確認された場合、生育個体数、生育環境等を記録する。</p>	<p>1. 調査地域 対象事業実施区域及び周辺 200m の範囲を基本とし、地元の環境活動が盛んな「綾瀬の森（通称）」を含めた範囲とする。 （前掲図 5.8-1、p.5-8-4 参照）</p> <p>2. 調査地点 調査地域全域とする。</p>	<p>春季、初夏、夏季、秋季の年4回</p>	<p>下記の既存調査データ、資料等を収集、整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地区での既存環境調査資料 ・埼玉県、川口市他近隣における動植物調査資料 ・対象事業実施区域及びその周辺の植物の生育種及び生育環境等についての聞き取り調査
	植生	<p>主要な植物群落に調査地点を設定し、ブラウンブランケ法の全推定法による群落コドラート調査を行う。</p> <p>現地踏査による植生の判読と航空写真判読による植生分布の確認を行う。</p> <p>保全すべき群落が確認された場合、生育環境等を記録する。</p>	<p>1. 調査地域 「植物相」の調査地域と同様とする。</p> <p>2. 調査地点 調査地域全域とする。コドラートは植生区分ごとに1～2箇所程度設定する。</p>	<p>夏季の1回</p>	
	緑の量	<p>緑被率は植生調査結果及び空中写真判読等により緑被の区分ごとの分布の把握、緑視率は写真撮影を行い、画面上の緑の割合を計測する。</p>	<p>1. 調査地域 「植物相」の調査地域と同様とする。</p> <p>2. 調査地点 緑視率の調査地点は対象事業実施区域周辺の路上の代表地点に設定する。</p>	<p>緑の量を適切に把握できる春季から秋季までの間に1回</p>	

【現地調査地点一覧】

区分	調査対象地等	調査項目	選定理由等
植物	対象事業実施区域及び周辺 200m の範囲を基本とし、地元の環境活動が盛んな「綾瀬の森（通称）」を含めた範囲	植物相 植生 緑の量	植物相、植生及び緑の量に対する影響が想定される範囲とし、動物の生息基盤となることも考慮して、対象事業実施区域及び周辺 200m の範囲を基本とし、地元の環境活動が盛んな「綾瀬の森（通称）」を含めて設定する。

【予測及び評価の手法＜工事中＞】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	造成等の工事	保全すべき種の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	保全すべき種への影響が最大と考えられる時期	本事業計画による保全すべき種の生息環境の変化の程度を把握したうえで、類似事例または既存知見を参考にして定性的に予測する。
	植生及び保全すべき群落	植生の改変の内容及び程度並びに保全すべき群落の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度		植生及び保全すべき群落への影響が最大と考えられる時期	本事業計画による植生及び保全すべき群落の生育環境の変化の程度を把握したうえで、類似事例または既存知見を参考にして定性的に予測する。

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 植物への影響が事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 植物の保全に係る埼玉県、川口市等の計画や指針等により定めた基準及び目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。</p>
環境の保全に関する配慮方針	<p>造成等の工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中に発生する濁水について、土砂流出防止対策を講じることにより、濁水の発生を抑制する。 ・対象事業実施区域内に保全すべき種が確認された場合は、必要に応じて改変区域外への移植を行う等の環境保全措置を検討する。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の存在	保全すべき種	保全すべき種の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	保全すべき種への影響を的確に把握できる時期	本事業計画及び現存植生図と保全すべき種の生育確認位置との重ね合わせ等により定量的に予測する。
		植生及び保全すべき群落	植生の改変の内容及び程度並びに保全すべき群落の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度		植生及び保全すべき群落への影響を的確に把握できる時期	本事業計画及び現存植生図と保全すべき群落の生育確認位置との重ね合わせ等により定量的に予測する。
		緑の量	緑の量の変化の程度		緑の量の変化を的確に把握できる時期	本事業計画と調査結果との重ね合わせ等により定量的に予測する。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 植物への影響が事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 植物の保全に係る埼玉県、川口市等の計画や指針等により定めた基準及び目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。</p>	
環境の保全に関する配慮方針	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域内の緑地整備に当たっては、周辺地域の樹林等との連続性に配慮し、樹種・草種の選定において郷土種を採用する。 保全すべき植物について移植等の環境保全措置を行った場合には、モニタリング調査によりその状況を確認し、必要に応じて追加の措置の検討を行う。

5.10 生態系

【調査内容】

調査内容	
地域を特徴づける生態系を基盤とする環境単位の区分の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・地形、地質、水系、植生等に基づく環境単位の区分 ・環境単位ごとの動物、植物の種の構成
地域を特徴づける生態系の指標となる着目種の抽出	<p>着目種の抽出に当たっては、動物及び植物の調査結果等により概括的に把握される生態系の特徴に応じて、次の視点から複数の着目種を抽出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生態系の上位に位置する上位性の視点 ・当該生態系の特徴をよく現す典型性の視点 ・特殊な環境の指標となる特殊性の視点
着目種の生態	<ul style="list-style-type: none"> ・着目種の一般的な生態の把握 ・当該地域における個体又は個体群の生態の把握 ・行動圏の広い動物については行動圏及び利用密度、行動圏の狭い動物及び植物については分布域及び分布密度。
着目種と関係種との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・食物連鎖の関係、その他の関係
着目種及び関係する種の生息・生育環境を規定する非生物環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地形・地質、水環境等

【調査手法】

調査項目	現地調査			文献調査 聞き取り調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
生態系	<p>地域を特徴づける生態系</p> <p>動物及び植物の調査結果等の整理を基本とし、必要に応じてその他の既存資料の収集又は現地調査により行う。</p>	<p>1. 調査地域 調査地域は、植物及び動物の調査範囲に準じ、対象事業実施区域及び周辺200mの範囲を基本とし、地元の環境活動が盛んな「綾瀬の森（通称）」を含めた範囲とする。（前掲図5.8-1、p5-8-4参照）</p> <p>2. 調査地点 調査地域全域とする。</p>	<p>動物、植物調査に準じる。</p>	<p>下記の既存調査データ、資料等を収集、整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地区での既存環境調査資料 ・埼玉県、川口市他近隣における動植物調査資料 ・対象事業実施区域及びその周辺の動植物の生息・生育種及び生息・生育環境等についての聞き取り調査

【現地調査地点一覧】

区分	調査対象地等	調査項目	選定理由等
生態系	<p>対象事業実施区域及び周辺200mの範囲を基本とし、地元の環境活動が盛んな「綾瀬の森（通称）」を含めた範囲</p>	<p>地域を特徴づける生態系</p>	<p>対象事業実施区域及び周辺200mの範囲を基本とし、地元の環境活動が盛んな「綾瀬の森（通称）」を含めて設定する。</p>

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中 等搬建設 の等の機 工事の車械 両の稼働 の走行、資 材運成	地域を特徴づける生態系	着目種及び着目種の生息・生育環境への影響の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	着目種及び着目種の生息・生育環境への影響が最大と考えられる時期	本事業計画による着目種及び着目種の生息・生育環境の変化の程度を把握したうえで、類似事例または既存知見を参考にして定性的に予測する。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 生態系への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 動物、植物、生態系の保全に係る埼玉県、川口市等の計画や指針等により定めた基準及び目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。</p>	
環境の保全に関する配慮方針	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は実行可能な範囲で、排出ガス対策型、低騒音・低振動型等の低公害型の機種を使用する。 工事中に発生する濁水について、土砂流出防止対策を講じることにより、濁水の発生を抑制する。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時 施設 の存在	地域を特徴づける生態系	着目種及び着目種の生息・生育環境への影響の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	着目種及び着目種の生息・生育環境への影響を的確に把握できる時期	本事業計画による植生及び地形の改変と着目種の生息確認位置との重ね合わせ等により定量的に予測する。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 生態系への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 動物、植物、生態系の保全に係る埼玉県、川口市等の計画や指針等により定めた基準及び目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。</p>	
環境の保全に関する配慮方針	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域内の植栽、緩衝緑地については、必要に応じて適正な維持管理を行い、動物の生息環境が保たれるよう努める。

5.11 景観

【調査内容】

調査内容	
主要な眺望景観	・眺望の構成要素の状況（遠景、中景、近景ごとの工作物、森林、草地、水面、空等の比率）
主要な眺望地点の状況	・不特定多数の人が利用する眺望地点の位置、利用状況、眺望特性等
その他の予測・評価に必要な事項	・地域の景観特性 ・地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況 ・土地利用状況

【調査手法】

調査項目	現地調査			文献調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
景観	眺望景観 主要な眺望点からの写真撮影を行うとともに、構成、構図、印象、対象事業実施区域の見え方等を整理する。 主要な眺望地点の種類、位置、利用の状況、利用のための施設や交通手段の状況、眺望特性（眺望の内容・広がり・対象事業実施区域が見えるか否か等）、眺望地点としての重要度等を整理する。	1. 調査地域 景観への影響が及ぶおそれのあると認められる地域とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域周辺の5地点を調査地点とする。	季節変化を把握するため、4季（春季、夏季、秋季、冬季）に各1回	地形図、土地利用現況図、史跡文化財の分布状況、観光案内冊子等の資料の収集、整理を行う。

【現地調査地点一覧】

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
景観	1	環境センター南	眺望景観	対象事業実施区域の南側に位置するバス停付近を選定する。（近景として）
	2	北辰病院駐車場		対象事業実施区域の北東側に位置する病院の駐車場を選定する。（中景として）
	3	出羽公園		対象事業実施区域の北側に位置する公園を選定する。（遠景として）
	4	戸塚南公園		対象事業実施区域の西側に位置する公園を選定する。（遠景として）
	5	長蔵記念公園		対象事業実施区域の南西側に位置する公園を選定する。（遠景として）

注）現地調査地点の位置は、図 5.11-1 参照。



図 5.11-1 景観調査地点位置図

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の存在	眺望景観	眺望景観の変化の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 現地調査と同じ地点とする。	施設の完成後	フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較して視覚的に判断できる方法により定性的に予測する。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 景観への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 埼玉県、川口市等が景観の保全に係る計画等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。</p>	
環境の保全に関する配慮方針	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・新施設の外観は、周囲の景観と調和するデザイン、色彩を採用する。 ・対象事業実施区域内の緑化に当たっては、人工的雰囲気を緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。 ・緑地面積は、対象事業実施区域の20%以上を確保する。 ・植樹の構成は、高木、中木、低木を組み合わせ多層構造となるよう配慮する。 ・樹種は、地域の景観等に配慮し、実行可能な範囲で郷土種等を採用する。 ・整備する緑地等については、適切に維持・管理を行う。

5.12 自然とのふれあいの場

【調査内容】

調査内容
自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等
自然とのふれあいの場の利用状況
自然とのふれあいの場への交通手段の状況

【調査手法】

調査項目	現地調査			文献調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等	自然とのふれあいの場の分布及び利用範囲、構成要素（自然、利用施設）の内容・特性、背景となる周辺環境の状況を調査する。	1. 調査地域 自然とのふれあいの場への影響が及ぶおそれがあると認められる地域とする。	自然とのふれあいの場への影響の予測、評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握できる時期
	自然とのふれあいの場の利用状況	自然とのふれあいの場の活動のタイプ、活動場所、活動に使用する資源、活動時間帯、活動季節、活動頻度、利用者数、利用方法を調査する。	2. 調査地点 対象事業実施区域周辺の4地点を調査地点とする。	
	自然とのふれあいの場への交通手段の状況	自然とのふれあいの場への主な交通手段、交通手段の経路、周辺環境条件を調査する。		

【現地調査地点一覧】

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
自然とのふれあいの場	1	綾瀬の森（通称）	<ul style="list-style-type: none"> 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等 自然とのふれあいの場の利用状況 自然とのふれあいの場への交通手段の状況 	対象事業実施区域近傍の自然とのふれあいの場であり、地元の環境活動が盛んである。
	2	桜並木（綾瀬川右岸新栄町団地沿い）		対象事業実施区域近傍の自然とのふれあいの場であり、春に花見が行われている。
	3	戸塚南公園		対象事業実施区域周辺の自然とのふれあいの場である。
	4	戸塚下台公園		対象事業実施区域周辺の自然とのふれあいの場である。

注) 現地調査地点の位置は、図 5.12-1 参照。

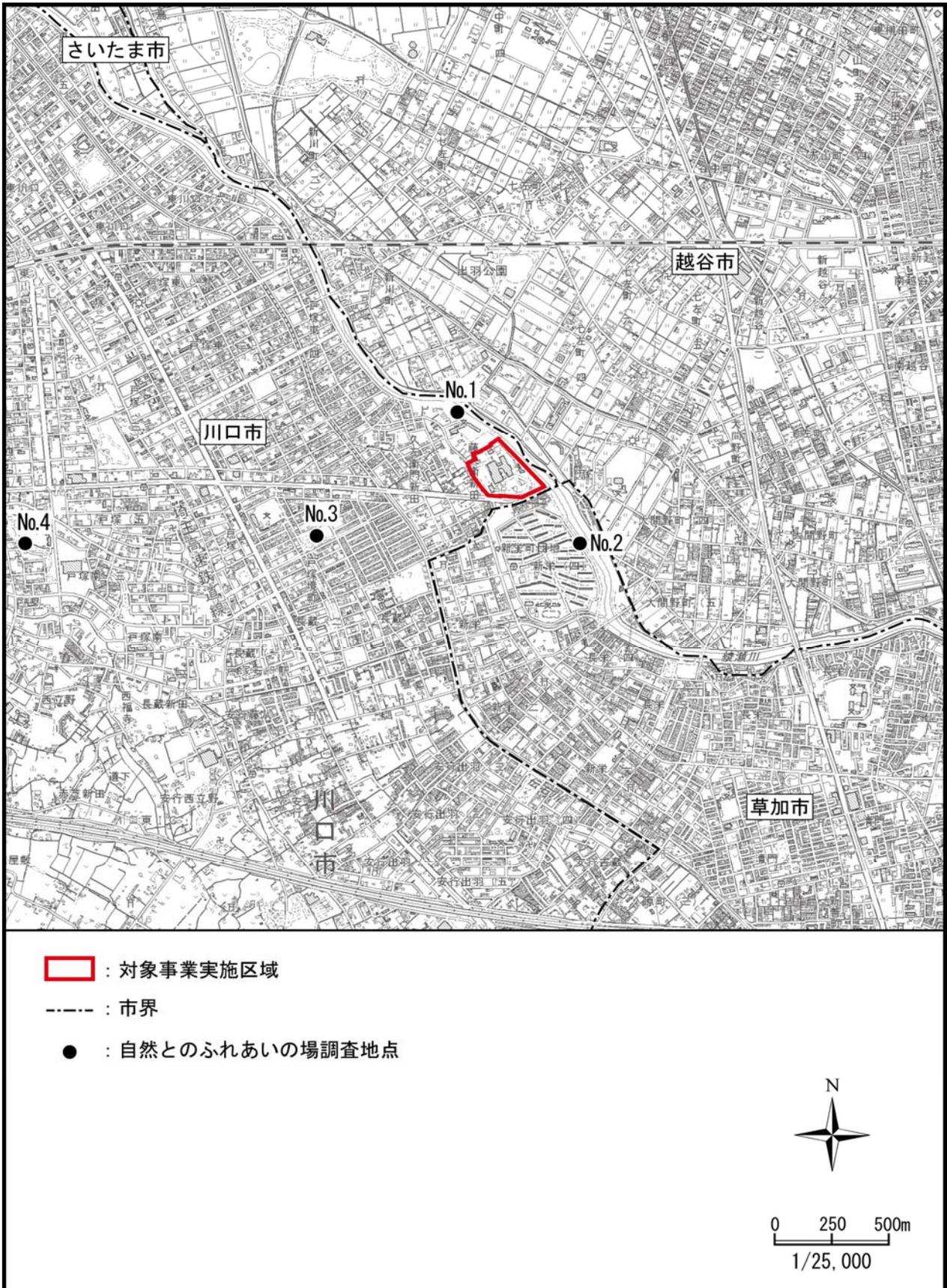


図 5.12-1 自然とのふれあいの場調査地点位置図

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行	自然とのふれあいの場の消滅のおそれの有無又は改変の程度、自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度、並びに自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 現地調査と同じ地点とする。	自然とのふれあいの場への影響が最大と考えられる時期	本事業計画を把握したうえで、類似事例または既存知見を参考にして定性的に予測する。

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 自然とのふれあいの場への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 埼玉県、川口市等が自然とのふれあいの場の保全に係る計画等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。</p>
環境の保全に関する配慮方針	<p>建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は実行可能な範囲で、排出ガス対策型、低騒音・低振動型等の低公害型の機種を使用する。 ・通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とする。 ・資材運搬等の車両が特定の日時や特定の場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設 の存在、 施設の稼働	自然とのふれあいの場の消滅のおそれの有無又は 自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度、並びに 自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 現地調査と同じ地点とする。	自然とのふれあいの場への影響を的確に把握できる時期	本事業計画による 変更と調査結果との重ね合わせ等により定量的に予測する。 また、本施設の稼働計画、 収集、運搬計画を把握したうえで、 類似事例または既存知見を参考にして定性的に予測する。

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 自然とのふれあいの場への影響が、事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 埼玉県、川口市等が自然とのふれあいの場の保全に係る計画等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。</p>
環境の保全に関する配慮方針	<p>施設の存在、施設の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新施設の稼働に伴い発生するばい煙は、「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準を遵守するとともに、自主規制値を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う ・設備機器は実行可能な範囲で、低騒音・低振動型の機種を採用する。 ・通勤車両を除く廃棄物運搬車両は、原則として土曜日・日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。

5.13 日照阻害

【調査内容】

調査内容	
日影の状況	・冬至日における日影となる時刻、時間数等の日影の状況及び日影の影響の程度
その他の予測・評価に必要な事項	・日影の影響を生じさせている地形、工作物等の状況 ・住宅、病院、農耕地等土地利用の状況

【調査手法】

調査項目	現地調査			文献調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
日照阻害	日影の状況	写真撮影	1. 調査地域 冬至日において、日照への影響が及ぶおそれがあると認められる地域とする。 2. 調査地点 冬至日において、日照への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。	冬至日またはその前後の時期に1回	下記の既存資料を収集、整理する。 ・地形図 ・土地利用現況図 ・日影規制図
	日影の影響を生じさせている地形、工作物等の状況	現地踏査			
	日影の影響を受ける可能性のある住宅、病院、農耕地等土地利用の状況				

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	日照阻害	施設の建て替えによる、冬至日における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化及び日影の影響の程度の変化	1. 予測地域 日照への影響が及ぶおそれがあると認められる地域とする。 2. 予測地点 日照への影響が及ぶおそれがあると認められる地点とする。	日照への影響を的確に把握することができる時期として、施設の建て替え後の冬至日	施設の建て替え前後における時刻別日影図及び等時間日影図を作成し、日影の影響を定性的に予測する。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく日影規制</p>	
環境の保全に関する配慮方針	施設の存在	・ 建物の高さ及び煙突の配置等に配慮する。

5.14 電波障害

【調査内容】

調査内容	
電波の発信状況	・チャンネル、送信場所、送信出力、対象事業実施区域との距離等
電波の受信状況	・電界強度、受信画質、希望波と妨害波との比（D/U）水平パターン、ハイトパターン等
その他の予測・評価に必要な事項	・電波受信に影響を生じさせている地形、工作物等の状況 ・住宅等の分布状況 ・電波受信の方法

【調査手法】

調査項目	現地調査			文献調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
電波障害	電波の発信状況	—	1. 調査地域 電波受信への影響が及ぶおそれがあると認められる地域とする。 2. 調査地点 電波受信への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。	— 任意の時期に1回	下記の既存資料を収集、整理する。 ・全国テレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧（日本放送協会・日本民間放送連盟監修、NHK アイテック編） ・地形図 ・土地利用現況図
	電波の受信状況	電界強度測定車による路上調査 ^{注)}			
	電波受信に影響を生じさせている地形、工作物等の状況	現地踏査			
	住宅等の分布状況				
	電波受信の方法				

注) 対象とする電波は、地上デジタル放送、衛星放送等（BS及びCS）とする。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	電波障害	施設の建て替えによる、電波障害の範囲及び電波受信状況の変化の程度	1. 予測地域 電波受信への影響が及ぶおそれがあると認められる地域とする。 2. 予測地点 電波受信への影響が及ぶおそれがあると認められる地点とする。	電波受信への影響を的確に把握することができる時期として、施設の建て替え後	遮蔽障害及び反射障害について理論式により計算し、その結果から障害の範囲及び程度を求める。なお、衛星放送等については、遮蔽障害のみを対象とする。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建造物による受信障害調査要領」（平成 17 年、日本 CATV 技術協会）における受信画面の品質評価基準 	
環境の保全に関する配慮方針	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の高さ及び煙突の配置等に配慮する。 ・地上デジタル放送電波受信の状況が悪化すると予測される地域において発生する受信障害について、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、CATV への加入など適切な対策を実施する。

5.15 廃棄物等

【調査内容及び調査手法】

現地調査は行わない。

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境 影響 要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工 事 中	廃棄物	廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、並びに排出抑制の状況	1. 予測地域 対象事業実施区域内とする。	工事期間中	工事計画に基づき定量的に予測する。
	残土	残土の発生量及び処理の状況	2. 予測地点 予測地域全域とする。		

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下に示す法律等に基づき、工事に伴い発生する廃棄物が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき適正に処理され、また、埼玉県または川口市の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <p>・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）</p>
環境の保全に関する配慮方針	<p>造成等の工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に発生した廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正処理を図るとともに、分別回収を徹底し、実行可能な範囲で減量化及び再利用・再資源化に努める。 ・再生資材及び再利用資材の活用に努める。 ・建設残土について場内での再利用に努め、搬出量を抑制する。 ・工事に際して、施工範囲に埋設廃棄物が確認されるような場合には、埋設廃棄物を除去し、適正な処分を行い、区域外に廃棄物等が拡散しないよう適正な措置を実施する。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の稼働	廃棄物	<p>廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、並びに排出抑制の状況</p>	<p>1. 予測地域 対象事業実施区域内とする。</p> <p>2. 予測地点 予測地域全域とする。</p>	<p>・新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時</p> <p>・新施設の単独稼働時</p> <p>注) 新施設については概ね定常状態となる時期とする。</p>	<p>資料整理により、既存施設の稼働に伴い発生する廃棄物の状況を把握する。また、事業計画により、新施設の稼働に伴い発生する廃棄物の状況を定量的に予測する。</p>

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 施設の稼働に伴い発生する廃棄物が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき適正に処理され、また、埼玉県または川口市の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>
環境の保全に関する配慮方針	<p>施設の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働に伴い発生する廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化に努める。

5.16 温室効果ガス等

【調査内容及び調査手法】

現地調査は行わない。

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中 資材運搬等の稼働、 資材運搬等の車両の走行	温室効果ガス	温室効果ガスの種類ごとの排出量	1. 予測地域 対象事業実施区域内とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	工事期間中	工事計画に基づき、建設機械の稼働や、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定する。
		温室効果ガスの排出量削減の状況			温室効果ガス排出量の削減対策等の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定する。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 埼玉県または川口市の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>	
環境の保全に関する配慮方針	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。 建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制により、燃費の向上に努める。
	資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両は、実行可能な範囲内で低燃費車を使用する。 資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。 資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップの励行等のエコドライブに努める。

【予測及び評価の手法＜存在・供用時＞】

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の稼働、 自動車の走行	温室効果ガス	温室効果ガスの種類ごとの排出量	1. 予測地域 対象事業実施区域内とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時 ・新施設の単独稼働時 注）新施設については概ね定常状態となる時期とする。	資料整理により、既存施設の稼働及び自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定する。 また、事業計画により、新施設の稼働及び自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定する。
			温室効果ガスの排出量削減の状況			資料整理により、既存施設の稼働及び自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量の削減対策の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定する。 また、事業計画により、新施設の稼働及び自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量の削減対策の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定する。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 埼玉県または川口市の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>	
環境の保全に関する配慮方針	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高効率の廃棄物発電を設置する等、蒸気や高温水等の有効活用を図る。 ・ 既存施設における余熱利用施設の建て替えを計画する。新施設として整備する余熱利用施設は、既存施設よりも施設内容を充実させ、規模が大きい施設を整備する。 ・ 再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入を図る。 ・ 断熱性の高い外壁材等の使用に努める。 ・ 長寿命な施設となるよう、建物、設備の維持管理や更新等を適切に行う。
	自動車等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物運搬車両による環境負荷を低減するため、天然ガス収集車の導入を継続するとともに、ハイブリッド収集車をはじめとする次世代自動車に関する情報を収集し、導入を図る。 ・ 廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。 ・ 廃棄物運搬車両等の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップの励行等のエコドライブに努める。

第6章 環境保全についての配慮事項

本事業の計画策定において、本調査計画書策定までの段階で、環境の保全について配慮した事項を以下に示す。

6.1 公的な計画及び指針との整合

埼玉県及び川口市によって策定されている公的な計画等のうち、対象事業に関連するものは表6.1-1に示すとおりである。

これらの公的な計画等に記載される内容のうち、対象事業に関連する内容を抜粋し、対象事業において配慮すべき事項について表6.1-2(1)～(4)及び表6.1-3(1)～(3)に整理した。

表 6.1-1 対象事業と関連のある公的な計画等

自治体	公的な計画等の名称
埼玉県	埼玉県環境基本条例（平成6年12月条例第60号）
	埼玉県環境基本計画（第4次）（変更）（平成29年3月）
	埼玉県国土利用計画（第4次）（平成22年12月）
	埼玉県土地利用基本計画（平成25年2月）
	埼玉県5か年計画（平成29年3月）
	まちづくり埼玉プラン（平成20年3月）
	第8次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成28年3月）
	ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（改訂版）（平成27年3月）
	第2次埼玉県広域緑地計画（平成29年3月）
川口市	第2次川口市環境基本計画（平成23年3月）
	第5次川口市総合計画（平成28年4月）
	川口市都市計画基本方針（平成29年3月）
	川口市景観計画（改訂版）（平成26年12月）
	第6次川口市一般廃棄物処理基本計画（平成25年3月）
	第4次川口市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（平成28年3月）
	川口市地球高温化対策実行計画（区域施策編）（平成23年9月）
	かわぐちグリーン・エネルギー戦略
川口市緑の基本計画（改訂版）（平成20年9月）	

表 6.1-2(1) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（埼玉県）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>埼玉県環境基本条例（平成6年12月条例第60号）</p>	<p>事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス対策型、低騒音・低振動型の機械の採用や、機械・車両の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・新施設は、既存施設における環境保全対策と同程度以上の効果を有する施設とし、適正に運転・管理を実施し、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・ごみの処理に伴って発生する排水は実行可能な範囲内で再利用を図り、対象事業実施区域外への排出を少なくする。
<p>埼玉県環境基本計画（第4次）（変更）（平成29年3月）</p>	<p>21世紀半ばを展望した5つの新たな長期的な目標を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり ・限りある資源を大切にす循環型社会づくり ・恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり ・安心・安全な環境保全型社会づくり ・環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却処理施設から発生する廃熱エネルギーを有効利用して、廃棄物発電、給湯・暖房への利用を図ること、CO₂吸収源として区域内に緑地を整備することにより、低炭素社会の推進に貢献する。 ・廃棄物運搬車への天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等の導入を図り、低炭素社会の推進に貢献する。 ・焼却灰及び焼却飛灰は、既存の処理体系（再資源化を実施したのち、最終処分場で処分）を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、処理・処分方法を検討する。 ・対象事業実施区域周辺の河川、農耕地等への影響をできる限り抑えた計画とする。 ・周辺の緑地環境との連続性に配慮した緑化計画とすることで、周辺環境との一体感を創出する。 ・新施設は、既存施設における環境保全対策と同程度以上の効果を有する施設とし、適正に運転・管理を実施し、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・排出ガス対策型、低騒音・低振動型の機械の採用や、機械・車両の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止、自然環境の保全に努める。

表 6.1-2(2) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（埼玉県）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>埼玉県国土利用計画（第4次） （平成22年12月）</p>	<p>県内の国土利用に関して、ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用の実現に向けて、以下の事項が示されている。</p> <p>【県土利用の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県土の有効利用 ・ 人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・ 安心・安全な県土利用 ・ 多様な主体の参画、計画的な県土利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の戸塚環境センター敷地内での建て替えを実施することで、市有地を効率よく活用する計画である。 ・ 周辺の緑地環境との連続性に配慮した緑化計画とすることで、周辺環境との一体感を創出する。 ・ 新施設は、既存施設における環境保全対策と同程度以上の効果を有する施設とし、適正に運転・管理を実施するとともに、積極的な情報開示を行い、周辺住民から信頼される廃棄物の処理体制を構築する。
<p>埼玉県土地利用基本計画 （平成25年2月）</p>	<p>対象事業実施区域は「県南地域」に属し、市街地の一角に位置する。関連する基本方針は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地の有効活用、歴史的景観の保全 ・ 市街地において、安全で快適な住環境の形成、都市防災機能の向上 ・ 駅を中心として、多様な機能を集積し、集約型都市の形成 ・ 新たな開発に対しては、農業的土地利用や自然環境との調和、乱開発の抑止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の戸塚環境センター敷地内での建て替えを実施することで、新規開発を回避し、市有地を効率よく活用する計画である。 ・ 周辺の緑地環境との連続性に配慮した緑化計画とすることで、周辺景観との一体感を創出する。 ・ 新施設は、既存施設における環境保全対策と同程度以上の効果を有する施設とし、適正に運転・管理を実施し、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。
<p>埼玉県5か年計画（平成29年3月）</p>	<p>県が目指す将来像と、平成29年度からの今後5年間に取り組む施策の体系を明らかにした県政運営の基本となる行政計画であり、分野別施策の体系「V豊かな環境をつくる分野」において、以下の事項が示されている。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続的発展が可能な社会をつくる <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に優しい社会づくり ・ 公害のない安全な地域環境の確保 ・ 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進 <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな自然と共生する社会をつくる <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ みどりの保全と再生 ・ 川の再生 ・ 生物多様性の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ焼却処理施設から発生する廃熱エネルギーを有効利用して、廃棄物発電、給湯・暖房への利用を図ること、CO₂吸収源として区域内に緑地を整備することにより、低炭素社会の推進に貢献する。 ・ 廃棄物運搬車両への天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等の導入を図り、低炭素社会の推進に貢献する。 ・ 焼却灰及び焼却飛灰は、既存の処理体系（再資源化を実施したのち、最終処分場で処分）を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、資源の有効利用と廃棄物の適正処理を図る。 ・ 新施設は、既存施設における環境保全対策と同程度以上の効果を有する施設とし、適正に運転・管理を実施し、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・ 排出ガス対策型、低騒音・低振動型の機械の採用や、機械・車両の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・ 周辺の緑地環境との連続性に配慮した緑化計画とすることで、周辺環境との一体感を創出する。

表 6.1-2(3) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（埼玉県）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
まちづくり埼玉プラン（平成20年3月）	<p>将来都市像を実現していくため、「安心・安全」「環境」を前提として、3つのまちづくりの目標を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトなまちの実現 ・地域の個性ある発展 ・都市と自然・田園との共生 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却処理施設の廃熱エネルギーを利用した余熱利用施設を整備し、地域の憩いの場、地域住民の健康増進に資する施設とする。 ・周辺の市街地景観及び田園景観との調和に配慮した緑地の整備、施設の外観への配慮を図り、良好な景観形成に資する施設とする。
第8次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成28年3月）	<p>「廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会」の実現に向け、循環型社会の形成を目指す方向性として、目標を達成するための4つの柱を掲げ施策を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3Rの推進 ・廃棄物の適正処理の推進 ・環境産業の育成 ・災害廃棄物対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰及び焼却飛灰は、既存の処理体系（再資源化を実施したのち、最終処分場で処分）を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、資源の有効利用と廃棄物の適正処理を図る。 ・廃棄物の適正処理を推進し、積極的な情報開示を行い、周辺住民から信頼される廃棄物の処理体制を構築し、施設を整備、運営する。 ・災害廃棄物の処理を見込んだ施設規模とする。
ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（改訂版）（平成27年3月）	<p>県内の温室効果ガスの削減に際し、以下の削減目標と7つの方向性が示されている。</p> <p>【温室効果ガスの削減目標】 2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量を2005年比21%削減する。</p> <p>【温暖化対策の7つのナビゲーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素型で活力ある産業社会づくり ・低炭素型ビジネススタイルへの転換 ・低炭素型ライフスタイルへの転換 ・低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換 ・低炭素で潤いのある田園都市づくり ・豊かな県土を育む森林の整備・保全（CO₂吸収源対策） ・低炭素社会への環境教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却処理施設から発生する廃熱エネルギーを有効利用して、廃棄物発電、給湯・暖房への利用を図ること、CO₂吸収源として区域内に緑地を整備することにより、低炭素社会の推進に貢献する。

表 6.1-2(4) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（埼玉県）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>第2次埼玉県広域緑地計画（平成29年3月）</p>	<p>県内の広域緑地計画に関連して、以下の事項が示されている。</p> <p>【緑の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」 <p>【緑の将来像の実現に向けた基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の将来像を実現するため、緑のネットワーク形成方針に基づいて、埼玉の緑を守り育てる。 ・都市における「身近な緑」の機能を今後、一層、県民が十分に享受できるようにする。 <p>【緑のネットワーク形成方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緑の核（コア）」をいかす ・「緑の拠点（エリア）」をつくる ・「緑の形成軸（コリドー）」でつなぐ <p>【地形別の緑のあり方（低地）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広大な水田を代表とする農地を基調として、河川・水路、屋敷林や社寺林等が一体となった田園景観のような緑を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の緑地環境との連続性に配慮した緑化計画とすることで、周辺環境との一体感を創出する。 ・周辺の田園景観との調和に配慮した緑地の整備、施設の外観への配慮を図り、良好な景観形成に資する施設とする。

表 6.1-3(1) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（川口市）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>第2次川口市環境基本計画（平成23年3月）</p>	<p>望ましい将来の環境像の実現に向けた、環境の保全及び創造に関する施策として、9つの個別目標を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球環境にやさしい、低炭素なまちにします。 ・空気のきれいな、落ち着いたあるまちにします。 ・きれいな水の流れるまちにします。 ・有害化学物質による汚染のないまちにします。 ・人と自然が共生するまちにします。 ・歴史や文化の息づく、美しく魅力のあるまちにします。 ・ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用をすすめます。 ・協働して環境共生都市をつくりまします。 ・主体的に環境学習をすすめます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却処理施設から発生する廃熱エネルギーを有効利用して、廃棄物発電、給湯・暖房への利用を図ること、CO₂吸収源として区域内に緑地を整備することにより、低炭素社会の推進に貢献する。 ・廃棄物運搬車への天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等の導入を図り、低炭素社会の推進に貢献する。 ・新施設は、既存施設における環境保全対策と同程度以上の効果を有する施設とし、適正に運転・管理を実施し、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・排出ガス対策型、低騒音・低振動型の機械の採用や、機械・車両の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・周辺の緑地環境との連続性に配慮した緑化計画とすることで、周辺景観との一体感を創出する。 ・焼却灰及び焼却飛灰は、既存の処理体系（再資源化を実施したのち、最終処分場で処分）を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、資源の有効利用と廃棄物の適正処理を図る。 ・廃棄物の適正処理を推進し、積極的な情報開示を行い、周辺住民から信頼される廃棄物の処理体制を構築し、施設を整備、運営する。
<p>第5次川口市総合計画（平成28年4月）</p>	<p>平成28年度からの10か年計画であり、将来都市像を実現するために定められた「めざす姿」の「IV都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”において、以下の事項が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな水と緑に親しめる空間の創出 ・環境の保全と創造 ・廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進 <p>また、地域別計画において、戸塚地区は、「豊かな水と緑が調和した住環境の創出を図りながら、本市の“北の玄関口”として、にぎわいと交流のあるまちをめざします。」としている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新施設は、既存施設における環境保全対策と同程度以上の効果を有する施設とし、適正に運転・管理を実施し、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・排出ガス対策型、低騒音・低振動型の機械の採用や、機械・車両の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・周辺の緑地環境との連続性に配慮した緑化計画とすることで、周辺景観との一体感を創出する。 ・焼却灰及び焼却飛灰は、既存の処理体系（再資源化を実施したのち、最終処分場で処分）を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、資源の有効利用と廃棄物の適正処理を図る。 ・廃棄物の適正処理を推進し、積極的な情報開示を行い、周辺住民から信頼される廃棄物の処理体制を構築し、施設を整備、運営する。

表 6.1-3(2) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（川口市）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
川口市都市計画基本方針（平成29年3月）	<p>都市づくりの目標が示されているほか、地域別のまちづくり方針として、戸塚地域は、以下の方針が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東川口駅周辺のまちづくり ・戸塚安行駅周辺のまちづくり ・緑の環境と調和した住宅地の形成 ・都市機能を支える交通体系づくり ・親しみのある水辺の環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の緑地環境との連続性に配慮した緑化計画とすることで、周辺景観との一体感を創出する。 ・新施設は、既存施設における環境保全対策と同程度以上の効果を有する施設とし、適正に運転・管理を実施し、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。
川口市景観計画（改訂版）（平成26年12月）	<p>景観形成上の課題に基づく景観形成の基本的な考え方として、目指すべき景観の姿として以下が示されている。</p> <p>【自然系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな台地と活気のある平坦地の景観 ・まちをつなぐ水と緑の軸の景観 <p>【歴史系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史や文化を伝える歴史的な景観 <p>【都市系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・にぎわいのある駅周辺の景観 ・にぎわいのある都心地域とうるおいのある緑化産業地域の景観 ・緩やかな秩序を持った幹線道路・鉄道沿線の軸の景観 ・まちや地域の顔となる公共施設、情報・産業施設の景観 <p>【眺望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な眺めが得られる荒川や台地上からの眺望景観 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の緑地環境との連続性に配慮した緑化計画とすることで、周辺景観との一体感を創出する。 ・新施設は、既存施設における環境保全対策と同程度以上の効果を有する施設とし、適正に運転・管理を実施し、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。
第6次川口市一般廃棄物処理基本計画（平成25年3月）	<p>ごみ処理基本計画の施策として、以下が示されている。</p> <p>【3Rの一層の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リデュース（発生抑制）の推進 ・リユース（再使用） ・リサイクル（再資源化）の推進 <p>【適正処理の一層の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬体制の整備・充実 ・一般廃棄物処理施設の整備・充実 ・最終処分場の確保 <p>【その他の施策等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意識啓発・まち美化の推進 ・災害発生時の処理・処分 	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰及び焼却飛灰は、既存の処理体系（再資源化を実施したのち、最終処分場で処分）を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、資源の有効利用と廃棄物の適正処理を図る。 ・事業者として、廃棄物を適正処理するとともに、積極的な情報開示を行い、周辺住民から信頼される廃棄物の処理体制を構築し、施設を整備、運営する。 ・災害廃棄物の処理を見込んだ施設規模とする。

表 6.1-3(3) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（川口市）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>第4次川口市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（平成28年3月）</p>	<p>市民・事業者の取り組みを促進するための重点行動計画として、以下の計画が示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコライフDAY[※]の取り組みの拡大 ・建物、設備、機器の省エネ化と再生可能エネルギー利用の促進 ・低公害車と公共交通機関、自転車利用を主体とした持続可能な交通・移動体系の構築 ・水と緑のネットワーク化と風の道づくり ・協働による取り組みの推進 ・低炭素都市づくりの具体化に向けた調査・計画の策定 <p>※年に1日、各地域ごとに定めた日に参加者に地球高温化防止と環境のことを考えた生活をしてもらい、その成果を減らせた二酸化炭素量などの形でまとめ、発表する取り組み。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却処理施設から発生する廃熱エネルギーを有効利用して、廃棄物発電、給湯・暖房への利用を図ること、CO₂吸収源として区域内に緑地を整備することにより、低炭素社会の推進に貢献する。 ・廃棄物運搬車への天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等の導入を図り、低炭素社会の推進に貢献する。

6.2 回避または低減の配慮を図るべき地域または対象地域

6.2.1 法律または条例の規定により指定された地域

自然環境の保全等を目的とした法令等の規定による指定地域について、対象事業実施区域及びその周辺地域（対象事業実施区域の周囲 3km 以内の地域のうち対象事業実施区域を除く範囲）における指定状況を表 6.2-1(1)～(2)に整理した。

対象事業実施区域は、特定猟具使用禁止区域（銃）、河川保全区域、地下水採取規制区域、都市地域、市街化区域及び景観計画区域に指定されている。

表 6.2-1(1) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象		指定の有無		関係法令等	
		対象事業実施区域	周辺地域		
自然保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	○	埼玉県立自然公園条例
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産		×	×	世界遺産条例
	緑地	近郊緑地保全区域	×	○	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさと緑の景観地	×	○	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	○	
		特定猟具使用禁止区域（銃）	○	○	
		指定猟法禁止区域	×	×	ラムサール条約
登録簿に挙げられている湿地の区域	×	×			
国土防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	土砂災害警戒区域	×	○	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	○	○		
	地下水採取規制区域		×	○	工業用水法
		○	○	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
		○	○	埼玉県生活環境保全条例	

注) ○：指定がある場合 ×：指定がない場合

表 6.2-1(2) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象		指定の有無		関係法令等
		対象事業実施区域	周辺地域	
土地利用関係	都市地域	○	○	国土利用計画法
	市街化区域	○	○	都市計画法
	市街化調整区域	×	○	
	その他都市計画区域における用途地域	×	×	
	農業地域	×	○	国土利用計画法
	農用地区域	×	○	農業振興地域の整備に関する法律
	農業振興地域	×	×	
	森林地域	×	○	国土利用計画法
	国有林	×	×	森林法
	地域森林計画対象民有林	×	○	
	保安林	×	×	
文化財保護	史跡・名勝・天然記念物等 (国指定・県指定・市指定・国登録)	×	○	文化財保護法
		×	○	埼玉県文化財保護条例
		×	○	川口市文化財保護条例
		×	○	さいたま市文化財保護条例
		×	×	草加市文化財保護条例
景観保全	景観計画区域	×	○	越谷市文化財保護条例
		○	○	川口市景観形成条例・ 川口市景観計画(改訂版)

注) ○：指定がある場合 ×：指定がない場合

6.2.2 その他配慮すべき地域

対象事業実施区域及びその周辺地域（対象事業実施区域の周囲 3km 以内の地域のうち対象事業実施区域を除く範囲）には、表 6.2-2(1)～(2)に示すとおり、法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布がみられる。

表 6.2-2(1) 配慮されるべき地域とその分布

区 分	配慮されるべき地域	対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無	
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域への影響の回避又は低減に努めること。	×	著しく環境が悪化し、又は悪化のおそれのある地域は分布しない。
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存在する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域に、環境の保全対象となる施設や住居が分布する。
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域等への影響の回避又は低減に努めること。	×	閉鎖性水域等は分布しない。
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水への影響の回避又は低減に努めること。	×	水道水源水域及び湧水池は分布しない。
	水田、ため池、農業用水路等の保水機能への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域に水田、農業用水路が分布する。
	現状の地形を活かし、土地の改変量抑制に努めること。	×	新たな土地の改変は行わない。
	重要な地形、地質及び自然現象への影響の回避又は低減に努めること。	×	重要な地形、地質は分布しない。
	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域への影響の回避又は低減に努めること。	×	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域は分布しない。
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めること。	○	貴重な種が生息・生育している可能性がある。
	原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保護上特に重要な地域への影響の回避又は低減に努めること。	×	生態系保護上特に重要な地域は分布しない。
	動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること。	○	貴重な種の生息・生育空間が分布している可能性がある。

○：対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在している。

×

△：対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在しないが、周辺地域において存在している。

表 6.2-2(2) 配慮されるべき地域とその分布

区 分	配慮されるべき地域	対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等、埼玉県の原因風景や特色ある情景を形作っている景観への影響の回避又は低減に努めること。	×
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避又は低減に努めること。	△
	すぐれた自然の風景地等、人が自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。	×
	水辺や身近な緑等、地域住民が日常的に自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。	△
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気への影響の回避又は低減に努めること。	△
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努めること。	○
	温室効果ガス等の排出抑制に努めること。	○
	温室効果ガスの吸収源整備に努めること。	○

○：対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在している。

×

△：対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在しないが、周辺地域において存在している。

6.3 対象事業の立地の回避が困難な理由

6.3.1 対象事業実施区域において対象事業を実施することが必要な理由

川口市では、平成12年4月から現在まで、一般ごみを戸塚環境センター西棟及び朝日環境センターの2施設で焼却処理している。このうち戸塚環境センター西棟は、2つの焼却炉がそれぞれ平成2年及び平成6年に竣工し、平成22年度から施設の大規模改修工事を実施し施設の延命化を図ったものの、平成39年度前後に再び更新時期を迎える予定である。このため川口市では、戸塚環境センター西棟に代わる一般ごみの焼却処理施設として、現在廃炉となっている戸塚環境センター東棟を建て替えることとした。

また、川口市のすべての粗大ごみの破碎選別処理を行っている戸塚環境センター粗大ごみ処理施設は、昭和50年に竣工してから40年以上が経過し、施設全体の老朽化が進んでいるため、戸塚環境センター粗大ごみ処理施設についても、併せて建て替えることとした。

そこで川口市は、戸塚環境センターにおける新たな一般ごみ及び粗大ごみの処理施設の整備に向けて、川口市戸塚環境センター施設整備基本構想を平成29年3月に策定した。この構想において、新施設を整備するための基本的な考え方や課題を整理し、新施設の基本方針及び各種諸元の検討方針を定めている。

川口市の将来ごみ排出量は、将来推計人口及びごみ排出量の見込みから、現状維持から微増傾向になることが予想されるため、既存のごみ処理施設全体の処理能力以上となる施設を整備する必要はないものと考えられる。また、都市化が進む川口市においては、ごみ処理施設の建設用地を新たに確保することが困難な状況となっている。

このような状況を踏まえ、川口市では、既存のごみ処理施設用地を活用し、図6.3-1に示すストックマネジメント（既存施設の運営・管理）の考え方に基づき、計画的に施設の保全、改修等を行いながら、必要な処理能力を確保することとした。

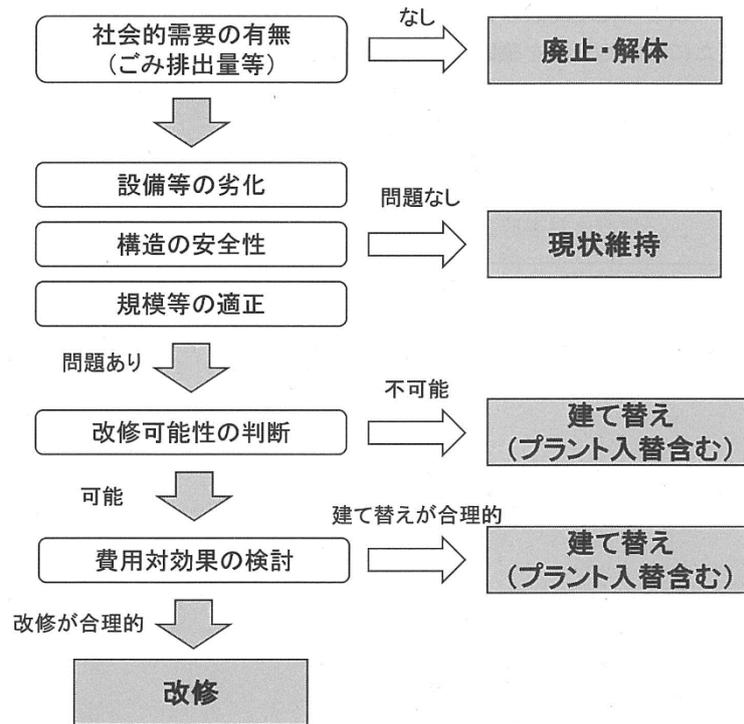


図 6.3-1 スtockマネジメントの考え方

6.3.2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

本事業は、前項で示したとおり、ストックマネジメント（既存施設の運営・管理）の考え方に基づき、計画的に施設の保全、改修等を行う方針であることから、新たな場所に、新たな施設を整備することは計画していない。このため対象事業実施区域の変更は困難である。

6.4 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

計画策定の段階において、前掲表 6.2-1(1)～(2) (p. 6-9～10 参照) 及び前掲表 6.2-2(1)～(2) (p. 6-11～12 参照) に示した内容を考慮し、対象事業による影響の回避または低減措置について検討を行った。

検討結果は、表 6.4-1 に示すとおりである。

表 6.4-1 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

区 分	調査計画書段階までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮方針	配慮が困難な事項及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	特になし	対象事業実施区域周辺に学校、住宅等が分布することから、これら保全対象となる施設や住居への影響の回避または低減に努める。 対象事業実施区域周辺に分布する水田、排水路等の保水機能への影響の回避または低減に努める。	特になし
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	特になし	現地調査により、対象事業実施区域及びその周辺地域において貴重な種が確認された場合は、その生息・生育環境への影響の回避・低減に努め、また、生息・生育空間の分断の回避に努める。	特になし
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	特になし	地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境、水辺や身近な緑等の地域住民が日常的に自然とふれあう場、国、県又は市指定の文化財への影響の回避または低減に努める。	特になし
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	二酸化炭素の吸収源対策として、緑地帯を整備する。	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。 温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収源対策として、対象事業実施区域内の緑化に努める。 温室効果ガス（二酸化炭素）の発生源対策として、高効率な機器の導入、省エネルギー建築の促進、二酸化炭素排出量原単位の小さい低公害車の導入促進に努める。	特になし

環境に影響を及ぼす地域に関する基準に
該当すると認められる地域を記載した書類

平成30年1月

川 口 市

第 1 章 事業者の名称及び住所

1.1 事業者の名称及び代表者

(名 称) 川口市

(代表者) 川口市長 奥ノ木 信夫

1.2 主たる所在地

埼玉県川口市青木 2 丁目 1 番 1 号

第2章 対象事業の目的及び概要

2.1 対象事業の名称

(1) 名称

川口市戸塚環境センター施設整備事業

(2) 対象事業の種類

廃棄物処理施設の設置（埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第1 第6号）

2.2 対象事業の目的

川口市では、現在まで一般ごみを戸塚環境センター西棟（処理能力 300t/日）及び朝日環境センター（同 420t/日）の2施設で焼却処理している。このうち、戸塚環境センター西棟は、2つの焼却炉がそれぞれ平成2年及び平成6年に竣工し、平成22年度から平成24年度にかけて大規模改修工事を実施した。この工事は、施設の寿命を15年延長することを目標に実施したものであり、戸塚環境センター西棟の主要設備は、平成39年度前後に再び更新時期を迎える予定である。このため、川口市では、戸塚環境センター西棟に代わる一般ごみの処理施設として、現在廃炉となっている戸塚環境センター東棟を建て替えることにしたものである。

また、川口市のすべての粗大ごみの破碎選別処理を行っている戸塚環境センター粗大ごみ処理施設は、昭和50年に竣工してから40年以上が経過し、施設全体の老朽化が進んでいるため、戸塚環境センター粗大ごみ処理施設についても、併せて建て替えることにしたものである。

2.3 対象事業の概要

(1) 対象事業実施区域の位置

対象事業実施区域の住所は、以下に示す川口市戸塚環境センターであり、既存施設を含めた敷地面積は約5.2haである。

住所：埼玉県川口市大字藤兵衛新田290番地（戸塚環境センター）

(2) 対象事業の規模

既存施設及び新施設の規模等は、表 2-1 に示すとおりである。

表 2-1 対象事業の規模等

項目		既存施設	新施設
ごみ焼却 処理施設	規模	300t/日 (150t/日×2 炉)	285t/日 (142.5t/日×2 炉 ^{注)})
	稼働時間	24 時間稼働	24 時間稼働
粗大ごみ 処理施設	規模	75t/日	26t/日
	稼働時間	5 時間/日稼働	5 時間/日稼働

注) 新施設の炉数は 2 炉が有力であるが、現時点では未定であり、今後決定する予定である。

(3) 対象事業の実施期間

本事業に係る新施設供用までの全体工程は、表 2-2 に示すとおりである。

平成 32 年度まで環境影響評価の手続きを実施したのち、平成 33 年度～平成 34 年度に既存施設の排水処理施設及び煙突等の解体工事、平成 34 年度～平成 35 年度に新粗大ごみ処理施設の建設工事を実施し、平成 36 年度に新粗大ごみ処理施設を供用開始する計画である。

また、平成 36 年度～平成 38 年度に既存施設の東棟ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の解体工事、平成 37 年度～平成 39 年度に新ごみ焼却処理施設の建設工事を実施し、平成 40 年度に新ごみ焼却処理施設を供用開始する計画である。

なお、既存施設の西棟ごみ焼却処理施設は、川口市が有する 2 箇所のごみ焼却処理施設のうちの 1 つである朝日環境センターの大規模改修に伴い、同センターで焼却処理している一般ごみを受け入れるため、同センターの大規模改修が終了する平成 41 年度まで引き続き稼働する計画である。

表 2-2 全体工程

項目	平成 32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度
環境影響評価手続き	→										
既存施設（排水処理施設、煙突等）解体工事		←	→								
新粗大ごみ処理施設の建設工事			←	→							
新粗大ごみ処理施設の供用											→
既存施設（東棟ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設）の解体工事					←	→					
新ごみ焼却処理施設の建設工事						←	→				
新ごみ焼却処理施設の供用											→
既存施設（西棟ごみ焼却処理施設）の稼働											→

注) 実施期間は、現在の予定であり、変更する可能性がある。

第3章 環境に影響を及ぼす地域

3.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、埼玉県環境影響評価条例施行規則第三条の規定における「環境に影響を及ぼす地域に関する基準」に基づき、“対象事業が実施される区域の周囲3km以内の地域”を基準として設定するものとする。

3.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図3-1に示すとおり、以下の4市の一部が含まれる。

- ・埼玉県 川口市
- ・埼玉県 さいたま市
- ・埼玉県 草加市
- ・埼玉県 越谷市

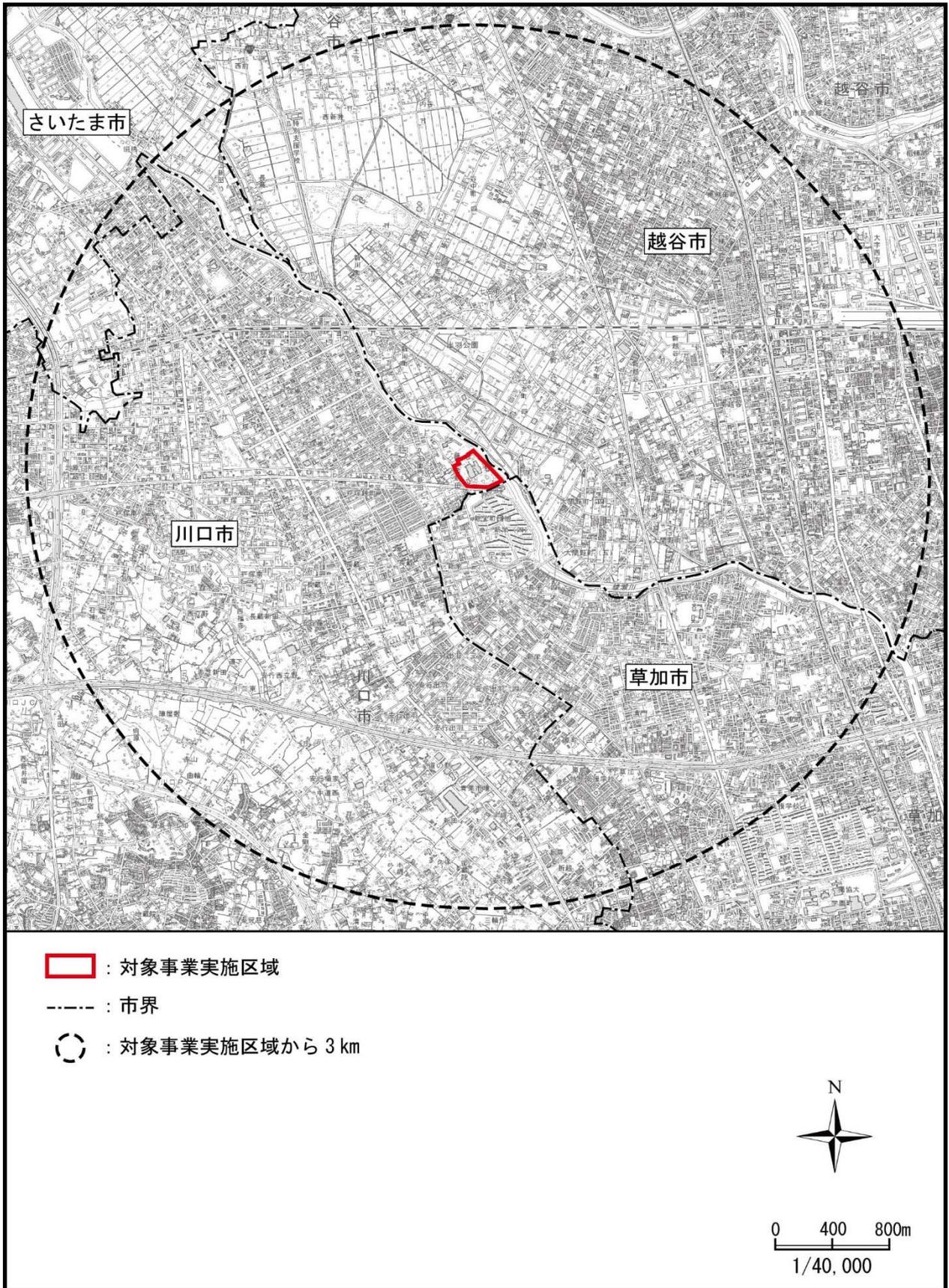


図 3-1 環境に影響を及ぼす地域

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25,000 を複製したものである。(承認番号 平 29 情複、第 1066 号) この地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要がある。

本書は、再生紙を使用しています。